〔防災関係機関・協力団体〕

○ 防災関係機関及び連絡先一覧

1　諏訪市及びその出先機関

機　関　名	所　在　地	電話番号	所　管　課
諏訪市役所	諏訪市高島 1-22-30	52-4141	危機管理室
諏訪市清掃センター	諏訪市上諏訪 13338-111	52-0919	環境課
諏訪市収集管理室	諏訪市湖岸通り 5-12-23	57-4446	
中央アメニティパーク	諏訪市豊田 754-5	78-8745	諏訪市茅野市衛生施設組合
諏訪市保健センター	諏訪市湖岸通り 5-12-18	内線 591	健康推進課
諏訪市福祉作業所さざなみの家	諏訪市清水 3-3663-4	52-3649	社会福祉課
諏訪市ふれあいの家	諏訪市清水町 3-3970-3	57-4567	こども課
諏訪市城南保育園	諏訪市上川 3-2240-1	52-1164	
諏訪市中洲保育園	諏訪市中洲 2570-7	52-3870	
諏訪市こなみ保育園	諏訪市湖南 3210	58-4303	
諏訪市豊田保育園	諏訪市豊田 2428-5	52-1823	
諏訪市四賀保育園	諏訪市四賀 410-1	52-1482	
諏訪市片羽保育園	諏訪市諏訪 1-21-6	52-2304	
諏訪市渋崎保育園	諏訪市渋崎 1801-20	52-5425	
諏訪市赤沼保育園	諏訪市四賀 1806-1	52-1482	
諏訪市神戸保育園	諏訪市四賀 2994	53-7671	
諏訪市角間新田保育園	諏訪市上諏訪 13051-20	58-2337	
諏訪市角間川保育園	諏訪市岡村 2-9-26	52-2242	
諏訪市きみいち保育園	諏訪市中洲 4067-2	58-3976	
諏訪市文出保育園	諏訪市豊田 1324-1	58-5970	
諏訪市城北保育園	諏訪市大和 3-20-20	52-0172	
諏訪市霧ケ峰リフト	諏訪市上諏訪 13338-1	53-1664	観光課
諏訪高島城	諏訪市高島 1-20-1	53-1173	
霧ケ峰キャンプ場	諏訪市上諏訪 13338-1	52-2833	
諏訪湖間欠泉センター	諏訪市湖岸通り 2-208-90	52-8282	
諏訪市公設卸売市場	諏訪市湖南 3873	53-6363	公設市場
諏訪市新井浄水場	茅野市ちの上原 196	72-4743	施設課
諏訪市文化センター	諏訪市湖岸通り 5-12-18	58-4807	生涯学習課
諏訪市図書館	諏訪市湖岸通り 5-12-18	52-0429	
諏訪市立風樹文庫	諏訪市中洲 3289-1	58-1814	
諏訪市美術館	諏訪市湖岸通り 4-1-14	52-1217	

諏訪市博物館	諏訪市中洲 171-2	52-7080	
諏訪市原田泰治美術館	諏訪市渋崎 1792-375	54-1881	
諏訪市公民館	諏訪市湖岸通り 4-1-28	53-6219	
中洲公民館	諏訪市中洲 2847-1	52-1924	
湖南公民館	諏訪市湖南 4038-6	52-0553	
豊田公民館	諏訪市豊田 2591	52-1587	
四賀公民館	諏訪市四賀 804-3	52-0504	
公民館別館	諏訪市湖岸通り 5-12-18	58-5298	
森林体験学習館	諏訪市上諏訪 12968-1	53-9554	

２　教育施設等

機　関　名	所　在　地	電話番号	所　管　課
諏訪市立上諏訪小学校	諏訪市諏訪 2-13-1	52-0101	教育総務課
諏訪市立城南小学校	諏訪市高島 1-29-1	52-0536	
旧城北小学校	諏訪市大和 3-22-1	52-0746	
諏訪市立四賀小学校	諏訪市四賀 4294	52-1136	
諏訪市立豊田小学校	諏訪市豊田 2399	52-1840	
諏訪市立中洲小学校	諏訪市中洲 2372-1	52-1933	
諏訪市立湖南小学校	諏訪市湖南 4567	52-1844	
諏訪市立上諏訪中学校	諏訪市諏訪 2-12-1	52-0745	
諏訪市立諏訪中学校	諏訪市清水 3-3619-3	52-0908	
諏訪市立諏訪西中学校	諏訪市湖南 4982-3	52-1832	
諏訪市立諏訪南中学校	諏訪市中洲 3005	53-5566	
諏訪市武道館	諏訪市高島 1-29-1		スポーツ課
諏訪市霧ケ峰陸上競技場	諏訪市上諏訪 13338-1		
諏訪市霧ケ峰運動場	諏訪市上諏訪 13338-1		
諏訪市霧ケ峰体育館	諏訪市上諏訪 13338-1		
諏訪市霧ケ峰グライダーふれあい館	諏訪市上諏訪 13338-1		
諏訪湖ヨットハーバー	諏訪市高島 3-1201-34 地先	53-2440	
諏訪市諏訪湖スタジアム	諏訪市大字豊田 811-1	57-2811	
諏訪市弓道場	諏訪市高島 2-1202	58-2992	
諏訪市西山運動場	諏訪市大字湖南 3875 他		
諏訪市体育館	諏訪市高島 2-1202	58-2992	
諏訪市元町体育館	諏訪市本町 19-1		

3　消防機関

機　関　名	所　在　地	電話番号	所　管　課
諏訪広域消防本部	岡谷市加茂町1-2-6	0266-21-1190	諏訪広域連合
諏訪消防署	諏訪市上川 3-2505	52-0119	消防課

4　警察機関

機　関　名	所　在　地	電話番号	所　管　課
長野県警察本部	長野市南長野字幅下692-2	026-233-0110	
諏訪警察署	諏訪市湖岸通り 1-13-32	57-0110	
上諏訪駅前交番	諏訪市諏訪 1-1-16	52-1979	
四賀交番	諏訪市大字四賀 2419-1	53-0197	
豊田交番	諏訪市大字湖南 6517	53-7201	
長野県警察高速道路高速警察隊	諏訪市大字中洲 2345	58-2809	

5　自衛隊

機　関　名	所　在　地	電　話　番　号
自衛隊長野地方協力本部	長野市旭町 1108	026-233-2108
陸上自衛隊松本駐屯地	松本市高宮西 1-1	0263-26-2766

6　国の機関

機　関　名	所　在　地	電　話　番　号
国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	長野市鶴賀字中堰 145	026-264-7001
岡谷維持修繕出張所	岡谷市大字小井川 7777	0266-23-5500

7　県の機関

機　関　名	所　在　地	電話番号	所　管　課
長野県危機管理部	長野市大字南長野字幅下 692-2	026-235-7184	危機管理防災課
長野県教育委員会		026-233-2959	教育総務課
長野県議会事務局		026-232-4049	総　務　課
諏訪地域振興局	諏訪市上川 1-1644-10	57-2902	総務管理課
		57-2912	農　政　課
		57-2919	林　務　課
諏訪建設事務所	諏訪市上川 1-1644-10	57-2936	整　備　課
諏訪保健福祉事務所	諏訪市上川 1-1644-10	53-6000	
諏訪湖流域下水道事務所	諏訪市大字豊田字湖畔 1866-1	0266-58-2955	

8　指定地方行政機関及び出先機関

機　関　名	所　在　地	電話番号	所管課
関東財務局長野財務事務所	長野市旭町 1108 長野第 2 合同庁舎 5F	026-234-5123	
関東農政局長野農政事務所	長野市旭町 1108	026-233-2500	
中部森林管理局南信森林管理署	伊那市山寺 1499－1	0265-72-7777	
北陸信越運輸局長野運輸支局	長野市西和田 1-35-4	026-243-4384	
長野地方気象台	長野市箱清水 1 丁目 8-18	026-232-2738	
信越総合通信局	長野市旭町 1108 長野第 1 合同庁舎	026-234-9963	
長野労働局岡谷労働基準監督署	岡谷市神明町 3-14	0266-22-3454	
関東地方整備局長野国道事務所 岡谷維持修繕出張所	岡谷市大字小井川 7777	0266-23-5500	
長野食糧事務所諏訪支所	諏訪市大字上諏訪 1757	53-5121	

９　指定公共機関

機　　関　　名	所　　在　　地	電話番号	所管課
日本郵政(株)諏訪郵便局	諏訪市諏訪 2-11-43	52-8968	
湖南郵便局	諏訪市大字湖南 5885-1	53-0554	
ＪＲ東日本長野支社上諏訪駅	諏訪市諏訪 1-1-18	52-0236	
ＪＲ東日本㈱長野支社上諏訪運転区	諏訪市大手 1-21-5	52-0874	
ＪＲ東日本㈱長野支社上諏訪施設区	諏訪市大手 1-21-5	58-3616	
ＮＴＴ東日本長野支店	長野市新田町 1137-5	026-225-4389	
日本通運(株)長野支店	長野市北石堂町 1374-1	026-227-4140	
中部電力(株)諏訪営業所	下諏訪町西鷹野町 4559-43	0266-27-8282	
中日本高速道路(株)八王子支社 松本保全サービスセンター	松本市島立 1347	0263-47-7515	

１０　指定地方公共機関

機　　関　　名	所　　在　　地	電話番号	所管課
諏訪瓦斯株式会社	諏訪市小和田南 17-5	52-2511	
諏訪バス株式会社	茅野市ちの 3419-6	0266-72-7503	
(公社)長野県トラック協会	長野市大字南長池 710-3	026-254-5151	
信越放送株式会社諏訪放送局	諏訪市高島 3-1201	52-1518	
株式会社長野放送諏訪支局	諏訪市諏訪 1-6-1	53-4532	
テレビ信州株式会社諏訪支局	諏訪市大手 2-17-16	58-2577	
長野朝日放送株式会社諏訪支局	諏訪市諏訪１丁目 6-1	57-0080	
長野エフエム放送株式会社	松本市本庄 1-13-5	0263-33-4400	
エルシーブイ株式会社	諏訪市四賀 821	53-3833	
長野 LP 協会諏訪支部	諏訪市上川 1-1644-10	53-6000	
(社)長野県エルピーガス協会	長野市中御所１-16-13 天馬ビル４Ｆ	026-229-8734	

１１　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機　　関　　名	所　　在　　地	電話番号	所管課
ＪＡ信州諏訪本所	諏訪市四賀 7841	57-8000	
ＪＡ信州諏訪上諏訪営業所	諏訪市諏訪 2-10-5	57-2208	
ＪＡ信州諏訪四賀営業所	諏訪市四賀 822	57-2208	
ＪＡ信州諏訪湖南営業所	諏訪市湖南 3933-1	57-2211	
ＪＡ信州諏訪諏訪支所	諏訪市高島 4-1501-3	57-2208	
ＪＡ信州諏訪諏訪中央支所	諏訪市豊田 2584	57-2211	
ＪＡ信州諏訪中洲営業所	諏訪市中洲 3095	57-2211	
諏訪市医師会	諏訪市湖岸通り 5-12-5	52-0632	
諏訪交通安全協会	諏訪市湖岸通り 1-13-32	57-0110	
諏訪市交通安全協会諏訪支部			支部長宅
諏訪市防火防犯組合連合会	諏訪市上川 3-2505	52-0119	
諏訪市連合婦人会	諏訪市諏訪 1-24-17	58-6664	
諏訪市社会福祉協議会	諏訪市小和田 19-3	52-2508	
諏訪市観光協会	諏訪市上川 1-1662	52-2111	観光課
諏訪市赤十字奉仕団	諏訪市高島 1-22-30	52-4141	諏訪市役所内
諏訪市衛生自治連合会	諏訪市高島 1-22-30	52-4141	諏訪市役所内

１２　医療機関

①　病院・医院

機　　関　　名	所　　在　　地	電話番号
諏訪赤十字病院	諏訪市湖岸通り 5-11-50	52-6111
上諏訪病院	諏訪市大手 1-17-7	52-1650
諏訪城東病院	諏訪市大手 2-3-5	52-3100
こいけこどもクリニック	諏訪市諏訪 1-6-1 アーク諏訪 2 階	75-5047
上諏訪駅前ひろ整形外科	諏訪市諏訪 1-6-1 アーク諏訪 2 階	78-8595
小松整形外科	諏訪市四賀 2417－6	75-2355
長野県諏訪保健所	諏訪市上川 1-1644-10	52-0081
湖南関医院	諏訪市湖南 5928	58-1680
小松内科クリニック	諏訪市中洲 245-18	53-7631
上諏訪眼科クリニック	諏訪市清水 1-8-17	58-8851
いちょう並木クリニック	諏訪市四賀 2417-2	58-5522

こうのハートクリニック	諏訪市中洲 5680-1	78-5810
あるがクリニック	諏訪市湯の脇 2-6-3	78-1235
松本医院	諏訪市清水 2-4-12	52-3247
きみづか整形外科	諏訪市上川 3-2343	78-4001
はやし小児科内科医院	諏訪市湖南大曲 15	53-7888
柳沢医院	諏訪市小和田南 1-3	52-0159
皮フ科わくいクリニック	諏訪市四賀 2258-7 ハッピービル 1Ｆ	75-2231
やざわ虎クリニック	諏訪市高島 1-21-14	57-8300
山口医院	諏訪市諏訪 2-14-32	58-5252
青木産婦人科医院	諏訪市大手 1-18-5	52-0649
渡辺内科クリニック	諏訪市四賀 1770-3	53-6088
五味医院	諏訪市大手 2-4-3	52-1126
諏訪豊田診療所	諏訪市豊田 2434-2	52-1802
吉江内科医院	諏訪市渋崎 1794-1	52-2525
こやま乳腺・甲状腺クリニック	諏訪市城南 1-2557-1	75-5800
宮坂医院	諏訪市元町 4-10	52-1711
塩沢医院	諏訪市大手 2-9-10	52-0038
くぼた耳鼻咽喉科医院	諏訪市高島 1-31-3	57-1187
みやざき皮フ科クリニック	諏訪市高島 4-2021-1	78-0005
小島クリニック	諏訪市上川 3-2205-5	56-1212
小児科ごとうクリニック	諏訪市上川 3-2506-2	58-1115
あおぞらレディス＆マタニティクリニック	諏訪市中洲 5764-1	54-4103
花田眼科	諏訪市城南 2-2453-1	57-8788
清水クリニック	諏訪市湖岸通り 5-13-8	53-1625
なかす内科医院	諏訪市中洲 3467-1	54-2230
岸耳鼻咽喉科医院	諏訪市諏訪 2-1-29	52-2025
きくち泌尿器科クリニック	諏訪市上川 3-2314	78-1045
かりんの里複合福祉施設	諏訪市高島 1-1-11	52-7111
宮坂クリニック諏訪	諏訪市豊田 3101-24	57-2700
高林内科呼吸器クリニック	諏訪市湖岸通り 1-13-11	54-1159
富士見医療福祉センターみづうみ診療所	諏訪市豊田 2400-9	54-2112
清水眼科医院	諏訪市湖岸通り 5-19-10	58-6802

② 歯科医院

機　関　名	所　在　地	電話番号
伊藤歯科医院	諏訪市末広 3-12	52-1890
飯田歯科医院	諏訪市諏訪 2-7-19	52-2019
ますざわ歯科医院	諏訪市諏訪 1-21-13	52-1011
笠原歯科医院	諏訪市諏訪 1-7-4	52-0616
秋山歯科医院	諏訪市湯の脇 1-11-9	58-5271
丸茂歯科医院	諏訪市豊田 1037-2	58-0150
ロッキー歯科医院	諏訪市中洲 3612-4	58-3310
米山歯科医院	諏訪市豊田 2483-5	58-0484
藤森歯科クリニック	諏訪市城南 1-2553-6	52-1182
小林歯科クリニック	諏訪市豊田 261	57-1182
落合歯科医院	諏訪市豊田 2453	53-3800
クリーン歯科医院	諏訪市中洲 5644-1	58-8121
池田歯科医院	諏訪市諏訪 2-2-10	52-0177
宮坂歯科医院	諏訪市大手 1-18-10	58-1805
平林歯科医院	諏訪市大手 1-16-2	52-1741
掘歯科医院	諏訪市湖岸通り 4-5-18	52-1659
こなみ歯科医院	諏訪市湖南 5882-5	54-1678
小口歯科医院	諏訪市高島 1-31-16	52-0475
なごみ歯科クリニック	諏訪市中洲 3245-1	57-6480
根橋歯科医院	諏訪市小和田 6-19	52-1562
中根歯科医院	諏訪市湖岸通り 2-14-12	52-1203
なお歯科クリニック	諏訪市大和 1-24-9	56-1500
湖柳歯科医院	諏訪市湖岸通り 5-17-1	53-0506
正田歯科クリニック	諏訪市湖南 125-1	54-2575
やまびこ歯科診療所	諏訪市沖田町 3-22-2	78-7131
スワン歯科クリニック	諏訪市城南 2-2311-2	78-7730
あおば歯科クリニック	諏訪市高島 1-21-14	54-4300
諏訪矯正・予防歯科４S	諏訪市中洲 421	53-2666

③　薬局・薬店

機　　関　　名	所　　在　　地	電話番号
諏訪スター薬局	諏訪市湖岸通り 156-15	78-1378
大和ファミリー薬局	諏訪市湖岸通り 2-305-1	54-5080
モリヤ薬局	諏訪市湖岸通り 3-8-7	52-0313
リジョイス諏訪薬局	諏訪市湖岸通り 5-1135-11	58-6450
かりん薬局	諏訪市湖岸通り 5-14-12	56-3515
岩波薬局	諏訪市高島 1-21-23	53-1283
橋本屋薬局	諏訪市高島 1-8-15	52-2557
岩波湖畔薬局	諏訪市高島 2-1201-44	54-1873
清風堂さわやか薬局	諏訪市高島 2-1279-3	53-6288
小山薬局	諏訪市四賀 1828	58-2177
片倉薬局	諏訪市四賀 22257-6	58-0529
有限会社　戸田薬局	諏訪市四賀 3049-7	58-4170
しぶさき薬局	諏訪市四賀 1625	58-8978
赤沼ファミリー薬局	諏訪市渋崎 1801-14	57-1333
有限会社　太陽堂薬局	諏訪市小和田 19-10	52-0559
エイコー堂原田薬局	諏訪市小和田南 15-22	58-8040
上川モリキ薬局	諏訪市上川 3-2450-1	56-6755
有限会社　白馬堂薬局	諏訪市諏訪 1-16-1	52-0826
小松薬局	諏訪市諏訪 1-5-26	52-4100
モロズミ薬局	諏訪市諏訪 1-8-9	58-0857
柳町薬局	諏訪市諏訪 2-14-29	56-6505
飯田薬局	諏訪市諏訪 2-6-8	52-3250
大坂屋薬局	諏訪市清水 2-7-22	52-0309
クオール大手薬局	諏訪市大手 1-16-6	56-1150
有限会社　二葉薬局	諏訪市大手 1-3-2	52-1242
大坂屋薬局　湯の脇	諏訪市大和 3-5-7	53-1440
あおぞら薬局	諏訪市湯の脇 2-6-14	54-5151
株式会社　日医調剤　諏訪薬局	諏訪市豊田 263-1	54-2820
片倉フレンド薬局	諏訪市豊田 1243-5	57-2876

１３　新聞社

機　　関　　名	所　　在　　地	電話番号
(株)岡谷市民新聞社	岡谷市本町 3-8-30	0266-23-4445
下諏訪市民新聞社	下諏訪町大社通 3561	0266-27-4444
長野日報社株式会社	諏訪市高島 3-1323-1	52-2000
信濃毎日新聞諏訪支社	諏訪市小和田南 13-6	52-0021
中日新聞諏訪通信局	諏訪市高島 2-1275-9	52-0805

１４　福祉施設

機　　関　　名	所　　在　　地	電話番号
すばらしき仲間たち	諏訪市湖南 4984-1	57-2111
かりんの里	諏訪市湖岸通り 5-11-5	57-5755
ふくろうの森	諏訪市四賀 2398-1	53-5577
掬水	諏訪市豊田 837-1	58-3232
こまくさの森	諏訪市中洲 5294	58-7800
みずうみ	諏訪市豊田 2400-9	54-2111
諏訪城東病院	諏訪市大手 2-3-5	52-3100
ニチイケアセンター四賀	諏訪市四賀 1965-1	54-2181
すわ湖のほとり	諏訪市渋崎 1793-40	53-8240
この街きっず学園	諏訪市四賀 388-7	58-2343

〔災害危険箇所〕

○ 急傾斜地崩壊危険区域

箇　所　名	法指定年月日	面　積（ｈａ）	人　家　数
湯の脇２	昭和 52 年 2 月 21 日	0.4	12
湯の脇	昭和 44 年 12 月 25 日	0.8	160
岡村	昭和 47 年 3 月 27 日 昭和 54 年 5 月 17 日	0.6	14
手長丘下	昭和 44 年 12 月 25 日	2.2	146
岡村２号	昭和 59 年 4 月 19 日	0.4	11
清水町３号	昭和 58 年 12 月 1 日	0.2	13
清水町	昭和 44 年 12 月 25 日	1.2	50
清水町２号	昭和 44 年 12 月 25 日	0.3	8
武津	昭和 44 年 12 月 25 日	0.4	50
大熊	平成 21 年 8 月 20 日	0.9	27
神戸	平成 19 年 7 月 23 日	0.8	19

○ 砂防指定地

支渓名	区　分	区　　域　　（字）	面積(ha)	指定年月日 及び番号
小田井沢川		諏訪市大字湖南 字大熊城下	0.58	昭和 42 年 11 月 30 日 第 39367 号
小田井沢川	要設備地	諏訪市大字湖南 字大熊内山	5.15	昭和 30 年 3 月 28 日 第 292 号
小田井沢川〃		諏訪市大字湖南 字大林 字日向畑 字荒神山	0.13	平成 22 年 3 月 25 日 第 220 号
角間川		諏訪市大字上諏訪 字大見山 字角間澤西 字角間澤東	3.76	昭和 62 年 11 月 19 日 第 1892 号

角間川		諏訪市大字上諏訪 字角間澤西 字角間澤東	3.67	昭和 63 年 11 月 15 日 第 2215 号
角間川		諏訪市大字上諏訪 字鵈鳩 字大見山 字角間澤東 字上御射山平 字御射山平 字角間新田	5.41	平成 2 年 1 月 29 日 第 100 号
唐沢川	要設備地	諏訪市大字湖南 字大熊内山	3.23	昭和 30 年 3 月 28 日 第 292 号
唐沢川		諏訪市大字湖南 字大熊大道上	0.98	昭和 42 年 11 月 30 日 第 3936 号
唐沢川		諏訪市大字上諏訪 字唐沢日影	0.55	昭和 59 年 2 月 24 日 第 216 号
唐沢川		諏訪市大字湖南 字新城 字小澤	0.3	平成 21 年 11 月 13 日 第 249 号
権現沢川	要設備地	諏訪市大字湖南 字大熊権現沢日向	2.19	昭和 30 年 3 月 28 日 第 292 号
権現沢川		諏訪市大字湖南 字湯田	0.65	昭和 36 年 12 月 19 日 第 2829 号
権現沢川		諏訪市大字湖南 字片山 字沢山日向	0.4	平成 21 年 11 月 13 日 第 249 号
細沢		諏訪市大字湖南 字細沢 字大久保 字中之平 字倉間畑	1.8	平成 21 年 11 月 13 日 第 249 号
沢川	要設備地	諏訪市大字湖南 字日向入山	5.98	平成 1 年 11 月 1 日 第 1842 号
芦ヶ沢川		諏訪市大字上諏訪 字一ツ家下	2.43	平成 5 年 8 月 3 日 第 1652 号

千本木川		諏訪市大字上諏訪 字井手ヶ原	4.41	昭和51年1月16日 第56号
滝沢川及び女沢川		諏訪市大字中洲 字城峰	8.28	昭和42年11月30日 第3936号
砥沢川		諏訪市大字湖南 字南本道大那久保	8.52	昭和42年11月30日 第3936号
中沢川	要設備地	諏訪市大字豊田 字内山	1.28	昭和28年7月3日 第1157号
中沢川		〃	0.68	昭和42年11月30日 第3936号
中ノ沢川		諏訪市大字湖南 字本道	6.46	昭和42年11月30日 第3936号
西沢川		諏訪市大字中洲 字風呂壁	4.83	昭和42年11月30日 第3936号
野明沢川		諏訪市大字湖南 字大ミヤマ	7.35	昭和42年11月30日 第3936号
細久保川		諏訪市大字四賀 字細久保面	1.7	昭和59年9月28日 第83号
南沢川		諏訪市大字湖南 字砂河原	4.08	昭和42年11月30日 第3936号
南沢川		諏訪市大字湖南	0.26	平成5年3月2日 第499号

○ 山腹崩壊危険地区

番号	位置		危険地区の危険度判定	面積 ha		人家戸数	公用・公共施設（道路除く）	被災危険度	山腹崩壊危険度
	大字	字		調査地区	危険地区				
1	上諏訪	旧城北小北	A	5	5	23	1	a2	b1
2	上諏訪	一ノ久保	A	8	8	42	2	a2	a1
3	上諏訪	三ノ久保	A	14	13	120	3	a2	a1
4	上諏訪	尾玉	A	14	10	93	2	a2	a1
5	湖南	クマクボ	A	6	6	8	1	a2	a1
6	湖南	後山	A	6	6	12	0	a2	b1
7	中洲	女沢	A	6	5	32	0	a2	a1
8	四賀	桑原	A	6	6	42	0	a2	a1
9	上諏訪	鎌倉	A	3	3	85	0	a2	a1
10	四賀	霧ケ峰	A	2	2	200	0	a2	a1
11	湖南	小栗平	A	3	3	100	0	a2	b1
12	上諏訪	山梨子	A	8	8	53	1	a2	a1
13	上諏訪	日影	A	6	6	55	0	a2	b1
14	上諏訪	大岩平	A	9	9	71	0	a2	a1
15	上諏訪	三ノ久保	B	7	6	3	0	c2	a1
16	南真志野	西沢	A	2	2	100	2	a2	a1
17	有賀	矢の沢	B	2	2	0	0	c2	a1
18	有賀	上野	C	1	1	0	0	c2	b1
19	大見山	大見山	B	1	1	0	0	c2	a1
20	四賀	桑原	A	1	1	70	0	a2	b1

○ 崩壊土砂流出危険地区

番号	位置		危険地区の危険度判定	面積 ha	人家戸数（道路除く）	公用・公共施設	渓流延長（m）	崩壊土砂流出危険度
	大字	字		危険地区				
1	上諏訪	鍛冶足	B	0.6	230	3	400	c1
2	上諏訪	角間東沢	A	2.88	36	2	1200	b1
3	四賀	大深沢	A	3.3	42	2	1100	b1
4	四賀	桑原	B	2.94	45	1	1400	c1
5	四賀	割石通	B	1.68	46	2	800	c1
6	中洲	女沢	B	1.92	26	0	800	c1
7	中洲	滝沢	A	1.08	21	0	600	b1
8	中洲	西沢	A	2.16	23	2	1200	b1
9	湖南	権現沢	A	4.86	32	0	1800	b1
10	湖南	唐沢	A	4.62	21	0	2200	b1
11	湖南	小田井沢	A	3.12	18	1	1300	b1
12	湖南	砥沢	A	3.6	24	0	1500	a1
13	湖南	野明沢	A	2.64	32	3	1100	b1
14	湖南	南沢	A	1.26	21	3	600	b1
15	湖南	中ノ沢	B	5.1	35	0	1700	c1
16	湖南	作石川畑	B	1.45	4	1	300	c1
17	湖南	赤ジッコ	C	5.67	3	0	2100	c1
18	上諏訪	尾玉	B	1.05	93	2	700	c1
19	湖南	男沢	B	0.36	43	0	300	c1
20	上諏訪	唐沢山	A	3.15	50	2	700	b1
21	豊田	南山	C	0.24	0	0	200	b1
22	湖南	日向入山	C	0.12	0	0	100	c1
23	湖南	ロつ窪	C	1.08	0	0	600	b1
24	湖南	佛公博	C	0.3	0	0	200	c1
25		赤津川	B	0.38	3	0	565	a1
26		大和沢	A	0.85	8	2	565	a1
27		三ノ久保	C	0.67	3	0	445	c1

○ 土砂崩落危険箇所

番号	水系名	地区名	所在地	受益戸数	受益面積	管理団体
1		後山	後山	5	1	

○ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

1　土石流

番号	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		図面番号	備考
			人家戸数	面積	人家戸数	面積（㎡）		
1	雨明沢	D04-206-001	139	75,916	0	1,743	1/13	諏訪市９９戸 下諏訪町４０戸
2	山吹沢	D04-206-002	154	90,248	3	871	1/13	諏訪市１５３戸 下諏訪町１戸
3	千本木川	D04-206-003	308	209,400	94	76,755	1/13	
4	渡辺沢	D04-206-004	375	220,427	0	1,369	1/13	
5	上浜沢	D04-206-005	195	102,749	0	89	1/13	
6	鍛冶足沢	D04-206-006	187	79,068	0	597	1/13	
7	郷の沢	D04-206-007	183	52,436	2	488	1/13	
8	湯の脇沢	D04-206-008	156	57,917	－	－	2/13	
9	大見山沢	D04-206-009	16	28,240	2	1,470	4/13	
10	科ノ木一沢	D04-206-010	3	31,150	0	1,120	3/13	
11	畑河原沢	D04-206-011	0	10,590	0	3,430	3/13	
12	科ノ木二沢	D04-206-012	0	27,850	0	890	3/13	
13	科ノ木三沢	D04-206-013	4	232,100	0	7,550	3/13	
14	科ノ木四沢１	D04-206-014	0	128,060	0	3,710	3/13	
15	科ノ木四沢２	D04-206-015	0	126,910	0	920	3/13	
16	科ノ木四沢３	D04-206-016	0	111,350	0	12,760	3/13	
17	科ノ木五沢	D04-206-017	3	59,730	0	13,480	3/13	
18	科ノ木六沢	D04-206-018	3	75,970	0	1,280	3/13	
19	芦倉沢	D04-206-019	0	30,220	0	450	4/13	
20	烏帽子一沢	D04-206-020	34	56,830	0	170	4/13	
21	烏帽子二沢	D04-206-021	23	64,900	0	3,640	4/13	

22	烏帽子三沢	D04-206-022	23	75,570	0	40	4/13	
23	大岩二沢	D04-206-023	102	99,611	0	302	4/13	
24	大岩一沢	D04-206-024	148	142,909	0	479	4/13	
25	矢立二沢	D04-206-025	98	141,273	0	522	4/13	
26	矢立一沢	D04-206-026	83	124,897	0	450	4/13	
27	芦ケ沢	D04-206-027	68	163,184	－	－	4/13	
28	胡桃久保沢	D04-206-028	47	137,094	0	890	4/13	
29	掘久保沢	D04-206-029	22	105,352	0	6,030	4/13	
30	金山沢	D04-206-030	38	162,865	0	3,374	4/13	
31	唐沢川	D04-206-031	103	94,374	0	2,829	2/13	
32	荏久保沢	D04-206-032	107	82,300	0	3,815	2/13	
33	尾玉一沢	D04-206-033	349	246,947	3	2,220	2/13	
34	尾玉二沢	D04-206-034	312	211,883	3	1,925	2/13	
35	福沢川	D04-206-035	308	155,381	31	17,762	2/13	
36	若宮沢	D04-206-036	320	144,868	18	5,968	2/13	
37	清水窪	D04-206-037	138	53,084	0	196	5/13	
38	赤羽根沢	D04-206-038	86	49,093	0	403	5/13	
39	武津沢	D04-206-039	59	35,374	0	414	5/13	
40	細久保川	D04-206-040	111	75,857	－	－	5/13	
41	赤津川１	D04-206-041	158	176,169	0	11,567	5/13	
42	赤津川２	D04-206-042	105	205,115	55	54,570	5/13	
43	赤津川３	D04-206-043	104	192,689	54	59,029	5/13	
44	太夫久保沢	D04-206-044	31	46,760	0	1,035	6/13	
45	桑原一沢	D04-206-045	121	55,393	6	4,096	6/13	
46	桑原二沢１	D04-206-046	173	193,766	37	45,798	6/13	
47	桑原二沢２	D04-206-047	184	197,101	26	43,963	6/13	
48	桑原二沢３	D04-206-048	149	209,024	61	67,727	6/13	
49	山崎久保沢	D04-206-049	126	124,929	0	1,492	6/13	
50	北小路沢	D04-206-050	70	76,201	22	1,062	6/13	
51	鎮守沢	D04-206-051	162	108,331	1	2,181	6/13	
52	南小路沢	D04-206-052	112	219,508	0	3,120	9/13	諏訪市６３戸 下諏訪町４９戸
53	女沢川	D04-206-053	40	33,398	0	217	9/13	

54	滝沢川	D04-206-054	29	32,177	1	6,652	9/13	
55	権現沢川	D04-206-055	70	64,923	85	25,460	9/13	
56	湖南唐沢川	D04-206-056	53	78,577	19	30,483	9/13	
57	小田井沢川	D04-206-057	66	117,045	0	8,242	9/13	基準地点より下流の施設効果量を計上
58	砥沢川	D04-206-058	64	71,960	13	16,934	9/13	
59	福松川	D04-206-059	71	124,258	0	1,709	9/13	
60	南沢川	D04-206-060	158	188,771	0	356	8/13	
61	野明沢川	D04-206-061	188	286,958	33	30,289	8/13	
62	西沢	D04-206-062	179	199,171	0	1,574	8/13	
63	程沢	D04-206-063	151	157,819	0	756	7/13	
64	中ノ沢川	D04-206-064	146	238,415	43	64,569	7/13	基準地点より下流の施設効果量を計上
65	子場沢	D04-206-065	81	159,178	1	4,585	7/13	
66	町屋沢	D04-206-066	262	199,424	2	3,121	7/13	
67	中沢川	D04-206-067	298	308,484	1	10,641	7/13	
68	神子沢	D04-206-068	135	172,006	0	3,171	7/13	
69	狢久保沢	D04-206-069	1	5,606	0	118	10/13	
70	上野菖蒲沢	D04-206-070	2	90,940	0	141,158	10/13	諏訪市２戸 下諏訪町０戸
71	善部入沢	D04-206-071	0	36,353	0	10,194	10/13	
72	下立沢	D04-206-072	0	22,252	0	111	10/13	
73	三枚田沢	D04-206-073	2	25,200	－	－	10/13	
74	鴻の田川	D04-206-074	1	67,389	0	373	11/13	
75	鬼久保川	D04-206-075	9	56,547	0	1,219	11/13	
76	小萱	D04-206-076	0	5,623	1	3,110	12/13	
77	大笹倉	D04-206-077	0	6,974	0	2,760	12/13	
78	小笹倉	D04-206-078	0	16,576	0	7,044	12/13	
79	テツギ久保二沢	D04-206-079	0	9,548	0	62	12/13	
80	テツギ久保一沢	D04-206-080	0	7,080	0	65	12/13	
81	サス	D04-206-081	2	28,563	0	153	12/13	
82	サクセム	D04-206-082	4	7,042	0	4	12/13	
83	サンスケ二沢	D04-206-083	3	6,433	1	1,275	12/13	
84	サンスケ一沢	D04-206-084	9	13,689	0	97	12/13	

85	呑沢	D04-206-085	11	17,653	0	170	12/13	
86	後山菖蒲沢	D04-206-086	7	17,362	2	1,018	12/13	
87	程洞	D04-206-087	14	31,279	0	409	12/13	
88	下程洞	D04-206-088	8	31,320	0	143	12/13	
89	細沢	D04-206-089	6	18,765	0	301	12/13	
90	大赤ジッコ	D04-206-090	0	23,192	0	16,577	13/13	

２　急傾斜地の崩壊

番号	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	人家戸数	面積（㎡）		
1	大和一丁目	K04-206-001	9	23,041	4	12,449	1/9	
2	大和一丁目２	K04-206-002	7	18,962	1	11,224	1/9	
3	大和二丁目	K04-206-003	11	41,467	3	27,343	1/9	
4	大和上１	K04-206-006	0	18,574	0	7,370	1/9	
5	大和上２	K04-206-007	0	29,119	0	19,919	1/9	
6	大和上３	K04-206-008	0	43,021	0	26,985	1/9	
7	大和二丁目２	K04-206-009	2	2,066	1	483	1/9	
8	大和配水池	K04-206-010	0	3,178	1	1,591	1/9	
9	大和配水池２	K04-206-011	2	11,744	0	6,738	1/9	
10	大和三丁目	K04-206-012	0	7,283	0	2,403	1/9	
11	大和三丁目２	K04-206-013	22	44,612	12	31,484	1/9	
12	大和三丁目３	K04-206-014	0	6,330	0	2,948	1/9	
13	大和三丁目４	K04-206-015	19	32,279	5	21,614	1/9	
14	湯の脇一丁目	K04-206-016	0	8,206	6	7,263	1/9	
15	立石	K04-206-017	0	7,924	0	6,444	1/9	
16	立石上	K04-206-018	89	3,529	0	1,009	1/9	
17	立石２	K04-206-019	1	10,445	0	6,087	1/9	
18	湯の脇２号	K04-206-020	9	5,822	3	645	1/9	
19	温泉寺	K04-206-021	11	35,408	0	18,397	1/9	
20	温泉寺上	K04-206-022	4	7,623	0	4,265	1/9	
21	茶臼山	K04-206-024	2	11,058	1	3,815	2/9	
22	茶臼山２	K04-206-025	5	3,289	4	1,179	2/9	
23	湯の脇	K04-206-027	64	38,316	－	－	2/9	

24	湯の脇２	K04-206-028	1	2,809	0	1,309	2/9	
25	湯の脇３	K04-206-029	4	2,185	3	525	2/9	
26	手長丘下	K04-206-030	8	6,328	3	1,776	2/9	
27	手長丘下２	K04-206-031	21	12,793	1	1,011	2/9	
28	手長丘下３	K04-206-032	3	1,809	2	161	2/9	
29	手長丘下４	K04-206-033	7	2,096	3	274	2/9	
30	手長丘下５	K04-206-034	20	8,287	6	1,064	2/9	
31	手長丘上	K04-206-035	137	23,181	1	10,104	2/9	
32	手長丘上２	K04-206-036	2	1,487	1	277	2/9	
33	桜ケ丘下	K04-206-037	25	17,083	12	7,460	2/9	
34	岡村	K04-206-038	11	13,783	4	5,680	2/9	
35	岡村上	K04-206-039	8	5,068	0	－	2/9	
36	岡村二丁目	K04-206-040	22	19,808	6	8,514	2/9	
37	金山下	K04-206-041	14	53,237	6	32,043	1/9	
38	金山	K04-206-042	1	8,595	0	3,673	1/9	
39	金山２	K04-206-043	7	33,257	0	15,486	1/9	
40	角間新田６	K04-206-044	0	4,049	0	1,710	1/9	
41	角間新田５	K04-206-045	4	14,774	0	7,812	1/9	
42	角間新田４	K04-206-046	1	14,257	0	5,705	3/9	
43	角間新田３	K04-206-047	0	1,699	0	626	3/9	
44	角間新田	K04-206-048	9	9,793	2	3,909	3/9	
45	角間新田２	K04-206-049	7	11,512	3	5,259	3/9	
46	蓼の海	K04-206-050	0	5,999	0	4,328	3/9	
47	蓼の海２	K04-206-051	1	13,556	0	5,696	3/9	
48	蓼の海公園	K04-206-052	0	22,412	0	13,136	3/9	
49	蓼の海公園下	K04-206-053	0	3,165	0	1,044	3/9	
50	蓼の海３	K04-206-054	1	17,108	0	8,000	3/9	
51	蓼の海４	K04-206-055	0	13,430	0	5,748	3/9	
52	蓼の海５	K04-206-056	0	21,076	0	9,127	3/9	
53	蓼の海６	K04-206-057	0	15,686	0	7,276	3/9	
54	蓼の海７	K04-206-058	0	1,495	0	398	3/9	
55	蓼の海８	K04-206-061	0	1,017	0	－	3/9	
56	くるみ台	K04-206-067	0	15,438	0	6,317	3/9	
57	金山３	K04-206-068	0	9,797	0	3,648	1/9	
58	金山４	K04-206-069	0	5,117	0	2,915	1/9	
59	金山５	K04-206-070	5	20,839	1	11,452	1/9	

60	緑ヶ丘	K04-206-071	68	23,909	29	15,444	1/9	
61	双葉ヶ丘上	K04-206-072	1	8,646	0	4,012	1/9	
62	阿弥陀寺	K04-206-073	0	4,975	0	2,609	1/9	
63	阿弥陀寺２	K04-206-074	0	11,730	0	7,716	1/9	
64	双葉ヶ丘上２	K04-206-075	5	13,936	0	6,947	1/9	
65	双葉ヶ丘	K04-206-076	6	10,964	5	4,719	1/9	
66	双葉ヶ丘２	K04-206-077	3	5,036	0	2,049	1/9	
67	双葉が丘３	K04-206-078	2	9,295	0	4,608	2/9	
68	双葉ヶ丘４	K04-206-079	2	3,475	2	1,009	2/9	
69	双葉が丘５	K04-206-080	2	34,460	1	21,512	2/9	
70	尾玉町	K04-206-081	12	22,700	1	9,083	2/9	
71	尾玉町２	K04-206-082	3	4,919	7	1,663	2/9	
72	尾玉町３	K04-206-083	1	2,654	1	812	2/9	
73	尾玉町４	K04-206-084	6	6,446	0	1,285	2/9	
74	尾玉町５	K04-206-085	2	2,961	0	986	2/9	
75	尾玉町６	K04-206-086	2	8,556	4	3,660	2/9	
76	尾玉町７	K04-206-087	2	1,915	0	470	2/9	
77	尾玉町８	K04-206-088	2	1,125	0	242	2/9	
78	尾玉町９	K04-206-089	9	5,431	2	1,908	2/9	
79	尾玉町１０	K04-206-090	7	5,880	1	2,136	2/9	
80	尾玉町１１	K04-206-091	20	22,586	3	10,567	2/9	
81	尾玉町下	K04-206-092	6	10,577	0	3,781	2/9	
82	二葉高校	K04-206-094	15	4,093	0	－	2/9	
83	地蔵寺	K04-206-095	0	8,177	0	3,334	2/9	
84	地蔵寺２	K04-206-096	0	11,329	0	5,214	2/9	
85	地蔵寺３	K04-206-097	0	1,803	0	510	2/9	
86	岡村２号	K04-206-098	20	18,490	3	10,684	2/9	
87	元町上	K04-206-099	0	47,680	2	40,091	2/9	
88	元町上２	K04-206-100	2	15,970	0	9,924	2/9	
89	元町	K04-206-101	5	5,587	1	2,441	2/9	
90	元町２	K04-206-102	0	7,906	0	3,417	2/9	
91	清水町３号	K04-206-106	33	46,484	4	30,608	2/9	
92	清水町・清水町２号	K04-206-107	47	10,696	0	－	2/9	
93	赤羽根	K04-206-108	5	2,294	3	766	4/9	
94	武津	K04-206-109	25	19,223	－	－	4/9	

95	武津２	K04-206-110	43	29,210	7	14,383	4/9	
96	細久保普門寺	K04-206-111	14	24,538	9	9,504	4/9	
97	普門寺	K04-206-112	19	16,102	9	7,430	4/9	
98	普門寺２	K04-206-113	2	63,572	0	49,108	4/9	
99	普門寺３	K04-206-114	1	29,985	0	14,438	4/9	
100	普門寺４	K04-206-115	0	7,910	0	3,281	4/9	
101	普門寺５	K04-206-116	14	53,165	1	26,877	4/9	
102	足長神社下	K04-206-117	7	7,945	2	1,445	4/9	
103	足長神社	K04-206-118	15	30,153	2	10,692	4/9	
104	桑原	K04-206-119	14	10,494	2	3,900	4/9	
105	桑原２	K04-206-120	1	1,055	1	171	4/9	
106	桑原３	K04-206-121	8	16,260	2	8,747	4/9	
107	桑原４	K04-206-122	0	9,888	6	8,531	4/9	
108	桑原５	K04-206-123	6	9,656	6	3,778	4/9	
109	桑原６	K04-206-124	1	892	1	96	4/9	
110	桑原７	K04-206-125	24	14,403	11	7,633	4/9	
111	仏法寺上	K04-206-126	0	33,995	0	17,924	4/9	
112	仏法寺２	K04-206-127	0	18,828	0	10,674	4/9	
113	仏法寺３	K04-206-128	5	70,378	0	39,091	4/9	
114	四賀小	K04-206-129	0	19,691	0	10,167	4/9	
115	神戸（ア）	K04-206-130-ｱ	3	21,898	0	9,760	4/9	130-ｲと一連斜面
116	神戸（イ）	K04-206-131-ｲ	14	19,110	4	8,485	4/9	130-ｱと一連斜面
117	神戸２	K04-206-132	40	6,002	40	2,976	4/9	
118	神戸３	K04-206-133	2	3,791	1	1,266	4/9	
119	神戸配水池	K04-206-134	4	9,829	1	4,127	4/9	
120	神戸配水池下	K04-206-135	2	3,441	1	1,089	4/9	
121	神戸４	K04-206-136	2	3,287	0	1,217	4/9	
122	神戸５	K04-206-137	2	1,696	2	661	4/9	
123	神宮寺	K04-206-138	1	5,187	0	1,791	7/9	
124	神宮寺２	K04-206-139	1	2,919	1	1,103	7/9	
125	上社本宮	K04-206-140	0	17,619	0	10,443	7/9	
126	神宮寺３	K04-206-141	4	5,318	3	1,845	7/9	
127	大熊神宮寺	K04-206-142	14	31,513	5	12,827	7/9	
128	大熊２	K04-206-143	0	7,099	2	2,642	7/9	
129	大熊	K04-206-144	13	18,782	8	7,047	6/9	

130	南真志野	K04-206-145	4	4,078	1	1,885	6/9	
131	南真志野２	K04-206-146	5	5,988	0	2,026	6/9	
132	南真志野３	K04-206-147	6	2,888	3	688	6/9	
133	北真志野	K04-206-148	4	3,593	1	1,498	6/9	
134	北真志野２	K04-206-149	3	7,870	2	5,678	5/9	
135	北真志野３	K04-206-150	4	17,215	1	7,766	5/9	
136	有賀３	K04-206-151	1	19,757	0	9,101	5/9	
137	有賀２	K04-206-152	15	18,232	3	6,641	5/9	
138	有賀	K04-206-153	2	9,533	3	3,844	5/9	
139	上野	K04-206-154	4	12,886	2	4,666	8/9	左右とも道路公団との境界
140	上野２（ア）	K04-206-155-ｱ	8	28,458	7	10,158	8/9	155-ｲと一連斜面
141	上野２（イ）	K04-206-155-ｲ	6	16,457	4	5,757	8/9	155-ｱと一連斜面
142	覗石	K04-206-156	0	24,174	0	11,240	8/9	
143	覗石２	K04-206-157	1	6,060	0	2,314	8/9	
144	覗石３	K04-206-158	3	23,898	1	8,885	8/9	
145	覗石４	K04-206-159	3	9,172	3	3,362	8/9	
146	板沢	K04-206-160	1	4,121	1	1,337	8/9	
147	板沢２	K04-206-161	0	1,200	0	449	8/9	
148	板沢３	K04-206-162	0	695	1	184	8/9	
149	板沢４	K04-206-163	2	6,440	1	2,276	8/9	
150	後山	K04-206-164	0	55,360	0	34,821	9/9	
151	後山２	K04-206-165	0	10,602	0	5,257	9/9	
152	後山３	K04-206-166	5	19,574	0	7,492	9/9	
153	後山４	K04-206-167	2	8,729	2	3,337	9/9	
154	後山５	K04-206-168	4	8,324	3	3,266	9/9	
155	後山６	K04-206-169	0	5,162	0	1,977	9/9	
156	後山７	K04-206-170	1	9,295	1	3,735	9/9	
157	後山８	K04-206-171	1	5,870	0	2,739	9/9	
158	後山９	K04-206-172	3	11,861	1	5,012	9/9	
159	後山１０	K04-206-173	1	1,503	0	420	9/9	
160	後山１１	K04-206-174	0	11,039	0	4,215	9/9	
161	後山１２	K04-206-175	0	1,423	0	429	9/9	
162	上野３	K04-206-176	4	11,562	2	3,930	8/9	
163	上野４	K04-206-177	2	6,418	5	2,341	8/9	

164	神宮寺４	K04-206-178	16	33,756	5	58,260	7/9	
165	立石北１	K04-206-179	0	2,018	0	364	1.3	
166	立石北２	K04-206-180	0	1,423	0	95	1.3	

３　地すべり

番号	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	人家戸数	面積（㎡）		
1	角間新田	J04-206-001	5	3,969			1/8	
2	大和１	J04-206-002	7	9,533			2/8	
3	大和２	J04-206-002	42	31,442			2/8	
4	大和･湯の脇１	J04-206-002	63	30,808			2/8	
5	大和･湯の脇２	J04-206-002	98	45,622			2/8	
6	湯の脇	J04-206-002	6	6,821			2/8	
7	尾玉	J04-206-003	0	2,998			3/8	
8	南沢	J04-206-004	17	15,496			3/8	
9	南沢・榊	J04-206-004	9	28,060			3/8	
10	榊・清水１	J04-206-004	23	48,514			3/8	
11	榊	J04-206-004	8	23,303			3/8	
12	榊・清水２	J04-206-004	5	35,625			3/8	
13	赤羽根	J04-206-004	68	41,221			4/8	
14	普門寺	J04-206-005	21	23,775			4/8	
15	神戸１	J04-206-006	55	49,062			5/8	
16	北有賀	J04-206-007	13	15,672			6/8	
17	南真志野･ 北真志野	J04-206-008	1	30,013			7/8	
18	大熊１	J04-206-009	19	24,536			7/8	
19	大熊２	J04-206-009	13	23,028			7/8	
20	神宮寺	J04-206-010	16	26,877			8/8	

○ 重要水防区域

河川名	河川管理者名	河川の種別	右岸左岸の別	警戒の度合	延長（m）	場　所（目標）	予想される水位（m）	区域と予想される危険	水防工法
諏訪湖	県	一級	湖岸	A	200	湖岸通り一丁目そば蔵～下諏訪境	1.7	堤防高不足越水	積土嚢
中門川	県	一級	左	B	130	諏訪総合福祉センター	1.5	堤防高不足弱体決壊	〃
			右	B	295				
衣之渡川	県	一級	左	B	300	文化センター横	1.5	〃	〃
			右	B	264				
千本木川	県	一級	左	B	10	中央東線線路橋部	1.0	河床上昇越水	〃
			右	B	10				
上川	県	一級	左	B	500	新六斗橋～六斗橋	2.5	堤防弱体漏水決壊	むしろ張り牛枠積土嚢
〃	県	一級	右	B	1500	広瀬橋～車橋下流	2.5	堤防弱体決壊	〃
宮川	県	一級	右	A	400	茅野市境～どんどん橋下流	3.5	堤防高不足決壊	積土嚢
鴻の田川	県	一級	左	B	600	覗石	0.7	護岸高不足決壊	積土嚢木流し
			右	B	600				
上野川	県	一級	左	B	500	上野	0.8	護岸高不足護岸弱体	積土嚢
			右	B	500				
千本木川	市	準用	左	B	500	簡易保養センター入口上流	0.8	護岸弱体決壊	積土嚢木流し
			右	B	500				
福沢川	市	普通	左	B	300	福沢川採石場下～県道	1.0	氾濫	積土嚢
			右	B	300				
滝沢川	市	普通	左	B	180	上社正面入り口～県道	0.8	川幅狭小土砂流失	積土嚢土砂除去
			右	B	180				
野明沢川	市	普通	左	B	80	旧道上	1.0	護岸等の決壊	積土嚢木流し
			右	B	80				
中沢川	市	普通	左	B	200	江音寺上県道沿い	1.0	〃	〃
			右	B	200				
立畷川	市	準用	左	B	600	仏法寺～国道	1.2	堤防高不足決壊土石流	〃
			右	B	600				
山崎川	市	準用	左	B	500	仏法寺下～国道	0.7	土砂流出越水	積土嚢木流し
			右	B	500				
女沢川	市	準用	左	B	100	県道上	1.0	土砂崩落土砂流出	積土嚢
			右	B	100				
鎮守沢川	市	準用	左	B	100	旧道上	1.0	堤防高不足決壊土石流	〃
			右	B	100				

○ 水防上重要な水門・樋門

1　河川管理者関係

河川名	河川の種別	名称	位置	管理者	操作担当者	操作の基準	管理者操作担当者の連絡方法(電話)
天竜川	一級	釜口水門	岡谷市湊一丁目	長野県	諏訪建設事務所長	諏訪湖釜口水門操作規則による	諏訪建設事務所 0266-53-6000(代表) 釜口水門 0266-22-6866
諏訪湖	一級	北待張樋門	諏訪市	長野県	諏訪市建設課 管理計画係	湖水位上昇による堤内地への逆流防止。 天竜川水系諏訪湖流入河川に設置されている水門及び樋門等操作要領	諏訪建設事務所 管理係 0266-53-6000 諏訪市 建設課管理計画係 0266-52-4141(代表)
		清水沢樋門	諏訪市				
		千本木水門	諏訪市				
		千貫溝樋門	諏訪市				
		柳並樋門	諏訪市				
		手長溝樋門	諏訪市				
		古川樋門	諏訪市	長野県	諏訪市建設課 管理計画係		諏訪建設事務所 管理係 0266-53-6000 諏訪市 建設課管理計画係 0266-52-4141(代表)
		中門橋樋門	諏訪市				
		高島陸閘	諏訪市				
		旧六斗樋門	諏訪市				
		No.63 樋管	諏訪市	諏訪市	諏訪市 農林課		諏訪市 農林課耕地林務係 0266-52-4141(代表)
諏訪湖	一級	渋崎樋門	諏訪市	長野県	諏訪市建設課 管理計画係	湖水位上昇による堤内地への逆流防止。 天竜川水系諏訪湖流入河川に設置されている水門及び樋門等操作要領	諏訪建設事務所 管理係 0266-53-6000 諏訪市 建設課管理計画係 0266-52-4141(代表)
		No.66 樋管	諏訪市	諏訪市	諏訪市 農林課		諏訪市 農林課耕地林務係 0266-52-4141(代表)
		No.67 樋管	諏訪市				
		No.68 樋管	諏訪市				

諏訪湖	一級	波打樋門	諏訪市				
		宮川樋門	諏訪市	長野県	諏訪市建設課管理計画係		諏訪建設事務所管理係 0266-53-6000 諏訪市建設課管理計画係 0266-52-4141(代表)
		落水樋門	諏訪市				
		くない堀樋門	諏訪市				
武井田川	一級	武井田川水門	諏訪市豊田	長野県	諏訪建設事務所長	天竜川水系諏訪湖流入河川に設置されている水門及び樋門等操作要領。	諏訪建設事務所 0266-53-6000
鴨池川	一級	鴨池川水門	諏訪市豊田	長野県	諏訪建設事務所長		諏訪建設事務所 0266-53-6000
中門川	一級	広瀬灌漑用水門	諏訪市四賀神戸	小和田牧野農業協同組合	水利部長	河川の状況により操作	0266-57-5161

２　その他

河川名	河川の種別	名称	位置	管理者	操作担当者	操作の基準	管理者操作担当者の連絡方法(電話)
新川	一級	灌漑用水門	諏訪市豊田有賀	諏訪平土地改良区第3工区	第3工区長	河川の状況により操作	
宮川	一級	灌漑用水門	諏訪市豊田文出	豊田水利組合	組合長	河川の状況により操作	

○ 内水排除ポンプ

No.	地区名	河川等	排水河川等	設置場所	動力	排水量	揚程	設置年度
					(kw)	(㎥/m)	(m)	
1	中浜	中浜地下道	中浜水路	中浜地下道	1.5	0.5	4.0	S27
					1.5	0.5	4.0	S27
2	御蔵溝	大手御蔵溝	衣の渡川	大手御蔵溝	22	40.0	1.5	S45
3	並木	大手並木水路	衣の渡川	大手並木水路	15	20.0	1.5	S45
4	末広	末広水路	衣の渡川	大手踏切横	7.5	4.5	4.0	H23
5	沖田	ひや池公園横側溝	ひや池公園横排水路	市道 1－24 号交差点内	5.5	3.5	2.0	H27
6	水戸代	大熊団地水路	新川	大熊団地水路	3.7	1.0	4.0	S47
7	白狐島	桑原せき	中門川	白狐橋　脇	22	40.0	1.5	S49
8	欠番							
9	小和田	島崎水路	文学の道水路	文学の道公園中流	7.5	13.0	1.5	S51
10	欠番							
11	富浜	富浜水路	柳並川	トヨタレンタリース奥	7.5	8.0	3.0	S55
					9	4.0	4.0	S55
					1.5	0.60	4.0	S55
12	柳並	柳並川	諏訪湖	湖畔公園管理事務所　脇	22	40.0	1.5	S58
13	古川	古川	諏訪湖	石彫公園前	22	40.0	1.5	S58
14	築田	清水排水路	中門川	諏訪中学校横	22	30.0	2.0	S58
					11	13.0	2.0	S59
					3.7	1.0	2.0	S58
15	千貫溝	千貫溝川	諏訪湖	紅屋前	22	40.0	1.5	S58
					22	40.0	1.5	S59
16	砂河原	砂河原水路	新川	西山グランド横	7.5	4.0	5.0	S58
					2.2	1.0	5.0	S58
					15	6.0	6.0	H28
17	武津	武津水路	赤津川	レッドバロン奥	22	40.0	1.5	S59
18	福島新町	中金子 40 水路	落水川	落水川　千の橋付近	15	20.0	1.5	S59
19	北福島	曾根田水路	落水川	北福島公民館横	15	20.0	1.5	S59
20	大手町	大手水路	並木水路	青木病院横	5.5	4.0	3.0	S59
21	欠番							
22	浜町	浜町水路	柳並川	「山麓」向かい	22	10.0	6.0	S59
					0.75	0.3	4.0	S59
23	たんな小堀	たんな小堀水路	中門川	諏訪辰野線　中門橋脇	15	20.0	1.5	S59
24	造々	造々水路	中門川	白狐橋下流 200 m	22	20.0	1.5	S59

25	欠番							
26	清水沢	清水沢水路	諏訪湖	大和1諏訪湖畔	22	40.0	1.5	S60
27	渋崎	渋崎水路	舟渡川	渋崎橋奥　舟渡川脇	2.2	2.5	2.0	S59
28	清水	清水水路	中門川	競馬場踏切横	22	30.0	2.5	S61
					22	30.0	2.5	S61
29	欠番							
30	大河原田	角間川	大河原田水路	旧アップルランド横	2.2	1.2	4.0	S63
					0.75	0.3	4.0	S63
31	横堀	城裏水路	中門川	華乃井横	22	40.0	1.5	S63
32	古川	古川	島崎川①	島崎橋	30	40.0	1.5	S63
					30	40.0	1.5	S63
33	島崎	旧島崎川	島崎川②	文学の道出口	30	40.0	1.5	S63
34	柳の宮	柳の宮水路	島崎川③	柳宮・宮免橋間	22	40.0	1.5	S63
35	兎溝	兎溝水路	島崎川④	清陵艇庫	30	40.0	1.5	H01
					30	40.0	1.5	H01
36	旧六斗川	旧六斗川	諏訪湖	六斗川橋奥	22	40.0	1.5	H02
37	福島新町	落水西	落水川	落水西	5.5	4.0	3.0	H03
38	文出	宮川	旧宮川	宮川・半ノ木川分岐	3	2.0	5.0	H03
39	大熊	新川団地	新川	新川団地	11	11.0	3.0	H03
					7.5	5.0	3.0	H03
					3.7	0.6	3.0	H03
40	築田	土木センター前水路	清水排水路	土木センター前	7.5	10.0	3.0	H05
41	小川	久内掘	鴨池川	久内掘	22	30.0	2.5	H13
42	山の免	桑原堰	中門川	パチンコアサヒ横	30	30.0	2.5	H13
43	豆田	豆田水路	豆田水路	小林会計事務所前	5.5	3.0	2.0	H15
44	神田	神田水路	新川	湖南公民館先新川沿	5.5	4.0	2.0	H15
45	西沢(1 号)	西沢水路(1 号)	新川	湖南保育園先新川沿	7.5	4.0	4.0	H16
46	福島新町	第3児童遊園地水路	福島渋抜川	第3児童遊園地横	0.75	0.3	4.0	H16
47	西沢(2 号)	西沢水路(2 号)	新川	西友湖南店向かい	7.5	4.0	4.0	H17
48	神戸	国道歩道橋脇	中門川	クリンビー横	22	30.0	2.0	H29
49	清水 1 号	あけぼの団地西口	角間川	伊藤味噌駐車場対面	5.5	3.0	2.0	R1
50	湯小路	湯小路区公民館前	角間川	湯小路区公民館前	18.5	10.0	2.4	R3
令和4年4月 1 日現在			45 箇所	60 機を設置				

○ 内水排除ポンプ位置図（令和４年４月１日現在）

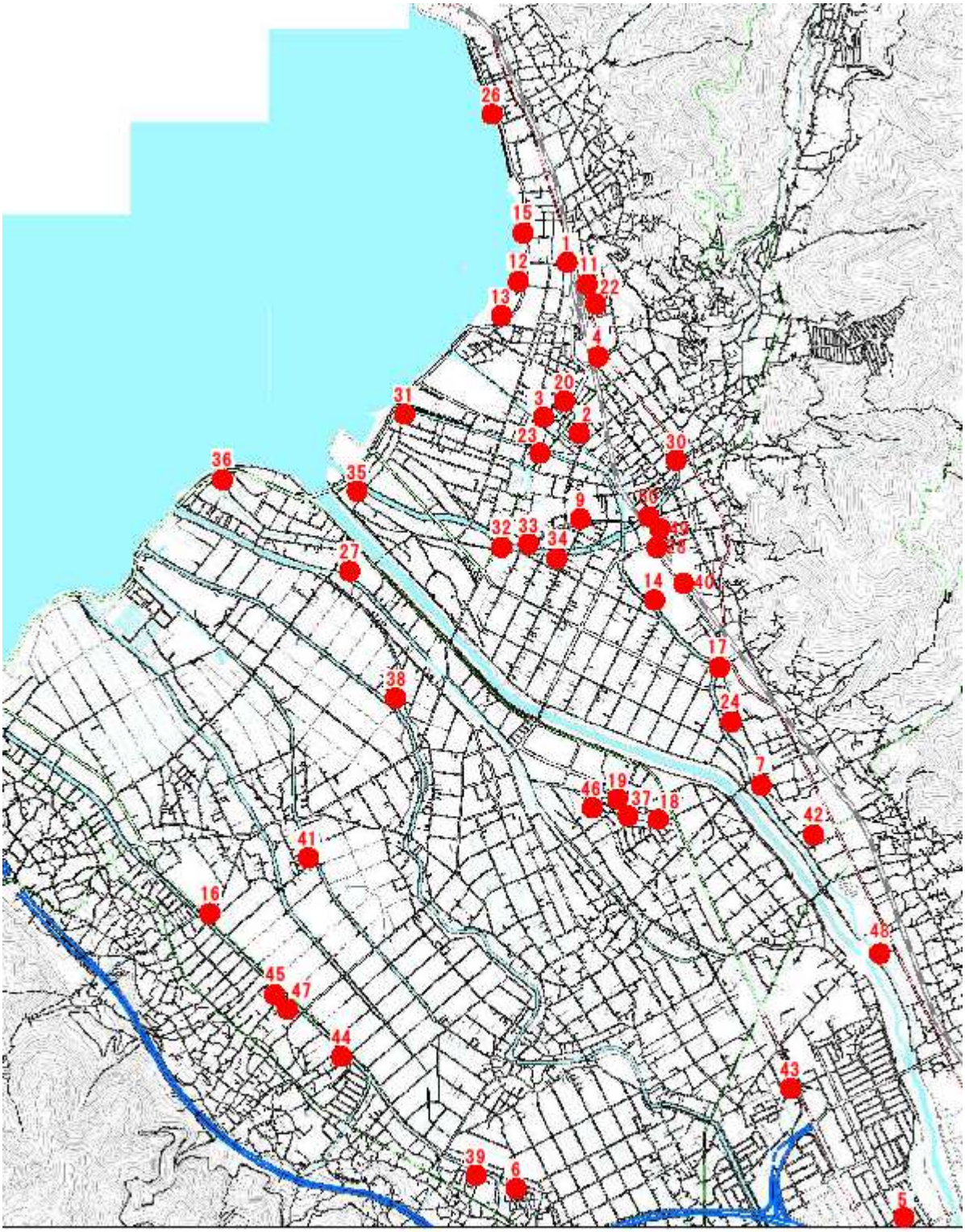

○ 水防警報指定河川

河川名	区域		対象水位観測所				対象水防管理団体	水防警報発表責任者
	自	至	名称	位置	水防団待機水位(m)	はん濫注意水位(m)		
諏訪湖	湖岸一円		釜口	岡谷市	1.5	1.7	諏訪市・岡谷市・下諏訪町	諏訪建設事務所長
			水門	湊				
上川	江川橋	諏訪湖河口	江川橋	茅野市ちの	3.0	3.4	諏訪市茅野市	〃
宮川	中洲観測所	諏訪湖河口	中洲	諏訪市中洲	1.2	1.7	諏訪市消防団	〃

○ 水位周知指定河川

河川名	区域		対象水位観測所			対象水防管理団体	水防警報発表責任者
	自	至	名称	位置	避難判断水位(m)		
諏訪湖	湖岸一円		釜口	岡谷市	2.0	諏訪市・岡谷市・下諏訪町	諏訪建設事務所長
			水門	湊			
上川	中洲観測所	諏訪湖河口	中洲	諏訪市中洲	2.2	諏訪市	諏訪建設事務所長

○ 危険物施設等の状況

（平成24年11月1日現在）

製造所	貯蔵所							取扱所		
	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所
1	31	14	5	159	42	4	7	35	2	28

○河川災害危険区域

位置	河川名	河川の種類	延長（m）等	管理者	危険個所等
平坦地	諏訪湖	一級	13.3k ㎡	長野県	・ 湖岸通り～下諏訪境 堤防高不足、越水
上諏訪 東山地帯	千本木川	一級 （準用）	750 （960）	長野県 （諏訪市）	・ 中央東線線路橋部　1か所 河床上昇、越水 ・ 保護センター入口上流 L=500　1か所 護岸弱体、決壊
上諏訪 市街地	衣之渡川	一級	1,038	長野県	・ 文化センター横左右　1か所 堤防高不足、弱体、護岸等の決壊
上諏訪 平坦部	中門川	一級	4,600	長野県	・ 市体育館北左　1か所 堤防高不足、弱体、護岸等の決壊
上諏訪 東山地帯	角間川	一級	7,961	長野県	・ 金山住宅地裏右　1か所 がけ崩れによる川のせき止め　L=50
平坦地	上川	一級	40,984	長野県	・ 新六斗橋～六斗橋(左岸) L=500 1か所 堤防弱体、漏水、護岸等の決壊 ・ 広瀬橋～車橋（右岸） L=1,500　1か所 堤防弱体、護岸等の決壊
平坦地	宮川	一級	22,848	長野県	・ 西沢川合流点下流 護岸等の決壊
平坦地	舟渡川	一級	4,380	長野県	・ 野沢菜センター　中金子地区 護岸等の決壊　舟渡川水系含む
豊田 平坦地	鴨池川	一級 （準用）	3,000 （620）	長野県 （諏訪市）	
豊田 平坦地	武井田川	一級	3,600	長野県	・ 上流部（古川・古川水系）を含む
豊田 平坦地	新川	一級	4,130	長野県	・ 有賀区～水戸代団地（新川左岸・床上・下浸水地区） 堤防高不足、弱体、護岸等の決壊 新川水系含む
豊田	鴻ノ田川	一級	1,200	長野県	・ 後山 護岸高不足、決壊
豊田	上野川	一級	6,965	長野県	・ 上野区付近左右 L=500　1か所 護岸高不足、弱体
豊田 西山地帯	中沢川	砂防 （普通）	1,750	長野県 （諏訪市）	・ 江音寺上県道沿い　護岸等の決壊 （指定 S28.7.3　S42.11.30）

位置	河川名	河川の種類	延長（m）等 管理者		危険個所等
湖南 西山地帯	中ノ沢川	砂防 （普通）	1,800	長野県 （諏訪市）	・　西山公園上　護岸等の決壊 （S42.11.30）
湖南 西山地帯	野明沢川	砂防 （普通）	1,500	長野県 （諏訪市）	・　旧道上　護岸等の決壊 ・　新川合流点 出口狭少、氾濫（指定 S42.11.30）
四賀 東山地帯	細久保川	準用	675	諏訪市	
四賀 東山地帯	鎮守沢川	準用	640	諏訪市	
四賀 東山地帯	山崎川	準用	580	諏訪市	
四賀 東山地帯	立畷川	準用	1,160	諏訪市	
四賀 平坦地	清水川	準用	1,710	諏訪市	
上諏訪 東山地帯	唐沢川	準用	900	諏訪市	
四賀 平坦地	山の免川	準用	670	諏訪市	・堤防高不足、越水
上諏訪 市街地	城南幹排水川	準用	230	諏訪市	
豊田	覗石川	普通	1,300	諏訪市	
湖南	板沢川	普通	1,500	諏訪市	・堤防高不足、越水
湖南	青木沢	普通	2,200	諏訪市	
豊田 西山地帯	小場沢川	普通	600	諏訪市	
豊田 西山地帯	ガンゴ沢川	普通	600	諏訪市	・堤防高不足、越水
中州 平坦地	渋抜川	準用	1,560	諏訪市	・堤防高不足、越水
中州 平坦地	角川	準用	1,320	諏訪市	
中州 平坦地	大正掘川	準用	680	諏訪市	・堤防高不足、越水

〔水位・雨量観測所〕

○ 水位観測所

所　　属	観測所名	河　川　名	位　　置	備　考
諏訪建設事務所	中洲	宮川	諏訪市大字中洲 2432 番地 6	自己テレメーター
	衣　ノ　渡	諏　訪　湖	諏訪市湖岸通り５－５	〃

○ 雨量観測所

所　　属	観測所名	河　川名	位　　置	備　考
諏訪建設事務所	諏訪合庁	上川	諏訪市上川 1 丁目(諏訪合同庁舎)	テレメーター自記
	霧ケ峰	角間川	諏訪市上諏訪 13338	雨量テレメーター
気象台	諏訪	堂沢川	諏訪市湖岸通り 5-2-11(諏訪特別地域気象観測所)	
国土交通省(天竜川)	後山	沢川	諏訪市湖南字大助 9309 ーイ	雨量テレメーター
JR 東日本	上諏訪駅	諏訪湖	諏訪市大手 1 丁目 10 番 5 号(上諏訪保線技術センター)	自記(12/15～3/15 閉鎖)
諏訪市	霧ケ峰	桧沢川	諏訪市四賀霧ケ峰 7719	雨量テレメーター
	旧城北小学校	ー	諏訪市大和 3-22-1	雨量テレメーター
	角間新田	ー	諏訪市上諏訪 角間新田分水井	雨量テレメーター
	四賀小学校	ー	諏訪市四賀 4294	雨量テレメーター
	中洲小学校	ー	諏訪市中洲 2372-1	雨量テレメーター
	文出保育園	ー	諏訪市豊田 1324-1	雨量テレメーター
	南真志野	ー	諏訪市湖南 南真志野配水池	雨量テレメーター
	後山	ー	諏訪市湖南 8880-1	雨量テレメーター
	有賀峠	ー	諏訪市豊田 6236-37	雨量テレメーター
	内山	ー	諏訪市湖南	雨量テレメーター

〔避難・救護・備蓄〕

○広域避難所（指定避難所・指定緊急避難場所）

No.	指定避難所	指定緊急避難場所	施設名	所在地	電話番号	想定避難者所在地区	災害種別毎適正			収容人数	体育館延床又は屋外敷地面積	建築年
							大雨（洪水）	大雨（土砂災害）	地震			
1	○	○	上諏訪小学校	諏訪 2-13-1	52-0101	湯の脇・駅前中央・東部霧ケ峰・山の手	○		○	600	1,295	H16.3
2	○	○	旧城北小学校	大和 3-22-1	52-4141	大和・湯の脇	○		○	450	587	S50.5
3	○	○	城南小学校	高島 1-29-1	52-0536	湖畔・並木		○	○	800	1,630	S40.12
4	○	○	豊田小学校	豊田 2399	52-1840	豊田		○	○	300	1,142	H8.3
5	○	○	四賀小学校	四賀 4294	52-1136	四賀	○		○	300	1,091	S59.2
6	○	○	中洲小学校	中洲 2372-1	52-1933	中洲		○	○	300	1,275	H9.2
7	○	○	湖南小学校	湖南 4567	52-1844	湖南	○		○	350	1,258	H11.3
8	○	○	上諏訪中学校	諏訪 2-12-1	52-0745	上諏訪（南部小和田以外）	○		○	500	1,354	H28.3
9	○	○	諏訪中学校	清水 3-3619-3	52-0908	南部・小和田四賀		○	○	1,200	1,632	H6.5
10	○	○	諏訪西中学校	湖南 4982-3	52-1832	豊田・湖南	○		○	350	1,144	S62.3
11	○	○	諏訪南中学校	中洲 3005	53-5566	四賀・中洲		○	○	500	1,098	S60.12
12	○		文化センター	湖岸通り 5-12-18	58-4807	上諏訪・四賀		○		2,000	3,740	S37
13		○	湖畔公園	湖岸通り 2～5	53-5898	上諏訪・四賀		○	○	10,000	167,289	
14	○	○	清水町体育館	清水 3-3663-4	53-2409	上諏訪・四賀		○	○	1,100	2,270	S46
15		○	諏訪湖ヨットハーバー	高島 3-1201-34	53-2440	上諏訪・四賀		○	○	10,000	23,172	S50.7
16		○	沖田公園	沖田 2-25		四賀・中洲豊田・湖南		○	○	5,000	10,202	
17	○	○	諏訪湖スタジアム	豊田 811-1	57-2811	四賀・中洲豊田・湖南		○	○	18,000	37,000	H7.3
18		○	中央公園スポーツ広場	豊田 811-1	57-2811	四賀・中洲豊田・湖南		○	○	8,000	76,730	H11.3
19		○	西山運動場	湖南 3873	57-2811	四賀・中洲豊田・湖南			○	6,000	12,293	S55.7
20	○	○	諏訪清陵高校	清水 1-10-1	52-0201	上諏訪・四賀	○		○	1,200	2,428	S61
21	○	○	諏訪二葉高校	岡村 2-13-28	52-4628	上諏訪・四賀	○		○	1,200	2,479	H13
22	○	○	諏訪実業高校	清水 3-3663-3	52-0359	上諏訪・四賀		○	○	1,300	2,706	S62

23	○	○	福祉大学校	清水 2-2-15	52-1459	上諏訪・四賀	○	○	○	350	753	H7
24		○	霧ヶ峰駐車場	上諏訪 13338-1	52-4141	上諏訪・四賀	○	○	○	1,500	3,000	
合計						全市				71,300	357,568	

○一次避難所

No.	（兼）指定緊急避難場所	一次避難所	所在地	電話番号	想定避難者所在地区	面積（㎡）	収容人数（人）
1	○	四賀公民館	四賀 804-3	52-0504	神戸	814	200
2	○	豊田公民館	豊田 2591	52-1587	有賀・小川	816	200
3	○	湖南公民館	湖南 4038-6	52-0553	南真志野	814	200
4	○	中洲公民館	中洲 2847-1	52-1924	中金子	816	200
5		元町体育館	元町 19-1	57-2811	榊町	866	260
6		諏訪市体育館	高島 2-1202	58-2992	島崎１・衣の渡	1,603	800
7		武道館	高島 1-29-1		島崎２	691	350
8		セイコーエプソン体育館	大和 3-3-5	52-3131	大和	3,253	700
9	○	文化センター広場	湖岸通り 5-12-18	58-4807	衣の渡・湖柳	24,000	12,000
10	○	旧城北小学校	大和 3-22-1		大和１・大和２・大和３・大和４	587	450
11		総合福祉センター	小和田 19-3	54-7711	湯小路・新小路・伝柳	3,562	
12		高島公園	高島 2-1243-ｲ-1	53-1173	高島町・島崎１	15,500	
13		西山公園	湖南 7175-1		北真志野	25,400	
14	○	博物館	中洲 171-2	52-7080	神宮寺		
15		すわっこランド	豊田 732	54-2626	文出		
16	○	図書館	湖岸通り 5-12-18	52-0429	衣の渡・湖柳		
17	○	諏訪湖間欠泉センター	上諏訪 208-90	52-8282	大和１		200
18	○	原田泰治美術館	渋崎 1792-375	54-1881	渋崎		
19		大和公民館北分館	大和 1-6-10		大和１	161	50
20		大和西公民館	湖岸通り 1-10-4		大和２	148	45
21		大和地区公民館	大和 2-11-1		大和３	418	135
22		大和南公民館	湖岸通り 2-4-8		大和５	183	60
23		中村区公民館	湯の脇 1-3-10		中村	50	15
24		湯の脇公民館	湯の脇 2-11-16		湯の脇	461	150

25		中浜町公民館	湖岸通り 3-1-4		中浜町	181	60
26		富浜町区公民館	諏訪 1-17-5		富浜町	105	30
27		浜町一区公民館	諏訪 1-9-1		浜町１	134	40
28		本町一丁目公民館	諏訪 1-3-10		本町	120	40
29		中町公会所	諏訪 2-1-21		中町	89	25
30		上町公会所	諏訪 2-2-8		上町	231	70
31		桑原町公会所	諏訪 2-6-6		桑原町	147	40
32		諏訪中央地区和泉町分館	諏訪 2-13-1		和泉町	115	35
33		柳町公会所	諏訪 2-14-28		柳町	76	25
34		北沢公民館	岡村 1-9-14		北沢	172	55
35		南沢町公民館	岡村 1-13-9		南沢町	172	55
36		榊町公民館	元町 10-5		榊町	234	70
37		角間公民館	元町 5-8		角間町	158	50
38		南部地区公民館	清水 1-12-16		清水２・清水３	251	80
39		清水一区公民館	清水 1-1-5		清水１	198	65
40		清水三区公民館	清水 2-4-9		清水３	251	80
41		清水四区公民館	清水 2-2-8		清水４	160	50
42		赤羽根公民館	赤羽根 8-12		赤羽根	132	40
43		伝柳町公民館	小和田 20-12		伝柳	79	25
44		湯小路区公民館	小和田 25-3		湯小路	136	45
45		新小路公民館	小和田 11-13		新小路	155	50
46		田宿公民館	小和田 11-3		田宿	203	65
47		北小路公民館	小和田 5-4		北小路	114	35
48		弁天一・三丁目分館	小和田南 8-14		弁天１，３	163	50
49		弁天町二丁目分館	小和田南 4-20		弁天２	62	20
50		城南一丁目公民館	城南 1-2682-6		城南１	143	45
51		高島町公民館	高島 1-7-22		高島町	58	15
52		末広町一丁目公会所	末広 1-12		末広１	65	20
53		末広二区公民館	末広 9-16		末広２	227	70

54		大手町二丁目区公会所	大手 2-2-6		大手町１，２	210	70
55		大手町三丁目区公会所	大手 1-5-7		大手町３	238	75
56		西大手町公会所	湖岸通り 4-11-8		西大手	150	50
57		湖柳町公会堂	湖岸通り 4-1-26		小柳町	328	100
58		衣之渡公会所	湖岸通り 5-1092-8		衣の渡	73	20
59		島崎一区公民館	高島 1-1-16		島崎１	197	65
60		島崎二区公民館	高島 1-20-1		島崎２	203	65
61		渋崎公民館	渋崎 1792-77		渋崎	161	50
62		杉菜池公民館	杉菜池 1947-6		杉菜池	273	90
63		茶臼山公民館	上諏訪 9255		茶臼山	74	20
64		桜ケ丘区公民館	上諏訪 9473		桜ケ丘	68	20
65		立石町公民館	上諏訪 9056-1		立石町	119	35
66		双葉ヶ丘公民館	上諏訪 6318-1		双葉ヶ丘	199	65
67		金山区公民館	上諏訪 7929-4		金山	84	25
68		尾玉町公民館	上諏訪 6666-245		尾玉町	190	60
69		緑ヶ丘公民館	上諏訪 7759-8		緑ヶ丘	115	35
70		くるみ台公民館	上諏訪 8235		くるみ台	80	25
71		角間新田公民館	上諏訪 13001		角間新田	199	86
72		沖田町公民館	沖田町 2-25		沖田町	148	45
73		文出公民館	豊田 206		文出	338	110
74		文出第二公民館	豊田 568-3		文出	72	20
75		小川区公会堂	豊田 1702		小川	440	140
76		有賀公民館	豊田 3323-2		有賀	596	195
77		北有賀公民館	豊田 3247		有賀	352	100
78		下村公民館	豊田 3728-1		有賀	248	75
79		小場澤公民館	豊田 2540-1		有賀	352	100
80		有賀清水公民館	豊田 2456		有賀	92	30
81		町屋コミュニティセンター	豊田 3650-1		有賀	272	90

82		上野公民館	豊田 5724		上野	254	80
83		覗石公民館	豊田 6410		覗石	92	30
84		細久保区公民館	四賀 7163		細久保	79	25
85		武津公民館	四賀 7054		武津	214	70
86		普門寺区公民館	四賀 6342		普門寺	155	50
87		桑原公民館	四賀 784		桑原	250	80
88		神戸公民館	四賀 2842-1		神戸	630	210
89		飯島区公民館	四賀 2104		飯島	132	40
90		赤沼公民館	四賀 2014		赤沼	363	120
91		神宮寺公民館	中洲 727		神宮寺	385	190
92		上金子公民館	中洲 2727-2		上金子	324	100
93		中金子公民館	中洲 3315-3		中金子	199	65
94		下金子公民館	中洲 3925-1		下金子	458	150
95		福島公民館	中洲 4975		福島	382	125
96		福島新町公民館	中洲 5531-161		福島新町	320	100
97		北福島公民館	中洲 5700-2		北福島	59	15
98		田辺公民館	湖南 525		田辺	284	70
99		田辺公民館分館	湖南 525-4		田辺	162	20
100		大熊公民館	湖南 2239		大熊	495	165
101		南真志野公民館	湖南 4493		南真志野	283	90
102		北真志野公民館	湖南 6142		北真志野	372	120
103		みどり区公民館	城南 2-2460-10		みどり	167	50
104	○	福祉大学校	清水 2-2-15	52-1459	清水４・赤羽根	753	350
105		台東区霧ケ峰学園	上諏訪 13338-100	52-0257	強清水	726	300
106		あさひ区集会所	湖南 1545-1		あさひ		
107		後山構造改善センター	湖南 8880-1		後山	271	90
108		板沢公民館	湖南 8450		板沢	185	60
109		西沢公民館	湖南 4311-3		南真志野	134	40
110	○	諏訪市役所　本庁舎大会議室他	高島 1-22-30	52-4141	島崎１・２・城南１	662	200

111	○	諏訪市役所　議会棟議員控室	高島 1-22-30	52-4141	島崎１・２・城南１	101	30
112	○	諏訪市役所　別棟第１～４委員会室	高島 1-22-30	52-4141	島崎１・２・城南１	262	80
113		クリーンレイク諏訪	豊田 1866-1	58-2955	小川	120	40
114	○	駅前交流テラスすわっチャオ	諏訪 1-6-1	75-5257	本町１・２・片羽・浜町１・２	2946	1,400
115	○	諏訪清陵高校	清水 1-10-1	52-0201	榊町・清水２・清水３	2,428	1,200
116	○	諏訪二葉高校	岡村 2-13-28	52-4628	南沢・北沢・双葉ヶ丘・桜ケ丘・緑ヶ丘	2,479	1,200
117	○	諏訪実業高校	清水 3-3663-3	52-0359	清水４・赤羽根	2,706	1,300
合　　計						111,782	27,556

○福祉避難所

No.	施設名	所在地	電話番号	面積（㎡）	収容人数（人）
1	諏訪市総合福祉センター 交流広場、小会議室	小和田 19-3	54-7711	706	210
2	デイサービスセンター 湯の里	四賀 2213-1	57-1000	209	60
3	諏訪市デイサービスセンター 西山の里	湖南 4016-1	56-1000	246	70
4	城南保育園	上川 3-2240-1	52-1164	721	200
5	片羽保育園	諏訪 1-21-16	52-2304	548	160
合　　計				2,430	700

○浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内要配慮者施設

施設名称	所在地	電話番号	浸水	土砂
諏訪市ふれあいの家	清水3-3970-3	57-4567	○	
諏訪市児童センター	小和田19-3	54-7714	○	
中洲保育園	中洲2570-7	52-4141	○	
赤沼保育園	四賀1806-1	52-4141	○	
ひなどり保育園	高島4-1475	52-4141	○	
文出保育園	豊田1324-1	52-4141	○	
聖ヨゼフ保育園諏訪	四賀7750	56-1800	○	
渋崎保育園	渋崎1801-20	52-4141	○	
片羽保育園	諏訪1-21-16	52-4141		○
城北保育園	大和3-20-20	52-4141		○
神戸保育園	四賀2994	52-4141		○
四賀保育園	四賀410-1	52-4141		○
こなみ保育園	湖南3210	52-4141		○
城南保育園	上川3-2240-1	52-1164	○	
豊田保育園	豊田2428-5	52-1823	○	
きみいち保育園	中洲4067-2	58-3976	○	
すわせいぼ幼稚園	湖岸通り4-1-36	52-2339	○	
城南小学校	高島1-29-1	52-0536	○	
四賀小学校	四賀4294	52-1136		○
豊田小学校	豊田2399	52-1840	○	
中洲小学校	中洲2372-1	52-1933	○	
湖南小学校	湖南4567	52-1844		○
上諏訪小学校	諏訪2-13-1	52-0101		○
上諏訪中学校	諏訪2-12-1	52-0745		○
諏訪中学校	清水3-3619-3	52-0908	○	

諏訪西中学校	湖南4982-3	52-1832		○
諏訪南中学校	中洲3005	53-5566	○	
長野県諏訪清陵高等学校附属中学校	清水1-10-4	88-5400		○
長野県諏訪実業高等学校	清水3-3663-3	52-0359	○	
長野県諏訪清陵高等学校	清水1-10-1	52-0201		○
長野県諏訪二葉高等学校	岡村2-13-28	52-4628		○
あおぞらレディース＆マタニティクリニック	中洲5764-1	54-4103	○	
上諏訪病院	大手1-17-7	52-1650	○	
諏訪城東病院	大手2-3-5	52-3100	○	
諏訪赤十字病院	湖岸通り5-11-50	52-6111	○	
宮坂クリニック諏訪	豊田3101-24	57-2700	○	
デイサービスセンター聖母憩いの家	大和1-5-7	52-1594		○
老人ホーム聖母寮	大和1-5-7	52-2204		○
デイサービスセンター湯の里	四賀2213-1	57-1800	○	
諏訪市デイサービスセンター西山の里	湖南4016-1	56-1700	○	
かりんの里デイサービスセンターうららか	中洲3838-4	54-3361	○	
介護老人福祉施設すばらしき仲間たち	湖南4894-1	57-2111		○
すばらしき仲間たち（デイサービス）	湖南4894-1	57-3108		○
小さなデイ穂の花	湖南6581-5	58-0288	○	
こころ高島（通所）	高島3-1300-1	54-5564	○	
こころ高島（特定）	高島3-1300-1	54-5567	○	
アストレ城南	高島1-17-6	56-6060	○	
宅幼老所あやとり	小和田9-6	52-6229	○	
リハビリデイサービスいずみ	上川1-1544	52-1677	○	
かりんの里デイサービスセンターあおぞら	四賀861	54-2210	○	
宅老所いぶき	中洲2741-1	78-8677	○	
パセオとよだ	豊田3040-1	55-2507		○
デイサービスセンターきたえるーむ諏訪	四賀1982-2	78-8767	○	

イリーゼ･セントベル諏訪湖	大和1-5-5	52-8123		○
デイサービス湖岸通り	湖岸通り2-305-1	54-5100	○	
にじのわスマイル	高島3-1405-11	55-5240	○	
通所リハビリテーション宮坂医院	元町4-10	52-1711	○	
グループホームこまくさの森	中洲5924	53-8833	○	
老人保健施設こまくさの森	中洲5924	53-8833	○	
こまくさの森（デイケア）	中洲5924	53-8833	○	
ニチイケアセンター四賀（グループホーム）	四賀1965-1	54-2181	○	
ニチイケアセンター四賀（通所介護）	四賀1965-1	54-2181	○	
高齢者複合福祉施設とよだの杜	豊田101	78-3043	○	
いぶきゆいの家	中洲2536-1	75-2331	○	
ウィズ諏訪	中洲5853-5	54-3636	○	
かりんの里複合施設	高島1-1-11	52-7111	○	
介護老人福祉施設ふくろうの森	四賀2398-1	53-5577	○	
こころのひろばグループホーム	高島1-21-14	54-5615	○	
こころのひろば小規模多機能型居宅介護事業所	高島1-21-14	54-5611	○	
介護老人福祉施設こころのひろば	高島1-21-14	54-5616	○	
こころのひろば特定施設入居者生活介護事業所	高島1-21-14	54-5612	○	
小規模多機能居宅　倶楽部いずみ	大手2-17-2	75-1423	○	
介護老人福祉施設うぐいすの森	沖田町4-2-1	75-1212	○	
老人保健施設かりんの里	湖岸通り5-11-5	57-5755	○	
かりんの里（デイケア）	湖岸通り5-11-5	57-5755	○	
老人保健施設掬水	豊田837-1	58-3232	○	
掬水（デイケア）	豊田837-1	58-3232	○	
老人保健施設みづうみ	豊田2400-9	54-2111	○	
みづうみ（デイケア）	豊田2400-9	54-2111	○	
ヴィラ月岡	豊田96	28-7650	○	

諏訪市総合福祉センター	小和田19-3	54-7711	○	
この街支援センター	中洲2710-5	54-1654	○	
障がい者デイサービスセンター	小和田19-3	54-7712	○	
森の工房あかね舎	中洲5244-2	55-7230	○	
この街ホームたんぽぽ	湖岸通り1-19-7	53-4620	○	○
この街ホーム	四賀212	54-7607		○
この街ホームさくら	中洲2577-2	54-7607	○	
グローブホーム1st/2nd	四賀2120-1	52-7023	○	
ＮＰＯ法人ふぉれすとグループホーム事業部	中洲2532-8	050-3332-0082	○	
諏訪市福祉作業所さざ波の家	清水3-3663	52-3649	○	
あおぞら工房諏訪	湖岸通り5-8-8	57-7130	○	
株式会社あやめ	中洲4401-7	78-9997	○	
株式会社グローブ	中洲5689-2相沢ビル1Ｆ	55-4164	○	
ハンディーサポートきらら	中洲5667-8	55-2847	○	
ひまわり福祉サービス	上川1-1662	54-2264	○	
うぐいすの森	沖田4-2-1	75-1212	○	
この街きっず学園	四賀388-7	58-2343	○	
ＷＡＫＵＷＡＫＵすたじお	湖岸通り5-19-15	75-1226	○	
（株）あやめ　アプリコ諏訪	南町1-1	78-8850	○	
デイハウスにじのわ	高島3-1405-11	55-5240	○	
すわ湖のほとり	渋崎1793-40	53-8240	○	
デイサービス　パワーリハビリかいき諏訪	四賀　122-1	78-3308	○	
グループホーム諏訪沖田	沖田町1-141-3	78-3120	○	
すわっこホーム	豊田310-3	55-7314	○	
インハート諏訪	中洲709-3	55-7707	○	
放課後等デイサービス　あんSchoolステップ	大手1-16-5	78-7660	○	
イリーゼ高島城	高島2-1284-1	56-1885	○	
まごころホーム	湖岸通り5-20-10	54-3011	○	

パセオすわ	豊田3952-1	55-4455		○
放課後等デイサービス　みのり	高島3-1339-13	75-5092	○	
グループホーム　きらら	元町13-9	55-2847		○
株式会社　きぼう	湖岸通り3-8-3	78-3397	○	
NPO法人　W.Co ケアサポ　たんぽぽ	杉菜池1987-9	33-9126	○	
ふらっぷ諏訪	沖田町1-131-1 A・Iビル2階	78-3601	○	
愛の家グループホーム諏訪湖南	湖南3909-1	78-7377	○	
元気づくりジム　おれんじ	豊田2009	84-0976	○	

○浸水想定区域内大規模工場

施設名称	所在地	電話番号	面積（㎡）
株式会社小松精機工作所	四賀 942-2	52-6100	11,840

〇避難指示等の判断・伝達マニュアル

避難指示等の判断・伝達マニュアル

令和３年６月

諏　訪　市

避難指示等の判断・伝達マニュアル目次

第Ⅰ編　　水　　害
１．対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所……

２．避難すべき区域……
表１）避難すべき区域

３．避難指示等の発令の判断基準……
表２）判断基準

４．避難指示等の伝達方法……

（参　考）……
情報の入手先
表３）避難指示等の標準的な意味合い

５．避難指示等の伝達内容の例……

第Ⅱ編　　土砂災害
１．対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所……

２．避難指示等の対象地区……
表４）避難指示等の対象地区

３．避難指示等の発令の判断基準……
表５）避難指示等の発令判断基準

４．避難指示等の伝達方法……

第Ⅰ編　水　　害

水害とは、水によって引き起こされる災害のことをいう。その中で堤防を有さない河川等で、水位上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域、浸水深が増加する現象及び、堤防を有する河川で破堤した場合に、相当量の氾濫水が流れ出し、浸水域や浸水深が一気に増加する現象を「外水氾濫」という。

これに対し、降雨量に対して小河川や下水道等の処理能力が追いつかない場合に発生する現象を「内水氾濫」という。

１．対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

■　上川破堤・越水氾濫

１）警戒すべき区間

・上川上流四賀地区から諏訪湖まで

２）上川の特性

・上川観測所における避難判断水位（銭場：２．１ｍ）、（江川橋：３．６ｍ）は伝達及び避難時間を想定し、既往洪水における最大水位上昇量より算出している。

・上川流域雨量指数１６以上において洪水警報が発令される。

３）施設の整備状況等

・上川の自己流における治水安全度は、概ね１／５～１／１０となっている。

４）特に注意を要する箇所

・危険箇所

四賀地区、中洲地区、小和田地区、豊田地区

・重要水防区域

広瀬橋～六斗橋

≪内水氾濫等≫

１）警戒すべき区間

・四賀地区から諏訪湖まで

２）内水氾濫等の特性

・豪雨時等による地表水の増加に排水が追いつかず、道路側溝、用排水溝などが氾濫したり、河川が増水し水位が上昇することにより、河川の自然な排水が困難となり、堤内地の用排水溝などが溢れて氾濫するもの。

図）水害に対して警戒すべき箇所は、諏訪市マルチハザードマップに示すとおり。

■　宮川破堤・越水氾濫

１）警戒すべき区間

・宮川上流中洲地区から諏訪湖まで

２）宮川の特性

・宮川観測所における避難判断水位（安国寺：１．９ｍ）、（中洲：１．９

m）は伝達及び避難時間を想定し、既往洪水における最大水位上昇量より算出している。
・宮川流域雨量指数１４以上において洪水警報が発令される。

３）施設の整備状況等
・宮川の自己流における治水安全度は、概ね１／５０となっている。

４）特に注意を要する箇所
・危険箇所
四賀地区、中洲地区、湖南地区、豊田地区
・重要水防区域（諏訪市水防計画）
西沢川合流点下流

≪内水氾濫等≫

１）警戒すべき区間
・中洲地区から諏訪湖まで

２）内水氾濫等の特性
・豪雨時等による地表水の増加に排水が追いつかず、道路側溝、用排水溝などが氾濫したり、河川が増水し水位が上昇することにより、河川の自然な排水が困難となり、堤内地の用排水溝などが溢れて氾濫するもの。

図）水害に対して警戒すべき箇所は、諏訪市マルチハザードマップに示すとおり。

■　諏訪湖破堤・越水氾濫

１）警戒すべき区間
・大和地区から豊田地区まで

２）諏訪湖の特性
・諏訪湖観測所における避難判断水位（釜口水門：２．０ｍ）は伝達及び避難時間を想定し、既往洪水における最大水位上昇量より算出している。
・諏訪湖流域雨量指数１０以上において洪水警報が発令される。

３）施設の整備状況等
・諏訪湖の自己流における治水安全度は、概ね１／１０～１／１００となっている。

４）特に注意を要する箇所
・危険箇所
大和地区、湖畔地区、並木地区、駅前地区、中央地区、小和田地区、豊田地区

≪内水氾濫等≫

１）警戒すべき区間
・大和地区から豊田地区まで

２）内水氾濫等の特性
・豪雨時等による諏訪湖流入河川の増水により水位が上昇し、湖周周辺で氾濫するもの。また、諏訪湖の水位が上昇することにより、新川、武井田川、鴨池川、舟渡川などの河川水位も上昇し、各河川の外水氾濫、低地での内水氾濫が発生する。

図）水害に対して警戒すべき箇所は、諏訪市マルチハザードマップに示すとおり。

２．避難すべき区域

避難指示等の対象となる「避難すべき区域」は表１）のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

・重要な情報については、情報を発表した長野地方気象台、諏訪建設事務所等に対して相互に情報交換すること。
・「避難すべき区域」は、過去の浸水実績や浸水想定などを踏まえて作成したもので、想定を上回る降雨の発生など不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じた、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。
・「避難すべき区域」作成の際に参考とした浸水想定区域図は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る水害が発生する可能性があることや、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

表１）避難すべき区域

■　上川破堤・越水氾濫

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 50㎝程度以上	≪右岸≫ ◇四賀地区：武津、細久保、普門寺、桑原、神戸 ◇小和田２地区：城南１、みどり、島崎２ ≪左岸≫ ◇四賀地区：飯島、赤沼、沖田 ◇中洲地区：下金子、福島、福島新町北福島 ◇豊田地区：文出 ◇小和田２地区：渋崎、杉菜池	床上浸水	

■　内水氾濫等

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 50㎝程度以上	◇四賀地区：武津、細久保、普門寺、桑原、神戸、飯島、赤沼、沖田 ◇小和田２地区：城南１、みどり、島崎１島崎２、渋崎、杉菜池 ◇中洲地区：中金子、下金子、福島、福島新町、北福島 ◇豊田地区：文出	床上浸水	

図）避難すべき区域

・諏訪市マルチハザードマップに示すとおり。

■　宮川破堤・越水氾濫

避 難 区 域	対　象　地　区	災害の様相	備　　考
想定浸水深 50㎝程度以上	（右岸） ◇中洲地区：中金子、下金子、南町 ◇四賀地区：沖田 ◇豊田地区：文出 ◇小和田２地区：渋崎、杉菜池 （左岸） ◇中洲地区：神宮寺、上金子 ◇湖南地区：田辺 ◇豊田地区：文出	床上浸水	

■　内水氾濫等

避 難 区 域	対　象　地　区	災害の様相	備　　考
想定浸水深 50㎝程度以上	◇湖南地区：田辺、大熊、南真志野 ◇中洲地区：神宮寺、上金子、中金子 下金子、福島 ◇湖南地区：田辺、大熊、南真志野 北真志野 ◇豊田地区：文出、小川 ◇小和田２地区：渋崎、杉菜池	床上浸水	

図）避難すべき区域

・諏訪市マルチハザードマップに示すとおり。

■　諏訪湖破堤・越水氾濫

避 難 区 域	対　象　地　区	災害の様相	備　　考
想定浸水深 50㎝程度以上	◇大和地区：大和１、大和２、大和５ ◇湖畔地区：中浜、湖柳 ◇並木地区：衣の渡 ◇小和田２地区：島崎１、島崎２、渋崎 ◇豊田地区：文出、小川、有賀	床上浸水	

■　内水氾濫等

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 50㎝程度以上	◇大和地区：大和１、大和２、大和５ ◇湖畔地区：中浜町、湖柳町、西大手町 ◇並木地区：大手1.2、大手町３、衣の渡 ◇駅前地区：富浜町、浜町１、浜町２ 片羽町、本町１、本町２ ◇中央地区：末広１、末広２ ◇南部地区：清水１、清水４、赤羽根 ◇小和田1地区：伝柳町、湯小路、新小路 田宿、北小路、弁天町1.3、 弁天町２ ◇小和田2地区：城南１、みどり、高島町、 島崎１、島崎２、渋崎 杉菜池 ◇豊田地区：文出、小川、有賀 ◇湖南地区：大熊、南真志野、北真志野	床上浸水	

図）避難すべき区域

・諏訪市マルチハザードマップに示すとおり。

〈留意事項〉

・浸水深が、50㎝を上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険である。

・流速が早い場合は、20㎝程度でも歩行不可能である。

・用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上10㎝程度でも危険である。

３．避難指示等の発令の判断基準

＊ 避難指示等の発令の判断基準は表２）のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

・重要な情報については、情報を発表した長野地方気象台、諏訪建設事務所と、相互に情報交換すること。

・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状態になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。

・堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、長野県砂防情報ステーション等でとられた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

＊ 避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予想や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

表２）判断基準

■　上川破堤・越水氾濫

河 川 名	上川　　水位観測所　（江川橋）地点
対 象 地 区	◇四賀地区：武津、細久保、普門寺、桑原、神戸、飯島、赤沼 沖田 ◇中洲地区：下金子、福島、福島新町、北福島 ◇小和田2地区：城南１、みどり、島崎２、渋崎、杉菜池 ◇豊田地区：文出
【警戒レベル３】高齢者等避難	・水位観測所の水位が避難判断水位（江川橋： 3.6m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・水位観測所の水位がはん濫注意水位（江川橋：3.4 m）を超えた状態で、上流で水位観測所の水位が急激に上昇したり、大量又は強い降雨が見込まれ急激な水位上昇のおそれがある場合 ・堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ・警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル４】避難指示	・水位観測所の水位が、（洪水特別警戒水位である）はん濫危険水位（江川橋： 3.9m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・水位観測所の水位が避難判断水位（江川橋：3.6 m）を超えた状態で、上流で水位観測所の水位が急激に上昇したり、大量又は強い降雨が見込まれ急激な水位上昇のおそれがある場合 ・警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ・河川管理施設の異常を確認した場合 ※水位周知河川は、流域面積が大きくないことから、急激に水位が上昇することがあるため、警戒レベル３高齢者等避難を発令していなくても、段階を踏まずに警戒レベル４避難指示を発令する場合がある。

【警戒レベル５】緊急安全確保	・水位観測所の水位がはん濫危険水位（江川橋：3.9m）を超えて越水のおそれがある場合 ・堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ・河川管理施設の大規模異常、破堤を確認した場合 ・堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合

≪内水氾濫等≫

対象地区	◇四賀地区：武津、細久保、普門寺、桑原、神戸、飯島、沖田 赤沼 ◇小和田2地区：城南１、みどり、島崎１、島崎２、渋崎、杉菜池 ◇中洲地区：中金子、下金子、福島、福島新町、北福島 ◇豊田地区：文出
【警戒レベル３】高齢者等避難	・安全のため早めの避難を促す場合 ・避難を伴うような浸水、道路冠水になると予想される場合 ・大雨警報（浸水害）が発表され、災害のおそれがある場合
【警戒レベル４】避難指示	・安全のため避難を指示する場合 ・大雨警報（浸水害）が発表され、災害のおそれが高い場合

情報入手：　長野県河川水位情報（http://kasenbousai.pref.nagano.lg.jp/）
川の防災情報　国交省（http://www.river.go.jp/）

■　宮川破堤・越水氾濫

河川名	宮川　　水位観測所（中洲）地点
対象地区	◇中洲地区：神宮寺、上金子、中金子、下金子、南町 ◇四賀地区：沖田 ◇湖南地区：田辺 ◇豊田地区：文出 ◇小和田2地区：渋崎、杉菜池

【警戒レベル３】高齢者等避難	・水位観測所の水位が避難判断水位（中洲： 1.9m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・水位観測所の水位がはん濫注意水位（中洲：1.7 m）を超えた状態で、上流で水位観測所の水位が急激に上昇したり、大量又は強い降雨が見込まれ急激な水位上昇のおそれがある場合 ・堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ・警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル４】避難指示	・水位観測所の水位が（洪水特別警戒水位である）はん濫危険水位（中洲： 2.1m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・水位観測所の水位が避難判断水位（中洲：1.9 m）を超えた状態で、上流で水位観測所の水位が急激に上昇したり、大量又は強い降雨が見込まれ急激な水位上昇のおそれがある場合 ・警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ・河川管理施設の異常を確認した場合 ※水位周知河川は、流域面積が大きくないことから、急激に水位が上昇することがあるため、警戒レベル３高齢者等避難を発令していなくても、段階を踏まずに警戒レベル４避難指示を発令する場合がある。
【警戒レベル５】緊急安全確保	・水位観測所の水位が氾濫危険水位（中洲：2.1m）を超えて越水のおそれがある場合 ・堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ・河川管理施設の大規模異常、破堤を確認した場合 ・堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合

≪内水氾濫等≫

対 象 地 区	◇四賀地区：沖田 ◇中洲地区：神宮寺、上金子、中金子、下金子、福島 ◇湖南地区：田辺、大熊、南真志野、北真志野 ◇豊田地区：文出、小川 ◇小和田2地区：渋崎、杉菜池
【警戒レベル３】高齢者等避難	・安全のため早めの避難を促す場合 ・避難を伴うような浸水、道路冠水になると予想される場合 ・大雨警報（浸水害）が発表され、災害のおそれがある場合
【警戒レベル４】避難指示	・安全のため避難を指示する場合 ・大雨警報（浸水害）が発表され、災害のおそれが高い場合

情報入手：　長野県河川水位情報（http://kasenbousai.pref.nagano.lg.jp/）
川の防災情報　国交省（http://www.river.go.jp/）

■　諏訪湖破堤・越水氾濫

河 川 名	諏訪湖　　水位観測所　（釜口水門）地点
対 象 地 区	◇大和地区：大和１、大和２、大和５ ◇湖畔地区：中浜町、湖柳町 ◇並木地区：衣の渡 ◇小和田2地区：島崎１、島崎２、渋崎 ◇豊田地区：文出、小川、有賀
【警戒レベル３】高齢者等避難	・水位観測所の水位が避難判断水位（2.0ｍ）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・水位観測所の水位がはん濫注意水位（釜口水門：1.7 ｍ）を超えた状態で、上流で水位観測所の水位が急激に上昇したり、大量又は強い降雨が見込まれ急激な水位上昇のおそれがある場合 ・堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ・警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

【警戒レベル4】避難指示	・水位観測所の水位が（洪水特別警戒水位である）はん濫危険水位(2.2m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・水位観測所の水位が避難判断水位（2.0m）を超えた状態で、上流で水位観測所の水位が急激に上昇したり、大量又は強い降雨が見込まれ急激な水位上昇のおそれがある場合 ・警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ・河川管理施設の異常を確認した場合 ※水位周知河川は、流域面積が大きくないことから、急激に水位が上昇することがあるため、警戒レベル３高齢者等避難を発令していなくても、段階を踏まずに警戒レベル４避難指示を発令する場合がある。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・水位観測所の水位が氾濫危険水位（2.2m）を超えて越水のおそれがある場合 ・堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ・河川管理施設の大規模異常、破堤を確認した場合 ・堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合

≪内水氾濫等≫

対象地区	◇大和地区：大和１、大和２、大和５ ◇湖畔地区：中浜町、湖柳町、西大手町 ◇並木地区：大手1.2、大手町３、衣の渡 ◇駅前地区：富浜町、浜町１、浜町２、片羽町、本町１ 本町２ ◇中央地区：末広１、末広２ ◇南部地区：清水１、清水４、赤羽根 ◇小和田1地区：伝柳町、湯小路、新小路、田宿、北小路、弁天町1.3 弁天町２ ◇小和田2地区：城南１、みどり、高島町、島崎１、島崎２、渋崎 杉菜池 ◇豊田地区：文出、小川、有賀 ◇湖南地区：大熊、南真志野、北真志野

【警戒レベル３】高齢者等避難	・安全のため早めの避難を促す場合 ・避難を伴うような浸水、道路冠水になると予想される場合 ・大雨警報（浸水害）が発表され、災害のおそれがある場合
【警戒レベル４】避難指示	・安全のため避難を指示する場合 ・大雨警報（浸水害）が発表され、災害のおそれが高い場合

■　上川、宮川、諏訪湖以外の中小河川、内水はん濫等

河川名	中小河川　　水位観測所　（なし）
対象地区	◇市内全域
【警戒レベル３】高齢者等避難	・近隣での浸水や河川の増水が発生した場合 ・その地域の降雨状況、降雨予測等により、浸水の危険が高い場合 ・堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ・警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル４】 避難指示	・近隣での浸水が拡大した場合 ・排水先の河川水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる場合 ・河川管理施設の異常を確認した場合 ・警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
【警戒レベル５】 緊急安全確保	・近隣での浸水が床上に達した場合 ・堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ・排水先の河川水位が高くなり、内水ポンプの運転停止、水門閉鎖となった場合 ・河川管理施設の大規模異常、破堤を確認した場合 ・堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合

４．避難指示等の伝達方法

・避難指示等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。
情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

○避難指示等の伝達先・伝達方法

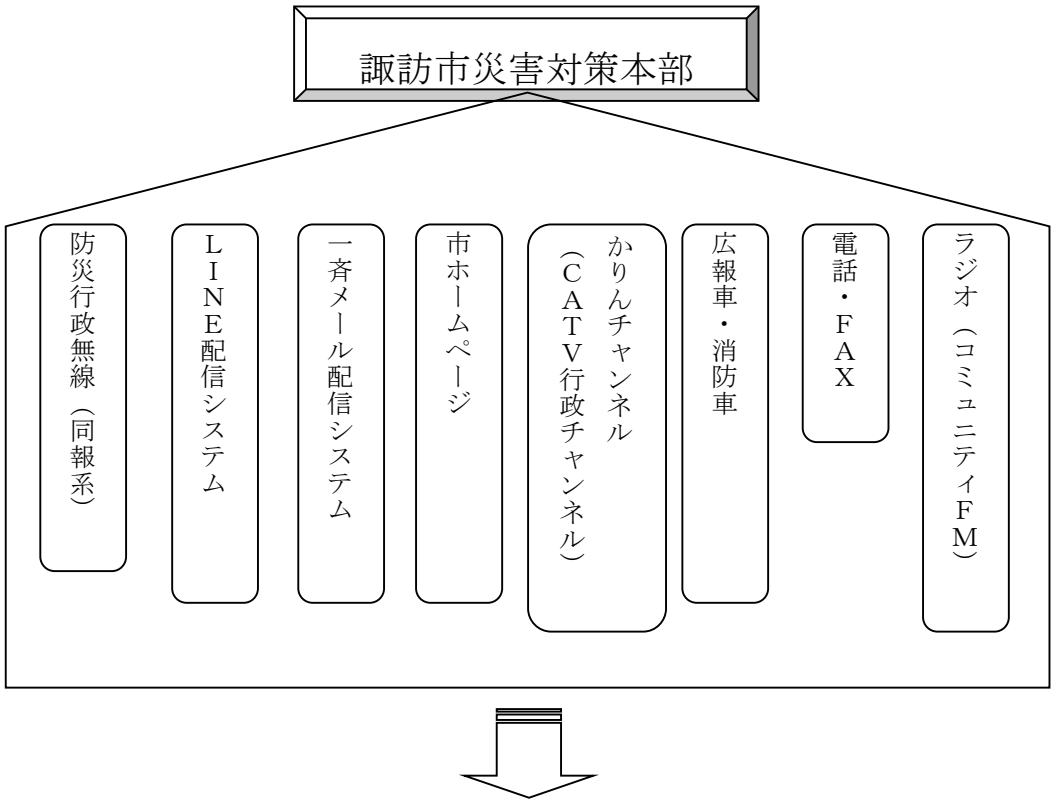

防災関係機関等

電話
ＦＡＸ

長野諏訪地域振興局 長野県諏訪建設事務所 長野県諏訪保健福祉事務所	53－6000
国土交通省関東地方整備局	048-601-3151
長野国道事務所　岡谷維持修繕出張所	23－5500
諏訪警察署	57－0110
諏訪消防署	52－0119

要配慮者等

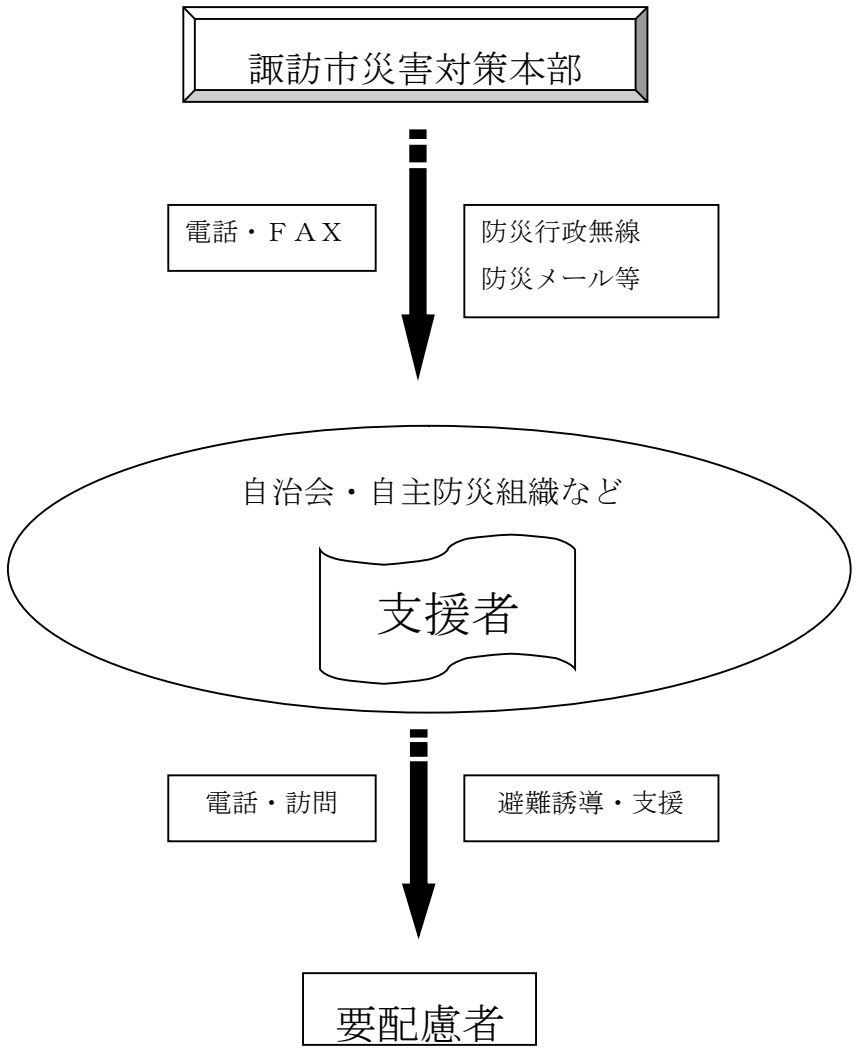

（参　考）

■情報の入手先

◇河川情報

長野県「河川水位情報」

http://kasenbousai.pref.nagano.lg.jp/

国土交通省「川の防災情報」

http://www.river.go.jp/03/nrpc0301g.html

または、諏訪建設事務所　整備課（TEL 0266－57－2936）

◇雨量情報

諏訪市防災気象情報システム

http://city-suwa.jyouho.net/

長野県砂防情報ステーション

http://www.sabo-nagano.jp/dps/pages/DispManager.jsp?disp=000000/html

気象庁防災気象情報提供システム

http://bosai.metinfo.go.jp/bousai/login（ID、パスワード要）

◇その他降雨予測等

長野地方気象台（TEL 026－232－3773）

http://www.jma-net.go.jp/nagano/index.html

気象庁

http://www.jma.go.jp/jma/index.html

表３）避難指示等の標準的な意味合い

	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル３】 高齢者等避難	【災害のおそれあり】 ・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、危険な場所から計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
【警戒レベル４】 避 難 指 示	【災害のおそれ高い】 ・全員が避難をしなければならない段階	・全員が危険な場所から計画された避難所等への避難（立退き避難又は屋内安全確保）する
【警戒レベル５】 緊急安全確保 ※必ず発令されるわけではない	【災害発生又は切迫】 ・人的被害が発生しているか発生する危険性が極めて高い状況	・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保（生命を守る最低限の行動）をとる。

５．避難指示等の伝達内容の例（防災行政無線）

１）高齢者等避難

○ 高齢者等避難の伝達文(例)
こちらは、広報すわです。諏訪市（災害対策本部）からお知らせします。ただ今、（避難すべき事由）ため、○○時○○分、○○地区に対し、警戒レベル３「高齢者等避難」を発令しました。高齢者や障がいがある人など避難に時間のかかる方やその支援者は、（避難所の施設名）へ避難を開始してください。その他の方は、避難の準備を始めてください。

2）避難指示

○ 避難指示の伝達文(例)
こちらは、広報すわです。諏訪市（災害対策本部）からお知らせします。ただ今、（避難すべき事由）ため、○○時○○分、○○地区に対し、警戒レベル４「避難指示」を発令しました。直ちに（避難所の施設名）や安全な親戚・知人宅等へ避難してください。 なお、（○○付近は冠水により通行ができない・山沿いや急傾斜地では土砂災害の危険がある）ので十分注意して避難してください。 また、避難の際は、できるだけ近所の方にも声をかけてください。

3）緊急安全確保

○緊急安全確保の伝達文(例)
こちらは、広報すわです。諏訪市（災害対策本部）からお知らせします。ただ今、（避難すべき事由）ため、○○時○○分、○○地区に対し、緊急安全確保を発令しました。大変危険な状態です。避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。（注）災害切迫時に警戒レベル５緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令することが考えられる。

4）避難すべき事由（例）

― 避難すべき事由（例）―

- ○○川で危険水位に達した
- ○○地区の○○川堤防が決壊した
- ○○地区では土砂災害の危険性が非常に高まった
- 近隣（○○地区）で土砂の移動現象が確認された
- 近隣（○○地区）で重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂）が確認された
- ○○地区の洪水浸水想定区域にいる方は。既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります
- 避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

６．避難指示等の伝達内容の例（防災メール等）

１）高齢者等避難

○高齢者等避難の防災メール等伝達文(例)
警戒レベル３高齢者等避難を発令 危険な場所から高齢者等は避難 諏訪市（災害対策本部）から発令 発令時刻：○○月○○日○○時○○分 発令対象区域：○○地区 理由：△△川氾濫の恐れあり 行動要請：高齢者や障害のある方やその支援者など、避難に時間のかかる方は避難、それ以外の人も必要に応じ普段の行動の見合わせ、避難準備の開始、危険なら自主的避難 開設避難所：○○小学校、○○中学校、○○公民館

２）避難指示

○ 避難指示の防災メール等伝達文(例)
警戒レベル４避難指示を発令 危険な場所から全員避難 諏訪市（災害対策本部）から発令 発令時刻：○○月○○日○○時○○分 発令対象区域：○○地区、○○地区 理由：○○川氾濫の恐れ高い 行動要請：今すぐ安全な場所へ避難 安全な親戚・知人宅への避難も検討、近所の方へも声をかけて避難 ハザードマップで自宅の安全を確認できれば自宅避難も検討 開設避難所：○○小学校、○○中学校

3）緊急安全確保

○緊急安全確保の防災メール等伝達文(例)
警戒レベル５緊急安全確保を発令 命の危険！直ちに安全確保！ 諏訪市（災害対策本部）から発令 発令時刻：○○月○○日○○時○○分発令 対象区域：○○地区、○○地区 理由：○○川が○○付近で決壊 行動要請：対象地域の方で立退き避難が危険な場合には自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動 命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保

第Ⅱ編　土砂災害

土砂災害とは、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は渓流の土石等が水と一体となって流下する自然現象）、急傾斜地の崩壊（傾斜のある土地が崩落する自然現象）、又は地すべり（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象）を発生原因として住民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

１．対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

諏訪市においては、土石流及び急傾斜地の崩落による土砂災害に対して警戒する必要があり、原因となる自然現象とその被害が影響する区間・箇所等の範囲については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という）に基づく土砂災害警戒区域等の指定がされている。

１）土砂災害の発生のおそれのある土砂災害警戒区域等の数

・土石流　９０箇所
（うち土砂災害特別警戒区域指定あり　８６箇所）
・急傾斜地の崩壊　１６６箇所
（うち土砂災害特別警戒区域指定あり　１６０箇所）
・地すべり　２０箇所
（うち土砂災害特別警戒区域指定あり　０箇所）

２）土砂災害のおそれのある警戒すべき箇所の分布

・市の東西山間部には、土石流、急傾斜地の崩壊の指定区域が多く点在している。
・市の東西山間部には、地すべりの指定区域が多い。
・過去に発生した災害として、平成１８年に梅雨前線の影響による湖南北真志野地区での土石流、平成２１年に集中豪雨による湖南大熊での土石流がある。

３）土砂災害の発生しやすい気象条件

・過去の災害実績では、総雨量９０㎜を超えたり、時間雨量４０㎜を超えると土砂災害が多発する傾向あり。

４）土砂災害のおそれのある区域

※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）
土砂災害のおそれのある区域
・土砂災害特別警戒区域（レットゾーン）
土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

【急傾斜地の崩壊】

○土砂災害警戒区域

傾斜度が３０度以上で高さが５ｍ以上の区域

急傾斜地の上端から水平距離が１０ｍ以内の区域

急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの２倍

○土砂災害特別警戒区域

土砂災害の移動等により建物に作用する力の大きさが、通常の建物が土石等の移動等に対して住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

【土石流】

○土砂災害警戒区域

土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が２度以上の区域

○土砂災害特別警戒区域

土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

【地すべり】

○土砂災害警戒区域

地すべり区域（地すべりしている区域または地すべりするおそれのある区域）

地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（２５０ｍを超える場合は、２５０ｍ）の範囲内の区域

○土砂災害特別警戒区域

地すべり地塊の滑りに伴って生じた土石等により力が建築物に作用した時から３０分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある公開を生じることなく耐えることのできる力を上回る区域

地すべり区域の下端から最大で６０ｍ範囲内の区域

図）土砂災害に対して警戒すべき区域・箇所（急傾斜地、土石流）は諏訪市マルチハザードマップに示すとおり。

２．避難指示等の対象地区

避難指示等の対象となる地区は表４）のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

・重要な情報については、情報を発表した長野地方気象台、諏訪建設事務所等との間で相互に情報交換すること。

・避難指示等の対象地区を特定する際に参考とした土砂災害警戒区域図等は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

表４）避難指示等の対象地区

対象地区		土砂災害警戒区域					
		急傾斜地		土石流		地すべり	
		警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
大和地区	大和１	○	○	○	○		
	大和２	○	○	○	○		
	大和３	○	○	○	○	○	
	大和５			○	○		
湯の脇地区	中　村	○	○	○		○	
	湯の脇１	○	○	○	○	○	
	湯の脇２	○		○			
	湯の脇３	○	○				
駅前地区	片羽町	○	○				
	本町１	○	○				
中央地区	和泉町	○	○				
東部地区	北沢１	○	○				
	北沢２	○	○	○			
	金　山	○	○	○			
	南　沢	○	○	○		○	
	榊　町	○	○			○	
	緑ヶ丘	○					
	双葉ヶ丘	○	○	○			
	尾玉町	○	○	○	○	○	
	角間新田	○	○	○	○	○	
	くるみ台			○			
南部地区	角間町			○			
	清水１			○			
	清水２	○	○	○		○	
	清水３	○	○	○			
	清水４	○	○	○			
	赤羽根	○	○	○		○	
山の手地区	茶臼山	○	○				
	桜ヶ丘	○	○				
	立石町	○	○				
豊田地区	有　賀	○	○	○	○	○	
	上　野	○	○	○			
	覗　石	○	○	○			

四賀地区	武　津	○	○	○			
	細久保	○	○	○			
	普門寺	○	○	○	○	○	
	桑　原	○	○	○	○		
	神　戸	○	○	○	○	○	
中洲地区	神宮寺	○	○	○	○	○	
湖南地区	大　熊	○	○	○	○	○	
	南真志野	○	○	○	○	○	
	北真志野	○	○	○	○	○	
	あさひ			○	○		
	板　沢	○	○	○			
	後　山	○	○	○	○	○	

図）土砂災害警戒区域等

・諏訪市マルチハザードマップに示すとおり。

〈留意事項〉

・避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険区域内の通過は避けること。土石流に関しては渓流に直角方向にできるだけ渓流から離れること。渓流を渡って対岸に避難することは避けること。

・避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の２階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

３．避難指示等の発令の判断基準

避難指示等の発令の判断基準は 表５）のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

・重要な情報については、情報を発表した長野地方気象台、諏訪建設事務所塔との間で相互に情報交換すること。

・避難指示等を発令する区域を特定する際には、土砂災害警戒情報に係る５㎞ﾒｯｼｭ毎の危険度判定等にも留意のこと。

・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。

・土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとられた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

＊ 避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予想や土砂災害警戒区域等の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

表５）避難指示等の発令判断基準例（土砂災害）

対象地区	・避難すべき区域の全部
【警戒レベル３】 高齢者等避難	・近隣で前兆現象（流水の異常な濁り、斜面からの湧水の増加）が発見された場合 ・大雨警報（土砂災害）【警戒レベル３相当情報】が発表され、かつ土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となり引き続き降雨が見込まれる場合 ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ・強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報において、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
【警戒レベル４】 避 難 指 示	・土砂災害警戒情報【警戒レベル４相当情報】が発表され、引き続き降雨が見込まれる場合 ・土砂災害の危険度分布で、「非常に危険（紫）」となり引き続き降雨が見込まれる場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ・近隣で前兆現象（地鳴り・山鳴り、湧き水、地下水の濁り、渓流の水量の変化、流木の流出、斜面の亀裂、渓流付近で斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）が発見された場合
【警戒レベル５】 緊急安全確保	・近隣で土砂災害が発生した場合 ・大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合

４．避難指示等の伝達方法

第Ⅰ編水害の４．を参照

○ 水防倉庫別備蓄資材一覧

No.		合　計	① 諏訪 消防署	② 湖岸 通り	③ 双葉 ヶ丘	④ 文出	⑤ 四賀	⑥ 中金子	⑦ 下金子	⑧ 田辺	⑨ 湖南
1	土嚢袋	14600	3000	1000	1000	1500	1600	2400	1600	2000	500
2	空俵類(かます袋)	140	0	0	0	20	0	0	0	100	20
3	麻　袋	545	0	0	0	200	0	5	140	200	0
4	じゃかご類(鉄編)	112	10	0	0	10	10	2	60	0	20
5	ビニールシート(ブルー)	696	174	22	50	60	60	70	90	100	70
6	むしろ類	350	10	20	0	0	10	40	160	100	10
7	鉄杭(金ぐし)	130	100	0	0	0	0	0	0	0	30
8	杭木(角材)	430	220	100	80	0	30	0	0	0	0
9	材木(丸太2m)	502	0	0	0	0	2	100	150	200	50
10	材木(丸太3m)	125	0	0	0	0	25	0	10	40	50
11	材木(丸太4m)	60	0	0	0	0	0	0	20	20	20
12	材木(丸太5m)	26	0	0	0	0	0	6	0	10	10
13	竹　竿	138	0	0	0	0	28	20	30	30	30
14	かすがい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	鉄線	25	3	1	0	5	4	0	5	2	5
16	番　線	9	7	0	1	0	0	0	0	0	1
17	なわ(玉縄)	60	0	0	0	10	9	16	15	10	0
18	ロープ(クレモナ)	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
19	ロープ(トラ)	35	4	0	0	0	5	5	5	10	6
20	スコップ(剣スコ)	167	42	10	10	16	22	8	16	40	3
21	スコップ(角スコ)	22	6	5	2	0	2	3	0	0	4
22	ジョレン	42	9	3	2	2	8	5	2	8	3
23	くわ類(平鍬・又鍬)	21	1	0	0	3	5	4	3	5	0
24	ツルハシ	34	7	2	1	4	4	5	3	5	3
25	おの(短・長)	18	3	0	1	6	1	3	3	1	0
26	な　た	27	5	0	0	0	6	5	5	5	1
27	のこぎり(各種)	32	12	0	0	1	6	3	2	4	4
28	かま	28	13	0	0	2	2	6	2	2	1
29	草刈機	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
30	竹ぼうき	7	3	3	1	0	0	0	0	0	0
31	掛矢	25	5	2	1	4	4	4	2	1	2
32	ハンマー(大)	7	3	1	1	0	0	0	0	0	2
33	ハンマー(小)	50	10	5	3	5	8	5	4	7	3
34	ペンチ	28	6	3	0	0	0	10	8	0	1
35	番線カッター(大)	3	1	0	0	0	0	0	0	1	1
36	クリッパー(番線カッター小)	11	2	2	3	1	1	2	0	0	0
37	し　の	14	2	5	1	0	1	2	2	1	0
38	とび口	33	2	0	0	18	3	0	2	4	4
39	たこづち	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	一輪車	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
41	モッコ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

42	バケツ	11	3	0	1	0	7	0	0	0	0
43	土　嚢	760	50	0	0	250	80	160	0	100	120
44	砂(砂利)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
45	土詰用PE管	38	15	0	2	10	3	0	0	0	8
46	土嚢制作器	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
47	塩ビパイプ	32	7	0	0	0	0	0	0	0	25
48	照明具	12	10	0	0	0	0	0	0	1	1
49	発電機	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
50	はしご	5	1	0	0	0	0	1	0	2	1
51	救命綱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52	浮　環	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0
53	救命胴衣	60	40	0	0	20	0	0	0	0	0

○ 救出に必要な資機材の状況（諏訪広域消防）

名称	数量	名称	数量
ライフボール	5	弁　慶	2
拡声器（小）	2	スーパーサイレント	1
距離測定器	1	角　材（大3・中3・小6・平4)	一式
双 眼 鏡	2	旧油圧ホース(5m・10m)	各1
呼吸器	3	サイドウインチ・リモコン（カラビナ付き）	1
救急外傷バック（頸椎カラー×２）	一式	防炎シート	2
レスキューシート・ＫＥＤ	1	小 綱（ 赤 ・ 白 ・ 三ひろ 半 ）	各5以上
縛帯収納バック／ レスキューベルト	1	救助ロープ（ 10m ・20m・ 30m ・ 40m・ 50m ）	各 2
〃　／ 柱上縛帯	2	バール（大・小）	各1
〃　／ 簡易縛帯／ 引揚用縛帯	各1	ハンマー（大・小）	各1
ロープレスキューシステム DX キッド	一式	エアマット（Ｖ１２ ・ Ｖ３）	各1
シュリンゲ（航空対応）	長2 短4	エアマット(Ｖ40 ・ Ｖ２５)	各２
ザイル （９mm-５０ｍ×２）(12.5mm-100m)	１・３	エアマット操作資器材一式（アタッチメント×4)	一式
収納ケース／ ハーネス	2	チェーンソー（オイル・付属品含む）	一式
〃 ／ ツインプーリー（滑車）	2	エンジンカッター（替刃Ｄ×2・コ×１・付属品含む）	一式
〃 ／ 防護シート	3	発 電 機	1
安 全 帯	3	新スプレッター	1
酸素溶断器（ＯＺ）	1	新カッター	1
拡声器 （大）	1	新ルーカスホース(5m)	2
可燃性ガス測定器	1	新ルーカスホース(10m)	2

ポートパワー	一式	新ルーカスパワーユニット	1
送排風機	1	空気破壊工具(給油実施)	一式
有毒ガス測定器	1	電動鉄線カッター	1
コアビット	1	電動削岩機（アタッチメント×3）(サービスランプ消灯確認)	1
ハンマードリル	1	電動ウインチ	1
ファイバースコープ	1	バーティカルストレッチャー	1
アルゴス	1	エアーストレッチャー	1
救助ヘルメット（要救対応）	3	サーバイバスリング	1
ペダルカッター	1	ワイヤー梯子	1
新ルーカスハンドポンプ	1	ライフレスク	2
耐電カッター・番線カッター	各 1	背負い搬送器具	2
コンビツール	1	剣スコップ（大・小）角スコップ	1・4・2
旧ルーカスハンドポンプ	1	ブルーシート・国旗型吸着マット・土嚢袋	2・10・10
ラムシリンダー（アタッチメント含む）	1	クレモナロープ・トラロープ	１・１
チルホール	1	投 光 器	2
ワイヤーフック（ 10m ・ 19m ）	各 1	高所作業用脚立	1
バックボード	1	救命胴衣	4
トグル棒（短）／補強材（長）	2 ・ 2	レスキューチューブ（大・小）	各 1
防護シート／ロープ保護材（ホース 65 ㎜ 50 ㎜）	2・ 各４	カラーコーン	5
ベルトスリング（1m・ 2m・3m・5m）	各 2	防毒・防塵マスク	5
ツインプーリー/ダブルローラー	2 ・ 5	ウィンチ（前）	1
カラビナ	大 10・小 20	三連梯子	1
バスケットブランケット	一式	単 梯 子	1
バスケット足固定金具	1	バスケット担架	1
平担架ブランケット	一式	平 担 架	1
固定ベルト	2	上部照明装置	1
玉掛けワイヤー（3m ：アイ大 4m ：アイ小）	各 2	ユニッククレーン	1
シャックル（1.5ｔ）	2	ウィンチ（後）	1

○諏訪市防災倉庫備蓄資材一覧

（2024.6月現在　主な備蓄品）

	城南小	上諏訪小	豊田小	湖南小	南中	旧城北小	諏訪中	四賀小	中洲小	その他	計	単位
非常食（アルファ化米）	500	500	500	500	500	500	500	500	500	5,200	9,700	食
非常食（おかゆ）	200	200	200	200	200	150	200	150	200	50	1,750	食
非常食（カンパン等）	240	240	240	240	200	240	240	240	240	180	2,300	食
飲料水　２ℓ	60	60	60	60	60	60	60	60	60	282	822	本
飲料水５００ml	120	120	192	120	120	120	144	120	144	1,056	2,256	本
非常用浄水器										15	15	台
非常用飲料水袋	600	600	600	600	600	600	600	600	600		5,400	袋
給水用ポリタンク	2	2	2	2	2	2	2	2	2		18	個
仮設簡易トイレ	13	11	11	11	11	11	11	11	11	24	125	台
トイレ処理剤	1,100	1,100	1,100	1,100	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100	400	10,200	ｾｯﾄ
トイレット　ペーパー(100入)	5	4	3	4	4	4	4	4	4	8	44	箱
トイレ用テント	10	10	10	10	10	10	10	10	10	42	132	張
イベントテント	2	2	1	2	1	1	1	1	1		12	張
屋内用避難テント	10	10	10	10	10	8	10	10	10	40	128	張
防災ルーム										62	62	張
避難所ボード（6帖×4ﾕﾆｯﾄ）	1	1	1	1		1	1	1	1		8	ｾｯﾄ
パーテーション										50	50	枚
毛布	50	50	50	50	50	50	50	50	50	935	1,385	枚
レスキューシート	900	900	900	900	900	520	600	600	600	300	7,120	枚
段ボールベッド簡易ベッド	10		10	10						171	201	台
ブルーシート	42	41	40	40	43	40	40	40	44	209	579	枚
折畳み式リヤカー	1	1	1	1	1	1	1	1	1		9	台
紙コップ	1,000	2,200	2,800	2,650	1,000	1,000	1,000	1,600	1,040	4,790	19,080	個
丼容器	500	500	1,200	800	500	500	500	500	500	2,000	7,500	個
スプーン割りばし	800	800	1,800	1,300	800	800	800	800	800	3,200	11,900	本
やかん	2	2	2	2	2	2	2	2	2		18	個
カセットコンロガステーブル	9	9	9	9	9	8	8	8	8	3	80	台
カセット　ガスボンベ	9	9	9	9	9	9	9	9	9	811	892	個
LPG(8kボンベ)	1	1	1	1	1	1	1	1	1		9	個
炊き出しセット	1	1	1	1	1	1	1	1	1		9	ｾｯﾄ

炊き出し用 テーブル	2	2	2	2	2	2	2	2	2		18	台
チャッカマン	2	2	2	2	2	2	2	2	2		18	個
救護資機材セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1		9	ｾｯﾄ
ガーゼ	100	100	200	100	300	100	100	100	100		1,200	枚
三角巾	100	100	255	100	100	100	100	100	100		1,055	枚
タオル	110	100	100	100	100	100	130	100	100	900	1,840	枚
生理用品	18	18	18	18	18	18	18	18	18	286	448	袋
こども用紙おむつ										66	66	袋
成人用紙おむつ	2	2	2	2	2	2	2	2	2	59	77	袋
衣類										456	456	着
乾電池	96	96	106	96	96	88	84	84	94		840	本
懐中電灯 ランタン	9	7	7	7	7	7	7	7	7	5	70	個
メガホン （拡声器）	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	19	台
投光機 （スタンド式）	4	4	4	4	5	4	4	4	4	8	45	台
投光機 （スタンド無）	2	2	2	2	1	2	2	2	2		17	台
大型送風機 スタンド式工場扇	6	6	6	6	6	4	6	6	6	24	76	台
電気ドラム	7	7	7	7	7	4	7	7	7	26	86	台
発電機	1	1	1	1	1	1	1	1	1	18	27	機
ガス発電機	1	1	1	1	1	1	1	1	1		9	機
ポータブル電源										6	6	台
ガソリン携行缶	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	20	器
救助工具セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1		9	ｾｯﾄ
チェーンソー										2	2	台
ピンチバール	2	2	2	2	2	2	2	2	2		18	本
水中ポンプ										7	7	台
クレモナロープ	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20	本
トラロープ	1	1	1	2	1	1	1	1	1	17	27	本
カッター	1	1	1	1	1	1	1	1	1		9	個
マスク（100枚）	10	10	10	10	10	10	10	10	10	139	229	箱
ﾃﾞｨｽﾎﾟ手袋	1,200	900	700	600	600	600	1,200	600	1,200	8,100	15,700	枚

○諏訪市備蓄医薬品一覧

剤形	薬品名	1箱の数量	箱数	数量
外用薬	アセトアミノフェン坐剤小児用	100	5	500
	ジクロフェナクズボ	50	2	100
	セルタッチパップ 70	600	1	600
	ツロブテロールテープ	70	1	70
	ソフラチュール	10	5	50
	ゲンタマイシン硫酸塩軟膏 0.1%	10	4	40
	ビソノテープ	70	1	70
注射薬	アドレナリン注 0.1%シリンジ	10	4	40
	イノバン注 0.3%シリンジ	5	8	40
	ブスコパン注	50	2	100
	ジアゼパム注射液	50	1	50
	テタノブリン IH 注	1	5	5
	フェノバール注	10	2	20
	オメプラゾール	10	10	100
	ジギラノゲン注	50	2	100
	スルピリン注	50	2	100
	メイロン注7%	50	2	100
	沈降破傷風トキソイドキット	1	15	15
内服薬	セパミット-R カプセル 10	100	2	200
	カロナール	1000	1	1000
	ルネスタ	100	5	500
	アモキシシリンカプセル	100	2	200
	メネシット配合錠 100	100	1	100
	セフカペン	100	2	200
	レバミピド	500	1	500
	ランソプラゾール OD 錠	140	5	700

○ 救助の実施要領の基準（概要）

平成 25 年 4 月 1 日現在

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費 用 の 限 度 額</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>避難所の設置</td><td>災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する</td><td>（基本額）
避難所設置費
１人　１日当たり
300 円以内
（加算額）
冬季　別に定める額を加算
高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む
２　避難に当たっての輸送費は別途計上</td></tr>
<tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者</td><td>１　規格　１戸当たり 29.7m²（9 坪）を基準とする
２　限度額　１戸当たり
2,387,000 円以内。
３　同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる（規模、費用は別に定めるところによる）</td><td>災害発生の日から 20 日以内着工</td><td>１　平均１戸当たり 29.7m² 2,387,000 円以内であればよい
２　高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉仮設住宅」を設置できる
３　供与期間　最高２年以内
４　民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする</td></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>１　避難所に収容された者
２　全半壊（焼）、流失、床上浸水等で炊事できない者</td><td>１人１日当たり
1,010 円以内</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>食品給与のための総経費を延給食日数で除したが限度額以内であればよい
（１食は 1/3 日）</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>１　輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（焼）、流失、床上浸水、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>１　夏季（4 月～9 月）、冬季（10 月～3 月）の季別は災害発生の日をもって決定する
２　下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から 10 日以内</td><td>１　備蓄物資の価格は年度当初の評価格
２　現物給付に限ること</td></tr>
</table>

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全焼 全壊 流出	夏	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300
	冬	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400
	冬	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300

〔応　急・復　旧〕

○ 諏訪市水道事業指定給水装置工事事業者一覧

番号	指定番号	工　事　店　名	住　　所	電話番号
1	1	㈲林組工業所	諏訪市大手 2-9-1	58-1336
2	2	㈱イワナミ	岡谷市天竜町 1-2-63	22-2222
3	3	倉島工業㈱	諏訪市大字四賀赤沼 1785	52-0754
4	4	㈲ヤジマ設備工業	諏訪市小和田南 1-5	52-1777
5	5	㈲城南水道	諏訪市高島 1-18-6	52-6036
6	6	杉村設備㈱諏訪営業所	諏訪市大字湖南 3973-1	52-4066
7	7	㈲阿部設備	諏訪市大字中洲下金子 3726-1	53-1406
8	8	水道建設㈱	諏訪市大字湖南六反 6447-9	53-3965
9	9	昭和設備	諏訪市大手 1-2-12	52-3493
10	10	㈱金子工務店	諏訪市大字湖南北真志野 6229	53-3331
11	12	上川管設㈱	諏訪市上川 3-2230-5	52-3438
12	13	㈲丸三上田商店	諏訪市諏訪 2-2-15	58-0171
13	17	諏訪管工業㈱	諏訪市大字上諏訪金山 7704-1	52-6314
14	18	㈱共同設備工業	諏訪市大字湖南田辺 1009-3	58-8260
15	19	渋崎建設㈱	諏訪市渋崎 1722	52-0443
16	21	㈲伸晃	諏訪市大字中洲 4421-1	52-3382
17	22	中央熱学㈱	諏訪市大字中洲下金子 4393-4	53-6141
18	23	㈲大和設備	諏訪市大和 1-10-18	58-1900
19	24	金澤工業㈱	長野市大字中御所岡田町 157-1	026-226-5222
20	25	日設工業㈱	諏訪市大字中洲 1512	58-2281
21	26	㈱電管ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ	諏訪市大字豊田文出 1215-1	53-1421
22	27	㈲原設備工業	諏訪市大字中洲 4213-1	57-0703
23	28	㈲マルワ住設	諏訪市大字豊田 3962-1	58-3337
24	29	㈲クサカベ設備興業	茅野市玉川 8810	79-3255
25	30	信和設備㈱	岡谷市天竜町 3-16-21	22-3302
26	31	㈲ミワ設備諏訪営業所	諏訪市南町 6-6	57-4514
27	32	十和設備㈱	岡谷市神明町 4-22-18	24-0182
28	34	㈲木村設備	茅野市湖東 5866-2	77-2380
29	35	㈱浜パイピング	岡谷市山下町 1-16-14	23-6885
30	36	㈱総建	諏訪郡下諏訪町 6642-1	28-8295
31	38	㈱キタハラ	茅野市仲町 6-17	72-7418
32	39	㈲諏訪冷熱	諏訪郡下諏訪町 4359-11	28-6462
33	40	㈲ミヤサカ管工	岡谷市加茂町 4-5-17	22-9615
34	42	㈱シンニチ設備	岡谷市郷田 2-2-12	22-1365
35	43	林設備工業	諏訪市湖岸通り 5-14-6	52-4552
36	44	㈱太陽住設	諏訪郡富士見町富士見 4654-636	62-2093
37	45	㈲イトカン	茅野市玉川 1445-1	72-8548
38	47	㈱オケヤス	茅野市宮川 3849-5	72-2230
39	48	㈱上條電設工業	岡谷市山下町 2-1-12	23-5330

40	49	㈱オスガ設備	岡谷市長地権現町 1-7-13	27-6622
41	52	新水	諏訪市小和田 14-3	52-2876
42	53	タケイセツビ	諏訪市大字湖南 1086-1	58-2553
43	54	プロ設備	諏訪市大字中洲 4399-2	58-9630
44	55	㈱シガテクノス	諏訪市大字四賀 2334	52-5620
45	58	㈲キタワ	茅野市玉川 5285-1	82-0008
46	59	㈲柳平建設	茅野市本町東 14-5	72-3655
47	60	㈲共同建設	諏訪郡下諏訪町 2111-1	28-1365
48	61	㈱有賀水道	茅野市金沢 2186-2	72-0291
49	62	北原空調設備	諏訪郡下諏訪町赤砂 4353-12	28-5312
50	63	㈱総設工業	岡谷市長地片間町 1-12-24	28－8504
51	65	小林設備店	茅野市城山 17-12	72－8053
52	66	設備ティーワッカー	茅野市塚原 2-9-22	82-9228
53	67	ルピナ中部工業㈱	松本市宮渕 2-2-31	0263-32-5568
54	68	さくら設備	岡谷市赤羽 1-8-46	23-9420
55	69	共栄管工㈱	茅野市宮川 11376-14	72-6675
56	70	㈲信濃管設工業	諏訪郡下諏訪町西豊 6125-1	28-1352
57	71	藤森土木建設㈱	諏訪市上川 2-2192-2	52-1766
58	73	㈱アイテック	岡谷市神明町 2-7-1	23-8500
59	74	今井建設㈱	諏訪郡富士見町落合 2373	64-2501
60	75	長野アルス	諏訪市大字湖南 25-3	53-3025
61	78	文化設備	東筑摩郡麻績村 5812	0263-67-3043
62	79	㈲三善工業	岡谷市東銀座 1-1-15	23-3446
63	80	㈲オギハラ住宅設備	茅野市塚原 2-12-14	72-2649
64	82	㈲ケー・ピー設備	塩尻市大字北小野 1389	0263-51-8032
65	84	㈱諏訪設備工業	茅野市豊平泉 477-1	72-3694
66	86	㈲エーシン	岡谷市長地権現町 1-6-20	28-0111
67	87	㈲窪田鉄工設備	諏訪郡富士見町富士見 4654-588	62-3253
68	88	㈲辰野ヤジマ設備工業	上伊那郡辰野町大字平出 2093-3	41-1438
69	89	あすなろ設備	諏訪市大字上諏訪 9300-11	57-3587
70	90	㈲丸竹下島商店	岡谷市本町四丁目 1-37	22-2406
71	91	イツミ設備	諏訪市大字四賀 1353-2	58-9797
72	92	㈱アクア住設	諏訪郡富士見町落合 3060-34	65-3388
73	93	㈲山本管工事	諏訪郡富士見町境 7146-6	64-2649
74	94	南川設備	諏訪市大字中洲中金子 3492-4	58-4093
75	95	ＷＡＡＳ㈱	諏訪市大字湖南 835-5	78-4330
76	96	松本電気工事㈲	諏訪市湖岸通り 5-21-3	52-6188
77	97	㈲にいむら設備工業	上伊那郡辰野町大字平出 853	43-0033
78	98	ハウスリペア	岡谷市銀座 2-1-2	22-5120
79	99	羽柴設備	茅野市玉川 3457 5	090-8312-8532
80	100	ホンゴウ下水道	諏訪郡富士見町立沢 275	090-5344-5835
81	101	㈱アクアテック杉村	諏訪市小和田南 17-11	75-0038
82	102	諏訪瓦斯㈱	諏訪市小和田南 17-5	52-2511

83	103	スワテック建設㈱	諏訪市城南二丁目 2353	52-4343
84	104	㈱ビセン	松本市高宮南 1-24	0263-27-1131
85	105	㈱リビング　クボタ	諏訪郡富士見町落合 11748-11	62-5391
86	107	共進エネーブ㈱	茅野市仲町 17-20	72-6282
87	108	サン・レモン	伊那市福島 1233-1	0265-72-7896
88	109	住宅設備　鷹羽	諏訪市渋崎 1783-1 渋崎マンション 102	78-8797
89	110	湖畔設備	岡谷市湊 4-16-20	23-7881
90	111	一和水道	茅野市米沢 4036-3	73-9273
91	112	㈲サクラ建設設備	諏訪郡富士見町富士見 4654-437	62-4911
92	113	建築設備くるみ工房	諏訪市上諏訪 13100-69	53-9273
93	114	㈱クラシアン	長野市稲里町下氷鉋 515-8	026-283-3861
94	115	㈱シンエイ	諏訪郡下諏訪町 6191-1	28-2737
95	116	シミズ技研	上伊那郡南箕輪村 1728-3	0265-78-2865
96	117	小松設備	岡谷市長地御所 1-3-8	28-5695
97	118	㈱双子	松本市大字笹賀 2525-6	0263-88-7619
98	119	㈲配管舎モリヤ	茅野市玉川 8448-1	70-1051
99	120	㈲芸管工業	茅野市泉野 5877-2	79-4372
100	121	アクアワークス	上伊那郡箕輪町中箕輪 12315-2	0265-70-5107
101	122	㈱イースマイル	大阪市中央区瓦屋町 3-7-3	06-7739-2525
102	123	㈱小松製作所	諏訪市湖岸通り 2-3-14	52-2740
103	124	三菱電機システムサービス㈱	東京都世田谷区太子堂 4-1-1	03-5431-7750
104	125	鮎澤設備	岡谷市神明町 4-6-21	22-7743
105	126	㈱タイセイ	諏訪郡富士見町富士見 11872	55-2008
106	127	㈲いずみ	伊那市中央 4562-1	0265-74-8181
107	128	㈱大同建設	諏訪市上川二丁目 1581	53-0252
108	129	㈱クリアコネクト	諏訪郡下諏訪町萩倉 2484	75-1253
109	131	設備藤森	諏訪市大字四賀 1969-12	57-3471
110	132	山一建設株式会社	木曽郡上松町大字小川 2272	0264-52-4700
111	133	株式会社弘和	諏訪市中洲 3650-1	57-1915
112	134	㈱アクアライン	広島県広島市中区上八丁堀 8-8　第 1 ウエノヤビル 6F	082-502-6644

○ 下水道排水設備指定工事店一覧

番号	指定番号	工　事　店　名	住　　所	電話番号
1	2	㈲阿部設備	諏訪市中洲下金子 3726-1	53-1406
2	3	有賀建設㈱	諏訪市四賀普門寺 5398	58-2775
3	4	㈱共同設備工業	諏訪市湖南田辺 1009-3	58-8260
4	8	倉島工業㈱	諏訪市四賀赤沼 1785	52-0754
5	10	十和設備㈱	岡谷市神明町 4-22-18	24-0182
6	13	㈱浜パイピング	岡谷市山下町 1-16-14	23-6885
7	14	渋崎建設㈱	諏訪市渋崎 1722	52-0443
8	16	㈲木村設備	茅野市湖東 5866-2	77-2380
9	18	水道建設㈱ 諏訪支社	諏訪市湖南六反 6447-9	53-3965
10	19	杉村設備㈱ 諏訪営業所	諏訪市湖南 3973-1	52-4066
11	20	諏 訪 管 工 業㈱	諏訪市大字上諏訪 7704-1	52-6314
12	21	スワテック建設㈱	諏訪市城南 2-2353	52-4343
13	22	㈱大同建設	諏訪市上川 2-1581	53-0252
14	23	大要設備	諏訪市大和 2-2-22	58-0325
15	24	㈲ミワ設備　諏訪営業所	諏訪市南町 6-6	57-4514
16	26	中央熱学㈱	諏訪市中洲下金子 4393-4	53-6141
17	27	㈱金子工務店	諏訪市湖南北真志野 6229	53-3331
18	28	㈱長野管材	諏訪市豊田小川 1076-1	58-0850
19	29	㈱イワナミ	岡谷市天竜町 1-2-63	22-2222
20	30	㈲林組工業所	諏訪市大手 2-9-1	58-1336
21	31	林設備工業	諏訪市湖岸通り 5-14-6	52-4552
22	32	藤森土木建設㈱	諏訪市上川 2-2192-2	52-1766
23	33	㈲丸三上田商店	諏訪市諏訪 2-2-15	58-0171
24	34	㈲丸小建設	諏訪市湯の脇 2-12-5	52-0885
25	35	㈱丸柳大津屋	諏訪市諏訪 2-9-27	52-0165
26	37	㈲クサカベ設備興業	茅野市玉川 8810	79-2511
27	38	㈲ヤジマ設備工業	諏訪市小和田南 1-5	52-1777
28	39	常盤工業㈱ 諏訪支店	諏訪市諏訪 2-11-36	52-2455
29	41	信和設備㈱	岡谷市天竜町 3-16-21	22-3302
30	42	㈱春間工務店	諏訪市赤羽根 2-6	52-3025
31	43	㈲大和設備	諏訪市大和 1-10-18	58-1900
32	44	㈲伸晃	諏訪市中洲 4421-1	52-3382
33	45	㈱キタハラ	茅野市仲町 6-17	72-7418
34	46	㈱総建	下諏訪町 6642-1	28-8295
35	48	㈲諏訪冷熱	下諏訪町 4359-11	28-6462
36	49	㈲ミヤサカ管工	岡谷市加茂町 4-5-17	22-9615
37	53	日設工業㈱	諏訪市中洲神宮寺 1512	58-2281
38	54	㈱電管エンジニアリング	諏訪市豊田文出 1215-1	53-1421
39	55	㈲原設備工業	諏訪市中洲 4213	57-0703
40	56	㈱シガテクノス	諏訪市四賀 2334	52-5620
41	57	㈲マルワ住設	諏訪市豊田 3962-1	58-3337
42	58	㈱シンニチ設備	岡谷市郷田 2-2-12	22-1365

43	59	㈱太陽住設	富士見町富士見 4654-636	62-7671
44	60	㈲イトカン	茅野市玉川 1445-1	72-8548
45	61	㈱オケヤス	茅野市宮川 3849-5	72-2230
46	62	㈱上條電設工業	岡谷市山下町 2-1-12	23-5330
47	63	㈱オスガ設備	岡谷市長地権現町 1-7-13	27-6622
48	66	新水	諏訪市小和田 14-3	52-2876
49	67	㈲出羽設備	諏訪市中洲福島 5198-10	58-4719
50	68	タケイセツビ	諏訪市湖南 1086-1	58-2553
51	69	プロ設備	諏訪市中洲下金子 4399-2	58-9630
52	71	㈲キタワ	茅野市玉川 5285-1	82-0008
53	73	㈲共同建設	下諏訪町 2111-1	28-1365
54	74	㈱有賀水道	茅野市金沢 2186-2	72-4017
55	76	北原空調設備	下諏訪町西赤砂 4353-12	28-5312
56	77	ホンゴウ下水道	富士見町立沢 275	62-2578
57	78	㈱総設工業	岡谷市長地片間町 1-12-24	28-8504
58	80	小林設備店	茅野市城山 17-12	72-8053
59	81	設備ティーワッカー	茅野市塚原 2-9-22	82-9228
60	82	ルピナ中部工業㈱	松本市宮渕 2-2-31	0263-32-5568
61	83	さくら設備	岡谷市赤羽 1-8-46	23-9420
62	85	共栄管工㈱	茅野市宮川 11376-14	72-6675
63	86	㈲信濃管設工業	下諏訪町 4440-4	28-1352
64	89	今井建設㈱	富士見町落合 2373	64-2501
65	91	㈱アイテック	岡谷市神明町 2-7-1	23-8500
66	95	㈱弘和	諏訪市大字中洲 3650-1	57-1915
67	98	㈲三善工業	岡谷市東銀座 1-1-15	23-3446
68	100	㈲オギハラ住宅設備	茅野市塚原 2-12-14	72-2649
69	101	㈲ケー・ピー設備	塩尻市大字北小野 1389	0263-51-8032
70	103	㈱諏訪設備工業	茅野市豊平泉 477-1	72-3694
71	105	㈲エーシン	岡谷市長地権現町 1-6-20	28-0111
72	106	㈲辰野ヤジマ設備工業	辰野町大字平出 2093-3	41-1438
73	107	あすなろ設備	諏訪市大字上諏訪 9300-1	57-3587
74	108	㈲丸竹下島商店	岡谷市本町 4-1-37	22-2406
75	109	イツミ設備	諏訪市大字四賀 1353-2	58-9797
76	110	㈱アクア住設	富士見町落合 3060-34	65-3388
77	111	㈲山本管工事	富士見町境 7146-6	64-2649
78	112	ＷＡＡＳ㈱	諏訪市湖南 835-5	78-4330
79	113	㈲窪田鉄工設備	富士見町富士見 4654-588	62-3253
80	115	㈲にいむら設備工業	上伊那郡辰野町大字平出 853	43-0033
81	116	ハウスリペア	岡谷市銀座 2-1-2	22-5120
82	117	羽柴設備	茅野市玉川 3457-5	72-0493
83	118	環境設備	諏訪市湖南 4901-3	78-5065
84	119	㈱アクアテック杉村	諏訪市小和田南 17-11	75-0038
85	121	㈱リビングクボタ	富士見町落合 11748-11	62-5391
86	123	㈲柳平建設	茅野市本町東 14-5	72-3655
87	125	共進エネーブ㈱	茅野市仲町 17-20	72-6282
88	126	サン・レモン	伊那市福島 1233-1	0265-72-7896
89	127	住宅設備　鷹羽	諏訪市渋崎 1783-1 渋崎ﾏﾝｼｮﾝ 102	78-8797
90	128	湖畔設備	岡谷市湊四丁目 16-20	23-7881

91	129	一和水道	茅野市米沢 4036-3	73-9273
92	130	㈲サクラ建設設備	諏訪郡富士見町富士見 4654-437	62-4911
93	131	昭和設備	諏訪市大手 1-2-12	52-3493
94	132	建築設備くるみ工房	諏訪市上諏訪 13100-69	53-9273
95	133	㈱シンエイ	諏訪郡下諏訪町 6191-1	28-2737
96	134	シミズ技研	上伊那郡南箕輪村 1728-3	0265-78-2865
97	135	小松設備	岡谷市長地御所 1-3-8	28-5695
98	136	㈱双子	松本市大字笹賀 2525-6	0263-88-7619
99	137	㈲配管舎モリヤ	茅野市玉川 8448-1	70-1051
100	138	㈲芸管工業	茅野市泉野 5877-2	79-4372
101	139	㈱津村商事	諏訪郡下諏訪町 10616-504	27-6208
102	140	アクアワークス	上伊那郡箕輪町中箕輪 12315-2	0265-70-5107
103	141	鮎澤設備	岡谷市神明町 4-6-21	22-7743
104	142	㈱タイセイ	諏訪郡富士見町富士見 11872	55-2008
105	143	㈲いずみ	伊那市中央 4562-1	0265-74-8181
106	144	㈱クリアコネクト	諏訪郡下諏訪町萩倉 2484	75-1253
107	145	㈲GARAGE	伊那市福島 1147-2	0265-98-9687
108	146	設備藤森	諏訪市四賀 1969-12	57-3471
109	147	山一建設㈱	木曽郡上松町大字小川 2272	0264-52-4700

〔消　　防〕

○ 消防力の現況

名称 所属	指令車	ポンプ車	救　助 工作車	積載車	小型動力 ポンプ	救急車	その他	計
消防署	2	4	1			3	2	13
消防団		8		32	32		1	75
計	2	12	1	32	32	3	3	88

○ 消防水利の状況

区分	市設	
貯水槽	20 ㎥以上 40 ㎥未満	27
	40 ㎥以上 60 ㎥未満	173
	60 ㎥以上	5
	計	205
消火栓		1217
プール		10
池・湖等		23

○ ため池の状況

番号	位置	名称	管理者	かんがい	た　め　池　規　模			
				面積(ha)	提高(m)	提長(m)	満水面積(㎡)	貯水量(㎥)
1	上諏訪 科の木	科の木	諏訪市	62	9.86	160	18,200	55,200
2	湖　南 板　沢	板沢	板　沢 農事組合	10	7.2	40	2,000	4,000
3	上諏訪 角間沢	蓼の海	諏訪市	62	13.0	240	40,000	186,000
4	豊　田 上　野	上野	上野区	10	4.0	115	4,000	5,000
5	上諏訪 金　山	金山	角間沢水利 運営協議会	10	5.0	40	500	1,200
6	湖　南 後　山	笹倉	笹倉水利 組　合	5	5.0	40	1,000	1,000
7	湖　南 後　山	大助	大助水利 組　合	5	5.0	40	1,000	1,300

○ 諏訪市消防団組織図

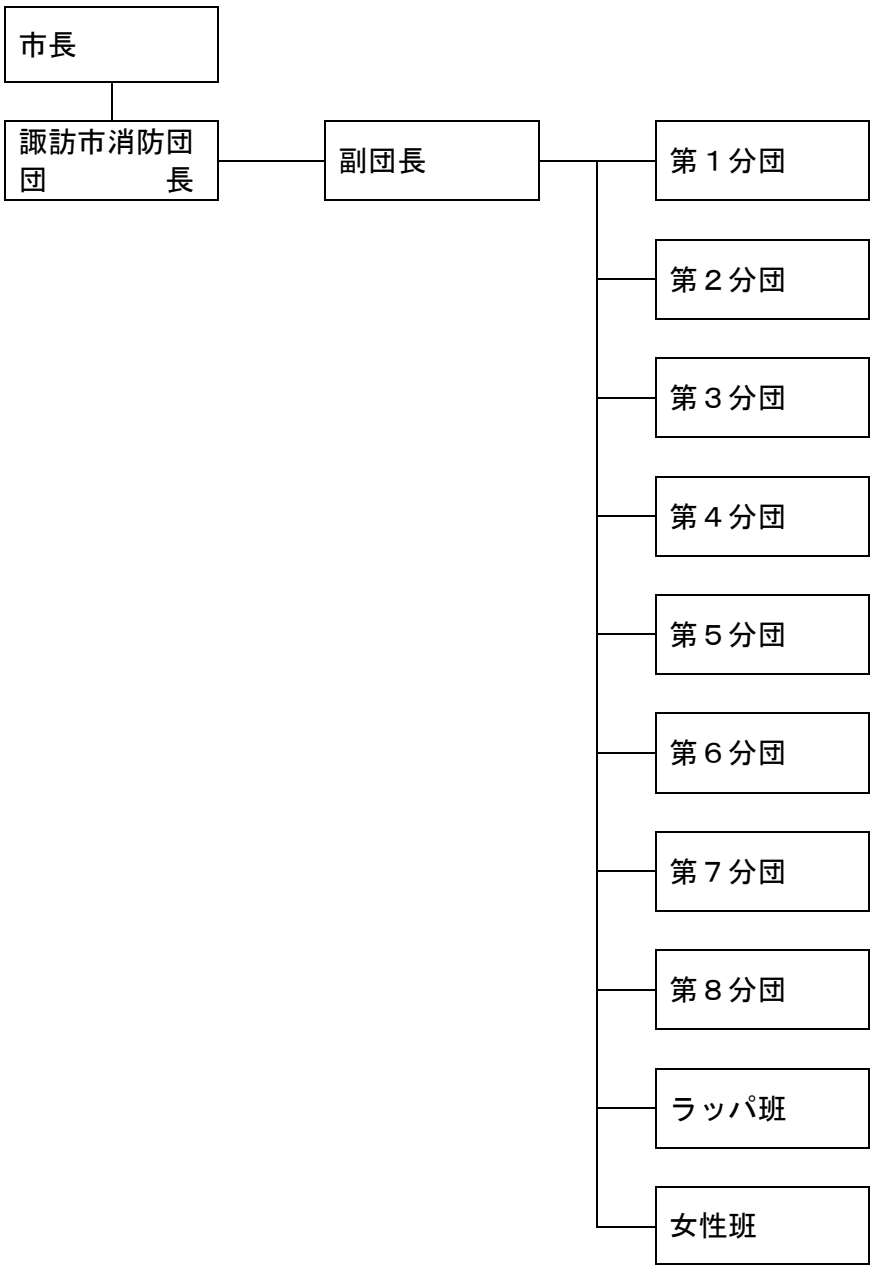
市長
諏訪市消防団
団　　長
副団長
第１分団
第２分団
第３分団
第４分団
第５分団
第６分団
第７分団
第８分団
ラッパ班
女性班

各分団定数

	団本部		分団						備考
	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計	
団本部	1	1	1	1	2	4	10	20	
第１分団			1	1	3	7	31	43	
第２分団			1	1	3	7	5	17	
第３分団			1	1	5	11	68	86	
第４分団			1	1	4	9	49	64	
第５分団			1	1	6	13	91	112	
第６分団			1	1	6	13	92	113	
第７分団			1	1	6	13	106	127	
第８分団			1	1	6	13	99	120	
ラッパ隊			1	1	2	4	0	8	
合計	1	1	10	10	43	94	551	750	

〔通　信・輸　送〕

○諏訪市デジタル同報系防災行政無線
同報系無線子局設置場所

子局番号	子局名称	設置場所	子局番号	子局名称	設置場所
1	諏訪市役所	諏訪市高島1－22－30	41	衣之渡児童遊園	諏訪市湖岸通り5－1092－8
2	上野屯所	諏訪市豊田5723先	42	諏訪市文化センター	諏訪市湖岸通り5－12－1
3	覗石公民館	諏訪市覗石6410	43	老人福祉センター	諏訪市湖岸通り4－1－28
4	板沢屯所東	諏訪市湖南板沢8557	44	大和一丁目線路横	諏訪市湖岸通り1－24－1
5	後山構造改善センター	諏訪市湖南8880-1	45	ふれあい広場	諏訪市大和2－5－9
6	有賀秋葉神社	諏訪市豊田有賀3837	46	城北小学校	諏訪市大和3－22－1
7	有賀教員住宅	諏訪市豊田有賀3307－1	47	第一分団屯所	諏訪市湯の脇1－10－2
8	有賀清水公民館	諏訪市豊田有賀2456	48	上諏訪中学校	諏訪市諏訪2－12－1
9	豊田小学校再送信子局	諏訪市豊田2399	49	茶臼山配水池	諏訪市上諏訪9304横
10	西山公園	諏訪市湖南字原畑外	50	高島小学校	諏訪市諏訪2－13－1
11	南真志野屯所北	諏訪市湖南4194－8	51	新小路公民館	諏訪市小和田3437－1
12	西沢公民館	諏訪市湖南4311	52	元町体育館	諏訪市元町19－1
13	湖南公民館	諏訪市湖南4038－6	53	秋葉神社	諏訪市清水1－4957
14	大熊公民館	諏訪市湖南3339	54	諏訪市建設課資材置場	諏訪市清水1
15	権現沢団地	諏訪市湖南1545	55	武津赤津川橋下	諏訪市四賀細久保294－2
16	諏訪市博物館	諏訪市中洲171－2	56	四賀保育園	諏訪市四賀410－1
17	上金子神社	諏訪市中洲2763－3	57	桑原公民館	諏訪市四賀784－3
18	小川屯所	諏訪市豊田1701－1	58	北神戸児童遊園	諏訪市四賀4135外
19	小川一の橋北	諏訪市豊田1823	59	神戸屯所	諏訪市四賀3425
20	文出屯所	諏訪市豊田626－13	60	尾玉公園	諏訪市上諏訪6666－242
21	文出公民館	諏訪市豊田206	61	双葉ケ丘区公民館下	諏訪市上諏訪6305－2
22	八剣神社南	諏訪市豊田60－1	62	西踊場教員住宅	諏訪市上諏訪8958－11
23	福島公民館	諏訪市中洲5008	63	緑ヶ丘団地西	諏訪市上諏訪7905－1
24	下金子公民館	諏訪市中洲3927－5	64	二葉高校運動場	諏訪市上諏訪8192
25	下金子八幡社	諏訪市中洲3882	65	角間新田公民館下	諏訪市上諏訪13051－1
26	中金子屯所	諏訪市中洲3348	66	蓼の海第三団地	諏訪市上諏訪13330－31
27	諏訪南中学校	諏訪市中洲3005	67	強清水	諏訪市上諏訪13338－1
28	中洲小学校	諏訪市中洲2372－1	68	霧ヶ峰農場	諏訪市四賀7719－25
29	沖田公民館	諏訪市沖田町2	69	新井下公園	諏訪市南町52
30	高田公園	諏訪市沖田町1－12	70	市営駐車場	諏訪市諏訪1－1－15
31	飯島公民館	諏訪市四賀2104	71	間欠泉センター	諏訪市湖岸通り2－208－90
32	赤沼公民館	諏訪市四賀2011	72	諏訪中央公園	諏訪市豊田811－1
33	赤沼鷹野橋下	諏訪市四賀1624	73	中沖公園	諏訪市沖田町五丁目32先
34	福島新町公民館	諏訪市中洲5531－161	74	有賀峠再送信子局	諏訪市豊田5481-25
35	企業流通団地公園	諏訪市中洲5709－18	75	板沢再々送信子局	諏訪市湖南8372先
36	渋崎保育園	諏訪市渋崎1801－20	76	杉菜池公民館	諏訪市上諏訪1947－6
37	諏訪市体育館	諏訪市高島2－1202	77	田辺公民館	諏訪市湖南525
38	高島4丁目交差点	諏訪市上川1－1540－2	78	春日神社	諏訪市中洲1604－1
39	諏訪消防署	諏訪市上川3－2505			
40	諏訪中学校	諏訪市清水3－3619－3			

○ 諏訪市消防団無線局一覧表

【車載型無線機】　　平成29年4月現在

番号	呼出し名称		配備場所		免許番号	空中戦電力
1	諏訪 消防団	1	団本部	消防団本部	信移第20109442	1w
2	諏訪 消防団	2		現場指揮本部	信移第20109443	
3	諏訪 消防団	3		団指揮車 1	信移第20109444	
4	諏訪 消防団	4		団指揮車 2	信移第20109445	
5	諏訪 消防団	5		多機能車	信移第20109446	
6	諏訪 消防団	6		活動車	信移第20109447	
7	諏訪 消防団	7		積載車	信移第20109448	
8	諏訪 消防団	10	第一分団	1号車	信移第20109453	
9	諏訪 消防団	11		積載車 1－1	信移第20109454	
10	諏訪 消防団	12		積載車 1－2	信移第20109455	
11	諏訪 消防団	20	第二分団	2号車	信移第20109460	
12	諏訪 消防団	21		積載車 2－1	信移第20109461	
13	諏訪 消防団	22		積載車 2－2	信移第20109462	
14	諏訪 消防団	30	第三分団	3号車	信移第20109467	
15	諏訪 消防団	31		積載車 3－1	信移第20109468	
16	諏訪 消防団	32		積載車 3－2	信移第20109469	
17	諏訪 消防団	33		積載車 3－3	信移第20109470	
18	諏訪 消防団	34		積載車 3－4	信移第20109471	
19	諏訪 消防団	40	第四分団	4号車	信移第20109476	
20	諏訪 消防団	41		積載車 4－1	信移第20109477	
21	諏訪 消防団	42		積載車 4－2	信移第20109478	
22	諏訪 消防団	43		積載車 4－3	信移第20109479	
23	諏訪 消防団	50	第五分団	5号車	信移第20109484	
24	諏訪 消防団	51		積載車 5－1	信移第20109485	
25	諏訪 消防団	52		積載車 5－2	信移第20109486	
26	諏訪 消防団	53		積載車 5－3	信移第20109487	
27	諏訪 消防団	54		積載車 5－4	信移第20109488	
28	諏訪 消防団	55		積載車 5－5	信移第20109489	
29	諏訪 消防団	60	第六分団	6号車	信移第20109494	
30	諏訪 消防団	61		積載車 6－1	信移第20109495	
31	諏訪 消防団	62		積載車 6－2	信移第20109496	
32	諏訪 消防団	63		積載車 6－3	信移第20109497	
33	諏訪 消防団	64		積載車 6－4	信移第20109498	
34	諏訪 消防団	65		積載車 6－5	信移第20109499	
35	諏訪 消防団	70	第七分団	7号車	信移第20109504	
36	諏訪 消防団	71		積載車 7－1	信移第20109505	
37	諏訪 消防団	72		積載車 7－2	信移第20109506	
38	諏訪 消防団	73		積載車 7－3	信移第20109507	
39	諏訪 消防団	74		積載車 7－4	信移第20109508	
40	諏訪 消防団	75		積載車 7－5	信移第20109509	
41	諏訪 消防団	80	第八分団	8号車	信移第20109514	
42	諏訪 消防団	81		積載車 8－1	信移第20109515	
43	諏訪 消防団	82		積載車 8－2	信移第20109516	
44	諏訪 消防団	83		積載車 8－3	信移第20109517	
45	諏訪 消防団	84		積載車 8－4	信移第20109518	
46	諏訪 消防団	85		積載車 8－5	信移第20109519	

【携帯型無線機】

番号	呼出し名称	配備場所		免許番号	空中戦電力
47	諏訪 消防団 携帯　100	団本部	消防団長	信移第20109432	1w
48	諏訪 消防団 携帯　200		副団長	信移第20109433	
49	諏訪 消防団 携帯　101		ラッパ長	信移第20109434	
50	諏訪 消防団 携帯　102		副ラッパ長	信移第20109435	
51	諏訪 消防団 携帯　103		ラッパ庶務部長	信移第20109436	
52	諏訪 消防団 携帯　104		女性班長	信移第20109437	
53	諏訪 消防団 携帯　106		ラッパ班長	信移第20109438	
54	諏訪 消防団 携帯　107		ラッパ班長	信移第20109439	
55	諏訪 消防団 携帯　108	消防庶務課	事務担当者	信移第20109440	
56	諏訪 消防団 携帯　109		事務担当者	信移第20109441	
57	諏訪 消防団 携帯　111	第一分団	分団長	信移第20109449	
58	諏訪 消防団 携帯　112		副分団長	信移第20109450	
59	諏訪 消防団 携帯　113		庶務部長	信移第20109451	
60	諏訪 消防団 携帯　115		班　長	信移第20109452	
61	諏訪 消防団 携帯　221	第二分団	分団長	信移第20109456	
62	諏訪 消防団 携帯　222		副分団長	信移第20109457	
63	諏訪 消防団 携帯　223		庶務部長	信移第20109458	
64	諏訪 消防団 携帯　225		班　長	信移第20109459	
65	諏訪 消防団 携帯　331	第三分団	分団長	信移第20109463	
66	諏訪 消防団 携帯　332		副分団長	信移第20109464	
67	諏訪 消防団 携帯　333		庶務部長	信移第20109465	
68	諏訪 消防団 携帯　335		班　長	信移第20109466	
69	諏訪 消防団 携帯　441	第四分団	分団長	信移第20109472	
70	諏訪 消防団 携帯　442		副分団長	信移第20109473	
71	諏訪 消防団 携帯　443		庶務部長	信移第20109474	
72	諏訪 消防団 携帯　445		班　長	信移第20109475	
73	諏訪 消防団 携帯　551	第五分団	分団長	信移第20109480	
74	諏訪 消防団 携帯　552		副分団長	信移第20109481	
75	諏訪 消防団 携帯　553		庶務部長	信移第20109482	
76	諏訪 消防団 携帯　555		班　長	信移第20109483	
77	諏訪 消防団 携帯　661	第六分団	分団長	信移第20109490	
78	諏訪 消防団 携帯　662		副分団長	信移第20109491	
79	諏訪 消防団 携帯　663		庶務部長	信移第20109492	
80	諏訪 消防団 携帯　665		警護班長	信移第20109493	
81	諏訪 消防団 携帯　771	第七分団	分団長	信移第20109500	
82	諏訪 消防団 携帯　772		副分団長	信移第20109501	
83	諏訪 消防団 携帯　773		庶務部長	信移第20109502	
84	諏訪 消防団 携帯　775		班　長	信移第20109503	
85	諏訪 消防団 携帯　881	第八分団	分団長	信移第20109510	
86	諏訪 消防団 携帯　882		副分団長	信移第20109511	
87	諏訪 消防団 携帯　883		庶務部長	信移第20109512	
88	諏訪 消防団 携帯　885		班　長	信移第20109513	

※1　実装周波数　①消防団波（共通波）　②防災相互波

466．55MHz　466．775MHz

○ 市有車両一覧

No.	車名（車種）	車両番号	担当課等	備考
1	市長車(プリウス PHV)	諏訪 330 ふ 1126	総務課	災害派遣車両
2	市長車(ヴェルファイア)	諏訪 330 や 1126	総務課	
3	中型バス(ふそうバス)	諏訪 230 さ 1126	総務課	
4	ﾏｲｸﾛﾊﾞｽ(リエッセ)	諏訪 230 せ 1126	総務課	
5	1 号車(アルト)	諏訪 580 え 4593	総務課	災害派遣車両
6	2 号車(軽箱ハイゼット)	諏訪 480 い 9320	総務課	災害派遣車両
7	3 号車(ｸﾘｯﾊﾟｰﾀﾞﾝﾌﾟ)	諏訪 480 あ 1254	総務課	災害派遣車両
8	5 号車(ミニキャブ EV②)	諏訪 480 え 486	総務課	
9	10 号車(軽箱　ハイゼット)	諏訪 480 い 9321	総務課	災害派遣車両
10	11 号車(軽トラミニキャブ)	諏訪 480 あ 9359	総務課	災害派遣車両
11	12 号車(軽トラｸﾘｯﾊﾟｰ)	諏訪 480 あ 704	総務課	災害派遣車両
12	13 号車(ヴィッツ)	諏訪 500 せ 771	総務課	災害派遣車両
13	14 号車(デミオ)	諏訪 500 そ 5386	総務課	災害派遣車両
14	15 号車(プリウス)	諏訪 300 す 2766	総務課	災害派遣車両
15	16 号車(カローラ)	諏訪 500 せ 6558	総務課	災害派遣車両
16	17 号車(カローラ)	諏訪 500 そ 340	総務課	災害派遣車両
17	19 号車(プロボックス)	諏訪 400 さ 6005	総務課	災害派遣車両
18	22 号車(タウンエース)	諏訪 400 さ 5117	総務課	災害派遣車両
19	ハイラックスパトロール車	諏訪 830 す 4141	総務課	災害派遣車両
20	セレナ	諏訪 500 た 6914	総務課	災害派遣車両
21	ハイエース	諏訪 300 さ 5220	総務課	災害派遣車両
22	ＥＶ(ミニキャブミーブ)	諏訪 480 い 3676	総務課	
23	子育て支援	諏訪 480 い 2415	こども課	
24	保育	諏訪 480 あ 3847	こども課	
25	保育軽トラ	諏訪 480 あ 9310	こども課	
26	ﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ	諏訪 480 い 2892	こども課	
27	クリッパー	諏訪 480 あ 3768	スポーツ課	
28	ミニキャブ	諏訪 480 あ 5190	スポーツ課	
29	教育長号	諏訪 580 き 5957	教育総務課	
30	スイフト	諏訪 500 そ 2134	健康推進課	
31	ミニキャブ	諏訪 480 い 2391	健康推進課	
32	キャロル	諏訪 580 き 9423	健康推進課	
33	エキスパート	諏訪 400 さ 5666	健康推進課	
34	ミライース	諏訪 580 こ 1641	健康推進課	
35	トヨタダイナダンプ 2t	諏訪 400 さ 917	建設課	
36	WA50 小型ショベルローダ	諏訪市 よ 1	建設課	
37	スズキキャリー垂直ゲートリフター	諏訪 480 え 256	建設課	
38	三菱ミニキャブダンプ	諏訪 480 あ 3881	建設課	
39	三菱キャンターダンプ 2ｔ	諏訪 400 さ 919	建設課	
40	日野凍結防止剤散布車	諏訪 800 さ 297	建設課	
41	ダイハツハイゼットダンプ	諏訪 480 あ 3770	建設課	
42	トヨタランドクルーザープラド	諏訪 800 さ 902	建設課	
43	いすゞエルフダンプ 2t	諏訪 800 さ 1305	建設課	
44	31 号ハイゼットカーゴ	諏訪 880 あ 52	建設課	

45	ＡＤバン	諏訪 400 さ 1131	建設課	
46	Ｎ－ＶＡＮ	諏訪 480 う 5014	建設課	
47	25	諏訪 480 あ 3394	建設課	
48	ミニキャブ	諏訪 480 あ　30	建設課	
49	マツダ　スクラムバン	諏訪 480 う 3358	すわっチャオ	
50	日産ＡＤバン	諏訪 400 さ　941	公設市場	
51	7 号車ミライース	諏訪 580 か 9860	高齢者福祉課	
52	20 号車アルト	諏訪 580 か 1826	高齢者福祉課	
53	キャロル	諏訪 580 き 9422	高齢者福祉課	
54	アルト	諏訪 580 く 5034	高齢者福祉課	
55	アルト	諏訪 580 け　394	高齢者福祉課	
56	アルト	諏訪 580 け 5380	高齢者福祉課	
57	キャロル	諏訪 580 き 9421	高齢者福祉課	
58	スクラム	諏訪 480 う 1500	高齢者福祉課	
59	スズキ　アルトＦ	諏訪 580 け　393	高齢者福祉課	
60	スズキ　アルトＦ	諏訪 580 け 5379	高齢者福祉課	
61	サクシード	諏訪 400 さ 5586	財政課	
62	トヨタ　ノア（日赤車）	諏訪 500 た　587	社会福祉課	
63	19　（デミオ）	諏訪 500 せ 3516	社会福祉課	
64	ヴィッツ	諏訪 500 せ 8973	社会福祉課	
65	指揮 1	諏訪 800 さ 1096	消防課	
66	指揮 2	諏訪 800 さ 1132	消防課	
67	団本部積載車	諏訪 880 あ　5	消防課	
68	団防災活動車	諏訪 800 さ　409	消防課	
69	多機能車	諏訪 800 さ　767	消防課	
70	ミニキャブ	諏訪 480 あ 9360	生涯学習課	
71	スクラムバン	諏訪 480 う 3114	生涯学習課	
72	クリッパー	諏訪 480 あ 4247	生涯学習課	
73	アベニール	諏訪 430 さ 6219	生涯学習課	
74	マーチ	諏訪 500 さ 9331	生涯学習課	
76	スクラムバン	諏訪 480 う 4917	生涯学習課	
77	ﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ	諏訪 480 あ 3848	生涯学習課	
78	アベニール	諏訪 400 さ　946	生涯学習課	
79	クリッパーダンプ	諏訪 480 あ 1627	環境課	
80	ウイングロード	諏訪 530 さ　530	環境課	
81	給水車（タンク車）	諏訪 800 さ　290	環境課	
82	ハイゼット	諏訪 480 あ 3880	環境課	
83	2ｔダンプ	諏訪 100 さ　328	環境課	
84	ペイローダ	諏訪市　や 298	環境課	
85	ダイハツ　ミラ	諏訪 580 あ 4372	税務課	
86	三菱　ミニカ	諏訪 480 あ 7244	税務課	
87	三菱　ミニカ	諏訪 480 あ 8575	税務課	
88	マツダスクラムバン	諏訪 480 う 1501	税務課	
89	トヨタ　アイシス	諏訪 500 せ 7559	都市計画課	
90	建築住宅	諏訪 480 あ 6757	都市計画課	
91	ダイハツ【ハイゼット】	諏訪 480 あ 3875	都市計画課	
92	スズキ【キャリー】	諏訪 480 い 1206	都市計画課	
93	マツダ【スクラム】	諏訪 480 い 9771	都市計画課	

94	スズキ【キャリー】	諏訪 480 う 1553	都市計画課	
95	マツダ【スクラム】	諏訪 480 う 3113	都市計画課	
96	日産【クリッパー】	諏訪 480 あ 5090	都市計画課	
97	三菱ふそう【パッカー車】	諏訪 800 さ 289	都市計画課	
98	ウイングロード	諏訪 500 せ 3472	国道バイパス推進室	
99	ランドクルーザープラド	諏訪 300 た 781	農林課	
100	スズキジムニー	諏訪 580 か 1157	農林課	
101	ダイハツハイゼット	諏訪 480 あ 2320	観光課	
102	ペイローダ	諏訪市 や 406	危機管理室	
103	ショベルローダー	松本 000 る 134	危機管理室	
104	ショベルローダー	松本 000 る 135	危機管理室	
105	ショベルローダー	松本 000 る 136	危機管理室	
106	ショベルローダー	松本 000 る 137	危機管理室	
107	ショベルローダー	松本 000 る 138	危機管理室	
108	ショベルローダー	松本 000 る 139	危機管理室	
109	トヨタランドクルーザープラド	諏訪 100 さ 935	危機管理室	
110	いすゞ給水車	諏訪 800 さ 957	危機管理室	

○ 物資輸送拠点

名称	所在地	電話番号
清水町体育館	清水 3-3663-4	53-2409
諏訪市中央公園	豊田 754-5	
沖田公園	沖田町 2-25	

○ 拠点ヘリポート

名称	所在地	施設規模	広さ（幅×長さ）	物資配布地区	ヘリポート位置
清水町野球場	清水 3-3663-4	小型	140×50	上諏訪・四賀	グランド内
諏訪市中央公園	豊田 754-5	小型	70×50	上諏訪・豊田	スポーツ広場
諏訪市立城南小学校校庭	高島 1-29-1	小型	50×40	上諏訪・豊田	防災倉庫付近
諏訪湖ヨットハーバーグラウンド	高島 3-1201-34	小型	70×50	上諏訪・豊田・湖南	グランド内
諏訪市立諏訪西中学校校庭	湖南 4982-3	小型	100×60	湖南・中洲	防災倉庫付近
諏訪市立諏訪南中学校校庭	中洲 3005	小型	100×60	中洲・四賀・湖南	防災倉庫付近

○市内主要橋梁

番号	台帳番号	橋梁名	上部工形式	架設年次	供用年数	区分
1		上川大橋	鋼I桁非合成橋（3径間連続鋼板桁橋）	1960	52	県道
2		車橋	4径間の単純PCT桁橋	1983	29	県道
3	2107	横湾橋	車道:RC床版 歩道:H形鋼桁橋	1960	52	1級市道
4	2110	新六斗橋	H系鋼桁	1970	42	1級市道
5	5017	福島橋	プレテンPC床版	1988	24	1級市道
6	5035	白狐線宮川橋	プレテンPC床版	1986	26	1級市道
7	6070	江川橋	車道:H形鋼桁橋 歩道:RC床版	1970	42	1級市道
8	6071	新川橋	車道:RCT桁橋 歩道:H形鋼桁橋	1970	42	1級市道
9	4022	白狐橋	プレテンPC床版	1962	50	1級市道
10	4023	鷹野橋	鋼Ｉ桁橋	1971	41	1級市道
11	2039	御蔵橋	プレテンPC床版	1961	51	2級市道
12	2004	千本木6の橋	RC床版	1959	53	その他市道
13	2017	衣ヶ崎橋	H系鋼桁	1966	46	その他市道
14	2024	湖岸中門橋	プレテンPC床版	1964	48	その他市道
15	3097	用水橋	RC床版	1967	45	その他市道
16	3100	武井田川橋	プレテンPC床版	2001	11	その他市道
17	3093	六斗橋	鋼Ｉ桁橋	1955	57	その他市道
18	2005	三宣橋	RC床版	1959	53	その他市道
19	2007	湖岸千貫溝橋	RC床版	1961	51	その他市道
20	2008	中浜1号橋	RCT桁	1933	79	その他市道

21	2009	中浜2号1の橋	RC床版	1931	81	1級市道
22	2014	中浜2号2の橋	RC床版	1931	81	1級市道
23	2018	城裏1の橋	H系鋼桁	1968	44	1級市道
24	2032	三之丸橋	RC床版	1935	77	1級市道
25	2033	衣之渡川橋	H系鋼桁	1927	85	1級市道
26	2050	弁天橋	H系鋼桁	1969	43	2級市道
27	2065	船渡二の橋	H系鋼桁	1985	27	その他市道
28	2109	土手岸溝江線橋	RC床版	1965	47	1級市道
29	3033	下の沢橋	プレテンPC床版	1999	13	1級市道
30	3085	文出横溝3号橋	プレテンPC床版	1999	13	1級市道
31	3086	半の木中央橋	H系鋼桁	1985	27	1級市道
32	3094	舟渡橋	H系鋼桁	1955	57	その他市道
33	4025	白狐線1の橋	RC鋼(BOX)	1965	47	1級市道
34	4042	神戸橋	プレテンPC床版	1962	50	その他市道
35	4055	広瀬橋	鋼Ｉ桁橋	1979	33	1級市道
36	6027	鴨池川4の橋	H系鋼桁	1965	47	1級市道
37	2030	衣ヶ崎線橋	PC	1971	41	その他市道
38	2031	城裏2の橋	H系鋼桁	2001	11	1級市道
39	2041	田宿橋	H系鋼桁	1968	44	その他市道
40	2044	新小路2の橋	RC	1952	60	1級市道
41	2047	新小路橋	H系鋼桁	1958	54	1級市道
42	2048	向田橋	PC	1991	21	その他市道
43	2049	喜多の橋	PC	1963	49	その他市道
44	2064	旧六橋	RC	1976	36	その他市道
45	2066	渋崎橋	PC	1962	50	その他市道
46	2070	島崎2の橋	PCT	1987	25	1級市道
47	2079	柳の宮橋	PC	1987	25	その他市道
48	2084	芙蓉橋	RC	1943	69	その他市道
49	2105	角間2の橋	PC	1986	26	1級市道
50	2106	大阿原田角間橋	PC	1988	25	その他市道
51	2116	一溝橋	H系鋼桁	1988	24	その他市道
52	2120	三ツ又橋	プレートガーター	1987	24	その他市道
53	2121	中島橋	PC	1988	25	その他市道
54	2122	城南2の橋	PC	1987	24	その他市道
55	2123	宮ノ免橋	PC	1990	25	その他市道
56	3002	宮渡橋	プレートガーター	1976	22	その他市道
57	3010	宮川二之橋	H系鋼桁	1996	36	1級市道
58	3017	舟戸橋	PC	2000	16	その他市道
59	3023	治朗田橋	PC	1997	12	その他市道
60	3024	河原橋	PC	1997	15	その他市道
61	3026	波打橋	PC	1999	13	その他市道
62	3053	宮川一号線橋	PC	1988	24	1級市道

63	3056	四ツ家橋	H系鋼桁	1986	26	1級市道
64	3088	小川二の橋	PC	2002	10	1級市道
65	5001	新舟渡橋	H系鋼桁	1975	37	1級市道
66	5080	きみいち橋	PC	1986	25	1級市道
67	6011	原畑橋	PC	1980	32	その他市道
68	6016	本城橋	PC	1980	32	その他市道
69	6021	笹原橋	PC	1980	32	その他市道
70	6078	城山橋	PC	1980	32	その他市道

○緊急輸送道路及び緊急交通路接続道路等

番号	路線名		種別	
1	中央道		高速道路	緊急輸送道路（第一次）
2	国道20号線		国道	
3	県道16号線	岡谷・茅野線	県道	緊急輸送道路（第二次）
4	県道50号線	諏訪・辰野線	〃	
5	県道16号線	岡谷・茅野線	県道	緊急交通路接続道路等
6	県道40号線	諏訪・白樺湖・小諸線	〃	
7	県道183号線	神宮寺・諏訪線	〃	
8	県道424号線	諏訪・茅野線	〃	
9	県道442号線	諏訪・箕輪線	〃	
10	県道487号線	諏訪湖・四賀線	〃	
11	市道1-2号線	横湾線	市道	
12	市道1-3号線	四ツ谷線	〃	
13	市道1-4号線	白狐線	〃	
14	市道1-6号線	湖明三線路線	〃	
15	市道1-7号線	鶴遊舘通り線	〃	
16	市道1-8号線	中浜2号線	〃	
17	市道1-9号線	並木通り線	〃	
18	市道1-13号線	角間新田線	〃	
19	市道1-14号線	中央幹線	〃	
20	市道1-15号線	本丸線	〃	
21	市道1-22号線	広瀬橋線	〃	
22	市道1-25号線	金子線	〃	
23	市道1-26号線	文出下金子線	〃	
24	市道1-28号線	有賀渋崎線	〃	
25	市道1-32号線	城道橋線	〃	
26	市道2-24号線	中門線	〃	
27	市道2-25号線	柳並東線	〃	
28	市道21001号線	湖岸線	〃	
29	市道21025号線	中浜1号線	〃	
30	市道21226号線		〃	
31	市道22216号線	渋崎有賀線	〃	
32	市道23255号線		〃	
33	市道31005号線	文出9号線	〃	
34	市道31211号線		〃	
35	市道31214号線		〃	
36	市道31217号線		〃	
37	市道33223号線		〃	
38	市道33224号線		〃	
39	市道47078号線	広瀬橋線	〃	
40	市道53099号線	明治掘線	〃	
41	市道54067号線	町田線	〃	
42	市道55075号線	明治掘線	〃	

○緊急輸送道路（位置図）

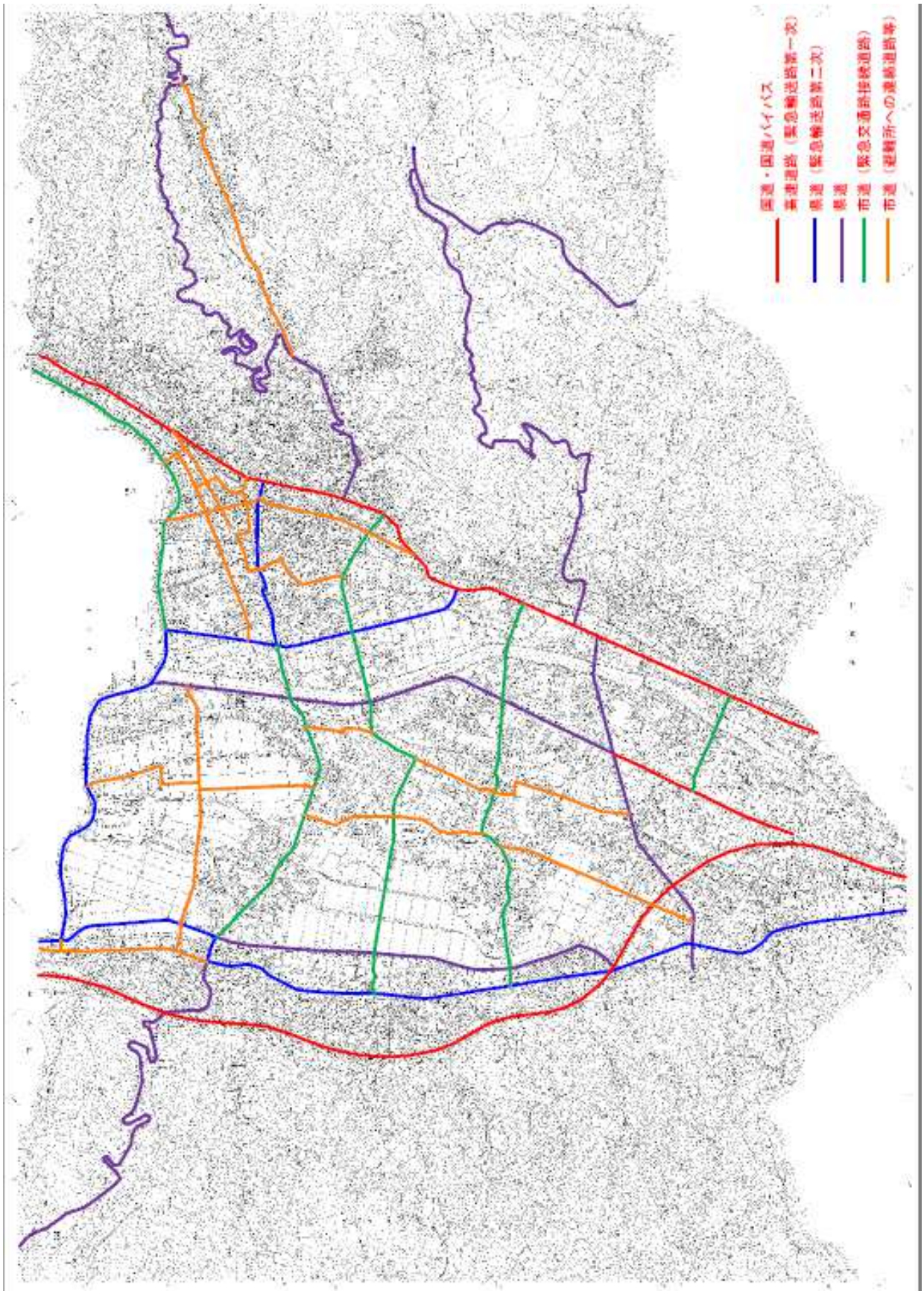
国道・国道バイパス
高規格道路（緊急輸送道路一次）
県道（緊急輸送道路二次）
県道
市道（緊急交通路接続道路）
市道（役場所在への緊急輸送道路）

〔諏訪市の概況及び災害履歴〕

○ 地目面積

（平成24年1月1日現在）

区分	田	畑	宅地	山林	原野	池沼	その他	計
面積(㎢)	5.66	3.68	8.28	42.01	12.83	0.01	36.59	109.06

（資料：税務課資産税係）

○ 人口・世帯数の推移

（毎年10月1日現在）

年別	世帯数	人口		
		総数	男性	女性
平成 10 年	19,861	52,700	25,854	26,846
平成 11 年	20,468	53,363	26,235	27,128
平成 12 年	20,670	53,858	26,607	27,251
平成 13 年	20,969	53,945	26,707	27,238
平成 14 年	20,964	53,562	26,492	27,070
平成 15 年	21,265	53,726	26,532	27,194
平成 16 年	21,510	53,901	26,575	27,326
平成 17 年	20,796	53,240	26,210	27,030
平成 18 年	20,853	53,032	26,106	26,926
平成 19 年	20,927	52,811	25,956	26,855
平成 20 年	20,838	52,313	25,653	26,660
平成 21 年	20,447	51,108	24,967	26,141
平成 22 年	20,444	51,200	25,021	26,179
平成 23 年	20,466	50,996	24,882	26,114
平成 24 年	20,431	50,618	24,691	25,927
平成 25 年	20,532	50,348	24,556	25,792
平成 26 年	20,632	50,091	24,397	25,694
平成 27 年	20,367	50,163	24,397	25,766
平成 28 年	20,367	49,689	24,185	25,504
平成 29 年	20,536	49,316	24,026	25,290
平成 30 年	20,698	49,112	23,986	25,126
令和元年	20,785	48,695	23,865	24,830
令和 2 年	20,776	48,729	23,809	24,920
令和 3 年	20,872	48,240	23,595	24,645
令和 4 年	21,120	47,985	23,528	24,457
令和 5 年	21,235	47,514	23,267	24,247

○ 長野県に接近し被害を及ぼした台風の進路

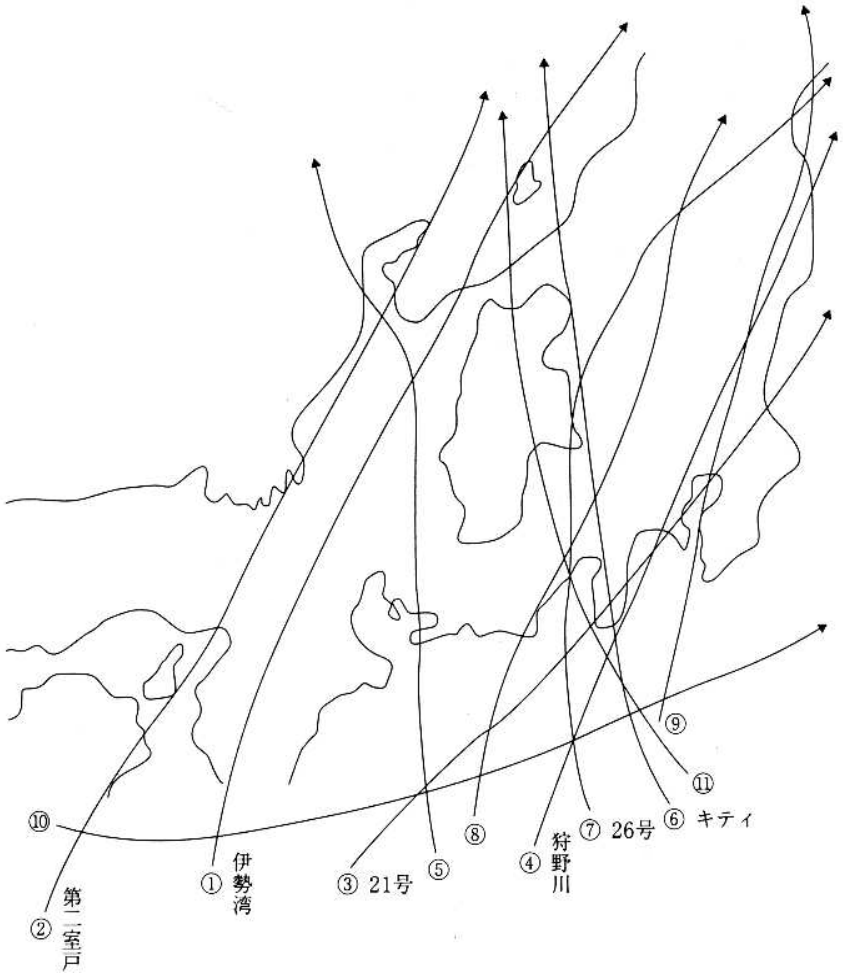

①	昭和 34 年伊勢湾台風	⑦	昭和 41 年台風第 26 号
②	昭和 36 年第２室戸台風	⑧	昭和 57 年台風第 18 号
③	昭和 33 年台風第 21 号	⑨	昭和 56 年台風第 15 号
④	昭和 33 年狩野川台風	⑩	昭和 58 年台風第 10 号
⑤	昭和 57 年台風第 10 号	⑪	昭和 34 台風第７号
⑥	昭和 24 年キティ台風		

○ 過去の災害記録

1　風水害

年　月　日	災害名	被災状況	被害場所	原因
昭和 36.6.28		諏訪湖が溢れだし、諏訪市街地の 3 分の 2 以上が 4 日間水浸しになった。日降水量 111.4 ㎜	諏訪湖周辺市街地	豪雨による諏訪湖の水位上昇
昭和 42.7.9-7.10		武津で崖崩れ、住宅全壊 1 戸、死者 3 名。諏訪市低地で最深 70 ㎝、床上床下浸水、農業施設等に被害甚大。	武津	豪雨による諏訪湖の水位上昇
昭和 44.7.20-7.21		諏訪市で浸水 554 戸、公共土木施設等に被害。総降水量 63 ㎜、1 時間降水量 47.5 ㎜	市内全域	豪雨による諏訪湖の水位上昇
昭和 47.7.9-7.13		諏訪市四賀赤津川に土石流発生、死者 4 名、負傷者 7 名、家屋全半壊 34 戸。	四賀赤津川	豪雨
昭和 51.7.27		諏訪市の低地の市街地で床上床下浸水 114 戸。1 時間降水量 63.0 ㎜	市内全域	豪雨
昭和 57.9.10-9.13	台風第 18 号	諏訪湖の水位平常より 1.2m 上昇。床上浸水 253 戸、床下浸水 771 戸。総降水量 178 ㎜、12 日の日降水量 95 ㎜。	諏訪湖周辺市街地	豪雨による諏訪湖の水位上昇
昭和 58.9.28-9.30	昭和 58 年台風第 10 号豪雨	台風第 10 号による大雨、土石流により死者 2 名、負傷者 8 名、被害家屋数 3,665 戸	宮川沿岸 角間川下流沿岸 諏訪湖岸	豪雨
平成 18.7.17-7.24	平成 18 年 7 月豪雨	梅雨前線に伴う大雨により、1419 戸が床下浸水、542 戸が床上浸水。また河川からの溢水や土石流により避難勧告も発令された。総避難世帯は 2239 世帯で 5084 名であった。	市内全域	梅雨前線停滞による豪雨
平成 21.8.8		集中豪雨により 100 戸が床上浸水、244 戸が床下浸水。また、土石流により避難勧告が発令され、109 名が避難した。	市内全域	豪雨
令和 3.8.14-8.15	令和３年８・14 大雨災害	大雨により市内で床上浸水 14 件、床下浸水 244 件。土砂流出が発生したが人的被害なし。	市内全域	局地的大雨

2　地震災害

発震　年・月・日・時・分	規模　M	深さ　ｋｍ	震央距離　ｋｍ	震源域・地震名
昭和 19 年 12 月 7 日 13 時 35 分	8	極浅	220	熊野灘・東南海地震　参考震度Ⅵ：上諏訪
昭和 59 年 9 月 14 日 08 時 48 分	6.8	2	40	長野県西部・長野県西部地震

3　雪害

年　月　日	災害名	被災状況	被害場所	原因
平成 10 年.1.8,1.12,1.15		3 日間にわたる積雪で、工場 1 棟が全壊したほか、物置や塀などが損壊を受けた。また、多数の農業用ハウスの倒壊・道路や水道管破損といった様々な被害が発生した。	市内全域	豪雪
平成 13 年.1.27～1.29		3 日間にわたる積雪で、多数の農業用ハウス倒壊やフェンス等の破損、除雪作業中の転倒等による人的被害も発生した。	市内全域	豪雪

〔文　化　財〕

○ 指定文化財一覧

1　国指定文化財

No.	種別	指定年月日	名称	員数	所在地ほか
1	国宝	S27.03.29	楽焼白片身変茶碗　銘不二山	1	(財)サンリツ服部美術館
2	天然記念物	S35.06.10	霧ケ峰湿原植物群落 八島ヶ原・踊場・車山	3	霧ヶ峰
3	重要文化財	T7.04.08	絹本著色羅漢像	2	教念寺
4	重要文化財	S58.12.26	諏訪大社上社本宮 幣殿・拝殿 左右片拝殿・脇片拝殿・四脚門	6	諏訪大社上社
5	重要文化財	H23.06.20	片倉館	3	(財)片倉館
6	重要文化財	S12.05.25	紙本墨画葡萄図	1	(財)サンリツ服部美術館
7	重要文化財	S12.05.25	紙本墨画山水図	1	(財)サンリツ服部美術館
8	重要文化財	S12.05.25	紙本墨書兀庵普寧墨蹟	1	(財)サンリツ服部美術館
9	重要文化財	S16.07.03	鼈甲手天目茶碗	1	(財)サンリツ服部美術館
10	重要文化財	S12.05.25	紙本著色三十六歌仙切	1	(財)サンリツ服部美術館
11	重要文化財	S31.06.28	大燈国師墨蹟	1	(財)サンリツ服部美術館
12	重要文化財	S12.05.25	絹本著色孔雀明王像	1	(財)サンリツ服部美術館
13	重要文化財	S13.07.04	紙本著色北野天神縁起	1	(財)サンリツ服部美術館
14	重要文化財	S16.07.03	紙本著色桃花小禽図	1	(財)サンリツ服部美術館
15	重要文化財	S39.05.26	物初大観墨蹟	1	(財)サンリツ服部美術館
16	重要文化財	S27.03.29	古九谷色絵牡丹文八角大皿	1	(財)サンリツ服部美術館
17	重要文化財	S6.01.19	色絵芙蓉菊文様皿	1	(財)サンリツ服部美術館
18	重要文化財	S28.11.14	古九谷色絵牡丹鳥文大皿	1	(財)サンリツ服部美術館
19	重要文化財	H8.06.27	紙本墨画淡彩望海楼図	1	(財)サンリツ服部美術館

20	重要文化財	S10.04.30	紙本著色弘法大師絵伝	1	(財)サンリツ服部美術館
21	重要文化財	S25.08.29	紙本墨画寒山拾得図　因陀羅筆	2	(財)サンリツ服部美術館
22	重要文化財	S32.02.19	紙本著色藤原能宣像（上畳本三十六歌仙切）	1	(財)サンリツ服部美術館
23	重要文化財	S37.02.02	紺紙金字一字宝塔観普賢経巻首紙背　長寛元年六月廿三日願文	1	(財)サンリツ服部美術館
24	重要美術品	S12.03.09	陶製茄子茶入	1	(財)サンリツ服部美術館
25	重要美術品	S14.07.13	紙本墨書古今集巻第一断簡	1	(財)サンリツ服部美術館
26	重要美術品	S10.08.03	絹本著色山水圖	1	(財)サンリツ服部美術館
27	重要美術品	S10.12.13	絹本著色普賢十羅刹圖	1	(財)サンリツ服部美術館
28	重要美術品	S16.04.09	蒔繪硯箱	1	(財)サンリツ服部美術館
29	重要美術品	S16.04.19	磁製赤繪金襴手孔雀牡丹文盛盞瓶	1	(財)サンリツ服部美術館
30	重要美術品	S12.12.24	色紙墨書和漢朗詠集巻下断簡	1	(財)サンリツ服部美術館
31	重要美術品	S11.09.12	紙本墨書古今集巻第十一断簡	1	(財)サンリツ服部美術館
32	重要美術品	S9.12.20	手鑑草根集	1	(財)サンリツ服部美術館
33	重要美術品	S10.08.03	紙本墨書後撰集巻第三断簡	1	(財)サンリツ服部美術館
34	重要美術品	S10.05.10	磁製古九谷色繪山水人物圖大皿	1	(財)サンリツ服部美術館
35	重要美術品	S16.04.09	陶製肩衝茶入	1	(財)サンリツ服部美術館
36	重要美術品	S8.07.25	陶製伯庵茶碗	1	(財)サンリツ服部美術館
37	重要美術品	S10.05.10	紙本著色東北院職人歌合絵巻	1	(財)サンリツ服部美術館
38	重要美術品	S13.05.10	紙本墨書瑜伽師地論巻六	1	(財)サンリツ服部美術館
39	登録文化財	H23.11.28	三村貴金属店 店舗	1	諏訪１
40	登録文化財	H23.11.28	ブライダル染花みむら店舗	1	諏訪１
41	登録文化財	H23.11.28	諏訪市美術館（旧懐古館）	1	湖岸通り４
42	登録文化財	H23.11.28	諏訪湖ホテル迎賓館	1	湖岸通り４
43	登録文化財	H23.11.28	諏訪湖ホテル菊の間	1	湖岸通り４
44	登録文化財	H23.11.28	丸高蔵 店舗	1	高島１

45	登録文化財	H23.11.28	丸高蔵 吉沢蔵	1	高島１
46	登録文化財	H23.11.28	丸高蔵 鰍沢蔵	1	高島１
47	登録文化財	H24.09.06	諏訪地域考古資料（藤森栄一蒐集品）	1	諏訪市博物館

２　県指定文化財

No.	種別	指定年月日	名称	員数	所在地ほか
1	天然記念物	S39.08.20	諏訪大社上社社叢	1	中洲
2	史跡	S37.07.12	旧御射山遺跡	1	霧ヶ峰
3	史跡	S46.05.27	諏訪氏城跡桑原城	1	四賀
4	県宝	S60.07.29	絹本著色阿弥陀三尊来迎図	1	貞松院
5	県宝	S61.08.25	温泉寺梵鐘	1	温泉寺
6	県宝	S62.08.17	絹本著色釈迦十六善神	3	仏法紹隆寺
7	県宝	H2.02.19	フネ古墳出土品	145	諏訪市博物館
8	県宝	H6.02.17	木造普賢菩薩騎象像	1	仏法紹隆寺
9	県宝	H15.09.16	木造不動明王立像	1	仏法紹隆寺
10	県宝	H16.03.29	紙本著色諏訪社遊楽図	1	諏訪市博物館
11	県宝	H16.11.22	上社神宮寺五重塔鉄製伏鉢残闕	1	諏訪市博物館
12	無形民俗文化財	H6.08.15	諏訪大社の御柱祭り	1	諏訪郡内６市町村
13	無形民俗文化財	H20.04.21	諏訪大社上社十五夜祭奉納相撲	1	諏訪大社上社

３　市指定文化財

No.	種別	指定年月日	名称	員数	所在地ほか
1	史跡	S43.04.10	頼重院境内	1	頼重院
2	史跡	S47.06.21	曽根遺跡	1	大和２(諏訪湖底)
3	史跡	S52.01.10	桑原の回場古墳石室	1	四賀桑原
4	史跡	S54.02.15	松平忠輝墓地	1	貞松院
5	史跡	S54.02.15	貞松院殿墓地	1	貞松院
6	史跡	S54.02.15	吉良義周墓	1	法華寺

7	史跡	S54.02.15	千野家墓地	2	江音寺
8	史跡	S54.02.15	高島城本丸の堀と石垣	1	高島１
9	史跡	S62.03.26	片山古墳	1	湖南大熊
10	史跡	H2.03.16	清水町秋葉神社境内の清水と施設	1	清水町１
11	天然記念物	S43.04.10	先の宮のケヤキ	1	先の宮神社
12	天然記念物	S46.02.12	宮の脇のカヤ	2	中洲神宮寺
13	天然記念物	S46.02.12	江音寺シダレヤナギ	1	江音寺
14	天然記念物	S46.02.12	仏法寺イチョウ	1	仏法紹隆寺
15	天然記念物	S46.02.12	地蔵院カツラ	1	地蔵院
16	天然記念物	S46.02.12	五本スギ	4	中洲神宮寺
17	天然記念物	S47.06.21	天狗山のイチイ	1	中洲神宮寺
18	天然記念物	S47.06.21	秋葉山のミツバツツジ群落	1	湖南南真志野
19	天然記念物	S49.03.23	諏訪大社上社境内の社叢	1	中洲神宮寺
20	天然記念物	S52.01.10	真志野峠のミズメ樹叢	1	湖南北真志野
21	天然記念物	S53.01.17	高島城のフジ	2	高島１
22	天然記念物	S54.02.15	吉田の松	1	諏訪１
23	天然記念物	S54.02.15	温泉寺の枝垂桜	2	温泉寺
24	天然記念物	S54.02.15	天狗山のトチ	1	中洲神宮寺
25	天然記念物	S54.02.15	大祝家のイチョウ	1	中洲神宮寺
26	天然記念物	S58.03.24	高島城のキハダ	1	高島１
27	天然記念物	H1.11.22	手長の森	1	上諏訪茶臼山
28	天然記念物	H13.03.16	貞松院のシダレザクラ	1	貞松院
29	天然記念物	H17.12.26	中金子第六天のケヤキ	1	中洲中金子
30	天然記念物	S49.03.23	地蔵寺庭園	1	地蔵寺
31	名勝	H2.03.16	仏法寺庭園	1	仏法紹隆寺
32	名勝	H8.10.29	指月庵庭園（旧温泉寺隠寮庭園）	1	湯の脇１
33	無形民俗文化財	S56.05.15	普門寺の御騎馬	1	四賀普門寺
34	無形民俗文化財	S53.01.17	御渡り神事	1	八剣神社

35	無形民俗文化財	H10.09.03	八剣神社御柱祭木遣り	1	八剣神社
36	有形文化財	S46.02.12	高島藩主廟所	1	温泉寺
37	有形文化財	S43.04.10	諏訪大社上社古図 天正のボロボロ絵図	1	諏訪市博物館
38	有形文化財	S43.04.10	千野家文書	13	諏訪市博物館
39	有形文化財	S43.04.10	諏訪頼重供養塔	1	頼重院
40	有形文化財	S43.04.10	神戸の「あん」	1	諏訪市博物館
41	有形文化財	S43.04.10	松平忠輝遺品	34	貞松院 八剣神社 (S53.1.17 追加)
42	有形文化財	S43.04.10	綿ノ芝古墳出土品	46	諏訪市博物館
43	有形文化財	S43.04.10	神宮寺長沢の六地蔵	1	中洲神宮寺
44	有形文化財	S46.02.12	鉄塔	1	温泉寺
45	有形文化財	S47.10.27	茶臼山遺跡出土品	20	諏訪市博物館
46	有形文化財	S48.05.07	諏訪大社上社宝物	15	諏訪大社上社
47	有形文化財	S48.05.07	諏訪大社上社建造物 布橋・宝殿・五間廊 勅使殿・神楽殿・入口門	6	諏訪大社上社
48	有形文化財	S49.03.23	高国寺紙本墨画観音図	1	高国寺
49	有形文化財	S49.03.23	法華寺応安の板碑	1	法華寺
50	有形文化財	S49.03.23	江音寺木造阿弥陀如来立像	1	江音寺
51	有形文化財	S49.03.23	極楽寺棟札	1	極楽寺
52	有形文化財	S49.03.23	八剣神社木造狛犬Ａ	2	八剣神社
53	有形文化財	S49.03.23	八剣神社木造狛犬Ｂ	2	八剣神社
54	有形文化財	S49.03.23	八剣神社木造角力人形	3	八剣神社
55	有形文化財	S49.03.23	八剣神社武田晴信寄進状	1	八剣神社
56	有形文化財	S49.03.23	八剣神社御渡帳	1	八剣神社
57	有形文化財	S49.03.23	善光寺木造不動明王像	1	善光寺
58	有形文化財	S49.03.23	善光寺木造金剛力士像	2	善光寺
59	有形文化財	S49.03.23	善光寺木造毘沙門天立像	1	善光寺
60	有形文化財	S49.03.23	善光寺山門	1	善光寺

61	有形文化財	S49.03.23	仏法寺大般若経６００巻	595	仏法紹隆寺
62	有形文化財	S49.03.23	仏法寺古写経	13	仏法紹隆寺
63	有形文化財	S50.10.23	温泉寺舎利塔	1	温泉寺
64	有形文化財	S50.10.23	温泉寺木造地蔵菩薩座像	1	温泉寺
65	有形文化財	S50.10.23	貞松院木造不動明王立像	1	貞松院
66	有形文化財	S50.10.23	貞松院木造毘沙門天立像	1	貞松院
67	有形文化財	S50.10.23	貞松院絹本著色阿弥陀如来図	1	貞松院
68	有形文化財	S52.01.10	甲立寺木造愛染明王座像	1	甲立寺
69	有形文化財	S52.01.10	紙本著色慶応四年城下町図	1	諏訪市博物館
70	有形文化財	S53.01.17	御枕屏風	1	八剣神社
71	有形文化財	S54.02.15	温泉寺本堂の能舞台遺構	1	温泉寺
72	有形文化財	S54.02.15	温泉寺山門	1	温泉寺
73	有形文化財	S54.02.15	温泉寺鏡板	1	温泉寺
74	有形文化財	S54.02.15	一切経入経蔵	1	温泉寺
75	有形文化財	S54.02.15	泰嶺和尚書軸	1	温泉寺
76	有形文化財	S54.02.15	常盈倉額	1	高島城
77	有形文化財	S54.02.15	清昌院の雛人形	一括	諏訪市博物館
78	有形文化財	S54.02.15	高島藩主用甲冑	1	諏訪市博物館
79	有形文化財	S54.02.15	諏訪藩主印	55	諏訪市博物館
80	有形文化財	S54.02.15	絹本著色八才竜女軸	1	高国寺
81	有形文化財	S54.02.15	絹本著色西王母軸	1	高国寺
82	有形文化財	S54.02.15	永高院殿遺品	12	高国寺
83	有形文化財	S54.02.15	銅燈籠	1	正願寺
84	有形文化財	S54.02.15	貞松院遺品	7	貞松院
85	有形文化財	S54.02.15	観経変相曼荼羅	1	教念寺
86	有形文化財	S54.02.15	金銅善光寺仏脇士仏	1	教念寺
87	有形文化財	S54.02.15	阿弥陀如来来迎図	1	教念寺
88	有形文化財	S54.02.15	千野家老家甲冑	1	諏訪市博物館

89	有形文化財	S54.02.15	和田嶺合戦図	1	諏訪市博物館
90	有形文化財	S54.02.15	小丸山古墳出土品	一括	諏訪市博物館
91	有形文化財	S55.02.12	諏訪大社五重塔風鐸	2	諏訪市博物館
92	有形文化財	S55.02.12	親塚出土品	一括	個人蔵
93	有形文化財	S58.03.24	旧御射山遺跡出土品	129	諏訪市博物館
94	有形文化財	S58.03.24	片山古墳出土品	40	諏訪市博物館
95	有形文化財	S58.03.24	八島遺跡出土石器群	256	諏訪市博物館
96	有形文化財	S58.03.24	日根野高吉宛行状	2	諏訪市博物館
97	有形文化財	S58.03.24	矢島家文書	3	個人蔵
98	有形文化財	S59.03.26	諏訪大社上社宝印	2	諏訪大社上社
99	有形文化財	S59.03.26	大熊二子塚古墳出土品	716	諏訪市博物館
100	有形文化財	S59.03.26	福島御頭御社宮司社	1	御頭御社宮司社
101	有形文化財	S59.03.26	手長神社拝殿	1	手長神社
102	有形文化財	S60.03.26	一時坂古墳出土品	4243	諏訪市博物館
103	有形文化財	S63.10.18	足長神社拝殿、舞屋	2	足長神社
104	有形文化財	S63.10.18	白狐稲荷神社	1	白狐稲荷神社
105	有形文化財	S63.10.18	岩久保観音堂	1	岩久保観音堂
106	有形文化財	H1.06.28	桑原町南町の道祖神の社	1	諏訪２
107	有形文化財	H1.06.28	安間文書	一括	諏訪市博物館
108	有形文化財	H1.11.22	穴場遺跡 18 号住居址出土一括遺物	一括	諏訪市博物館
109	有形文化財	H2.03.16	大ダッショ遺跡出土特殊型土器	1	諏訪市博物館
110	有形文化財	H3.02.22	灰釉水鳥鈕蓋付平瓶	1	諏訪市博物館
111	有形文化財	H6.11.01	上町の木芯漆喰著色道祖神と神輿	一式	諏訪２
112	有形文化財	H6.12.22	手長神社旧本殿	1	手長神社
113	有形文化財	H6.12.23	足長神社本殿	1	足長神社
114	有形文化財	H11.03.19	宮坂家文書および宮彫り道具一式	1688	諏訪市博物館
115	有形文化財	H11.10.04	高島藩初期宗門一札類	42	個人蔵
116	有形文化財	H14.06.26	絹本著色当麻曼荼羅	1	教念寺

117	有形文化財	H16.12.01	志賀家住宅	1	高島１

〔条　　例〕

○諏訪市防災会議条例

昭和 39 年 10 月 5 日
条例第 44 号
(趣旨)
第 1 条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、諏訪市防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び所掌事務に関し必要な事項を定めるものとする。
(所掌事務)
第 2 条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
(1)　諏訪市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
(2)　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(2)　市の地域に係る災害が発生した場合において、災害に関する情報を収集すること。
(3)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
(4)(3)　諏訪市水防計画を調査審議すること。
(5)(4)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(組織)
第 3 条　防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。
2　会長は、市長をもつて充てる。
3　会長は、会務を総理する。
4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
5　委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
(1)　指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
(2)　陸上自衛隊の隊員のうちから市長が委嘱する者
(3)　長野県知事の部内職員のうちから市長が委嘱する者
(4)　長野県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
(5)　市長部内の職員から市長が指名する者
(6)　教育長
(7)　諏訪広域消防本部の職員のうちから市長が委嘱する者及び消防団長
(8)　指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
(9)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから委嘱が任命する者
6　前項の委員の定数は、35 人以内とする。
7　第 5 項第 8 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
8　前項の委員は、再任することができる。
第 4 条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

2　専門委員は、別に市長が委嘱又は任命する。
3　前項の専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(委任事項)
第5条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。
附　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(昭和62年6月30日条例第24号)
この条例は、公布の日から施行する。(後略)
附　則(平成11年3月24日条例第4号抄)
(施行期日)
1　この条例は、平成11年4月1日から施行する。
附　則(平成12年3月28日条例第7号抄)
(施行期日)
1　この条例は、平成12年4月1日から施行する。
附　則(平成13年3月28日条例第10号)
(施行期日)
1　この条例は、平成13年4月1日から施行する。
(諏訪市水防協議会条例の廃止)
2　諏訪市水防協議会条例(昭和56年諏訪市条例第12号)は、廃止する。
(諏訪市水防協議会条例の廃止に伴う経過措置)
3　この条例の施行の際現に諏訪市水防協議会委員(幹事及び書記を含む。)である者は、この条例の施行の日をもって解任されたものとする。
(諏訪市非常勤特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
4　諏訪市非常勤特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年諏訪市条例第21号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附　則(平成24年9月26日条例第18号)
この条例は、公布の日から施行する。

○ 諏訪市防災会議委員

	職　　名
会長	諏訪市長
（諏訪市防災会議条例第３条第５項第１号に定める指定地方行政機関の職員）	
委員	長野地方気象台次長
（諏訪市防災会議条例第３条第５項第２号に定める長野県知事の部内職員）	
委員	諏訪地域振興局長
委員	諏訪保健福祉事務所長
委員	諏訪建設事務所長
（諏訪市防災会議条例第３条第５項第３号に定める長野県警察の警察官）	
委員	諏訪警察署長
（諏訪市防災会議条例第３条第５項第４号に定める市長部内の職員）	
委員	諏訪市副市長
（諏訪市防災会議条例第３条第５項第５号に定める教育長）	
委員	諏訪市教育長
（諏訪市防災会議条例第３条第５項第６号に定める諏訪広域消防本部の職員及び消防団長）	
委員	消防庶務課長
委員	諏訪市消防団長
（諏訪市防災会議条例第３条第５項第７号に定める指定公共機関及び指定地方公共機関の職員）	
委員	諏訪瓦斯（株）社長
委員	中部電力（株）諏訪営業所長
委員	東日本電信電話㈱長野支店災害対策室長
委員	東日本旅客鉄道㈱長野支社上諏訪駅長
委員	日本郵政㈱諏訪郵便局長
委員	諏訪市社会福祉協議会
（諏訪市防災会議条例第３条第５項第８号に定める学識経験者）	
委員	諏訪市議会議長
委員	諏訪市議会総務産業委員長
委員	諏訪市議会社会文教委員長
委員	諏訪市消防委員会委員長
委員	諏訪市医師会長
委員	諏訪赤十字病院長
委員	諏訪市防火防犯組合連合会長

委員	諏訪市赤十字奉仕団委員長
委員	諏訪市水道温泉事業協同組合理事長
委員	諏訪市下水道指定工事店協会長
委員	諏訪市建設業協会長
委員	小和田牧野農業協同組合水防部長
委員	上諏訪地区代表
委員	四賀地区代表
委員	中洲地区代表
委員	豊田地区代表
委員	湖南地区代表

○諏訪市災害対策本部条例

昭和 39 年 10 月 5 日
条例第 45 号
(趣旨)
第 1 条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、諏訪市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。
(組織)
第 2 条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部員及びその他の職員を指揮監督する。
2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
3　災害対策本部員及びその他の職員は、災害対策本部の事務に従事する。
(部)
第 3 条　災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。
2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
3　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
4　部長は、部の事務を掌理する。
(現地災害対策本部)
第 4 条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。
2　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。
(委任事項)
第 5 条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が別に定める。
附　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(平成 8 年 6 月 24 日条例第 19 号)
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(平成 24 年 9 月 26 日条例第 18 号)
この条例は、公布の日から施行する。

○諏訪市災害対策本部腕章及び標識

1　腕章

2　標識

（副班長用）

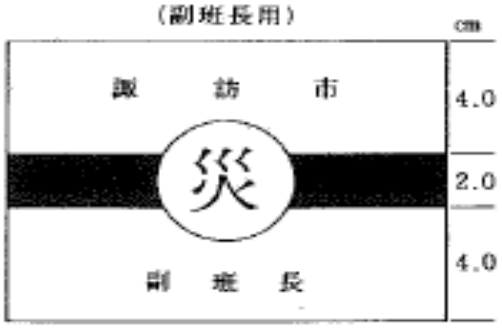

（班　員　用）

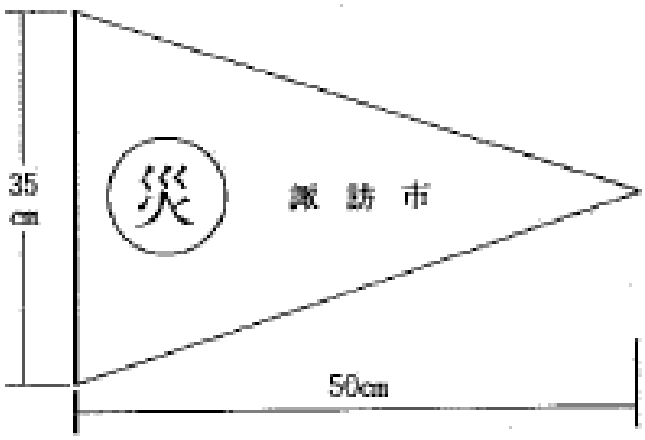

（備　考）

㉟は赤色、諏訪市は黒色、地は黄色とする。

○諏訪市地震災害警戒本部条例

平成 15 年 3 月 25 日
条例第 2 号
(趣旨)
第 1 条　この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号。以下「法」という。)第 18 条第 4 項の規定により、諏訪市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)に関し、法に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。
(組織)
第 2 条　諏訪市地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督する。
2　警戒本部に諏訪市地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、諏訪市地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。
3　副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。
4　副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
5　本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
(1)　長野県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
(2)　長野県警察の警察官のうちから市長が任命する者
(3)　市長がその部内の職員のうちから指名する者
(4)　教育長
(5)　諏訪広域連合諏訪広域消防の消防長又は当該広域消防の消防吏員のうちから市長が任命する者
(6)　消防団長
(7)　指定公共機関及び指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
6　本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。
7　本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、市の職員のうちから市長が任命する。
8　本部職員は、警戒本部の所掌事務について本部員を補佐する。
(部)
第 3 条　本部長は、必要があると認めたときは、警戒本部に部を置くことができる。
2　前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。
3　第 1 項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。
4　部長に事故あるときは、第 1 項の部に属する本部職員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
(補則)
第 4 条　この条例に定めるもののほか、警戒本部に関し必要な事項は、本部長が定める。
附　則
この条例は、公布の日から施行する。

〔協　定　書〕

○ 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定

（趣旨）
第１条　この協定は、諏訪広域圏内に属する岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村のそれぞれの市町村（以下「構成六市町村」という。）において、災害が発生し、被災地独自では十分に被災者の援護等の応急措置ができないなどにより応援を必要とする場合に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第１項の規定に基づき、六市町村間においての応援措置を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。
（連絡の窓口）
第２条　構成六市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するものとする。
（応援の種類）
第３条　応援の種類は、次の各号に掲げる事項とする。
（１）被災者の救助並びに医療機関及び防疫施設の応急復旧等に必要な資器材又は物資の提供
（２）生活必需物資及びその補給に必要な資器材の提供
（３）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
（４）救助及び応急復旧に必要な職員等の応援
（５）前各号に定めるもののほか、特に要請がある事項
（応援要請の手続き）
第４条　応援を受けようとする被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話又は電信等により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。
（１）被害の状況
（２）前条第１号から第３号に掲げるものの品名及び数量
（３）前条第４号に掲げるものの職種別人員数
（４）応援の場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
（５）応援の期間
（６）前各号に掲げる事項もののほか必要な事項
（緊急応援）
第５条　構成六市町村は、事態が緊急を要するときは、応援要請の有無にかかわらず、自らの判断により必要な応援措置を行うものとする。
（指揮権）
第６条　応援市町村の職員等は、被災市町村の首長の指揮下に入り行動するものとする。
（応援経費の負担）

第７条　応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、応援を行った各市町村の負担とする。

（資料等の交換）

第８条　構成六市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料若しくは情報を相互に交換するものとする。

（連絡会議の設置）

第９条　構成六市町村は、相互応援の円滑化を図るため、連絡会議を置くことができる。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、構成六市町村がその都度協議して定めるものとする。

２　この協定の実施に関し必要な事項は、第２条に定める連絡担当部局が相互に協議して別に定めるものとする。

第11条　この協定は、平成７年８月22日から効力を発生するものとする。

この協定締結の証として本書７通を作成し、諏訪地域広域市町村圏事務組合長及び諏訪地域市町村長が記名押印のうえおのおの１通を保有する。

平成７年８月22日

諏訪地域広域市町村圏事務組合
組合長　　印
岡谷市長　　印
諏訪市長　　印
茅野市長　　印
下諏訪町長　　印
富士見町長　　印
原村長　　印

諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定第10条第２項の規定による協議書

「災害時の医療救護活動に関する協定書」第14条の損害補償については、次のとおり定める。

（損害補償）

一、　医療救護活動従事中に医療救護班に属する者が被害を受けたときは、被災市町村の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に準じて補償を行うものとする。

一、　医療施設等において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、被災市町村が負担する。

（第三者に対する損害補償）

一、　医療救護活動従事中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、被災市町村とその医療救護活動を行った医師会が所属する市町村が、協議のうえ定めるものとする。

平成８年３月26日

諏訪地域広域市町村圏事務組合
組合長　　印
岡谷市長　　印
諏訪市長　　印
茅野市長　　印
下諏訪町長　　印
富士見町長　　印
原村長　　印

○ 長野県市町村災害時相互応援協定

長野県全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第２条第１号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

（代表市町村の設置）

第２条　市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

２　代表市町村が被災した場合に備え別記１に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第２順位及び第３順位の市町村を定めるものとする。

（応援の内容）

第３条　市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

（１）物資等の提供及びあっせん

ア　食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材

イ　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ　救援及び救助活動に必要な車両等

エ　ごみ、し尿処理のための車両及び施設

オ　避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）

カ　火葬場

（２）人員の派遣

ア　救護及び応急措置に必要な職員

イ　消防団員

（３）その他

ア　避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置

イ　ボランティアのあっせん

ウ　児童・生徒の受け入れ

エ　前２号に掲げるもののほか、災害救助法第２３条第１項に定める救助

（４）前３号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）
第４条　応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。
（１）被害の状況
（２）応援を要請する内容
　ア　物資・資機材の搬入
　　物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
　イ　人員の派遣
　　職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
　ウ　その他、必要な事項
（緊急時における自主的活動）
第５条　代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。
２　市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。
３　前２項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記１に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度６強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊が当該市町村に派遣するものとする。
４　代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記１に掲げる代表市町村の属するブロック構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。
５　前項に規定する場合において、別記１に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前２項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記２に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。
６　別記２に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。
７　前４項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。
（経費の負担）
第６条　応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。
２　応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。
３　前２項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。
４　応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。
５　前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。
（情報交換）
第７条　市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記１に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。
（訓練の参加）
第８条　市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記１に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。
（防災体制の強化等）
第９条　市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。
２　市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。
（補則）
第10条　この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
２　この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附則
（施行期日）
１　この協定は、平成８年４月１日から施行する。
（協定の成立）
２　この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附則
この協定は、平成２３年１２月１６日から施行する。

（別記１）

ブロック名	代表市町村	構成市町村
佐久	佐久市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村 南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村 中川村・宮田村
飯伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村 根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村 豊丘村・大鹿村
木曽	木曽町	木曽町・上松町・南木曽町・木祖村・王滝村・大桑村
松本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村 朝日村・筑北村
大北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村 信濃町・飯綱町・小川村
北信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

（別記２）

被災ブロック	応援するブロック
佐　久	上　小
上　小	佐　久
諏　訪	上伊那 木　曽
上伊那	諏　訪 飯　伊
飯　伊	上伊那 木　曽
木　曽	飯　伊 諏　訪
松　本	長　野
大　北	北　信
長　野	松　本
北　信	大北

（備考）応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

○ 災害応急対策活動の相互応援に関する協定

災害応急対策活動の相互応援に関し、北海道砂川市、岩手県一関市、茨城県笠間市、茨城県桜川市、栃木県大田原市、群馬県藤岡市、東京都千代田区、東京都港区、東京都新宿区、東京都墨田区、新潟県新発田市、長野県諏訪市、愛知県西尾市、滋賀県大津市、滋賀県野洲市、兵庫県相生市、兵庫県豊岡市、兵庫県赤穂市、兵庫県加西市、兵庫県篠山市、兵庫県加東市、広島県三次市、熊本県山鹿市（以下「協定市区」という。）と次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、協定市区の区域内において災害発生した場合において、協定市区が相互に応援し、その応急対策活動の万全を期すことを目的とする。

（災害の範囲）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。

（相互応援）

第３条　協定市区は、その区域に災害が発生した場合、相互に応援し、被災した協定市区の応急対策及び復旧対策及び復旧対策を円滑に遂行するものとする。

（連絡担当部局）

第４条　協定市区は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援の要請及び方法）

第５条　協定市区は、災害が発生して応援を求めようとするときは、法令その他別に定める場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応急措置を要請するものとする。

（１）非常災害時における食糧、飲料水、生活必需品、資機材等の提供

（２）被災者援護に係る職員の応援及び施設の利用

（３）被災者の医療・防疫活動における職員の応援、医療品等の提供

（４）その他応急対策活動に必要な措置

（応急措置の履行）

第６条　応援を行う協定市区は、その応援措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。

（応援経費の負担）

第７条　応援に要した経費の負担については、法令とその他別に定めがある場合を除くほか、原則として被応援市区が負担するものとする。

（地域防災計画とその他資料等の交換）

第８条　協定市区は、非常の災害に備え地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料情報等を相互に交換するものとする。

（効力発生の日）

第９条　この協定は、平成２５年３月１日からその効力を生ずる。

（実施の細目）
第１０条　この協定の実施に関し必要な事項は、協定市区が協議のうえ別に定めるものとする。

附　則
平成２４年４月１日付けで締結した災害応急対策活動の相互応援に関する協定は、廃止する。
この協定の成立を証するため本書２３通を作成し、協定市区記名押印のうえ各１通を保有する。

北海道砂川市長	吉　岡　雅　文
岩手県一関市長	勝　部　　修
茨城県笠間市長	山　口　伸　樹
茨城県桜川市長	中　田　　裕
栃木県大田原市長	津久井　富　雄
群馬県藤岡市長	新　井　利　明
東京都千代田区長	石　川　雅　己
東京都港区長	武　井　雅　昭
東京都新宿区長	中　山　弘　子
東京都墨田区長	山　﨑　　昇
新潟県新発田市長	二階堂　　馨
長野県諏訪市長	山　田　勝　文
愛知県西尾市長	榊　原　康　正
滋賀県大津市長	越　　直　美
滋賀県野洲市長	山　仲　善　彰
兵庫県相生市長	谷　口　芳　紀
兵庫県豊岡市長	中　貝　宗　治
兵庫県赤穂市長	豆　田　正　明
兵庫県加西市長	西　村　和　平
兵庫県篠山市長	酒　井　隆　明
兵庫県加東市長	安　田　正　義
広島県三次市長	増　田　和　俊
熊本県山鹿市長	中　嶋　憲　正

○ 大規模災害発生時等における相互応援に関する協定

大規模災害発生時等における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この協定は、次条に規定する甲州街道沿道各市に大規模災害が発生した場合における相互の応援について必要な事項を定めるものとする。

（協定市）

第２条　この協定は、次の各号に掲げる市（以下「協定市」という。）相互間において行うものとする。

（１）東京ブロック

ア　八王子市

イ　立川市

ウ　府中市

エ　調布市

オ　日野市

カ　国立市

（２）山梨・長野ブロック

ア　甲府市

イ　諏訪市

ウ　山梨市

エ　大月市

オ　韮崎市

カ　茅野市

２　協定市の相互応援に関する連絡担当部署は、別表第１のとおりとする。

（対象とする災害）

第３条　この協定の対象とする災害は、地震、風・水害及び火災とする。

（ブロックの代表市）

第４条　相互応援を迅速かつ円滑に行うため、各ブロックごとに代表市を定めるものとする。

２　代表市の任期は、２年とする。

３　代表市は、第２条に定める各ブロック内の協定市の市制施工順に、その任に当たるものとする。ただし、各ブロック内の協定市の承認を受けた場合はこの限りでない。

第２章　相互応援

（応援要請）

第５条　この協定に基づく応援要請は、第３条に規定する災害が発生した市（以下「発災市」という。）の市長が、前条に規定するブロックの代表市（以下「応援代表

市」という。）の市長に行うものとする。
２　前項に規定する応援は、次の各号に掲げるものとする。
（１）食糧、飲料水及び生活物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
（２）被災者の救出、医療、施設の復旧等に必要な資機材及び物資の提供
（３）協定市が保有する車両の提供及び救助、復旧活動に必要な職員の派遣
（４）被災者を一時収容するための施設の提供
（５）ボランティアのあっせん
（６）前各号に掲げるもののほか、救助又は復旧のために必要な事項
３　第１項に規定する応援要請は、口頭等により次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。この場合において、応援要請を行った発災市の市長は、後日、応援代表市に対して文書（様式第１号）を提出するものとする。
（１）災害の種類
（２）災害発生の場所及び被害の状況
（３）結集場所
（４）要請する職種別人数及び機関
（５）車両並びに資機材の規格、数量及び機関
（６）要請するボランティアの従事内容、人数及び機関
（７）前各号に掲げるもののほか、必要な事項
（応援の実施）
第６条　応援代表市は、発災市から応援要請があったときは、ブロック内の各市に要請内容を連絡するものとする。
２　応援代表市から連絡を受けた市は、これに応じ、応援に努めるものとする。
（資機材及び物資の調達等の手配）
第７条　応援代表市の市長は、発災市の市長から資機材及び物資の調達等について要請があった場合には、これが迅速に行われるよう手配するとともに、その結果を発災市の市長に連絡するものとする
（派遣職員の指揮）
第８条　応援を行う市、（以下の「応援市」という。）から第５条第２項第３号も規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の指揮は、発災市の市長が、派遣職員の長を通じて行うものとする。ただし、緊急と要する場合は、直接派遣職員に行うことができる。
（報告）
第９条　派遣職員の長は、救助等の活動の結果を、速やかに、発災市の市長に報告するものとする。
（災害状況の報告）
第１０条　発災市の市長は、救助等の状況を応援代表市の市長に連絡するものとする。
　第３章　会議
（連絡会議）
第１１条　協定事務の円滑な推進を図るため、必要に応じて、協定市の会議（以下

「連絡会議」という。）を開催することができるものとする。
２　連絡会議は、各ブロックの代表市が協議のうえ、いずれかの代表市の市長が招集するものとする。
（協議連絡事項）
第１２条　連絡会議は、次の各号に掲げる事項について協議等を行うものとする。
（１）相互応援の円滑化に関すること。
（２）協定市間の情報交換に関すること。
（３）前各号に掲げるもののほか、本協定の実施に関し必要なこと。

第４章

（経費負担）
第１３条　この協定を実施するための必要な経費は、発災市の負担とする。ただし、派遣職員に係る経費については、同一人の派遣期間が１月未満である場合は、公務出張による応援市の負担とする。
２　前項の規定により難しい場合は、別途、発災市と応援市との間において協議するものとする。
（災害補償等）
第１４条　派遣職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）の定めるところによる。
２　派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては発災市が賠償の責めを負い、発災市への往復経路の途中に生じたものについては応援市が賠償の責めを負うものとする。
（疑義等）
第１５条　この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定市の市長が協議して定めるものとする。
第１６条　この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度、協定市の市長が協議し、決定するものとする。
（協定書の保管）
第１７条　この協定を証するため、協定市の市長記名押印の上、協定市がそれぞれの１通を保管する。

附　　則

この協定は、平成８年１２月１日から効力を生ずる。

平成８年１１月２７日

八王子市長 波多野　重雄	甲府市長 山本　栄彦
立川市長 青木　　久	諏訪市長 笠原　俊一
府中市長 吉野　和男	山梨市長 髙田　清一
調布市長 吉尾　勝征	大月市長 西室　　覚
日野市長 森田　喜美男	韮崎市長 秋山　幸一
国立市長 佐伯　有行	茅野市長 矢崎　和広

別表第１（第２条関係）　本協定書に係る連絡担当部署

	市名	担当部署	直通電話番号	ファックス番号
東京ブロック	八王子市	総務部　防災課	0426-20-7207	0426-21-1298
	立川市	総務部　防災課	0425-28-4316	0425-21-2568
	府中市	総務部　防災課	0423-35-2431	0423-35-6395
	調布市	総務部　防災課	0424-81-7346	0424-85-0741
	日野市	企画財政部　企画課 総務部　安全防災課	0425-85-1111 0425-85-1100	0425-81-2516
	国立市	総務部　地域防災課	0425-76-2111 内線 348,349	0425-76-0264
山梨・長野ブロック	甲府市	総務部　防災対策課	0552-37-1161 内線 3261	0552-37-9911
	諏訪市	企画部　企画調整課	0266-52-4141 内線 322	0266-57-0660
	山梨市	企画課　行政係	0553-20-1211	0553-23-2800
	大月市	総務部　行政文書係	0554-22-2111 内線 221	0554-23-1216
	韮崎市	総務課　消防交通係	0551-22-1111 内線 320	0551-22-8479
	茅野市	総務部　庶務課	0266-72-2101 内線 131	0266-72-9040

様式第１号（第５条関係）

番　　号
年　月　日
（応援代表市）
市　長　様

（発災市）
市　長　名　印

応援要請について

標記のことにつきまして、下記のとおり本市を含む地域に大規模災害が発生いたしましたので、その概要をご報告しますとともに、「大規模災害発生時における相互応援に関する協定書」第５条の規定により応援要請をいたします。

記

１　災害の種類

２　災害発生の場所及び被害の状況

３　結集場所

４　要請する職種別人数及び機関

５　車両並びに資機材の規格、数量及び機関

６　要請するボランティアの従事内容、人数及び機関

７　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

○ 災害時相互応援協定

富田林市と諏訪市は、いずれかの市域において災害が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、富田林市又は諏訪市において、地震時の災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１項に規定する災害をいう。）が発生し、被災市独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合に、被災市の要請に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　応援内の内容は次のとおりとする。

（１）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

（３）救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（４）消火、救援、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な人員の派遣

（５）ボランティアの斡旋

（６）被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及び斡旋

（７）児童生徒の受け入れ

（８）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請）

第３条　被災市が、応援の要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、口話、電話、電信または文書により要請を行なう。

（１）被害の状況

（２）前条第１号及び第２号の掲げるものの品名、数量等

（３）前条第３号に掲げるものの車両等

（４）前条第４号に掲げるものの職種別人員

（５）物品の納品場所及び人員の派遣場所への経路

（６）前各号定めるもののほか、必要な事項

（指揮権）

第４条　応援活動に従事する応援側団体の職員は、被応援側団体の災害対策本部長の指揮に従うものとする。

（応援市の責務）

第５条　第３条の規定による応援の要請を受けた市は、極力これに応じるよう努めるものとする。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災市が負担する。

２　前項の負担につき疑義が生じたときは、両市協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害補償等）

第７条　派遣された職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）の定めるところによる。

２　派遣された職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が、被災市への往復経路の途中で生じたものについては応援市が、それぞれの賠償の責めを負うものとする。

（連絡責任者）

第８条　災害時における相互応援が確実かつ円滑に行われるように、両市に次のとおり連絡責任者を置く。

（１）富田林市　　総務部危機管理課長

（２）諏訪市　　企画部危機管理室長

（応援受入体制の整備）

第９条　被災市は、災害時における応援物資及び派遣人員を受け入れるための場所又は施設を定める。

（資料の交換）

第１０条　両市は、本協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等必要な資料を相互に交換するものとする。

（訓練の参加）

第１１条　この協定書に基づく応援を円滑に実施するため、両市が主催する防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

（その他）

第１２条　この協定に定めのない事項は、両市が協議して定める。

附　則

１　この協定は、平成１８年９月１日から施行する

２　この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、協定団体の長が署名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成１８年　９月　１日

大阪府富田林市　　富田林長
多田　利喜

長野県諏訪市　　諏訪市長

○ 諏訪市及び台東区との災害時相互応援協定

諏訪市（以下「甲」という。）及び台東区（以下「乙」という。）は、友好都市提携の精神に基づき、災害時における相互応援について次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）
第１条　この協定は、甲又は乙の区域内において地震、暴風、豪雨、洪水その他災害（以下「災害」という。）が発生し、被災地独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災地の応急対策等を円滑に支援するため、必要な事項を定めるものとする。
（応援の内容）
第２条　応援内の内容は次のとおりとする。
（１）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
（２）被災者の救援・救助、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
（３）本協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣
（４）前各号に定めるもののほか、必要な事項
（応援要請の手続き）
第３条　甲又は乙は、、応援を要請するときは原則として、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第７条に定める連絡担当部署を通じて要請し、後日速やかに災害時応援要請書を送付するものとする。、
（１）災害及び被害の状況
（２）前条第１号及び第２号に掲げる応援にあっては、品名及び数量
（３）前条第３号に掲げる応援にあっては、派遣を必要とする職員の職種及び人員数
（４）応援を受ける場所、経路及び終結場所
（５）応援を必要とする期間
（６）前各号に掲げるもののほか、必要な事項
（応援活動の実施）
第４条　甲又は乙は、応援を要請されたときは、可能な範囲で速やかに応ずるものとする。
２　前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、応援要請を持っていては応急対策等に支障が出ると予想されるときは、自らの判断により自主的に応援を要請実施出来るものとする。
（応援経費の負担）
第５条　応援に要した経費は、原則として応援を受けた甲又は乙の負担とする。ただし、前条第２項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、甲熱燗で協議するものとする。
（災害補償）

第６条　第２条第３号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）の定めるところによるものとする。
２　派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務中に生じたものについては要請した側が、被災地への往復経路の途中で生じたものについては応援した側が、それぞれ賠償の責務を負うものとする。
（連絡体制）
第７条　甲及び乙は、あらかじめあらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定めておくものとする。
（協　議）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

平成１９年１０月２０日

甲　　長野県諏訪市高島１丁目２２番３０号

諏 訪 市

諏訪市長　　山　田　勝　文

乙　　東京都台東区東上野４丁目５番６号

台 東 区

台東区長　　吉　住　　弘

○ 災害時における相互応援に関する協定

（趣旨）
第１条　この協定は、諏訪市、伊東市、秦野市及び壱岐市のいずれかの市域において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災市の要請に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援態勢について必要な事項を定めるものとする。
（連絡責任者）
第２条　災害時における相互応援が確実かつ円滑に行われるよう、各市に次のとおり連絡責任者を置く。
　（１）諏訪市　企画部危機管理室長
　（２）伊東市　企画部危機対策課長
　（３）秦野市　くらし安心部防災課長
　（４）壱岐市　総務部総務課長
（応援の種類）
第３条　応援の種類は次に掲げるものとする。
　（１）被災者の救出並びに医療機関及び防疫施設の応急復旧等に必要な資機材又は物資の提供
　（２）生活必需物資及びその補給に必要な資機材の提供
　（３）救護及び救助活動に必要な車両等の提供
　（４）救助及び応急復旧活動等に必要な職員の派遣
　（５）前各号に定めるもののほか、特に被災市から要請がある事項
（応援要請の手続き）
第４条　応援を要請する被災市は、次に掲げる事項を明らかにして、電話又は電信により、応援を要請し、その後速やかに文書によりその旨を通知するものとする。
　（１）被害の状況
　（２）前条第１号から第３号までに掲げるものの品名、数量等
　（３）前条第４号に掲げる職員の職種及び人員並びに派遣期間
　（４）応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
　（５）前各号に掲げるもののほか、必要な事項
（応援の実施）
第５条　応援を要請された市は、極力これに応じるよう取り組むものとする。
（指揮）
第６条　応援を要請された市から応援のための被災市に派遣された職員は、応援を要請した市長の指揮下に入り行動するものとする。
（応援経費の負担）
第７条　応援に要した経費は、原則として応援をした市の負担とする。ただし、経費の額が著しく大きい場合にあっては、両市が協議して定めるものとする。

（資料の交換）
第８条　各市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、年１回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するよう努めるものとする。
（交流）
第９条　各市は、この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各市がその都度協議して定めるものとする。
（その他）
第１０条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各市がその都度協議して定めるものとする。
（摘要）
第１１条　この協定は、平成２４年８月１５日から効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を４通作成し、当事者記名押印の上、各１通を所持するものとする。

平成２４年８月１５日

長野県諏訪市高島一丁目２２番３０号

諏訪市長　　山　田　勝　文

静岡県伊東市二丁目１番１号

伊東市長　　佃　　弘　己

神奈川県秦野市桜町一丁目３番２号

秦野市長　　古　谷　義　幸

長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触５６２番地

壱岐市長　　白　川　博　一

○災害時相互応援協定

富士宮市と諏訪市（以下「両市」という。）は、いずれかの市域において地震、風水雪害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）の趣旨を踏まえ、友愛精神をもって、相互に応援することについて次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

(2)　被災者の救出、医療及び防疫並びに施設等の応急復旧活動に必要な資機材及び物資の提供

(3)　救援、救助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供

(4)　救援、救助及び応急復旧活動に必要な職員の派遣

(5)　被災者を一時受入れするための施設及び応急復旧活動に必要な施設の提供

(6)　ボランティアのあっせん

(7)　災害時における協定を結ぶ企業、団体等に対する応援協力要請

(8)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（連絡窓口）

第２条　両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、直ちに必要な情報を相互に提供するものとする。

（応援要請の手続）

第３条　応援を受ける市（以下「被災市」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部署を通じて、ファクシミリ、電話等により応援をする市（以下「応援市」という。）に要請を行い、後日、速やかに依頼文書を提出するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　応援場所及び応援場所への経路

(3)　必要とする物資等の種類及び数量

(4)　必要とする職員の職種、人数及び派遣期間

(5)　必要とする施設の種類及び目的

(6)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（自主的応援）

第４条　両市は、相手方に災害が発生したことを認知し、応援の必要があると判断したときは、前条の応援要請を待たずに、自主的に応援（被災状況調査を含む。）するものとする。

２　前項の応援は、第１条第１号から第４号までに定める事項とし、その内容は、応援市が必要と認めるものとする。

３　自主的応援を開始した後に、前条の応援要請を受けたときは、前項の規定にか

かわらず、当該要請に応じた応援を行うものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要する経費の負担は、次の各号のとおりとする。

(1)　職員の短期派遣に要する経費は、応援市が負担する。

(2)　前号に掲げるもののほか、物資の調達その他の応援に要する経費は、原則として被災市が負担する。

２　被災市が前項第２号に規定する経費を支出する時間的余裕がなく、かつ、被災市から要請があった場合には、応援市は、その経費を一時立て替えて支出するものとする。

（災害補償等）

第６条　短期派遣の職員がその業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償については、応援市の負担により行うものとする。

（事前活動）

第７条　両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう定期的な連絡会議の開催、各種防災訓練への相互参加、応援活動に必要な資料の交換等を行うものとする。

（協議）

第８条　この協定の実施について必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、両市が記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２７年４月１０日

静岡県富士宮市弓沢町１５０番地

富士宮市長　　須藤　秀忠

長野県諏訪市高島一丁目２２番３０号

諏訪市長　　山田　勝文

○災害時相互応援協定書

日野市と諏訪市（以下「両市」という。）は、いずれかの市域において地震、風水雪害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）の趣旨を踏まえ、友愛精神をもって、相互に応援することについて次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

(2)　被災者の救出、医療及び防疫並びに施設等の応急復旧活動に必要な資機材及び物資の提供

(3)　救援、救助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供

(4)　救援、救助及び応急復旧活動に必要な職員の派遣

(5)　被災者を一時受入れするための施設及び応急復旧活動に必要な施設の提供

(6)　ボランティアのあっせん

(7)　災害時における協定を結ぶ企業、団体等に対する応援協力要請

(8)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（連絡窓口）

第２条　両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、直ちに必要な情報を相互に提供するものとする。

（応援要請の手続）

第３条　応援を受ける市（以下「被災市」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部署を通じて、ファクシミリ、電話等により応援をする市（以下「応援市」という。）に要請を行い、後日、速やかに依頼文書を提出するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　応援場所及び応援場所への経路

(3)　必要とする物資等の種類及び数量

(4)　必要とする職員の職種、人数及び派遣期間

(5)　必要とする施設の種類及び目的

(6)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（自主的応援）

第４条　両市は、相手方に災害が発生したことを認知し、応援の必要があると判断したときは、前条の応援要請を待たずに、自主的に応援（被災状況調査を含む。）するものとする。

２　前項の応援は、第１条第１号から第４号までに定める事項とし、その内容は、応援市が必要と認めるものとする。

３　自主的応援を開始した後に、前条の応援要請を受けたときは、前項の規定にか

かわらず、当該要請に応じた応援を行うものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要する経費の負担は、次の各号のとおりとする。

(1)　職員の短期派遣に要する経費は、応援市が負担する。

(2)　前号に掲げるもののほか、物資の調達その他の応援に要する経費は、原則として被災市が負担する。

２　被災市が前項第２号に規定する経費を支出する時間的余裕がなく、かつ、被災市から要請があった場合には、応援市は、その経費を一時立て替えて支出するものとする。

（災害補償等）

第６条　短期派遣の職員がその業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償については、応援市の負担により行うものとする。但し、派遣期間が３か月を超える場合は別途協議を行うものとする。

（事前活動）

第７条　両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう定期的な連絡会議の開催、各種防災訓練への相互参加、応援活動に必要な資料の交換等を行うものとする。

（協議）

第８条　この協定の実施について必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、両市が記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２７年７月８日

東京都日野市神明一丁目１２番地の１

日野市長　　大坪　冬彦

長野県諏訪市高島一丁目２２番３０号

諏訪市長　　金子　ゆかり

○諏訪市・石巻市　災害時相互応援協定書

諏訪市と石巻市（以下「両市」という。）は、いずれかの市域において地震、風水雪害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）の趣旨を踏まえ、友愛精神をもって、相互に応援することについて次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

(2)　被災者の救出、医療及び防疫並びに施設等の応急復旧活動に必要な資機材及び物資の提供

(3)　救援、救助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供

(4)　救援、救助及び応急復旧活動に必要な職員の派遣

(5)　被災者を一時受入れするための施設及び応急復旧活動に必要な施設の提供

(6)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（連絡窓口）

第２条　両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、直ちに必要な情報を相互に提供するものとする。

（応援要請の手続）

第３条　応援を受ける市（以下「被災市」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部署を通じて、ファクシミリ、電話等により応援をする市（以下「応援市」という。）に要請を行い、後日、速やかに依頼文書を提出するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　応援場所及び応援場所への経路

(3)　必要とする物資等の種類及び数量

(4)　必要とする職員の職種、人数及び派遣期間

(5)　必要とする施設の種類及び目的

(6)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（自主的応援）

第４条　両市は、相手方に災害が発生したことを認知し、応援の必要があると判断したときは、前条の応援要請を待たずに、自主的に応援（被災状況調査を含む。）するものとする。

２　前項の応援は、第１条第１号から第４号までに定める事項とし、その内容は、応援市が必要と認めるものとする。

３　自主的応援を開始した後に、前条の応援要請を受けたときは、前項の規定にか

かわらず、当該要請に応じた応援を行うものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要する経費の負担は、次の各号のとおりとする。

(1)　職員の短期派遣に要する経費は、応援市が負担する。

(2)　前号に掲げるもののほか、物資の調達その他の応援に要する経費は、原則として被災市が負担する。

２　被災市が前項第２号に規定する経費を支出する時間的余裕がなく、かつ、被災市から要請があった場合には、応援市は、その経費を一時立て替えて支出するものとする。

（災害補償等）

第６条　短期派遣の職員がその業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償については、応援市の負担により行うものとする。

（事前活動）

第７条　両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう定期的な連絡会議の開催、各種防災訓練への相互参加、応援活動に必要な資料の交換等を行うものとする。

（協議）

第８条　この協定の実施について必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、両市が記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２７年１１月１２日

諏訪市長　　金子　ゆかり

石巻市長　　亀山　紘

○大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定

国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所（以下「甲」という。）と長野県諏訪市（以下「乙」という。）は、双方の行政区域内における大規模土砂災害等に備えた相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模土砂災害等の発生時における減災活動や災害対応等を円滑に進めるため、甲と乙が相互に協力することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　甲は、大規模土砂災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う次の業務に関し、乙に対する協力を行うものとする。

(1) 警戒・避難情報等の発令

(2) 災害対策資機材の提供

(3) 大規模土砂災害時等の防災体制の確立

（体制）

第３条　甲と乙は、前条に規定する協力体制の推進に当たって検討会を設置し、情報交換を行うものとする。

（協定の期間）

第４条　この協定の期間は、平成２９年４月１日から平成３４年３月３１日までとする。

２　期間満了の１か月前までに甲、乙いずれからも申し出のないときは、引き続き同一条件をもって５年間延長し、以後も同様とする。

（疑議の決定）

第５条　本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙の双方が協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成２９年３月３０日

（甲）　長野県駒ヶ根市上穂南７番１０号
国土交通省中部地方整備局
天竜川上流河川事務所
所　　長　　椎　葉　秀　作

（乙）　長野県諏訪市高島一丁目２２番３０号
長野県諏訪市
諏訪市長　　金　子　ゆかり

○ 災害時の医療救護活動に関する協定

諏訪市（以下「甲」という。）と諏訪市医師会（以下「乙」という。）は発災時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、諏訪市地域防災計画（平成７年８月８日策定。いか「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て医療救護活動を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣等）
第２条　甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し医療救護班の編成及び派遣を要請する。
２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、救護所等を含む災害現場へ派遣するものとする。
（医療救護班の田市町村への派遣等）
第３条　諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定に基づき、甲は乙は被災市町村の救護活動に派遣することができる。
２　乙は、災害医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の災害医療救護計画を甲に提出する。
（災害医療救護計画の策定及び提出）
第４条　乙は、第２条の規定により医療救護活動を実施するための災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出する。
（医療救護班の任務）
第５条　医療救護班は、甲が設置する避難所及び救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。
２　医療救護班の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
（１）傷病者の収容医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
（２）傷病者に対する応急措置
（３）死者の検案
（４）前各号以外の必要な措置
（医療救護班に対する指揮命令）
第６条　甲は、医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する医療救護班に対し、乙の長を通じて指揮命令を行うことができる。
（医療救護班の搬送）
第７条　甲は、医療救護活動が円滑に実施できるように、医療救護班の輸送確保に努める。
（医療品等の供給）
第８条　災害時の医療救護活動のため、乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（救護所の設置等）
第９条　甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。
２　甲は、前項に定めるもののほか災害の状況により、必要と認めたときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙の協力を得て救護所を設置する。
３　甲は、救護所において医療救護班が必要とする給食・給水及び宿舎の手配を行う。
（医療費）
第１０条　救護所における医療費は、無料とする。
２　収容医療機関における医療費は原則として患者の負担とする。
（費用負担）
第１１条　甲の申請に基づき乙が、医療救護活動を実施した場合に要する次の各号に掲げる費用は、甲が負担するものとする。
（１）医療救護班の編成・待機及び派遣に要する経費
（２）医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
２　前項第２号の定めによる実費弁償の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。
（損害補償）
第１２条　甲は、医療救護活動従事中に属する者が災害を受けたときは、諏訪市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年諏訪市条例第３１号）の規定に準じて補償を行うものとする。
２　第９条の規定による救護所を設置した医療施設並びに傷病者を転送した医療機関において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。
（第三者に対する損害補償）
第１３条　医療救護活動従事中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。
（他市町村派遣時における損害補償）
第１４条　第３条の規定による医療救護班の他市町村派遣時における損害補償については、別に定める。
（医事紛争の処理）
第１５条　医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。
２　甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な処置を講ずるものとする。
（報告）
第１６条　乙は、医療救護活動終了後速やかに、甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を甲に報告するものとする。
（費用等の請求）
第１７条　乙は、第１１条に規定する費用及び第１２条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定める方法により行うものとする。

（費用等の支払い）

第１８条　甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し適切あると認めるときは、その費用等を速やかに乙に対し支払うこととする。

（委任）

第１９条　この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、実施細則で定める。

（協議）

第２０条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して決定するものとする。

（協定期間）

第２１条　この協定の有効期間は、平成８年４月１日から平成９年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１ヵ月前までに、甲乙いずれからなら意思表示がないときは、期間満了の翌日更に１年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、双方のその１通を保有する。

平成８年４月１日

甲　　諏　訪　市　長　　笠原　俊一

乙　　諏訪市医師会長　　清水　孝基

災害時の医療救護活動に関する実施細則

平成８年４月１日付けで、諏訪市（以下「甲」という。）と諏訪市医師会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第１９条の規定に基づき、次のとおり実施細則を定める。

（医療救護活動の報告）

第１条　乙は協定書第２条及び第３条の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動後、各医療班ごとの「医療救護活動報告書」（様式第１号）、「医療報告書」（様式第２号）、「助産報告書」（様式第３号）及び「医薬品等使用報告書」（様式第４号）により速やかに報告する。

（事故報告）

第２条　乙は、協定書第２条及び第３条の規定に基づく医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第５号）により速やかに報告する。

（医療施設等損傷報告書）

第３条　乙は、協定書第２条及び第３条の規定に基づく医療救護活動において、医療施設及び設備を損傷したときは、「医療施設及び設備損傷報告書」（様式第６号）により速やかに報告する。

（費用弁償の額）

第４条　協定書第１１条第１項第１号に規定する額は、別表に定める額とする。

（費用等の請求）

第５条　協定書第１７条に規定する費用等の請求は、乙が各医療救護班分を取りまとめ、「費用弁償請求書」（様式第７号）、「医薬品等実費弁償請求書」（様式第８号）及び「医療施設及び設備損傷に係る損害補償請求書」（様式第９号）により甲にせいきゅうするものとする。

（支払）

第６条　甲は、前２条に規定する費用弁償及び費用等関係書類を確認のうえ、速やかに乙に支払うものとする。

平成８年４月１日

甲　　諏　訪　市　長　　笠原　俊一

乙　　諏訪市医師会長　　清水　孝基

別表

日当	医師 保健婦 助産婦 看護婦	災害救助法施行細則（昭和３４年長野県規則第３号）の例による。
旅費	医師 保健婦 助産婦 看護婦	諏訪市職員等の旅費支給条例（昭和３２年諏訪市条例第３５号）の例による。 この場合において医師は市長、助役、収入役、教育長の規定を、保健婦、助産普及び看護婦は職員の規定を適用する。
時間外 勤務手当	医師 保健婦 助産婦 看護婦	諏訪市一般職の給与に関する条例（昭和３２年諏訪市条例第２０号）を準用する。 この場合において、同条例第３６条の勤務１時間当たりの給与額は、日当の額を一般職の職員の勤務時間数で除して得た額とする。

（様式第１号）

医療救護活動報告書

平成　　年　　月　　日

諏訪市長　殿

諏訪市医師会長　　㊞

（班　　名

医療機関名　　㊞）

医療救護活動について、次のとおり報告します。

従事者名	職種	従事月日	従事時間	救護活動場所
		月　日 曜日	時　分より 時　分まで	
		月　日 曜日	時　分より 時　分まで	
		月　日 曜日	時　分より 時　分まで	
		月　日 曜日	時　分より 時　分まで	
		月　日 曜日	時　分より 時　分まで	
		月　日 曜日	時　分より 時　分まで	
		月　日 曜日	時　分より 時　分まで	
		月　日 曜日	時　分より 時　分まで	

（様式第２号）

医　療　報　告　書

平成　　年　　月　　日

諏訪市長　　殿

諏訪市医師会長　　㊞

所属医療機関 責任者名	番号	氏　名	性別	年齢	住　所	傷病名	程度 重中軽	処置概要	備　考

㊟　備考欄には、死亡又は転送先を記入のこと。

（様式第３号）

助産報告書

平成　　年　　月　　日

諏訪市長　殿

諏訪市医師会長　　㊞

（班　　名　　医療機関名　　㊞）

助産について、次のとおり報告します。

分娩者氏名	分娩日時	助産機関名	分娩期間	金　額	備　考
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日	円	
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日	円	
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日	円	
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日	円	
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日	円	
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日	円	
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日	円	
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日	円	

（様式第４号）

医薬品等使用報告書

平成　　年　　月　　日

諏訪市長　殿

諏訪市医師会長　　㊞

（医療機関名　　㊞）

医薬品等の使用について、次のとおり報告します。

品　　名	規　　格	数　　量	基準単価(円)	金　額　(円)

合計金額　　円

（様式第５号）

事故報告書

平成　　年　　月　　日

諏　訪　市　長　　殿

諏訪市医師会長　　㊞

平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までの災害時の医療救護活動において、別紙のとおり事故者が発生したので報告します。

（様式第５号）別　紙

事故者の概要

氏名		性別	男　・　女	年齢	歳
住所					
職種		勤務先		所属医療班名	
傷病名		程度	死亡・重傷・中等傷・軽傷		
外来・入院　　月　　日		診療（入院）医療機関名			
受傷（発病）日時	年　月　日　午前・午後　時　分				
受傷（発病）場所					
死亡原因		死亡場所			
死亡日時	年　月　日　午前・午後　時　分				
事故発生時の状況					

（様式第６号）

医療施設及び設備損傷報告書

平成　　年　　月　　日

諏訪市長　殿

諏訪市医師会長　　㊞
（医療機関名　　㊞）

物件名	損傷の種類	損傷の程度	数量	単価(円)	金額(円)	備考

合計金額　　円

㊟１　医療機関ごとに記入のこと。
　２　物件名は、建築物、医療機械、器具及び自動車等を記入のこと。
　３　損傷の種類欄は、破壊、損傷、汚染等の種類を記入のこと。
　４　損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能等、具体的に記入のこと。

（様式第７号）

費用弁償請求書

平成　　年　　月　　日

諏訪市長　殿

諏訪市医師会長　　㊞

平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までの災害時の医療救護活動に係る費用弁償を下記のとおり請求します。

記

１　請　求　金　額　　円也

２　内　　訳

区　　分		単　価　(円)	算　出　内　訳	金　　額　(円)
医師	日　　当			
	時間外勤務手当			
	旅　　費			
	日　　当			
	時間外勤務手当			
	旅　　費			
	日　　当			
	時間外勤務手当			
	旅　　費			
合　　計				

３　算出内訳明細　　別紙「医療救護活動報告書」のとおり

（様式第８号）

医療品等実費弁償請求書

平成　　年　　月　　日

諏　訪　市　長　　殿

諏訪市医師会長　　㊞

平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までの災害時の医療救護活動で使用した医薬品等の費用弁償を、下記のとおり請求します。

記

１　請　求　金　額

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円也

２　請求金額内訳

別紙「医薬品等使用報告書」のとおり

（様式第９号）

医療施設及び設備損傷に係る
損　害　補　償　請　求　書

平成　　年　　月　　日

諏　訪　市　長　　殿

諏訪市医師会長　　㊞

平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までの災害時の医療救護活動により生じた医療施設及び設備の損傷に係る損害補償を、下記のとおり請求します。

記

１　請　求　金　額

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円也

２　請求金額内訳

別紙「医療施設及び設備の損傷報告書」のとおり

○災害時の医療救護活動に関する協定

諏訪市（以下「甲」という。）と諏訪薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、諏訪市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。
（薬剤師班の派遣等）
第２条　甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し薬剤師班の編成及び派遣を要請する。
２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに薬剤師班を編成し、救護所等を含む災害現場に派遣するものとする。
（薬剤師班の他市町村への派遣等）
第３条　諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定に基づき、甲は乙を被災市町村の救護活　　動に派遣することができる。
（医療救護計画の策定及び提出）
第４条　乙は、第２条の規定により医療救護活動を実施するための災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。
２　乙は、災害医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の災害医療救護計画を甲に提出するものとする。
（薬剤師班の任務）
第５条　薬剤師班は、甲が設置する避難所及び救護所等において医療救護活動を行うことを原則とする。
２　薬剤師班の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
（１）傷病者に対する調剤、服薬指導
（２）医薬品の仕分け及び管理等
（３）前各号に定めるほか必要な活動
（薬剤師班に対する指揮命令）
第６条　甲は、医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する薬剤師班に対し、乙の定める長を通じて指揮命令を行うことができる。
（薬剤師班の輸送）
第７条　甲は、医療救護活動が円滑に実施できるように、薬剤師班の輸送確保に努める。
（医薬品等の供給）
第８条　災害時の医療救護活動のため、乙が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（救護所の設置等）
第９条　甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。
２　甲は、前項に定めるもののほか災害の状況により、必要と認めたときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に救護所を設置するものとする。
３　甲は、救護所において薬剤師班が必要とする給食・給水及び宿舎の手配を行うものとする。
（調剤費）
第１０条　救護所における調剤費は、無料とする。
（費用負担）
第１１条　甲の要請に基づき乙が医療救援を実施した場合に要する次の各号に掲げる費用は、甲が負担するものとする。
（１）薬剤師班の編成・待機及び派遣に要する経費
（２）薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
２　前項の定めによる実費弁償の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。
（損害補償）
第１２条　甲は、医療救護活動従事中に乙に属する者が災害を受けたときは、諏訪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年諏訪市条例第３１号）の規定に準じて補償を行うものとする。
（第三者に対する損害賠償）
第１３条　医療救護活動従事中に従事者が第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ決定するものとする。
（他市町村派遣時における損害賠償）
第１４条　第３条の規定による薬剤師班の他市町村派遣時における損害補償については、別に定めるものとする。
（医事紛争の処理）
第１５条　薬剤師班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。
２　甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙との協議のうえ誠意を持って解決のための適当な処置を講ずるものとする。
（報告）
第１６条　乙は、医療救護活動終了後速やかに、甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を甲に報告するものとする。
（費用等の請求）
第１７条　乙は、第１１条に規定する費用及び第１２条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定める方法により行うものとする。
（費用等の支払）
第１８条　甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適切であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に対し支払うものとする。

（委任）
第１９条　この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要事項は、実施細則で定めるものとする。
（協議）
第２０条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して決定するものとする。
（協定期間）
第２１条　この協定の有効期間は、平成２１年１２月２５日から平成２２年１２月２４日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１ヶ月前までに、甲乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から更に１年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証として、本協定書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、双方その１通を保有するものとする。

平成２１年１２月２５日

甲　　諏訪市長　　山田　勝文

乙　　諏訪薬剤師会会長　　飯田　達夫

○災害時の医療救護活動に関する実施細則

平成２１年１２月２５日付きで、諏訪市（以下「甲」という。）諏訪薬剤師会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時の医療救護活動に関する協定（以下「協定書」という。）第１９条の規定に基づき、次のとおり実施細則を定めるものとする。

（医療救護活動の報告）

第１条　乙は、協定書第２条及び第３条の規定により薬剤師班を派遣したときは、医療救護活動終了後、各薬剤師班ごとの「医療救護活動報告書」（様式第１号）、「医療救護報告書」（様式第２号）及び「医薬品等使用報告書」（様式第３号）により速やかに甲に報告するものとする。

（事故報告）

第２条　乙は、協定書第２条及び第３条の規定に基づく医療救護活動において、薬剤師班員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第４号）により速やかに甲に報告するものとする。

（医療施設等損傷報告）

第３条　乙は、協定書第２条及び第３条の規定に基づく医療救護活動において、医療施設及び設備を損傷したときは、「医療施設及び設備損傷報告書」（様式第５号）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第４条　協定書第１１条第１項第１号に規定する額は、別表に定める額とする。

（費用等の請求）

第５条　協定書第１７条に規定する費用等の請求は、乙が各薬剤師班分をとりまとめ、「費
用弁償請求書」（様式第６号）、「医薬品等実費弁償請求書」（様式第７号）及び「医療施設及び設備損傷に係る損害賠償請求書」（様式第８号）により、甲に請求するものとする。

（支払）

第６条　甲は、前２条に規定する費用弁償及び費用等関係書類を確認のうえ、速やかに乙に支払うものとする。

平成２１年１２月２５日

甲　　諏　訪　市　長　　山田　勝文

乙　　諏訪薬剤師会会長　　飯田　達夫

別表

種類	額
日当	災害救助法施行細則（昭和３４年長野県規則第３号）の例による。
旅費	諏訪市職員等の旅費支給条例（昭和３２年諏訪市条例第３５号）の例による。 この場合において薬剤師は職員の規定を適用する。
時間外勤務手当	諏訪市一般職の給与に関する条例（昭和３２年諏訪市条例第２０号）を準用する。 この場合において、同条例第３６条の勤務１時間当たりの給与額は、日当の額を一般職の職員の勤務時間数で除して得た額とする。

（様式第２号）

医療救護報告書

年　月　日

（あて先）諏訪市長

諏訪薬剤師会長　　印

薬剤師責任者名	番号	氏　名	性別	年齢	住　所	処置概要	備　考

（様式第３号）

年　　月　　日

（あて先）　諏訪市長

諏訪薬剤師会長　　印

（医薬品機関名　　印）

医薬品等使用報告書

品　　名	規　　格	数量	基準単価	金　　額

合計金額　　円

（様式第４号）別紙

事　故　者　の　概　要

氏　　名		性別	男・女	年齢	歳
住　　所					
職　　種		勤務先		所属薬剤師班名	
傷病名		程度	死亡・重症・中等傷・軽症		
外来・入院　　月　　日		診療（入院）医療機関名			
受傷（発病）日時	年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分				
受傷（発病）場所					
死　亡　原　因		死亡場所			
死　亡　日　時	年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分				

事故発生時の状況

（様式第５号）

医療施設及び設備損傷報告書

年　月　日

（あて先）諏訪市長

諏訪薬剤師会長　　印

（医薬品機関名　　印）

物件名	損傷の種類	損傷の程度	数量	単価	金　額	備　考

合計金額　　円

注　１　医薬品機関ごとに記入のこと。
　　２　物件名は、建築物、医療機械、器具及び自動車等を記入のこと。
　　３　損傷の種類欄は、破損、損傷、汚染等の種類を記入のこと。
　　４　損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不可能等、具体的に記入のこと。

（様式６号）

費用弁償請求書

月　　月　　日

（あて先）　諏訪市長

諏訪薬剤師会長　　印

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの災害時の医療救護活動に係る費用弁償を下記のとおり請求します。

記

１　請求金額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円也

２　請求金額内訳

区　　分	単　　価	算　出　内　訳	金　　額
日　　当			
時間外勤務手当			
旅　　費			
日　　当			
時間外勤務手当			
旅　　費			
日　　当			
時間外勤務手当			
旅　　費			
合　　計			

３　算出内訳明細　　別紙「医療救護活動報告書」のとおり

（様式第７号）

医薬品等実費弁償請求書

年　　月　　日

（あて先）　諏訪市長

諏訪薬剤師会長　　印

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの災害時の医療救護活動において使用した医薬品等の実費弁償を、下記のとおり請求します。

記

1　請求金額　　円也

2　請求金額内訳

別紙　「医薬品等使用報告書」のとおり

（様式第８号）

医療施設及び設備損傷に係る損害補償請求書

年　　月　　日

（あて先）　諏訪市長

諏訪薬剤師会長　　印

　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの災害時の医療救護活動により生じた医療施設及び設備の損傷に係る損害補償を、下記のとおり請求します。

記

1　請求金額　　円也

2　請求金額内訳

別紙　「医療施設及び設備損傷報告書」のとおり

○災害時の歯科医療救護活動に関する協定

諏訪市（以下「甲」という。）と諏訪市歯科医師会（以下「乙」という。）は災害時の歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、諏訪市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護活動（以下「救護活動」という。）を円滑に実施するため必要な事項を定めるものとする。
（歯科医療救護班の派遣等）
第２条　甲は、防災計画に基づき、救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し歯科医療救護班（以下「救護班」という。）の編成及び派遣を要請する。
２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し救護所等を含む災害現場に派遣するものとする。
（救護班の他市町村への派遣）
第３条　諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定に基づき、甲は乙を被災市町村の救護活動に派遣することができる。
（災害歯科医療救護計画の策定等）
第４条　乙は、第２条の規定により救護活動を実施するための災害歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出する。
２　乙は、災害歯科医療救護計画を変更した時は、速やかに変更後の災害歯科医療救護計画を甲に提出する。
（救護班の任務）
第５条　救護班は、甲が設置する避難所及び救護所等において救護活動を行うことを原則とする。
２　救護班の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
（１）歯科傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
（２）歯科傷病者に対する応急処置
（３）死体の確認及び検案
（４）前各号に定めるほか必要な処置
（救護班に対する指揮命令）
第６条　甲は、救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する救護班に対し、乙の定める長を通じて指揮命令を行うことができる。
（救護班の輸送）
第７条　甲は、乙が行う救護活動が円滑に実施できるように、救護班の輸送確保に努める。
（医療品等の供給）
第８条　災害時の救護活動のため、乙が派遣する救護班が使用する医薬品等は、当該救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（救護所の設置等）
第９条　甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。
２　甲は、前項に定めるもののほか災害の状況により、必要と認めたときは、救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に、乙の協力を得て救護所を設置する。
３　甲は、救護所において救護班が必要とする給食及び給水並びに宿舎の手配を行う。
（医療費）
第１０条　救護所における医療費は、無料とする。
２　収容歯科医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。
（費用負担）
第１１条　甲の要請に基づき、乙が救護活動を実施した場合に要する次の各号に掲げる費用は、甲が負担するものとする。
（１）救護班の編成、待機及び派遣に要する費用
（２）救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
２　前項第 2 号の定めによる実費弁償の額については、甲、乙協議の上決定するものとする。
（損害補償）
第１２条　甲は、救護活動従事中に、乙に属する者が災害を受けたときは、諏訪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年諏訪市条例第 31 号）の規定に準じて補償を行うものとする。
２　第９条の規定により救護所を設置した医療施設並びに歯科傷病者を転送した歯科医療機関において、救護活動により生じた施設及び設備の破損については、甲が負担する。
（第三者に対する損害補償）
第１３条　救護活動従事中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議の上決定するものとする。
（他市町村派遣時における損害補償）
第１４条　第３条の規定により救護班の他市町村派遣時における損害補償については、当事者が協議の上決定するものとする。
（医事紛争の処理）
第１５条　救護活動に起因する医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。
２　甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上誠意をもって解決のため必要な処置を講ずるものとする。
（報告）
第１６条　乙は、救護活動終了後速やかに、救護活動の内容を甲に報告するものとする。
（費用等の請求）
第１７条　乙は、第 11 条に規定する費用及び第 12 条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定める方法により行うものとする。

（費用等の支払い）
第１８条　甲は、前条の規定により費用等の請求があった時は、その内容を審査し適当であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。
（委任）
第１９条　この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、実施細則で定める。
（協議）
第２０条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。
（協定期間）
第２１条　この協定の有効期間は平成１５年４月１５日から平成１６年３月３１日までとする。
　ただし、この協定の有効期間満了１ヶ月前までに、甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日から更に１年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、双方１通を保有する。

平成１５年４月１５日

甲　諏　訪　市　長　　山田　勝文

乙　諏訪市歯科医師会長　　平林　辰夫

災害時の歯科医療救護活動に関する実施細則

平成１５年４月１５日付けで諏訪市（以下「甲」という。）と諏訪市歯科医師会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第１９条の規定に基づき、次のとおり実施細則を定めるものとする。

（歯科医療救護活動の報告）

第１条　乙は協定書第２条及び第３条の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、歯科医療救護活動後、各歯科医療班ごとの「歯科医療救護活動報告書」（様式第１号）、「歯科医療報告書」（様式第２号）及び「医療品等使用報告書」（様式第３号）により甲に報告するものとする。

（事故報告）

第２条　乙は、協定書第２条及び第３条の規定に基づく歯科医療救護活動において、歯科医療救護班員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第４号）により甲に報告するものとする。

（歯科医療施設等損傷報告書）

第３条　乙は、協定書第２条及び第３条の規定に基づく歯科医療救護活動において、歯科医療施設及び設備を損傷したときは、「歯科医療施設及び設備損傷報告書」（様式第５号）により甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第４条　第１１条第１項第１号に規定する額は、別表に定める額とする。

（費用等の請求）

第５条　協定書第１７条に規定する費用等の請求は、乙が各歯科医療救護班分を取りまとめ、「費用弁償請求書」（様式第６号）、「医薬品等実費弁償請求書」（様式第７号）及び「歯科医療施設及び設備損傷に係る損害補償請求書」（様式第８号）により甲に請求するものとする。

（支払）

第６条　甲は、前２条に規定する費用弁償及び費用等については、関係書類を確認のうえ速やかに乙に対し支払うものとする。

平成１５年４月１５日

甲　諏訪市長　山田　勝文

乙　諏訪市歯科医師会長　平林　辰夫

別表

日　　当	歯科医師 歯科衛生士 看護師	災害救助法施行細則（昭和３４年長野県規則第３号） の例による。 なお、歯科衛生士は看護師の規定を適用する。
旅　　費	歯科医師 歯科衛生士 看護師	諏訪市職員等の旅費支給条例（昭和４２年諏訪市条例 第３１号）の例による。 この場合において歯科医師は市長等の規定を、歯科衛生士及び看護師は一般職の規定を適用する。
時間外勤務手当	歯科医師 歯科衛生士 看護師	諏訪市一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年諏訪市条例第２０号）を準用する。 この場合において、同条例第３６条の勤務１時間当たりの給与額は、日当の額を一般職の職員の勤務時間数 で除して得た額とする。

（様式第１号）

年　月　日

（あて先）　諏訪市長

諏訪市歯科医師会長　　印

班　　名
医療機関名　　印

歯科医療救護活動報告書

従事者名	職　種	従事月日	従事時間	救護活動場所
		月　日 曜日	時　分から 時　分まで	
		月　日 曜日	時　分から 時　分まで	
		月　日 曜日	時　分から 時　分まで	
		月　日 曜日	時　分から 時　分まで	
		月　日 曜日	時　分から 時　分まで	
		月　日 曜日	時　分から 時　分まで	
		月　日 曜日	時　分から 時　分まで	
		月　日 曜日	時　分から 時　分まで	

（様式第２号）

年　　月　　日

（あて先）　諏訪市長

諏訪市歯科医師会長　　印

歯科医療報告書

所属医療機関責任者名	番号	氏名	性別	年齢	住所	傷病名	程度（重・中・軽）	処置概要	備考

（注）備考欄には、死亡又は転送先を記入のこと。

（様式第３号）

年　月　日

（あて先）　諏訪市長

諏訪市歯科医師会長　　印

（医療機関名　　印）

医薬品等使用報告書

品　名	規　格	数　量	基準単価	金　額

合計金額　　円

（様式第４号）

年　　月　　日

（あて先）　諏訪市長

諏訪市歯科医師会長　　印

事故報告書

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの災害時の

医療活動において、別紙のとおり事故者が発生したので報告します。

（様式第４号）別紙

事故者の概要

氏　名		性別　男・女	年齢　　歳
住　所			
職種	勤務先		所属医療班名
傷病名			程度　死亡・重傷・中等傷・軽傷
外来・入院　月　日	診療（入院）医療機関名		
受傷（発病）日時　　年　月　日　午前・午後　時　分			
受傷（発病）場所			
死亡原因		死亡場所	
死亡日時　　年　月　日　午前・午後　時　分			
事故発生時の状況			

（様式第５号）

年　　月　　日

（あて先）　諏訪市長

諏訪市歯科医師会長　　印

（歯科医療機関名　　印）

歯科医療施設及び設備損傷報告書

物件名	損傷の種類	損傷の程度	数量	単価	金額	備考

合計金額　　円

１．医療機関ごとに記入。
２．物件名の欄は、建造物、器具及び自動車等を記入のこと。
３．損傷の種類の欄は、破壊、損傷、汚染不能等の種類を記入のこと。
４．損傷の程度は、全壊、半壊、使用不能等を具体的に記入のこと。

（様式第６号）

年　月　日

（あて先）　諏訪市長

諏訪市歯科医師会長　　印

費用弁償請求書

年　月　日から　年　月　日までの災害時の
歯科医療活動に係わる費用弁償を下記のとおり請求します。

記

1　請求金額　　円也

2　請求金額内訳

区分		単価	算出内訳	金額
歯科医師	日当			
	時間外勤務手当			
	旅費			
	日当			
	時間外勤務手当			
	旅費			
	日当			
	時間外勤務手当			
	旅費			
合計				

3　算出内訳明細

別紙歯科医療救護活動報告書のとおり。

（様式第７号）

年　　月　　日

（あて先）　諏訪市長

諏訪市歯科医師会長　　印

医薬品等実費弁償請求書

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの災害時の

歯科医療救護活動において使用した医薬品等の実費弁償を下記のとおり請求します。

記

1　請求金額

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

2　請求金額内訳

別紙　医薬品等使用報告書のとおり。

（様式第８号）

年　月　日

（あて先）　諏訪市長

諏訪市歯科医師会長　　印

歯科医療施設及び設備の損傷に係わる

損害補償請求書

年　月　日から　年　月　日までの災害時の

歯科医療活動により生じた医療施設及び設備の損傷に係わる損害補償を

下記のとおり請求します。

記

1　請求金額

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

2　請求金額内訳

別紙　歯科医療施設及び設備損傷報告書のとおり。

○諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定書

諏訪広域連合、岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村（以下「市町村等」という。）並びに一般社団法人岡谷市医師会、一般社団法人諏訪市医師会及び一般社団法人諏訪郡医師会（以下「医師会」という。）は、諏訪地域圏域内に災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に定める災害のほか、これに準じる災害及び事故であって、集団的に多数の傷病者が生じたために市町村等の長が緊急応急措置を実施する必要があると認めた事態（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合において、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被災した市町村等に対し医療救護の応援活動（以下「応援活動」という。）を行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模災害等発生時において、市町村等の長が必要と認めた医師会の協力を得て広域的に行う応援活動を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（災害時医療救護応援活動計画）

第２条　医師会は、市町村等からの応援活動に関する要請に対し、迅速かつ的確な対応を図るため、災害時において医師会が実施すべき応援活動に関する「災害時医療救護応援活動計画」（以下「計画」という。）を策定し、これを市町村等に提出する。

２　医師会は、計画を変更したときは、速やかに変更後の計画を市町村等に提出する。

３　第１項の計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 医療救護班の編成、出動体制

ア　班の医師、看護師その他職種別構成

イ　班の地域別編成、出動体制

(2) 医薬品等の備蓄体制

(3) 関係機関との連絡体制

(4) その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第３条　市町村等は、大規模災害等が発生し、広域的に行う応援活動を実施する必要が生じた場合には、医師会に対し計画に基づき編成した医療救護班の派遣を要請する。

２　医師会は、前項の規定により市町村等から要請を受けた場合は、直ちに計画に基づき編成した医療救護班を第４条に定める救護所へ派遣するものとする。

３　医師会は、医療機関の収容能力を超える多数の傷病者が短時間に発生すると見

込まれる場合など事態が緊急を要するときは、派遣要請の有無にかかわらず、自らの判断により必要な応援活動を行うものとする。その際、医師会は、遅滞なく市町村等に報告するものとする。

４　市町村等は、医師会が前項の規定により派遣した後において、市町村等が第１項に基づく医療救護班の派遣が必要な災害であったと認めたときは、医師会が派遣したときを要請のあったときとみなす。

（救護所の設置）

第４条　市町村等は、災害の状況により必要に応じて、災害現場、避難所及び応援活動が必要とされる場所等に救護所（以下「救護所」という。）を設置する。

２　市町村等は前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めたときは、応援活動が可能な被災地周辺の医療施設に医師会の協力を得て、広域的に対応する救護所を設置する。

（医療救護活動の範囲）

第５条　医療救護班は、救護所において応援活動を行うことを原則とする。

２　医療救護班の行う応援活動の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始するまでの応急処置とし、その内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 傷病者に対する応急的な医療処置

(2) 医療施設への収容、転送の要否及び収容、転送順位の決定

(3) 遺体の検案及び死亡確認

(4) 前各号以外の必要な処置

（医療救護班に対する指揮命令）

第６条　市町村等は、応援活動の総合調整を図るため、医師会が派遣する医療救護班に対し、医師会の長を通じて指揮命令を行う。

（医薬品等）

第７条　市町村等の要請に基づく応援活動のため、医師会が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行する。

（医療費）

第８条　救護所における医療費は、無料とする

２　収容医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

（費用負担）

第９条　市町村等の要請に基づき医師会が応援活動を実施した場合に要する次の各号に掲げる費用は、要請した市町村等が負担するものとする。ただし、市町村等の要請に基づき医師会が派遣し救護所で応援活動を実施したときに要した費用に限る。

(1) 医療救護班の編成、待機及び派遣に要する経費
(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

２　前項第２号の規定による実費弁償の額については、市町村等と医師会が協議の上、決定するものとする。

（損害補償）

第１０条　市町村等の要請に基づく医療救護班に属する者が、応援活動従事中において負傷、罹患又は死亡する被害を受けたときは、市町村等の「消防団員等公務災害補償条例」の規定に準じて、市町村等が補償を行なうものとする。

２　第４条第２項の規定による救護所を開設した医療施設において、応援活動により生じた施設及び設備の損害の補償については、市町村等と医師会が協議の上、決定するものとする。

（医事紛争の処理）

第１１条　医師会は、医療救護班が応援活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、誠意をもって解決のための適切な措置を講じ、かつ、直ちに市町村等に報告をするものとする。

（報告）

第１２条　医師会は、応援活動終了後速やかに、市町村等の定めるところにより応援活動従事者の氏名及び人数その他応援活動の内容を市町村等に報告するものとする。

（委任）

第１３条　この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（協議）

第１４条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度市町村等と医師会が協議して決定するものとする。

（協定期間）

第１５条　この協定の有効期間は、平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1ヶ月前までに、市町村等又は医師会のいずれから何ら意志表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書１０通作成し、市町村等、医師会記名押印の

上、それぞれ1通を保有する。

平成２６年３月２０日

諏訪広域連合　広域連合長　　山田　勝文

岡谷市長　　今井　竜五

諏訪市長　　山田　勝文

茅野市長　　柳平　千代一

下諏訪町長　　青木　　悟

富士見町長　　小林　一彦

原村長　　清水　　澄

一般社団法人岡谷市医師会長　　小口　直彦

一般社団法人諏訪市医師会長　　塩澤　滋夫

一般社団法人諏訪郡医師会長　　小口　晋平

○災害用応急衛生資機材の保管等に関する協定

諏訪市（以下「甲」という。）とハトヤメディカルサポート株式会社（以下「乙」という。）は災害用応急衛生資機材（以下「衛生資機材」という。）を保管及び調達（以下「保管等」という。）することに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、甲が諏訪市医師会と平成８年４月１日付けで締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」の第８条の規定により、甲が備蓄する衛生資機材の保管等を乙に依頼することについて、必要な事項を定めるものとする。
（衛生資機材の種類及び数量）
第２条　甲が乙に保管等を依頼する衛生資機材の種類及び数量は、別紙のとおりとする。
（衛生資機材の管理）
第３条　乙は、甲から指定された衛生資機材の保管等に当たり、常に適当な管理に努めるものとする。
（衛生資機材の引渡し）
第４条　乙は、甲の申請があった場合は、遅滞なく甲に衛生資機材を引き渡すものとする。
２　引渡しの方法は、甲が乙の保管場所へ受け取りに行くことを基本とする。
（費用負担）
第５条　甲の申請に基づき、乙が引き渡して使用した衛生資機材の費用は、甲が負担するものとする。
（協議）
第６条　この協定の有効期間は、平成１９年７月６日から平成２０年７月５日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１ヶ月前までに、甲乙いずれから意思表示がないときは、期間満了の翌日から更に１年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書３通を作成し、甲乙及び立会人記名押印のうえ、各１通をそれぞれ保有する。

保管衛生資機材リスト

平成１９年７月６日

品名（企画）	数量（全体）	数量（箇所当り）	単位
眼帯　アポロ　　止付	100	12	枚
ディスポ舌圧子　A	200	25	本
オーキューバン　エコ　M　19*70	1600	20	枚
バストバンド・デラックス　男性用 10541	16	2	個
バストバンド・デラックス　女性用	16	2	個
セフレットキャス　　18G*11/4	40	5	本
サーフロー留置針 20G11/4	80	10	本
22G*1	80	10	本
ディスポシリンジ　　10ml　　100 入り	80	10	本
3ml	160	20	本
20ml	80	10	本
ディスポ注射針　　18G*1・1/2、SB	80	10	本
21G*1・1/2、SB	40	5	本
22G*1・1/4、RB	40	5	本
22G*11/4、SB	40	5	本
23G*11/4、SB	80	10	本
輸液セット	120	15	本
紙バン　　9*9　10 巻入	8	1	巻
エクステンションチューブ　EX-45	120	15	本
シリンジ　　5ml　　100 入	80	10	本
サニメント手袋スタンダードM　100 入	8	1	枚
エラスコット　　10 cm*9m	16	2	巻
15 cm*9m	24	3	巻
エスパタイ　　7.5 cm*9m	480	60	巻
9 cm*9m	160	20	巻
ソフトシーネ　　小	16	2	本
大	16	2	本
三角巾	80	10	枚
綿球　　No.20　　50g	16	2	袋
デルアポマドレッシング　4 号　　10*13 cm	160	20	枚
デルアポマドレッシング　1 号　　4*6 cm	160	20	枚
メンティップ　木軸直径　4 mm　　10 本入	40	5	袋
オーゼガーゼ　SA-6　滅菌済	40	5	袋

平成１９年７月６日

甲　　諏訪市長　　山田　勝文

乙　　ハトヤメディカルサポート株式会社
代表取締役社長　　佐々木　　正

立会人　諏訪市医師会
会　長　　小松　　道俊

○災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

（諏訪湖農業協同組合）

諏訪市（以下「甲」という。）と諏訪湖農業協同組合（以下「乙」という。）は、諏訪市地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第１条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第２条　災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第４条　甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおり指定する。

（応急生活物資供給の要請手続）

第５条　甲が乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第６条　応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の引取）

第７条　応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第８条　第３条及び第６条の規定により、乙が供給した商品の対価については甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議のうえ決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第９条　乙は、他の農業協同組合等との間で、災害時における農業協同組合間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（その他必要な支援）
第１０条　この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（法令の遵守）
第１１条　この協定の施行にあたっては、農業協同組合法（昭和２２年法律第１３２号）その他関係法令を遵守するものとする。

（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各１通をそれぞれ保有する。

平成１１年３月２６日

甲　諏訪市長　笠　原　俊　一

乙　諏訪湖農業協同組合
代表理事組合長
藤　森　正　也

（別表）

最優先供給品目	★容器入り水・飲料 ★パン（菓子パン・調理パン・食パン） ★牛乳（ＬＬその他） ★果物（バナナ等） ★レトルト食品（ごはん・おかず類）
状況に応じて 供給する品目	・缶詰（イージーオープン） ・ハム・ソーセージ ・インスタントラーメン ・バター・ジャム ・緑茶・コーヒー・紅茶 ・米 ・粉ミルク ・電池 ・懐中電灯 ・ローソク ・マッチ・簡易ライター ・軍手 ・ポリバケツ ・飲料用ポリタンク ・カセット式ガスコンロ及びボンベ ・紙コップ・紙皿 ・トイレットペーパー ・洗剤・石けん ・紙おむつ ・生理用品 ・濡れティッシュ ・ゴミ袋 ・運動靴 ・下着、靴下 ・タオル ・蚊取り線香（夏） ・使い捨てカイロ（冬）

１★印「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達、供給すべき品目。

２「状況に応じて供給する品目」は、概ね上記の品目とし、災害規模や被災者ニーズの変化等の状況に応じて調達、供給する。

３品目は上記のほか、甲乙協議のうえ、その都度指定できる

○災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

（生活協同組合コープ長野）

諏訪市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープながの（以下「乙」という。）は、諏訪市の地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第１条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第２条　災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第４条　甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおり指定する。

（応急生活物資供給の要請手続）

第５条　甲が乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第６条　応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の引取）

第７条　応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第８条　第３条及び第６条の規定により、乙が供給した商品の対価については甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議のうえ決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第９条　乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における生活協同組合間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（その他必要な支援）

第１０条　この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（法令の遵守）

第１１条　この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法（昭和２３年法律第２００号）その他関係法令を遵守するものとする。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各１通をそれぞれ保有する。

平成１１年 6月 7日

甲　　諏訪市長　山　田　勝　文

乙　　生活協同組合コープながの
理 事 長　米　原　俊　夫

（別表）

最優先供給品目	★容器入り水・飲料 ★パン（菓子パン・調理パン・食パン） ★牛乳（ＬＬその他） ★果物（バナナ等） ★レトルト食品（ごはん・おかず類）
状況に応じて供給する品目	・缶詰（イージーオープン） ・ハム・ソーセージ ・インスタントラーメン ・バター・ジャム ・緑茶・コーヒー・紅茶 ・米 ・粉ミルク ・電池 ・懐中電灯 ・ローソク ・マッチ・簡易ライター ・軍手 ・ポリバケツ ・飲料用ポリタンク ・カセット式ガスコンロ及びボンベ ・紙コップ・紙皿 ・トイレットペーパー ・洗剤・石けん ・紙おむつ ・生理用品 ・濡れティッシュ ・ゴミ袋 ・運動靴 ・下着、靴下 ・タオル ・蚊取り線香（夏） ・使い捨てカイロ（冬）

１★印「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達、供給すべき品目。

２「状況に応じて供給する品目」は、概ね上記の品目とし、災害規模や被災者ニーズの変化等の状

況に応じて調達、供給する。

３品目は上記のほか、甲乙協議のうえ、その都度指定できるも

○災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

（株式会社エス・エス・ブイ）

諏訪市（以下「甲」という。）と（株）エス・エス・ブイ（以下「乙」という。）は、諏訪市地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第１条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第２条　災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第４条　甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおり指定する。

（応急生活物資供給の要請手続）

第５条　甲が乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第６条　応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

（応急生活物資の引取）

第７条　応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第８条　第３条及び第６条の規定により、乙が供給した商品の対価については甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議のうえ決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第９条　乙は、災害時における広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（協定期間）

第１０条　協定の有効期間は、協定の日から５年間とする。

２　　前項の期間満了日１ヶ月前までに甲、乙いずれからも異議の申し立てがないときは、更に５年間有効期限を延長するものとし、以降も同様とする。

（その他必要な支援）

第１１条　この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各１通をそれぞれ保有する。

平成１３年１０月２４日

甲　諏　訪　市　長　　山　田　勝　文

乙　株式会社エス・エス・ブイ

代表取締役社長　　吉　澤　良　一

（別表）

最優先供給品目	★容器入り水・飲料 ★パン（菓子パン・調理パン・食パン） ★牛乳（ＬＬその他） ★果物（バナナ等） ★レトルト食品（ごはん・おかず類）
状況に応じて 供給する品目	・缶詰（イージーオープン） ・ハム・ソーセージ ・インスタントラーメン ・バター・ジャム ・緑茶・コーヒー・紅茶 ・米 ・粉ミルク ・電池 ・懐中電灯 ・ローソク ・マッチ・簡易ライター ・軍手 ・ポリバケツ ・カセット式ガスコンロ及びボンベ ・紙コップ・紙皿 ・トイレットペーパー ・洗剤・石けん ・紙おむつ ・生理用品 ・濡れティッシュ ・ゴミ袋 ・下着、靴下 ・タオル ・蚊取り線香（夏） ・使い捨てカイロ（冬）

１★印「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達、供給すべき品目。
２「状況に応じて供給する品目」は、概ね上記の品目とし、災害規模や被災者ニーズの変化等の状況に応じて調達、供給する。
３品目は上記のほか、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

○災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

（株式会社アップルランド）

諏訪市（以下「甲」という。）と（株）アップルランド（以下「乙」という。）は、諏訪市地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第１条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第２条　災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第４条　甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおり指定する。

（応急生活物資供給の要請手続）

第５条　甲が乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第６条　応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

（応急生活物資の引取）

第７条　応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第８条　第３条及び第６条の規定により、乙が供給した商品の対価については甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議のうえ決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第９条　乙は、災害時における広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（協定期間）

第１０条　協定の有効期間は、協定の日から５年間とする。

２　　前項の期間満了日１ヶ月前までに甲、乙いずれからも異議の申し立てがないときは、更に５年間有効期限を延長するものとし、以降も同様とする。

（その他必要な支援）

第１１条　この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各１通をそれぞれ保有する。

平成１３年１２月１９日

甲　諏訪市長　　山田勝文

乙　株式会社アップルランド

代表取締役社長　　田村隆佳

（別表）

最優先供給品目	★容器入り水・飲料 ★パン（菓子パン・調理パン・食パン） ★牛乳（ＬＬその他） ★果物（バナナ等） ★レトルト食品（ごはん・おかず類）
状況に応じて 供給する品目	・缶詰（イージーオープン） ・ハム・ソーセージ ・インスタントラーメン ・バター・ジャム ・緑茶・コーヒー・紅茶 ・米 ・粉ミルク ・電池 ・懐中電灯 ・ローソク ・マッチ・簡易ライター ・軍手 ・ポリバケツ ・飲料用ポリタンク ・カセット式ガスコンロ及びボンベ ・紙コップ・紙皿 ・トイレットペーパー ・洗剤・石けん ・紙おむつ ・生理用品 ・濡れティッシュ ・ゴミ袋 ・運動靴 ・下着、靴下 ・タオル ・毛布、寝具類 ・蚊取り線香（夏） ・使い捨てカイロ（冬）

１★印「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達、供給すべき品目。
２「状況に応じて供給する品目」は、概ね上記の品目とし、災害規模や被災者ニーズの変化等の状況に応じて調達、供給する。
３品目は上記のほか、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

○災害時における救援物資提供に関する協定

諏訪市（以下「甲」と言う。）と北陸コカ･コーラボトリング株式会社（以下「乙」と言う。）は、災害時における救援物資提供並びにメッセージボード搭載自動販売機、自動販売機及びカップ式自動販売機（以下「販売機」という。）の運用により、災害時の飲料等供給・情報提供を図り、もって市民の生活、生命及び財産の安全確保に寄与するため、次の通り協定を締結する。

（災害時における販売機を活用した協力）

第１条　甲の区域内において、ライフラインが遮断又はその恐れがある災害が発生した場合において、甲は乙に対し、甲が設置する災害対策本部等を通じ販売機内の飲料の提供について要請することができるものとする。

２　乙は、前項に掲げる要請があったときは、販売機内の飲料を甲に無償で提供するものとする。この場合において、販売機のフリーベンド（無償提供）設定は甲が行うものとする。

３　甲は、第１項に掲げる要請を行うときは、救援物資無償提供要請書（様式第１号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話により要請を行うことができるものとし、後日速やかに救援物資無償提供要請書を提出するものとする。

（災害時における救援物資提供）

第２条　乙は、第１条１項に掲げる要請以外に、甲から飲料の提供についての要請があったときは、有償で飲料の優先的な供給を甲に行うものとする。

２　前項の飲料の引渡し場所及び費用については、甲乙協議の上定めるものとし、費用は後日、乙からの請求に基づき支払うものとする。

３　甲は、第１項の要請を行うときは、救援物資有償提供要請書（様式第２号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話により要請することができるものとし、後日速やかに救援物資有償提供要請書を提出するものとする。

（販売機の設置等）

第３条　乙は、甲が管理する施設内等に、販売機を乙の負担により設置するものとする。なお、設置場所及び台数については、甲乙双方でその都度協議するものとする。

２　乙は、販売機設置後は、その維持管理に努めるとともに、その費用については乙の負担とする。

（メッセージボードの使用）
第４条　甲は、メッセージボード搭載販売機に搭載されたメッセージボード（以下「ボード」と言う。）に行政情報及び災害情報（以下「情報」と言う。）を甲の判断により適宜表示できるものとする。

（販売機操作の為の機材）
第５条　乙は、甲がボードへの情報の表示及びフリーベンド設定を行うために必要な機材を甲に無償で貸与するものとする。

（期間）
第６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了前に、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、この協定を１年間継続するものとし、以後毎年この例による。

（協議）
第７条　この協定に定めるものの他、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、両者記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２７年３月３１日

甲　諏訪市役所
長野県諏訪市高島1丁目２２番３０号
諏訪市長　　山田　勝文

乙　北陸コカ・コーラボトリング株式会社
富山県高岡市内島3550番地
代表取締役社長　　稲垣　晴彦

様式第１号（第１条関係）

救援物資無償提供要請書

平成　　年　　月　　日

北陸コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長　　稲垣　晴彦　　様

諏訪市長　　山田　勝文　　㊞

災害時における救援物資提供に関する協定書第１条の規定により、貴社のメッセージボード搭載自動販売機内における飲料の無償提供を要請いたします。

○　無償提供開始日時
　　平成　　年　　月　　日　　時

○無償提供を行う（メッセージボード搭載型）販売機の設置場所及び台数

設置施設名	設置先住所	設置台数

様式第２号（第２条関係）

救援物資有償提供要請書

平成　　年　　月　　日

北陸コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長　　稲垣　晴彦　　様

諏訪市長　　山田　勝文　㊞

災害時における救援物資提供に関する協定書第２条の規定により、飲料の有償提供を次の通り要請いたします。

○搬入日時　　平成　　年　　月　　日　　時

○搬入場所

○　品名、数量等

品名	数量	備考

○災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

諏訪市（以下「甲」という。）と三印株式会社（以下「乙」という。）は、諏訪市内において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の供給、運搬等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第１条　甲は、災害時に応急生活物資を必要とするときは、乙に対して保有する商品の供給及び当該商品の運搬をするよう協力を要請するものとする。

（協力の実施）

第２条　乙は、前条の要請を受けたときは、保有する商品の供給及び当該商品の運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第３条　応急生活物資は、別表に掲げるもののうちから、被害の状況に応じて甲が指定するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、乙と協議の上、被害の状況に応じて別表に掲げるもの以外のものを応急生活物資として指定することができる。

（協力の要請手続き）

第４条　甲は、口頭、電話、ファクシミリ等により乙に対して第１条の協力の要請を行い、後日、速やかに依頼文書を乙に提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第５条　応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

（応急生活物資の引取場所及び引取り）

第６条　応急生活物資の引取場所は、甲乙が協議して決定するものとする。

２　甲は、当該引取場所において納品書等により乙が供給した応急生活物資の内容、数量等を確認し、乙から当該応急生活物資を引き取るものとする。

（費用）

第７条　応急生活物資の供給及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の費用は、応急生活物資の引取りが完了した後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害が発生する直前の適正価格を基準に甲乙が協議して決定するものとする。

（協力体制の整備）

第８条　乙は、災害時に乙以外から保有する商品の供給等の支援が受けられるよう

協力体制の整備に努めるものとする。

（協定の有効期間）

第９条　本協定の有効期間は、協定を締結した日から１年間とする。ただし、有効期間が満了する日の１ヶ月前までに甲乙のいずれからも異議の申立てがないときは、本協定の有効期限満了の日の翌日から更に１年間更新するものとし、以後もこれと同様とする。

（協議）

第１０条　この協定の実施に必要な事項及びにこの協定に定めのない事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各１通をそれぞれ保有する。

平成２７年　６月　２日

甲　長野県諏訪市高島一丁目２２番３０号
諏訪市長　金　子　ゆ　か　り

乙　長野県諏訪市大字湖南３８７３番地
三印株式会社
代表取締役　柴　田　佳　伸

（別表）

供給品目	【魚介類】 ・銀鮭〔冷凍品〕 ・たらこ（明太子）〔冷凍品〕 ・しらす〔冷凍品〕 ・塩辛〔冷凍品〕 ・わかめ 【食品】 ・乾麺（そば・うどん） ・レトルトご飯 ・米 ・レトルトおでん ・漬物（業務用） ・味噌 ・こうや豆腐 【菓子類】 ・菓子パン等 ・カステラ ・ドラ焼

１．品目は上記のほか、甲乙協議のうえ、その都度指定できる。

○災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

諏訪市（以下「甲」という。）と株式会社大永（以下「乙」という。）は、諏訪市内において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の供給、運搬等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第１条　甲は、災害時に応急生活物資を必要とするときは、乙に対して保有する商品の供給及び当該商品の運搬をするよう協力を要請するものとする。

（協力の実施）

第２条　乙は、前条の要請を受けたときは、保有する商品の供給及び当該商品の運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第３条　応急生活物資は、別表に掲げるもののうちから、被害の状況に応じて甲が指定するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、乙と協議の上、被害の状況に応じて別表に掲げるもの以外のものを応急生活物資として指定することができる。

（協力の要請手続き）

第４条　甲は、口頭、電話、ファクシミリ等により乙に対して第１条の協力の要請を行い、後日、速やかに依頼文書を乙に提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第５条　応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

（応急生活物資の引取場所及び引取り）

第６条　応急生活物資の引取場所は、甲乙が協議して決定するものとする。

２　甲は、当該引取場所において納品書等により乙が供給した応急生活物資の内容、数量等を確認し、乙から当該応急生活物資を引き取るものとする。

（費用）

第７条　応急生活物資の供給及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の費用は、応急生活物資の引取りが完了した後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害が発生する直前の適正価格を基準に甲乙が協議して決定するものとする。

（協力体制の整備）

第８条　乙は、災害時に乙以外から保有する商品の供給等の支援が受けられるよう

協力体制の整備に努めるものとする。

（協定の有効期間）

第９条　本協定の有効期間は、協定を締結した日から１年間とする。ただし、有効期間が満了する日の１ヶ月前までに甲乙のいずれからも異議の申立てがないときは、本協定の有効期限満了の日の翌日から更に１年間更新するものとし、以後もこれと同様とする。

（協議）

第１０条　この協定の実施に必要な事項及びにこの協定に定めのない事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各１通をそれぞれ保有する。

平成２７年　６月　２日

甲　長野県諏訪市高島一丁目２２番３０号
諏訪市長　金　子　ゆ　か　り

乙　長野県諏訪市大字湖南３８７３番地
株式会社大永
代表取締役　相　馬　康　禮

（別表）

供給品目	【野菜類】 ・玉ねぎ ・じゃがいも ・にんじん ・さつまいも ・大根 ・ごぼう ・ニンニク ・トマト ・豆類 【果実類】 ・バナナ ・りんご ・オレンジ ・レモン

１．品目は上記のほか、甲乙協議のうえ、その都度指定できる。

○災害時における生活物資の供給協力に関する協定

諏訪市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るめ、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条　災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条　甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

(1)日用品等の生活必需品

(2)災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条　甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2. 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2.　乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条　生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2.　甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）
第7条　甲は、乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。
2.　前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）
第8条　生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。
2. 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）
第9条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）
第10条　この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）
第11条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和　４年　３月　３日

甲　長野県諏訪市高島一丁目22番30号

市　長　金　子　ゆ　か　り

乙　埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

株式会社カインズ

代表取締役社長　高　家　正　行

○災害時における石油類燃料の供給等に関する協定

諏訪市（以下「甲」という。）、長野県石油商業組合（以下「乙」という。）及び長野県石油商業組合諏訪支部（以下「丙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が必要とする石油類燃料を乙及び丙が優先かつ安定的な供給を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、諏訪市地域防災計画に基づき、災害応急対策活動に必要な石油類燃料を、地元石油販売事業者の協力を得ることにより確保し、もって市民生活の早期安定を図るため、乙及び丙の所有する石油類燃料の甲への供給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　災害時において、甲は、乙及び丙並びに丙の会員（以下「乙及び丙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

(1) 甲が指定する緊急車両等への石油類燃料の優先給油

(2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設への石油類燃料の優先提供

(3) 乙及び丙等が取り扱う物資（前２号で規定する石油類燃料を除く。）の供給及び要員の動員等

(4) 乙及び丙等の給油所における、被災者、帰宅困難者及び観光客（外国人を含む。）等（以下「被災者等」という。）に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供

(5) 乙及び丙等の給油所における被災者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供

(6) 乙及び丙等の給油所における傷病者である被災者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援

２　前項の要請は、石油類燃料の供給等要請書（様式第１号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第３条　乙及び丙等は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施する。ただし、通信の途絶等により甲が乙及び丙等に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するものとする。

（報告手続）

第４条　乙及び丙等は、第２条第１項第１号から第３号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに救援実施報告書（様式第２号）を提出するものとする。

（経費の負担）
第５条　第２条第１項第１号から第３号までの規定により、乙及び丙等が供給した石油類燃料の対価及び乙及び丙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として当該石油類燃料の供給等を受けた者（以下「供給先」という。）が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、供給先と乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。
（費用の支払）
第６条　供給先は、乙及び丙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。
（事故等の報告）
第７条　乙及び丙等は、その石油類燃料の供給に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。
（損害の負担）
第８条　第２条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。
（協力体制の構築）
第９条　甲、乙及び丙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての情報交換を定期的に行い、災害時に備えるものとする。
２　甲、乙及び丙は、この協定を円滑に推進するために、事務担当者名簿（様式第３号）を作成し相互に交換するとともに、平常時から石油類燃料等の備蓄及び安定供給に関し、必要な対策について協議するものとする。
（防災意識の向上）
第10条　乙及び丙は、組合活動を通じて、日常的に石油類燃料の備蓄、緊急時対応設備の整備等組合員の防災意識の向上に努め、甲は、乙及び丙に対して必要な協力を行うものとする。
（市民への周知）
第11条　甲、乙及び丙は協力して、この協定の内容及び乙及び丙等の所在地等について市民へ周知を図るものとする。
（協定の有効期間）
第12条　本協定の有効期間は協定締結日から１年間とし、有効期間満了までに、甲、乙及び丙から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。
（協議）
第13条　この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

本協定締結の証として本書３通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各１通を保有する。

平成25年3月28日

甲　諏訪市

諏訪市長　　山　田　　勝　文　　㊞

乙　長野県石油商業組合

理 事 長　　渡　邉　　一　正　　㊞

丙　長野県石油商業組合諏訪支部

支 部 長　　小　松　　市　男　　㊞

様式第１号（第２条関係）

年　　月　　日

石油類燃料の供給等要請書

長野県石油商業組合
　理事長　渡　邉　一　正　　様
長野県石油商業組合諏訪支部
　支部長　小　松　市　男　　様

諏訪市
市長　山田　勝文

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定第２条第２項の規定に基づき、次のとおり要請します。

要請日時	年　　月　　日（　　）　　時　　分頃		
災害の状況及び供給を要請する事由			
要　請　内　容			
協定第２条第１項第４号から第６号までの救援			
その他参考となる事項			
連　　絡　　先	組　織　名		
	担当者氏名		
	役　　職		
	電 話 番号		
	Ｆ　Ａ　Ｘ		
	ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ		
施設名・車両ＮＯ	給油場所（住所）	油　　種	数　　量

様式第２号（第４条関係）

年　　月　　日

救　援　実　施　報　告　書

諏訪市
　市長　山田　勝文　　様

長野県石油商業組合
　　理事長　渡　邉　一　正
長野県石油商業組合諏訪支部
　　支部長　小　松　市　男

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定第４条の規定に基づき、次のとおり報告します。

要　請　日　時	年　　月　　日（　　）　　時　　分頃
救　援　日　時	年　　月　　日（　　）　　時　　分頃
救援を行った事業者	
石油類燃料の供給等 要請者の文書番号	
供給に係る費用の見込み	
協定第２条第１項第４号 から第６号までの救援	
連　　絡　　先	組　織　名
	担当者氏名
	役　　職
	電 話 番号
	Ｆ　Ａ　Ｘ
	ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

施設名・車両ＮＯ	給油場所（住所）	油　　種	数　　量

様式第３号（第９条関係）

年　　月　　日

災害時における石油類燃料の供給等に関する事務担当者名簿

【甲　諏訪市】

1. 連 絡 責 任 者

担　当　部　署	
役　職・氏　名	
Ｔ　Ｅ　Ｌ	
携　帯　番号	
Ｆ　Ａ　Ｘ	

２．時間外及び休日の場合の連絡先

項　　目	第１連絡先	第２連絡先
担　当　部　署		
役　職・氏　名		
Ｔ　Ｅ　Ｌ		
携　帯　番号		
Ｆ　Ａ　Ｘ		

【乙　長野県石油商業組合】

1. 連 絡 責 任 者

役　職・氏　名	
Ｔ　Ｅ　Ｌ	
携　帯　番号	
Ｆ　Ａ　Ｘ	

２．時間外及び休日の場合の連絡先

項　　目	第１連絡先	第２連絡先
役　職・氏　名		
Ｔ　Ｅ　Ｌ		
携　帯　番号		
Ｆ　Ａ　Ｘ		

【丙　長野県石油商業組合諏訪支部】

1. 連 絡 責 任 者(支部長)

会　　社　　名	
役　職・氏　名	
住　　所	
ＴＥＬ・ＦＡＸ	
携　帯　番号	

２．支部会員名

会　社　名	代表者名	住　　所	ＴＥＬ	ＦＡＸ

○災害時におけるＬＰガスに係る協力に関する協定書

諏訪市（以下「甲」という。）と長野ＬＰ協会諏訪支部（以下「乙」という。）並びに一般社団法人長野県ＬＰガス協会（以下「丙」という。）とは、災害時におけるＬＰガスに係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時におけるＬＰガスに係る保安の確保並びに避難所、公共施設等災害対策上重要な施設又は応急仮設住宅に対するＬＰガスの供給に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において必要があると認められるときは、乙に対し第４条に掲げる業務の協力要請を行うことができる。

２　乙は、前項の協力要請を受けた業務の一部について、丙に協力を要請することができる。

３　第１項の規定による要請は、ＬＰガスの供給等要請書（様式第１号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で要請することとし、後日、速やかに文書を交付するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙及び丙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、可能な範囲内において次条を実施する。

（協力業務）

第４条　協力業務は次のとおりとする。

（１）甲が指定する避難所、公共施設等災害対策上重要な施設又は応急仮設住宅へのＬＰガスの優先的な供給、また、ＬＰガスを供給する場合のＬＰガス供給設備工事及びＬＰガス供給

（２）別表に掲げるＬＰガス設備うち、要請時点で乙及び丙が調達可能な物資の供給

（３）供給設備設置場所以外で発見されたＬＰガス容器について、容器所有者及び供給者が行うべき回収及び保管

（４）被災地域のＬＰガスの一般消費者等（以下「一般消費者等」という。）に対して液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律149号）に基づいて販売事業者が行うべき緊急点検、修繕及び供給

（５）販売事業者及び一般消費者等の被害状況及び復旧状況についての調査

（６）前各号に定めるもののほか、一般消費者等に係る保安の確保及びＬＰガス供給のために特に必要な業務

（報告手続）
第５条　乙及び丙は、第３条の協力を行った場合には口頭又は電話で甲に報告し、その後、速やかに協力実施報告書（様式第２号）を提出するものとする。

（経費の負担）
第６条　第４条第１号及び第２号の規定により乙及び丙が行った業務の費用並びに乙及び丙が供給したＬＰガス等の対価及び運搬の費用については、甲が負担するものとする。この場合における費用は、災害発生時直前の長野県平均価格を基準として、甲、乙、丙が協議の上決定する。

（役割分担）
第７条　甲は、災害時において円滑にＬＰガスを供給するため、あらかじめ公共施設等にＬＰガス供給設備を設置又は併設及び防災資材の整備を行うものとする。
２　乙は、災害時に甲の要請に基づき第４条の協力業務を実施するほか、丙に必要な対策を要請する。
３　乙は、甲より要請された業務を実施するほか、災害対策上必要と思われる報告を求められたときは、速やかに、甲及び丙に報告する。

（連絡体制）
第８条　この協定に関する連絡窓口は、甲においては企画部危機管理室、乙においては乙の事務局、丙においては、丙の事務局とする。
２　乙は支部内に災害地域対策本部を設置し、丙は必要に応じて、協会内にＬＰガス災害対策本部を設置する。
３　甲、乙及び丙は、この協定を円滑に運用されるよう、協力の要請方法等について常に点検し、改善に努めるものとする。
４　甲、乙及び丙は、災害対策上必要と思われる連絡は、その都度迅速に行い、相互に連絡できるものとする。

（緊急連絡体制の整備）
第９条　甲、乙及び丙は、災害時に円滑な協力業務が実施できるよう、活動体制の整備に努めるとともに、事務担当者名簿を作成し、これを甲、乙及び丙にそれぞれ提出するものとする。
２　前項の事務担当者名簿について、毎年見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲、乙及び丙にそれぞれ提出するものとする。

（防災訓練等への参加）
第１０条　乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

（災害補償）

第１１条　第４条の協力業務に従事した者（以下「従事者」という。）が、応援活動従事中において負傷、疾病又は死亡する被害を受けたときは、「諏訪市消防団員等公務災害補償条例」の規定に準じて次に掲げる場合を除き、甲の責任において補償を行うものとする。

（１）故意又は重大な過失による場合

（２）当該損害について、乙、丙又は従事者が締結した損害保険契約による保険給付を受けることができる場合

（３）当該損害が第三者の行為によるものであって、第三者から損害賠償を受けることができる場合

（その他）

第１２条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙及び丙が相互に協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第１３条　本協定の有効期間は、協定締結日から１年間とし、有効期間満了１ヶ月前までに、甲、乙及び丙から特段の意思表示がないときは更に１年間更新するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書３通を作成し、３者記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２６年　３月２６日

甲　　諏訪市
諏訪市長　　山　田　勝　文　　印

乙　　長野ＬＰ協会諏訪支部
支部長　　野　口　行　敏　　印

丙　　一般社団法人長野県ＬＰガス協会
会　長　　小　林　芳　夫　　印

別表

ＬＰガス設備	ＬＰガスボンベ、供給機器一式、ガスコンロ

○災害時における電気の保安に関する協定書

諏訪市（以下「甲」という。）と一般財団法人中部電気保安協会長野支店（以下「乙」という。）は、諏訪市内において発生した地震、風水害その他による災害発生時（以下「災害時」という。）における災害応急対策業務のうち、電気の保安について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における電気設備の保安及び電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を円滑に行い、甲の施設の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図ることを目的とする。

（災害応急対策業務）

第２条　乙は、甲の施設の電源復旧の支援を行う。

２　乙は、電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備並びに甲が乙以外の者と電気保安に関する契約を締結している高圧設備及び特別高圧設備の電源復旧について、甲から要請があった場合は、可能な限り支援を行う。

３　乙は、甲に対して甲の施設における電気の安全使用に関して必要なアドバイスを行う。

４　甲及び乙は、災害復旧に当たって、相互に協力し、電源復旧に必要な情報を可能な限り提供するものとする。

（相互の連絡）

第３条　甲及び乙は、本協定書を遵守するために、災害応急対策業務の電気の保安に関する必要な事項について相互に連絡するものとする。

（要請手続）

第４条　甲が、乙に対して災害応急対策業務を要請するときは、日時、場所及び業務の内容を文書で通知し、要請するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、災害時の状況により、文書による支援要請ができない場合は、口頭による要請ができるものとする。

（費用負担）

第５条　乙が実施する災害応急対策業務に要する費用は甲には一切請求しない。

（損害補償）

第６条　甲の申請に基づき乙が実施する災害応急対策活動により、乙の従事者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、諏訪市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年諏訪市条例第４３号）の規定に準じて補償する

ものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第７条　甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策業務により、第三者に被害が生じた場合は、当該被害に係る損害賠償について、　甲と乙の双方が誠意を持って協議し、解決するものとする。

（防災体制の連絡）

第８条　乙は、乙の営業所の組織図及び連絡先を記載した書面を甲に提出するものとし、提出後に書面の内容に変更があった場合は、速やかに変更後の書面を再提出するものとする。

（防災訓練）

第９条　乙は、甲の要請があった場合は、甲が主催する総合防災訓練に参加協力するものとする。

（有効期間）

第10条　この協定書の有効期間は、締結した日から平成２７年３月３１日までとする。

ただし、期間満了となる日の３カ月前までに甲又は乙のいずれからも書面による異議の申出のない場合は、この協定を有効期間満了後１年間延長するものとし、以後同様とする。

（協議事項）

第11条　この協定書に記載されていない事項については、甲及び乙が協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各一通を保有する。

平成２６年４月１５日

甲　　長野県諏訪市高島一丁目２２番３０号
諏訪市長　山　田　勝　文

乙　　長野県長野市桐原一丁目5番8号
一般財団法人　中部電気保安協会
長野支店長　倉　持　高　久

○災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書

諏訪市（以下「甲」という。）と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー諏訪営業所（以下「乙」という。）は、災害時における電力供給等の相互連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が、諏訪市内で地震、洪水等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害時の連絡体制の確立）

第２条　甲及び乙は、災害時の連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

２　前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

（災害時の相互協力）

第３条　甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

(1) 甲の救援活動に必要となる活動拠点への電力供給及び停電情報等の提供

(2) 乙の災害復旧に必要となる甲が管理する道路通行のための、倒木処理、道路除雪等の道路啓開処置

(3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項

２　甲は，前項第１号の活動拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して連絡するとともに、意見交換等の場を通じて、その優先順位について、乙と協議を行う。

（電力供給施設に関する保安伐採）

第４条　乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採（以下「保安伐採」という。）について、その位置や範囲を甲に連絡するとともに、保安伐採の実施に対する協議を行うものとする。

２　甲は、前項により連絡を受けた保安伐採の具体的な実施に当たり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害時における敷地及び施設の提供）

第５条　乙は、災害時の復旧活動に必要となる物資及び機材類の集積所（以下「前進基地」という。）として、甲が管理する公園等の敷地及び甲が所有する施設について、提供を受けることができるものとする。

２　乙は、前進基地の候補となる敷地及び施設をあらかじめ定め、甲に連絡することとし、甲との協議に基づき、その敷地及び施設について情報を共有する。

（定期的な情報交換）

第６条　甲及び乙は、本協定に定められた内容を災害時等に円滑に実施するため、定期的な情報交換等を実施することとする。

（情報管理の徹底）

第７条　甲及び乙は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、情報の管理を徹底するものとする。ただし、事前に両者が当該情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

（安全管理）

第８条　本協定の実施に当たっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保に万全を期して行うものとする。

（損害賠償）

第９条　甲及び乙は、自己の責に帰すべき事由より相手方又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。

（協定の有効期間）

第10条　本協定の有効期間は、協定の締結日から１年間とする。

２　期間満了３か月前までに甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書による変更又は廃止の申し出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に１年間継続するものとし、以降も同様とする。

（疑義等の解決）

第11条　本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上必要な事項について定めるものとする。

（その他）

第12条　本協定は２通作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各１通を保管するものとする。

平成　３１年　３月　２２日

甲　　長野県諏訪市高島一丁目２２番３０号

諏訪市長　　金　子　　ゆ　か　り

乙　　長野県諏訪郡下諏訪町西鷹野町４５５９番地４３

中部電力株式会社
電力ネットワークカンパニー
諏訪営業所長　　東　本　　清

○災害時における物資供給に関する協定書

諏訪市（以下「甲」という。）とＮＰＯ法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

⑴ 別表に掲げる物資

⑵ その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　第３条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第６条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第７条　物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　第６条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経

費は、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第９条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第１０条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３１年　１月２５日

甲　　長野県諏訪市高島一丁目２２番３０号
諏訪市
諏訪市長　　金　子　　ゆ　か　り

新潟県新潟市南区清水４５０１番地１
乙　　ＮＰＯ法人　コメリ災害対策センター
理事長　　捧　　雄　一　郎

○災害時における物資供給に関する協定書

諏訪市（以下「甲」という。）と株式会社綿半ホームエイド（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

⑴ 別表に掲げる物資

⑵ その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　第３条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第６条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第７条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条 第６条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費

は、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）
第９条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）
第１０条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）
第１２条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３１年　３月２９日

甲　　長野県諏訪市高島一丁目２２番３０号
諏訪市
諏訪市長　　金　子　　ゆ　か　り

乙　　長野県諏訪市上川三２３９１番地
株式会社　綿半ホームエイド
代表取締役　　御　堂　島　　司

○災害時における生活物資等の供給及び防災教育の支援に関する協定書

諏訪市（以下「甲」という。）と興亜化成株式会社（以下「乙」という。）並びにHARIO株式会社（以下「丙」という。）は、市内において地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における生活物資等の供給及び平常時における防災教育の支援を行うことに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲、乙及び丙が日頃から連携し、災害時における住民生活の早期安定及び被災者支援のための生活物資等の迅速な供給並びに、平常時における災害に備えるための教育（以下「防災教育」という。）に協力して取組み、甲の一層の防災力向上に資することを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時に避難施設等において生活物資等を必要とする時、又は平常時の防災教育の支援について必要とする時は、乙及び丙に協力を要請することができる。

（協力の実施）

第３条　乙及び丙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、可能な範囲内において次条を実施する。

（協力の内容）

第４条　甲が、乙又は丙に協力を要請する避難施設等における生活物資等の範囲は、次の内容とする。（別紙１参照）

（１）避難所等における避難者用の発泡スチロール製のマットの提供、及び使用後の回収

（２）避難所等における発泡スチロール製のトイレ用品の提供

（３）日用品の備蓄セットの提供

（４）その他災害時の応急対策に必要な生活物資等として、乙丙が供給できるもの

２　甲が、乙又は丙に協力を要請する防災教育の範囲は、地域における防災教育全般に係わるコーディネートとする。（別紙１参照）

（要請の手続き）

第５条　甲は、第２条に規定する協力の要請を、乙又は丙にするときは、生活物資等要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、後日速

やかに要請書を提出するものとする。

（引き渡し等）

第６条　前条の要請書に基づく生活物資等の引き渡し場所への運搬は、原則として要請を請けた乙又は丙が行うものとする。ただし、乙又は丙が自ら運搬することができない場合は、甲に対して協力を求めることができる。

２　甲は、乙又は丙が防災用品等の運搬を行うときには、乙又は丙が使用する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用負担）

第７条　乙又は丙が供給した生活物資等の費用及びそれらの運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、乙又は丙が業務の履行後に提出する生活物資等報告書（様式第２号。以下「報告書」という。）に基づき、災害等発生前における適正な価格を基準とし、甲乙丙が協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第８条　前条第１項に規定する費用について、乙又は丙から報告書に基づく請求があったときは、甲は、速やかにその内容を確認して支払うものとする。

（情報交換）

第９条　この協定による要請、伝達等を円滑に行うため、甲乙丙の連絡先、連絡責任者及び担当者を定めて共有するものとし、変更があった場合は、速やかに相手先に報告するものとする。（別紙２）

２　甲乙丙は、平時から第４条の協力の内容について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第１０条　本協定の有効期間は、締結日から平成３１年３月３１日までとする。

２　前項に規定する有効期間満了の１か月前までに、甲乙丙のいずれからも申出がない場合は、期間満了の日の翌日から１年間延長され、以降これと同様とする。

（協議事項）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙、丙、記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成３０年　７月１２日

甲　　長野県諏訪市高島一丁目２２番３０号
諏訪市
諏訪市長　　金　子　ゆ　か　り

乙　　長野県伊那市御園１８０番地２
興亜化成株式会社
代表取締役社長　　山　岸　弘　道

丙　　長野県東筑摩郡朝日村針尾９１６番地１
HARIO株式会社
代表取締役　　清　沢　俊太郎

○災害時における応急対策業務に関する協定書

諏訪市（以下「甲」という。）と諏訪建設労働組合（以下「乙」という。）は災害時における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合（以下「災害発生時等」という。）において、諏訪市地域防災計画に基づき、被災した避難施設の補修、倒壊建物等障害物の除去及び応急仮設住宅の速やかな建設にあたり、市内建設業者の積極的な協力を得るために必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害発生時等において、乙に対し、乙の組合員（以下「組合員」という。）の出動及び必要な資機材の供給を要請するものとする。

２　前項の要請は、書面により行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後書面を提出するものとする。

３　第１項の要請は、乙の組合長（以下「組合長」という。）に対して行うものとする。

ただし、組合長が事故又は不在のときは、あらかじめ組合長が指名した者に対して行うものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、甲が前条による要請を受けたときは、特別の理由がない限り、組合員を甲が指定した場合に直ちに出動させるとともに、資機材を供給するものとする。

２　甲は、出動した組合員を指揮するものとする。

３　乙は、災害の状況により緊急を要すると判断したときは、前条による甲の要請を待たずに、組合員を出動させることができる。

（活動業務）

第４条　前条の規定により出動した組合員は、次の業務を行う。

（１）　避難施設及びその他の市有施設の応急補修に関すること。

（２）　倒壊建物等障害物の除去に関すること。

（３）　応急仮設住宅の建設に関すること。

（４）　その他甲が必要と認める業務に関すること。

２　乙は、第２条の規定により甲からの要請に協力する場合において、要請された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内

容及び甲の職員の指示により、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは、甲の要請内容によって応急対策活動を実施するものとする。

３　乙は、災害の状況により緊急を要すると判断し、甲の要請を待たずに応急対策活動を実施した場合は、初動後、速やかに甲に応急対策活動の概要を報告するものとする。

（費用の負担）

第５条　この協定に基づく応急対策活動に要した費用は、甲乙協議の上決定する額を甲が負担する。

ただし、資機材の供給に要した経費を算定する場合の資機材の価格は災害発生直前の小売価格を基準とするものとする。

（報告）

第６条　乙は、第４条に規定する応急対策活動が終了したときは、次の各号に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。

（１）　応急対策活動に従事した人員、名簿及び期間

（２）　応急対策活動に使用した機器類の種別、台数及び使用期間

（３）　応急対策活動に供給した資機材の種別及び数量

（４）　応急対策活動前後の写真

（５）　その他必要な事項

（請求）

第７条　乙は、第４条に規定する応急対策活動が終了し、前条に規定する報告書を甲に提出した後、第５条による経費を甲に請求するものとする。

（経費の支払い）

第８条　甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、その内容を審査し、適切であると認めたときは、その経費等を速やかに支払うものとする。

（従事者の損害補償）

第９条　応急対策活動に従事した組合員が、当該活動により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、諏訪市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年諏訪市条例第４３号）の規定に準じて、甲がその損害を補償するものとする。ただし、組合員の責任に帰する原因により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったことが明名である場合は、乙がその損害を補償するものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（適用）
第１１条　この協定は、平成３０年１２月２７日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年１２月２７日

甲　諏　訪　市　長　　金 子　ゆかり

乙　諏訪建設労働組合長　　伊 藤　　金 一

○災害時における倒木の除去等の協力に関する協定書

諏訪市（以下「甲」という。）と有限会社　早川実業（以下「乙」という。）は災害時における倒木の除去等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、諏訪市地域防災計画に基づき、諏訪市の地域において災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合において、甲の管理する公共施設や、市民の日常生活に著しい支障を与える又はその恐れのある倒木等の除去作業、災害現場において確認した災害状況の連絡及びその他甲が必要と認める緊急応急作業（以下「倒木の除去作業等」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、前条の倒木の除去作業等について、乙の協力が必要と認める場合には、乙に協力を要請する。

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から前条による協力要請があったときは、特別な理由がない限り協力するものとする。

（費用の負担）

第４条　この協定に基づく倒木の除去作業等に要した費用は、甲乙協議のうえ決定する額を甲が負担する。

（損害補償）

第５条　応急対策活動に従事した従業員が、当該活動により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、諏訪市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年諏訪市条例第４３号）の規定に準じて、甲がその損害を補償するものとする。ただし、従業員の責任に帰する原因により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったことが明らかである場合は、乙がその損害を補償するものとする。

（費用等の請求）

第６条　乙は、第４条の規定する費用及び第５条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（経費の支払い）

第７条　甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査

し、適切であると認めたときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（適用）

第９条　この協定は、令和元年１２月１６日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和元年１２月１６日

甲　　諏　訪　市　長　　金子　ゆかり

乙　　有限会社　早川実業　　早川　伸一

○災害に係る情報発信等に関する協定

諏訪市及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第１条　本協定は、諏訪市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、諏訪市が諏訪市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ、諏訪市の行政機能の低下を軽減させるため、諏訪市とヤフーが互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

（本協定における取組）

第２条　本協定における取組の内容は次の中から、諏訪市及びヤフーの両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

（１）ヤフーが諏訪市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、諏訪市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

（２）諏訪市が諏訪市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーがこれらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（３）諏訪市が諏訪市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーがこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（４）諏訪市が災害発生時の諏訪市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入情報をヤフーに提供し、ヤフーがこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（５）諏訪市が諏訪市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーがこの必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（６）諏訪市が諏訪市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

２　諏訪市及びヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に連絡するものとする。

３　第1項各号に関する事項及び同項各号に記載のない事項についても、諏訪市及びヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

（費用）

第３条　前条に基づく諏訪市及びヤフーの対応は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費、通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第４条　ヤフーは、諏訪市から提供を受ける情報について、諏訪市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために当該情報を二次利用してはならないものとする。

（本協定の公表）

第５条　本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合は、諏訪市及びヤフーは、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議の上、決定するものとする。

（本協定の期間）

第６条　本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定は更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第７条　本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、諏訪市及びヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、諏訪市とヤフー両者記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和元年１２月２３日

諏訪市　諏訪市高島一丁目２２番３０号
諏訪市長　金　子　ゆ　か　り

ヤフー　東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役　川　邊　健 太 郎

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

諏訪市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第１条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第２条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目　的）

第１条　本協定は、以下各号の事項を目的とする。

(1)　甲の区域内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の２に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。

(2)　甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定　義）

第２条　本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

(1)　「住宅地図」とは、諏訪市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。

(2)　「広域図」とは、諏訪市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。

(3)　「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。

(4)　「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。

(5)　「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第３条　乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

２　甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

３　乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

４　本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

(1)　乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とす

る。
(2)　地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第４条　乙は、第３条第１項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

２　甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

３　乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第５条　甲は、第１条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第３条又は第４条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
(1)　災害対策本部設置期間中の閲覧
(2)　災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

２　甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

３　甲は、第１項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第６条　甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から１年間とする。但し、当該有効期間満了の３ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に１年間同一条件にて更新されるものと

し、以後も同様とする。

（協　議）

第８条　甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

令和３年５月７日

甲　長野県諏訪市高島一丁目22番30号

諏訪市長

乙　長野県松本市南松本二丁目１番20号
株式会社ゼンリン　松本営業所
所長

○災害時における相談業務に関する協定書

諏訪市（以下「甲」という。）と長野県弁護士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害及びそれに類する大規模な被害（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）を円滑かつ適切に実施するため必要な事項を定めるものとする。

（要請等）

第２条　甲は、災害時において、乙に対して被災者相談業務の実施を要請することができる。

２　前項の規定による要請は、原則として書面により行うものとする。

３　乙は、第１項の要請を受けた場合には、速やかに、乙の構成員の中から相談員を選出し、必要事項を甲に連絡するものとする。

（相談場所等の調整及び広報）

第３条　甲は、被災者相談業務を実施する場所等の調整及び広報に努めるものとする。

（被災者相談業務の実施等）

第４条　乙は、第２条第１項の要請に基づき、甲が指定する実施場所に相談員を派遣し、被災者相談業務を実施するものとし、長野県災害支援活動士業連絡会との連携が必要な場合には、調整を行うものとする。

２　甲は、被災者相談業務の実施に当たり、災害時応援協定等を締結している関係団体等との連携が必要な場合には、調整を行うものとする。

（報告）

第５条　乙は甲に対し、被災者相談業務の実施状況その他必要事項について書面により報告するものとする。

（費用負担）

第６条　被災者相談業務は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

２　乙は、甲に対し被災者相談業務に要する報酬その他の経費は、請求しないものとする。

（平常時からの連携）
第７条　甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換等により、連携強化に努めるものとする。

（損害補償）
第８条　この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙に生じた損害の補償（第三者に対する損害賠償を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から２０２２年（令和４年）３月３１日までとする。ただし、期間の満了の日の３か月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協議）
第１０条　この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

２０２１年（令和３年）８月４日

甲　長野県諏訪市高島１－２２－３０
諏訪市長

乙　長野市妻科４３２番地
長野県弁護士会
会　長

○諏訪市と諏訪防災ネットワークの防災に関する連携協定書

諏訪市（以下「甲」という。）と諏訪防災ネットワーク（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、市内の防災力の向上を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が相互に連携して協働することで、市及び市民の防災力の向上を図り、安全で安心して暮らせる諏訪市の実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、災害時はもとより平時から災害に備えて連携し協力するものとする。

（１）避難所の開設・運営に関すること。

（２）防災士等の知識・経験を有する人材の育成に関すること。

（３）自主防災組織、児童生徒、住民への防災啓発に関すること。

（４）各種会議・研修及び訓練等への参画等

（５）その他この協定の目的に沿うこと。

（協定の見直し）

第３条　甲又は乙が、協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第４条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までの間とする。ただし、この協定が満了する１月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による協定の終了の意思表示がないときは、この協定の有効期間は、１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

２　甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出るときは、当該解約する日の１月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約することができるものとする。

（疑義の決定）

第５条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

令和　５　年　７　月　１０　日

（甲）　諏訪市高島一丁目２２番３０号
諏　訪　市　長

（乙）　諏訪市中洲１１５番地
諏訪防災ネットワーク

○災害時における応急措置に関する協定

諏訪市長笠原俊一（以下「甲」という。）と諏訪市建設業協会長前田信（以下「乙」という。）は、災害時における応急措置に万全を期すため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、諏訪市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、諏訪市の地域において災害が発生し、又は発生しようとする場合において、甲が行う公共施設の応急措置及び建物等障害物の除去（以下「応急措置等」という。）の実施にいて乙が行う協力に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）
第２条　甲は災害が発生し、諏訪市単独では十分な応急措置が実施できない場合において乙に応急措置等の協力を要請することができる。

（協力の実施）
第３条　乙は、甲から前項による申請があったときは、特別の理由がない限り協力するもとする。

（費用の負担）
第４条　この協定に基づく協力のために要した費用は、甲乙協議のうえ決定する額を甲が負担する。

（損害補償）
第５条　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）の規定に基づき、甲から従事命令が発せられ、第２条の規定により応急措置等に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、諏訪市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年諏訪市条例第４３号）の規定に準じて補償するものとする。

（報告）
第６条　乙は第３条の規定に基づき応急措置等が完了したときは、次の各号に掲げる事項をもって甲に報告するものとする。
（１）応急措置等に従事した人員、名簿及び従事した期間
（２）応急措置等に使用した機器類の種別、台数及び使用期間

（３）その他必要な事項

（費用等の請求）
第７条　乙は、第４条の規定する費用及び第５条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲定めるところにより行うものとする。

（支払い）
第８条　甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適切であると認めたときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が発生した事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（適用）
第１０条　この協定は平成９年１２月２５日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成９年１２月２５日

甲　諏訪市長　　笠原　俊一

乙　諏訪市建設業協会長　　前田　　信

○災害時における下水道施設の応急措置に関する協定

諏訪市（以下「甲」という。）と諏訪市下水道指定工事店協会（以下「乙」という。）は、諏訪市の地域において災害が発生及び発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に応急対策の必要が生じた場合、迅速かつ円滑な対応をするため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、諏訪市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時に甲が乙の協力を得て行う応急措置について必要な事項について定めるものとする。
（協力要請）
第２条　甲は防災計画に基づき、応急措置を実施する必要が生じたときは、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。
（１）災害の状況及び協力を要請する事由
（２）必要とする人員
（３）必要とする資材及び機材の種類及び数量
（４）必要とする活動場所、活動内容及び機関
（５）その他必要な事由
（協力の実施）
第３条　乙は、甲から応急措置の要請を受けたときは、迅速に対応するものとする。
２　甲は、乙の応急措置を円滑に行うために表示旗、図面等の供与、現地への誘導及び現地での諸調達について必要な援助を行うものとする。
（事業計画）
第４条　応急措置の円滑な実施を図るため、乙は組織体制、連絡体制を事前に定めておかなければならない。
（経費の負担）
第５条　この協定に基づく協力のため要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。
２　前項の規定により、甲が負担する費用の清算単価は、災害発生時における実勢単価とする。
（災害補償）
第６条　この協定に基づき応急措置に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷もしくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、諏訪市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年諏訪市条例第４３号）の規定準じて補償するものとする。

２　乙の現場活動により生じた建設機械の損傷については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する損害賠償）
第７条　乙が、この協定に基づく応急措置の従事中に第三者に損害を与えた場合は、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。
（報告）
第８条　乙は、第３条の規定に基づき、応急措置に従事したときは、次の各号に掲げる事項を文書をもって甲に報告するものとする。
（１）応急措置に従事した人員及び名簿
（２）応急措置に使用した機器類の種別及び台数
（３）応急措置に従事した人員のそれぞれの作業従事時間
（４）応急措置に使用した機器類の使用時間
（５）その他必要な事項
（経費等の請求）
第９条　乙は、第５条に規定する経費及び第６条に規定する補償（以下「経費等」という。）を請求するときは、甲の定めるところによるものとする。
（経費等の支払）
第１０条　甲は、前条の規定により経費等の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。
（応急対策等の訓練）
第１１条　乙は、災害時における応急対策等を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて甲の行う訓練に参加するものとする。
（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。
この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成１１年３月２９日

甲　諏訪市長　　笠原　俊一

乙　諏訪市下水道指定工事店協会
協 会 長　　金子　克文

○災害時における水道温泉施設の応急措置に関する協定

諏訪市（以下「甲」という。）と諏訪市水道温泉事業協同組合（以下「乙」という。）は、諏訪市の地域において災害が発生及び発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に応急対策の必要が生じた場合、迅速かつ円滑な対応をするため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、諏訪市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時に甲が乙の協力を得て行う応急措置について必要な事項について定めるものとする。

（協力要請）
第２条　甲は防災計画に基づき、応急措置を実施する必要が生じたときは、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。
（１）災害の状況及び協力を要請する事由
（２）必要とする人員
（３）必要とする資材及び機材の種類及び数量
（４）必要とする活動場所、活動内容及び機関
（５）その他必要な事由

（協力の実施）
第３条　乙は、甲から応急措置の要請を受けたときは、迅速に対応するものとする。
２　甲は、乙の応急措置を円滑に行うために表示旗、図面等の供与、現地への誘導及び現地での諸調達について必要な援助を行うものとする。

（事業計画）
第４条　応急措置の円滑な実施を図るため、乙は組織体制、連絡体制を事前に定めておかなければならない。

（経費の負担）
第５条　この協定に基づく協力のため要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。
２　前項の規定により、甲が負担する費用の清算単価は、災害発生時における実勢単価とする。

（災害補償）
第６条　この協定に基づき応急措置に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷もしくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、諏訪市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年諏訪市条例第４３号）の規定準じて補償するものとする。
２　乙の現場活動により生じた建設機械の損傷については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する損害賠償）
第７条　乙が、この協定に基づく応急措置の従事中に第三者に損害を与えた場合は、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（報告）
第８条　乙は、第３条の規定に基づき、応急措置に従事したときは、次の各号に掲げる事項を文書をもって甲に報告するものとする。
（１）応急措置に従事した人員及び名簿
（２）応急措置に使用した機器類の種別及び台数
（３）応急措置に従事した人員のそれぞれの作業従事時間
（４）応急措置に使用した機器類の使用時間
（５）その他必要な事項

（経費等の請求）
第９条　乙は、第５条に規定する経費及び第６条に規定する補償（以下「経費等」という。）を請求するときは、甲の定めるところによるものとする。

（経費等の支払）
第１０条　甲は、前条の規定により経費等の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（応急対策等の訓練）
第１１条　乙は、災害時における応急対策等を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて甲の行う訓練に参加するものとする。

（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成１１年３月２９日

甲　諏訪市長　　笠原　俊一

乙　諏訪市水道温泉事業協同組合
理 事 長　　山田　祥二

○災害時における応急措置に関する協定

諏訪市（以下「甲」という。）とサンリッツロード商工連合会（以下「乙」という。）は、諏訪市の地域において地震、風水害その他原因により災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、乙の地域に居合わせた顧客及び通行人（以下「帰宅困難者」という。）の安全確保を図るため、避難誘導及び一時避難所の開設等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第１条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する

（応急対策の協力要請）

第２条　災害時において甲が応急対策を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の指定する避難所開設及び帰宅困難者の保護について協力を要請するものとする。

（避難所の開設）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、避難所を開設し、帰宅困難者を避難誘導するものとする。

（避難所の運営）

第４条　乙の災害時における避難所運営は、被害の状況に応じ、原則として食料、生活用品の供給及び応急手当を行うものとする。

（安否情報確認）

第５条　乙は、避難所に収容した帰宅困難者の安否確認をし、収容者の情報をあらゆる手段を講じて甲に報告するものとする。

（乙の責務）

第６条　乙は、災害時に円滑な避難所運営が図れるために、避難誘導、避難所開設訓練及び救命講習を行うものとする。

（避難所開設期間）

第７条　乙の避難所開設期間は、原則として近接の広域避難所が通常運営され、甲による要請解除があるまでとする。

（費用）

第８条　第４条の規定により、乙が供給した商品の対価については甲が負担するものとする。

（協定期間）

第９条　協定の有効期間は、協定の日から５年間とする。

２　前項の期間満了日１ヶ月前までに甲、乙いずれからも意義の申し立てがないときは、更に５年間有効期限を延長するものとし、以降も同様とする。

（その他必要な支援）
第１０条　この協定に定める事項のほか、帰宅困難者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１８年２月２２日

甲　諏訪市長　　山田　勝文

乙　サンリッツロード商工連合会
会　　長　　五味　規和

○災害時における応援協力に関する協定

諏訪市（以下「甲」という。）と諏訪生コン協同組合（以下「乙」という。）とは地震、風水害等の災害時等における応援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、甲の地域に地震、風水害その他による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が行う支援活動に係る乙の応援協力について、適正かつ円滑な運営を期すため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請及び応援協力）
第2条　甲は、災害時において、災害応急対策のため必要があると判断したときは、乙に対し、応援協力を要請することができるものとする。
２　乙は、甲からの前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、応援協力を行うものとする。

（応援協力の内容）
第３条　前条第２項に規定する応援協力は、次に掲げるものとする。
（１）消火用水及び資材用砂・砂利等の供給
（２）乙の組合員が所有する重機（オペレーター付）の提供
（３）乙の組合員が所有する無線車による連絡網の確保
（４）乙の組合員が所有する工場敷地の提供
（５）その他、甲が必要と認めるもの

（要請手続）
第４条　甲は、第２条第１項に規定する応援協力の要請を行うときは、応援協力要請書（様式第１号）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請できるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）
第５条　乙は、第２条第２項に規定する要請を受けたときは、資機材の提供等必要な措置を講ずるものとする。

（報告）
第６条　乙は、第２条第２項及び第３条に規定する応援協力を実施したときは、応援業務実施報告書（様式第２号）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（経費の負担）
第７条　第２条第２項及び第３条に規定する応援協力に要した提供資材の経費負担については、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定により他の地方公共団体の長等の要求に応じて応援活動を行った場合の費用負担は、同法第92条に定めるところによる。
２　甲が前項の規定により負担する額は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（経費等の支払）
第８条　甲は、前条の規定による経費等の請求があった場合、その内容が適当であると認めたときは、その経費等を速やかに支払うものとする。

（連絡責任者の報告）
第９条　甲と乙は、この協定書の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者届（様式第３号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

（災害補償）
第10条　災害対策基本法の規定に基づき、応援協力の業務に従事した者のうち、この協定に基づき、災害時に応援協力の業務に従事した者が、当該活動により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、諏訪市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年諏訪市条例第43号）に規定する補償基礎額を限度として、甲が補償を行うものとする。

（情報提供）
第11条 乙は、乙が応援協力の従事中に覚知した災害等による被害情報は、甲及び市町村等に積極的に提供するものとする。

（有効期間）
第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までの間とする。ただし、期間終了の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、更に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）
第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２４年１１月２８日

甲　　長野県諏訪市高島一丁目２２番３０号

諏訪市長　　山　田　勝　文

乙　　長野県諏訪市沖田町五丁目72番地

諏訪生コン協同組合

理事長　　笠　井　宗　近

」

（様式第1号）

平成　　年　　月　　日

諏訪生コン協同組合
理事長　　様

諏訪市長　　㊞

応　援　協　力　要　請　書

災害時における応援協力に関する協定第４条に基づき、下記のとおり協力を要請します。

項　　目	内　　容
（1）災害の状況	
（2）応援を要する理由	
（3）応援を要する内容	消火用水　・　資材用砂　・　資材用砂利
	重機　・　重機オペレーター　・　無線車
	敷地　・　その他 （　　）
（4）具体的内容	※　数量・設置場所・期限等
（5）備　　考	

（様式第2号）

平成　　年　　月　　日
諏訪市長　様　　㊞

応　援　業　務　実　施　報　告　書

災害時における応援協力に関する協定第６条に基づき、下記のとおり報告します。

<table>
<tr><td>項　目</td><td colspan="5">内　　容</td></tr>
<tr><td rowspan="3">（1）応援実施内容</td><td colspan="5">消火用水　・　資材用砂　・　資材用砂利</td></tr>
<tr><td colspan="5">重機　・　重機オペレーター　・　無線車</td></tr>
<tr><td colspan="5">敷地　・　その他（　　）</td></tr>
<tr><td>（2）具体的実施内容</td><td colspan="5">※　数量・設置場所・期限等</td></tr>
<tr><td rowspan="7">（3）有償品目</td><td colspan="2">品名</td><td>単価</td><td>数量</td><td>小計</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>消費税</td><td>円</td><td>総合計金額</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>（4）備　　考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

※　　請求書は別途作成、提出致します。

（様式第3号）

作成日　平成　　年　　月　　日

甲　長野県諏訪市高島一丁目２２番３０号
諏訪市長　山田　勝文

乙　長野県諏訪市沖田町五丁目７２番地
諏訪生コン協同組合
理事長　　笠井　宗近

連　絡　責　任　者　届

災害時における応援協力に関する協定第 9 条に基づき、下記のとおり報告します。

甲　支援要請責任者

部　署　名	連　　絡　先
諏訪市企画部危機管理室	電話　0266-52-4141（内線 258）FAX　0266-57-0660 0266-52-8106（直通） E-mail:kikikan@city.suwa.lg.jp

乙　要請先責任者

諏訪生コン協同組合		TEL	FAX	
連絡順	氏　　名	役　職	携　帯	自　宅
1				
2				
3				

※変更時は速やかに修正し報告する。

○災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書

諏訪市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会長野支部（以下「乙」という。）は、諏訪市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害時において、甲と乙が協力して、資機材のレンタルを迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）
第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（レンタルの協力要請）
第３条　甲は、災害時において、資機材のレンタルを必要とするときには、乙に対して調達可能な範囲において、協力を要請することができる。
２　乙は、前項の規定により、甲から資機材のレンタルの要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、資機材のレンタルを実施するものとする。

（レンタルの範囲）
第４条　甲が、乙に調達を要請する資機材は、次に掲げるものとする。
（１）　別表に掲げる資機材
（２）　その他、乙の可能な範囲内で甲が指定する資機材

（要請手続）
第５条　第３条に規定する甲の乙に対する要請手続は、資機材名、数量、規格、搬入場所等を記載した資機材レンタル要請書（様式第１号）（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（資機材のレンタルの協力）
第６条　乙は第３条の規定により甲から要請を受けたときは、資機材のレンタルについて、優先的に行うものとする。
２　乙は、甲からの要請事項を実施したときは、速やかにその実施状況を資機材レンタル実施状況報告書（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（資機材の運搬搬入等）
第７条　資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
２　資機材の搬入場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して資機材を確認のうえ引渡を受けるものとする。
３ 甲は、乙が第１項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行でき

るよう配慮するものとする。

（費用の負担）
第８条　前２条の規定により、乙がレンタルした資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。
２ 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙が協議して定めるものとする。
３ 甲の過失によりレンタルした資機材が損傷した場合は、修理費又は時価相当額を甲が負担するものとする。

（費用の支払い）
第９条　前条に規定する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
２ 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、遅滞なく支払うものとする。

（情報交換）
第１０条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び資機材のレンタル等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１２条　この協定は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２７年３月２７日

甲　長野県諏訪市高島一丁目２２番３０号
諏訪市
諏訪市長　山田　勝文　　印

乙　長野県飯田市上郷黒田２７３１－１
一般社団法人日本建設機械レンタル協会
長野支部
会長　原　茂　　印

別表（第４条関係）

○発電機（2～3KVA）	○ツイントイレ
○発電機（10～25KVA）	○本水洗トイレ
○インバーター発電機	○簡易水洗トイレ
○屋内用電圧調整器	○会議用テーブル
○トランス昇圧・降圧	○折いす
○水中ポンプ	○ホワイトボード（脚付）
○エンジンポンプ	○くず入れ
○コードリール（屋内）	○コピー機
○コードリール（屋外）	○レーザープリンター
○投光機（500ｗ・1kw）	○ノートパソコン
○投光機（2 灯式）	○衛星電話
○投光機（4 灯式）	○コードレス電話
○投光機（バルーン型）	○ブルーヒーター
○軽トラック	○石油ストーブ
○組立ハウス	○テレビ
○コンテナハウス（3 坪クラス）	○ファンヒーター
○コンテナハウス（4 坪クラス）	○扇風機

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

一般社団法人日本建設機械レンタル協会
長野支部
会長　　様

諏訪市長

資機材レンタル要請書

災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書第５条の規定により、下記のとおり資機材のレンタルを要請します。

なお、資機材のレンタルを実施したときは、協定書第６条第２項に規定する実施状況報告書（様式第２号）の提出をお願いします。

記

１　レンタルを要請する資機材

搬入希望日	資機材名 （規格等）	数量	搬入希望場所	備考

２　その他必要な事項

様式第２号（第６条関係）

年　　月　　日

諏訪市長　様

団体名　一般社団法人日本建設機械レンタル協会
長野支部
会長

資機材レンタル実施状況報告書

災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書第６条第２項の規定により、下記のとおり資機材のレンタルの実施状況について報告します。

記

１　レンタルを実施した資機材

搬　入　日	資機材名 （規格等）	数量	搬入場所	備考

２　その他必要な事項

○災害等発生時における遺体搬送に関する協定書

諏訪市（以下「甲」という。）と、一般社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）及び公益社団法人長野県トラック協会霊柩部会（以下「丙」という。）とは、災害等発生時における遺体搬送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、諏訪市に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１項に定める災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第２条第４項に定める武力攻撃災害（以下「災害等」という。）が発生し、その災害等により、多数の死亡者が発生した場合に、甲から乙及び丙に対しての霊柩自動車による遺体搬送（以下「搬送」という。）の要請及びその手続きについて必要事項を定めるものとする。

（搬送要請）

第２条　甲は、災害等が発生した場合に搬送を必要とするときは、乙及び丙に対して搬送を要請することができることとする。

（搬送拠点の確保及び火葬計画）

第３条　甲は、前条の要請を行う場合は、予め要請の規模に応じた搬送拠点（駐車スペース、宿泊スペース等）を確保するとともに、火葬計画を立てるものとする。

（要請の方法）

第４条　第２条の規定による甲の要請は、諏訪市長が次に掲げる事項を記載した遺体搬送要請書（様式第１号）により行う。ただし、急を要する場合には、担当者が事前に電話等による要請を行うことができることとする。

(1) 担当者の連絡先
(2) 要請の理由
(3) 必要とする霊柩車両数又は遺体の数
(4) 搬送拠点の場所（所在地、施設名）
(5) その他必要な事項

（搬送業務）

第５条　甲の要請により、搬送に従事する乙及び丙の協会員は、甲の指示に従い火葬場、斎場等への遺体の搬送に従事するものとする。

２　搬送及び遺体保護のために必要な物品（棺、冷却剤等）は、原則として乙及び丙が調達するものとする。

（搬送実績報告）
第６条　乙及び丙は、前条の規定に基づき搬送を行ったときは、次に掲げる事項を記載した遺体搬送実績報告書（様式第２号）を甲に提出するものとする。
(1) 搬送従事者名及び従事車両数
(2) 搬送を行った期間
(3) 使用した物品の種類及び数量
(4) その他必要な事項

（費用の負担及び算定方法）
第７条　遺体搬送に要した費用及びその付帯費用は、甲が負担する。
２　遺体搬送に関する費用の算定は、地方運輸局長への届出運賃を基準として、甲乙丙協議の上決定するものとする。
３　付帯費用は、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙丙協議の上決定するものとする。
４　搬送従事者の搬送拠点までの走行費用及び搬送拠点での滞在費用については、実費を基準として、甲乙丙協議の上決定するものとする。

（費用の請求）
第８条　乙及び丙は、前条により算定した費用を甲に一括して請求するものとする。
２　費用の請求は、算出根拠を明示した資料を添付した請求書により行うものとする。
３　甲の要請事項以外に、乙又は丙が遺族の要請により遺体搬送の範囲を超える協力を行った場合、当該協力に要した費用は、乙又は丙が当該要請を行った遺族に請求するものとする。

（費用の支払い）
第９条　甲は、前条第１項の規定に基づき乙又は丙から費用の支払い請求があったときは、乙又は丙に対して速やかに支払うものとする。

（災害補償）
第１０条　この協定に基づく搬送業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、諏訪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第31号）の規定に準じて、甲が補償するものとする。
２　乙又は丙の搬送業務により生じた霊柩車両の損傷については、甲乙丙協議の上決定するものとする。

（第三者に対する損害賠償）
第１１条　乙又は丙が、この協定に基づく搬送業務従事中に第三者に損害を与えた

場合、その賠償方法及び賠償額は、甲乙丙協議の上決定するものとする。

（広域的な応援体制）

第１２条　乙及び丙は、災害の状況を勘案し、必要があると認めるときは単一県協会を越えた広域的な応援体制の構築に努めるものとする。

（会員名簿の提供）

第１３条　乙及び丙は、搬送業務の円滑化に資するため、事前に乙及び丙の会員名簿を甲に提出するものとする。協定の有効期間を延長した場合も同様とする。

（協定に関する連絡責任者）

第１４条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては諏訪市危機管理室長とし、乙及び丙にあっては、丙の霊柩部会長とする。

（災害情報の提供）

第１５条　乙及び丙は、搬送業務中に現認した災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第１６条　乙及び丙は、搬送業務中に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

（職員の同乗等）

第１７条　甲は、必要に応じて乙又は丙の搬送車両に甲の職員を同乗させることができるものとする。

２　乙又は丙は、搬送業務を実施しようとするときは、必要に応じて甲に甲の職員の同乗を要請することができるものとする。

（変更の通知）

第１８条　甲、乙及び丙は、本協定に定める事項に重要な変更が生じたときは、その旨を速やかに相互に通知するものとする。

（定期協議）

第１９条　甲、乙及び丙は、協定の実効性を確保するため、必要に応じて定期協議を実施するものとする。

（協定の施行日）

第２０条　この協定は、協定締結の日から施行する。

（協定の有効期間）

第２１条　この協定の有効期間は、平成２８年３月１８日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の２ヶ月前までに、甲、乙又は丙いずれかが文書により協定を解除する意思表示をしないときは、更に１年間協定を更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２８年　３月１８日

甲　長野県諏訪市高島一丁目22番30号

長野県諏訪市

諏訪市長　　金子　ゆかり　　㊞

乙　東京都新宿区四谷3-2-5全日本トラック総合会館２Ｆ

一般社団法人　全国霊柩自動車協会

会　　長　　一　柳　　錵　　㊞

丙　長野県長野市南長池710-3

公益社団法人　長野県トラック協会　霊柩部会

部 会 長　　伊　藤　　達　成　　㊞

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

遺体搬送要請書

一般社団法人全国霊柩自動車協会　会長　殿
公益社団法人長野県トラック協会　霊柩部会長　殿

長野県諏訪市長　　㊞

災害等発生時における遺体搬送に関する協定第４条の規定に基づき、次のとおり遺体搬送を要請します。

連　絡　先	所　在　地： 氏名・役職： 電 話 番 号：
要　請　の　理　由	
必 要 霊 柩 車 両 数 （又は遺体の数）	台（又は　　体）
搬 送 要 請 期 間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
搬　送　拠　点	所在地： 施設名： 連絡先：
事 前 連 絡 の 日 時	年　　月　　日　　時　　分
備　　考	

様式第２号（第６条関係）

年　　月　　日

遺体搬送実績報告書

長野県諏訪市長　殿

一般社団法人全国霊柩自動車協会　会長　　㊞
公益社団法人長野県トラック協会霊柩部会長　　㊞

災害等発生時における遺体搬送に関する協定第６条の規定に基づき、次のとおり遺体搬送実績を報告します。

連　絡　先	新宿区四谷3－2－5　一般社団法人全国霊柩自動車協会 専務理事 電話番号：０３（３３５７）７２８１ 長野市南長池710－3　公益社団法人長野県トラック協会 霊柩部会長 電話番号：０２６６（８２）４０００
従　事　者　名	社　（詳細別紙）
従事した車両	台　（詳細別紙）
使用した物品の種類及び数量	物品の種類：　数量 物品の種類：　数量 物品の種類：　数量
搬送実施期間	年　月　日から 年　月　日まで　（　日間）
主な搬送区間	（　）～（　）
備　考	

○災害時における災害救助犬出動に関する協定書

諏訪市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人救助犬訓練士協会（以下「乙」という。）とは、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（対象）
第１条　この協定による活動は、諏訪市内の災害現場において、甲が救助活動のため災害救助犬の出動が必要であると認めた人命検索活動とする。

（出動の要請）
第２条　甲は、人命検索活動のため災害救助犬が必要であると認めた場合は、乙に対し、災害救助犬の出動を要請するものとする。
２　前項の要請を受けて乙が出動させる災害救助犬の頭数は、災害状況、規模及び検索範囲等を考慮して、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

（要請の受託）
第３条　乙は、前条第１項の出動の要請を受けたときは、速やかに乙に属する会員（以下「会員」という。）及び災害救助犬を出動させるものとする。

（活動の実施）
第４条　会員は、出動した災害現場においては、甲の指揮の下に人命検索活動を実施するものとする。

（活動の終了）
第５条　この協定による活動の終了は、甲が人命検索活動の終了を告げたとき、又は災害救助犬による人命検索活動の続行が不可能となったときとする。

（訓練の実施）
第６条　甲及び乙は、この協定に定める活動を円滑に実施するため、甲乙協議して訓練を実施するものとする。

（費用の負担）
第７条　第３条の規定に基づく出動に要する費用及び第６条の規定に基づく訓練への乙の出動に要する費用は、乙において負担するものとする。

（協定の有効期間）
第８条　本協定の有効期間は、締結日から１年間とする。
２　前項に定める期間の満了する１か月前までに、甲又は乙のいずれかから書面による申し出がなければ、本協定を１年間更新する。

３　前項の規定は、同項の規定により更新した本協定を再度更新する場合に準用する。

（災害現場等における損害補償）

第９条　この協定に基づく会員及び災害救助犬の活動又は訓練に伴って生じた損害の補償（第三者に対する損害の補償を含む。）は、乙及び会員の責任において行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、この協定に定める活動又は訓練によって、会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合、諏訪市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 43 号）の規定に準じて、甲が負担するものとする。

（連絡会）

第 10 条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるため、必要の都度、連絡会を開催するものとする。

（協定の見直し）

第 11 条　甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、両者の合意により協定の変更ができるものとする。

（協議）

第 12 条　この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

（委任）

第 13 条　この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議の上別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通作成し、甲乙それぞれが記名押印の上各１通を保有する。

平成２８年３月２５日

甲　諏訪市高島一丁目２２番３０号
諏訪市
諏訪市長　金子　ゆかり

乙　神奈川県藤沢市葛原７６６－１
特定非営利活動法人　救助犬訓練士協会
理事長　村瀬　英博

「災害時における災害救助犬出動に関する協定」実施細目

（趣旨）

第１　この実施細目は、災害救助犬の出動に関する協定（平成２８年３月２５日締結。以下「協定」という。）第 13 条の規定に基づき、諏訪市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人救助犬訓練士協会（以下「乙」という。）との協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（出動対象災害等）

第２　甲が乙に、協定第２条に規定する出動を要請する災害等は、次のとおりとする。

(1)　建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊により人命検索活動が必要な災害

(2)　土砂崩れ等により人命検索活動が必要な災害

(3)　その他、甲が必要と認める災害

（出動の要請）

第３　甲は、協定第２条に規定する出動を要請するときは、次に掲げる事項を明示して、文書（別記様式１）又は電話等の方法により行うものとする。

(1)　災害の種別及び場所並びにその概要

(2)　出動場所

(3)　連絡方法

(4)　連絡及び誘導の担当者の所属及び氏名

(5)　その他要請に必要な事項

２　乙は、協定第２条に基づく出動の要請を受け、出動態勢が整ったときは、次に掲げる事項を明示して、文書（別記様式２）又は電話等の方法により、甲に連絡するものとする。

(1)　責任者の氏名及び連絡先

(2)　出動人員及び災害救助犬の頭数

(3)　出動車両の車種及び台数

(4)　出動予定時間及び到着予定時間

(5)　その他必要な事項

３　甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

甲	連絡先	諏訪市企画部危機管理室	住所：諏訪市高島 1-22-30 電話：0266-52-4141（258） FAX：0266-57-0660
乙	連絡先１ （昼）	特定非営利活動法人 救助犬訓練士協会	住所：神奈川県藤沢市葛原 766-1 電話：0466-49-3220 FAX：0466-49-3222

	連絡先２ （休日、夜間）	八ヶ岳国際救助犬育成センター	住所：諏訪郡富士見町落合 6728 電話：080-5067-4356

（連携活動）

第４　甲及び乙は、協定第６条の規定による訓練について、実践的な訓練を年１回以上実施し、円滑な救助活動が実施できるよう努めるものとする。

（活動状況の通知）

第５　乙は、活動が終了したときは速やかに、甲に対して次の事項を別記様式３により通知するものとする。

(1)　出動部隊概要（災害救助犬の頭数、人員、車両）
(2)　活動時間等の経過
(3)　活動内容
(4)　その他必要な事項

（協議）

第６　この実施細目に定めのない事項及び内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

本書を２通作成し、甲乙それぞれが１通を保管する。

平成２８年３月２５日

別記様式１

特定非営利活動法人　救助犬訓練士協会
理事長　様
（要請ＦＡＸ0466-49-3222）

諏訪市長

出　動　要　請　書

災　害　の　種　別	
災　害　場　所	
災　害　概　要	
出　動　場　所	
連　絡　方　法	
現　場　責　任　者	所　　属　　氏　　名
その他要請に必要な事項	

別記様式２

諏訪市長　様

特定非営利活動法人　救助犬訓練士協会
理事長

要　請　受　諾　書

責任者氏名 連　絡　先	ＴＥＬ　　－　　－
出動人員	名
災害救助犬の頭数	頭
出動車両の車種 台　　数	台
出動予定時間 現場到着時間	平成　　年　　月　　日　　時　　分 平成　　年　　月　　日　　時　　分
その他必要な事項	

別記様式３

諏訪市長　様

特定非営利活動法人　救助犬訓練士協会
理事長

通　　知　　書

災害救助犬の出動に係る活動概要は次のとおりです。

災害発生場所

活動年月日	出動部隊	活動時間（計）	活動内容
年　月 日	救助犬　頭 指導手　人 車　両　台	時　分 ～ 時　分 （計）　時間　分	
年　月 日	救助犬　頭 指導手　人 車　両　台	時　分 ～ 時　分 （計）　時間　分	
年　月 日	救助犬　頭 指導手　人 車　両　台	時　分 ～ 時　分 （計）　時間　分	

※ 出動時間は、出動から帰宅までの時間（現地に宿泊する場合は活動時間）

○災害時における緊急・救援輸送に関する協定

諏訪市（以下「甲」という。）と諏訪トラック協同組合（以下「乙」という。）は、長野県と社団法人長野県トラック協会が締結する緊急・救援輸送に関するに協定に準じ、諏訪市の地域において災害が発生及び発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に緊急・救援輸送の必要が生じた場合、迅速かつ円滑な対応をするため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、諏訪市地域防災計画（「防災計画」という）に基づき、災害時に甲が乙に応援を要請する緊急・救援輸送について必要な事項について定めるものとする。

（要請）
第２条　甲は防災計画に基づき、乙に緊急・救援要請の応援を必要とするときは、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。
　ただし、文書を持って要請することができない場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。
（１）災害の状況及び協力を要請する事由
（２）必要とする車両数、車両種類及び人員
（３）物資の積み込み場所及び積み下ろし場所
（４）必要とする活動内容及び機関
（５）輸送品目（品名及び量）
（６）その他必要な事項

（実施）
第３条　乙は、甲からの応援の要請を受けたときは、やむを得ない事由がない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

（報告）
第４条　乙は、前条の規定により応援に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を文書をもって甲に報告するものとする。
（１）応援に従事した車両数、車両種及び人員
（２）走行距離及び地点
（３）その他必要な事項

（経費の負担）
第５条　この協定に応援のために経費（運賃、料金並びに有料道路通行料、駐車場使用料等の実負担額）は甲が負担する。
２　前項の規定により、甲が負担する費用の算出方法については、災害発生時における地域の事業者の届出運賃・料金を基準として甲乙協議のうえ定めるものとする。

（事故の報告等）
第６条　乙の供給した事業用車両が故障その他の理由により運行をを中断したときは、乙は速やかに当該事業用車両を交換してその供給を継続しなければならない。
２　乙は、その事業用車両の運行に際し、事故が発生した場合は、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（保障）
第７条　この協定により、応援に従事した者が、当該従事により死亡し、負傷しもしくは疾病にかかり、又障害の状態になったときは、次に掲げる場合を除き、その損害の補償については、甲乙誠意をもって協議するものとする。
（１）応援に従事する者の故意または過失による場合。
（２）当該損害につき、又乙は応援に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合。
（３）当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合。

（経費の請求）
第８条　乙は、第５条に規定する経費を請求するときは、甲の定めるところによるものとする。

（支払）
第９条　甲は、前条の規定により経費の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。
（協議）
第１１条

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成１１年３月２９日

甲　諏訪市長　　笠原　俊一

乙　諏訪トラック協同組合
理 事 長　　山谷　清廣

災害時におけるタクシーによる協力に関する協定書

諏訪市（以下「甲」という。）とタクシー協会諏訪地区会加盟のアルピコタクシー株式会社、有限会社植松ハイヤー、諏訪交通株式会社、第一交通株式会社（以下「乙」という。）は、災害時におけるタクシーによる情報収集、情報伝達及び被災者の輸送の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、諏訪市地域防災計画に基づき、市内で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙のタクシーを活用した情報収集、情報伝達及び被災者の輸送の協力を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請及び応援協力）

第２条　甲は、前条における情報収集、情報伝達及び被災者の輸送について、乙の協力を必要とするときは、乙に協力を要請することができる。

２　乙は、甲からの前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、情報収集、情報伝達及び被災者の輸送の協力を行うものとする。

（情報の提供）

第３条　乙は、甲からの協力要請がない場合でも、必要と思われる情報については、甲に提供できるものとする。

（要請手続）

第４条　甲は、第２条第１項に規定する協力の要請を行うときは、応援協力要請書（様式第１号）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請できるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（報告）

第５条　乙は、第２条第１項及び第３条に規定する応援協力を実施したときは、応援協力実施報告書（様式第２号）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（経費の負担）
第６条　第２条第１項に規定する協力に要した経費の負担については、甲が負担するものとする。
２　甲が前項の規定により負担する額は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（経費の支払）
第７条　甲は、前条の規定による経費の請求があった場合、その内容が適当であると認めたときは、その経費を速やかに支払うものとする。

（有効期間）
第８条　本協定の有効期間は、締結日から１年間とする。
２　前項に定める期間の満了する１か月前までに、甲又は乙のいずれかから書面による申し出がなければ、本協定を１年間更新する。
３　前項の規定は、同項の規定により更新した本協定を再度更新する場合に準用する。

（協議）
第９条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書６通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成３０年１２月１７日

甲　　諏訪市長　　金　子　ゆ　か　り

乙　　タクシー協会諏訪地区会

地区長　　山　谷　恭　博

アルピコタクシー株式会社

代表取締役社長　　古　田　龍　治

有限会社　植松ハイヤー

代表取締役社長　　植　松　秀　仁

諏訪交通株式会社

代表取締役社長　　山　谷　恭　博

第一交通株式会社

代表取締役社長　　上　條　良　民

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

タクシー協会諏訪地区会長　様

諏訪市長

応　援　協　力　要　請　書

災害時におけるタクシーによる協力に関する協定書第４条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

要 請 期 間	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
要 請 内 容	情報収集、情報伝達　・　被災者の輸送
輸送人数及び 要 請 台 数	人
	台
その他要請に 必 要 な 事 項 （具体的内容）	※　情報収集の場所、情報伝達の内容、輸送区間等

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

諏訪市長　様

タクシー協会諏訪地区会長

応 援 協 力 実 施 報 告 書

災害時におけるタクシーによる協力に関する協定書に基づき、下記のとおり報告します。

記

従 事 期 間	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
従 事 内 容	情報の収集、情報伝達　・　被災者の輸送
輸送人数及び 運 行 台 数	人
	台
輸 送 区 間	乗車場所（　　）～ 降車場所（　　）
車 輌 番 号	
情報収集・伝達内容	場所： 内容：
その他必要な事項	

タクシー協会諏訪地区会　連絡責任者名簿

平　日

連絡順	氏　　名	会　社　名	第１連絡先	第２連絡先
1				
2				
3				
4				

時間外及び休日

連絡順	氏　　名	会　社　名	第１連絡先	第２連絡先
1				
2				
3				
4				

※変更時は速やかに修正し報告してください

○災害時等における無人航空機による協力に関する協定

諏訪市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人諏訪広域ドローン協力会（以下「乙」という。）とは、諏訪市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における無人航空機による協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請の方法）

第１条　甲は、災害時等における無人航空機を使用した被害状況等の情報収集活動（以下単に「情報収集活動」という。）を行う必要があるときは、協力要請書（様式第１号）により乙に協力を要請するものとする。

２　甲は、前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、口頭等の方法により同項の協力の要請を行うことができる。

（協力の実施）

第２条　乙は、前条の規定による協力の要請を受けたときは、可能な範囲内で情報収集活動に協力するものとする。

（情報収集活動の方法）

第３条　乙は、ドローン飛行隊員（乙に属する無人航空機の操作技術を有する者をいう。以下同じ。）を出動させる方法により、情報収集活動を行うものとする。

（安全の確保等）

第４条　甲は、情報収集活動を行うために出動したドローン飛行隊員の安全確保に十分配慮するものとする。

２　甲及び乙は、ドローン飛行隊員が安全かつ正確に情報収集活動を行うことができるよう、災害に係る情報の交換及び共有を随時行うものとする。

（情報収集活動の報告）

第５条　乙は、情報収集活動が完了したときは、活動内容等報告書（様式第２号）により活動内容等を甲に報告するものとする。

（所有権等）

第６条　情報収集活動により撮影した映像、画像等を記録した記録媒体の所有権は、甲に帰属するものとする。

２　乙は、情報収集活動により撮影した映像、画像等に関する著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第１７条第１項に規定する著作権をいう。）を甲に譲渡するものとする。

３　前項の著作権は、前条の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

４　乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、情報収集活動により撮影した映像、画像等に関する著作者人格権（著作権法第１７条第１項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

（費用の負担）

第７条　情報収集活動に要する費用のうち、記録媒体に係る費用は甲の負担とし、交通費等の費用は乙の負担とする。

（損害補償）

第８条　情報収集活動の際に無人航空機に生じた損害及び情報収集活動により第三者に与えた損害は、乙が補償するものとする。

２　情報収集活動によりドローン飛行隊員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、諏訪市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年諏訪市条例第４３号）の規定に準じて、甲がその損害を補償するものとする。ただし、乙又はドローン飛行隊員の責任に帰する原因により当該ドローン飛行隊員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したことが明らかである場合は、乙がその損害を補償するものとする。

（有効期限）

第９条　本協定の有効期限は、協定を締結した日から１年間とする。

２　前項に定める期間が満了する日の１か月前の日までに、甲又は乙のいずれかから書面による申し出がない場合は、本協定を１年間更新する。

３　前項の規定は、同項の規定により更新した本協定を再度更新する場合について、準用する。

（協議）

第１０条　この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各１通を保有する。

平成３０年３月９日

甲　　諏訪市高島一丁目２２番３０号

諏訪市長　　金子　ゆかり

乙　　諏訪市清水一丁目２番２０号

特定非営利活動法人　諏訪広域ドローン協力会

会　長　　北澤　　晃

○諏訪市とエルシーブイ株式会社との災害緊急放送に関する相互協定

諏訪市（以下「甲」という。）とエルシーブイ株式会社（以下「乙」という。）は、災害緊急放送に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、「諏訪市地域防災計画」に定める災害に関し、緊急放送を通じて被害の軽減を図り、もって地域住民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）
第２条　この協定における用語の定義は、次のとおりとする。
（１）「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他の異常な自然現象又は大規模な火災、若しくは爆発その他の状態をいう。
（２）「災害緊急放送」とは。前条の目的を達成する為、甲の要請あるいは乙の独自の判断に基づき乙がコミュニティチャンネルで行う臨時の放送をいう。

（運用）
第３条　災害緊急放送の運用にあたっては、次の各号に定める手順により放送するものとする。
（１）乙は甲から要請があった場合、あるいは乙が独自に必要と認めた場合、コミュニティチャンネルにおいて優先的にこれを放送し、それ以降においても状況に応じて適時放送ができる体制を整え、甲は情報提供の窓口を設けるものとする。
（２）災害緊急放送の内容及び形態。放送時刻は乙の自主判断に基づき行うものとする。

（費用の負担）
第４条　放送に係わる費用負担は以下のとおりとする。
（１）災害緊急放送のシステム維持及び放送に係わる費用は、乙の負担とする。

（協定期間）
第５条　この協定の効力は次のとおりとする。
（１）協定締結の日から平成１９年１０月２２日までとする。
（２）協定期間満了日の１ヶ月前までに。甲または乙から異議申立てのない場合、協定は更に１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）
第６条　この協定に定めのない事項及びこの協定書に疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成１８年１０月２３日

甲　諏訪市長　　山田　勝文

乙　エルシーブイ株式会社
代表取締役社長　務　　和正

○災害時の情報交換に関する相互協定

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と、諏訪市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）
第１条　この協定は、諏訪市の地域において災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）
第２条　甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。
一　諏訪市内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
二　諏訪市災害対策本部が設置された場合
三　その他両地方整備局は丙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）
第３条　甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。
一　一般被害状況に関すること
二　公共土木施設（河川、ダム、砂防、公園、下水道等）の被害状況に関すること
三　その他甲及び乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）
第４条　第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。
なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）
第５条　甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）
第６条　本協定に疑義が発生が生じたとき、又は、本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、２通作成し、甲乙押印のうえ各１通を所有する。

平成２３年１２月２６日

甲　埼玉県さいたま市中央区新都心２－１
　　さいたま新都心合同庁舎２号館
　　国土交通省
　　関東地方整備局長　下保　修

乙　長野県諏訪市高島１－２２－３０
　　諏訪市
　　諏訪市長　　山田　勝文

○災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書

諏訪市（以下「甲」という。）と一般社団法人長野県建築士会諏訪支部（以下「乙」という。）は、諏訪市内において地震等による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、二次災害の防止を図るため、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、甲の地域における災害時に、甲の地域防災計画に基づき、甲の指定する避難所等に対して、乙が被災建築物応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）を実施することにより、諏訪市民の安全を確保するために、必要な事項を定める。

（協力の要請）
第２条　甲は、災害時において、応急危険度判定を実施する必要が生じた場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにして、協力を要請するものとする。
（１）災害の状況及び協力を要請する事由
（２）応急危険度判定の実施内容
（３）その他必要な事項
２　前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

（協力の実施）
第３条　乙は、甲からの応急危険度判定の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由がない限り、応急危険度判定を実施するものとする。
２　乙は、諏訪市内で、震度５強以上の地震が発生したとき又は災害の状況により甲からの連絡が不可能なときは、甲からの要請を待つことなく、本協定の趣旨に基づき応急危険度判定を実施するものとする。この場合、甲から乙に応急危険度判定の要請があったものとみなす。
３　乙は、甲からの協力要請後又は地震発生後、できるだけ速やかに甲が指定した避難所等の応急危険度判定を実施するものとする。

（事前計画）
第４条　甲は、災害時に応急危険度判定を円滑に実施するために、判定する避難所等をあらかじめ定め、乙に文書で報告するものとする。
２　甲は、判定する避難所等を変更したときは、その内容を速やかに乙に報告するものとする。
３　乙は、災害時に応急危険度判定を円滑に実施するために、組織体制、判定従事者及び連絡体制（以下「組織体制等」という。）をあらかじめ定めて、甲に文書で報

告するものとする。
４　乙は、組織体制等を変更したときは、その内容を速やかに甲に報告するものとする。

（報告）
第５条　乙は、応急危険度判定を実施したときは、速やかに次の各号に掲げる事項について甲に文書で報告するものとする。
（１）実施内容及び結果
（２）従事した人員及び名簿
（３）従事中に知り得た災害情報
（４）その他必要な事項

（災害補償）
第６条　この協定に基づき、災害時に応急危険度判定に従事した者が、自宅又は職場を離れ、判定を行い、自宅又は職場に復帰するまでの間、当該活動により死亡又は負傷し、若しくは傷害の状態となったときの補償は、長野県が加入する全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度を適用するものとする。

（守秘義務）
第７条　乙は、応急危険度判定の従事中に知り得た情報を、甲の許可なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（有効期間）
第８条　この協定は、協定締結の日から発効し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

（協定の継承）
第９条　甲及び乙は、この協定の締結後において、甲及び乙の組織（以下「組織」という。）又は甲の区域（以下「区域」という。）が変更された場合には、速やかに相手方に通知をするものとし、この協定に定めた事項は、それぞれの組織の継承者が引き継ぐものとする。
２　前項の規定により引き継がれた事項は、変更後の組織及び区域のすべてに適用されるものとする。

（協議）
第１０条　この協定に定めない事項、又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成30年10月31日

甲　諏訪市高島1-22-30
諏訪市長　金子　ゆかり（署名）㊞

乙　諏訪市上川1-1644-10
一般社団法人　長野県建築士会諏訪支部
支部長　　大井　一美（署名）　㊞

○大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定

諏訪市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、大規模災害の発生により乙が運行する交通が遮断した場合及び甲の地域で災害が発生した場合における帰宅困難者対応に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

２　本協定が適用される乙の駅は、上諏訪駅（以下「駅」という。）とする。

（定義）

第２条　本協定に定める主な用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

⑴　大規模災害　大規模地震、台風、集中豪雨等の自然災害で、甚大な被害を及ぼす事象をいう。

⑵　帰宅困難者　大規模災害により乙が運行する交通が遮断した場合又は甲の地域で災害が発生した場合において、自分の家に帰ることができない者をいう。

（安全の確保）

第３条　甲及び乙は、人命を守るために、安全を最優先に行動するものとする。

（避難誘導）

第４条　甲及び乙は、大規模災害が発生した際に以下のとおり対応するものとする。

⑴　乙は、必要と認めるときは、甲と協議のうえ甲が指定する別紙１に定める避難所等に帰宅困難者を誘導することができる。乙は、誘導を実施するにあたり、経路を示す地図の配布や駅頭での掲示等、必要な情報提供を行うこととする。

⑵　乙は、前号の措置と並行して、乙の管理する駅の構内の安全確認を行い、その結果、一時滞在場所として提供可能と判断した場合は、その旨を甲へ連絡するとともに可能な範囲で帰宅困難者を受け入れるものとする。

２　前項の対応に人員が必要な場合は、甲及び乙が相互に協力して人員の配置に努めるものとする。

（情報共有）

第５条　甲及び乙は、大規模災害により帰宅困難者が発生し、又は発生するおそれがあると判断したときは、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有に努めるものとする。

２　甲は、乙から帰宅困難者発生の連絡を受けたときは、警察、消防及び関係機関等に情報を提供するものとする。

３　乙は、乙が運行する交通の運転再開状況、その他必要な情報を甲及び帰宅困難

者へ提供するものとする。
４　甲は、避難所等の開設状況等、その他必要な情報を乙及び帰宅困難者へ提供するものとする。
５　甲及び乙は、乙が運行する交通の遮断が解消され、乙が駅を帰宅困難者の一時滞在場所として提供することを終了するまで、随時相互に連絡するものとする。

（施設の提供）
第６条　乙は駅の安全を確保したうえで、可能な限り、帰宅困難者が駅のトイレ及び公衆電話を利用できるように努めるものとする。

（平常時の備え）
第７条　甲及び乙は大規模災害の発生に備え、相互の連絡窓口を別紙２のとおり指定するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。
２　甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。
３　甲は、避難所に変更があった場合は、これを乙に通知するものとする。
４　甲及び乙は、大規模災害発生時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙は、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

（協議）
第８条　本協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

（協定有効期間）
第９条　本協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の３か月前までに、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の翌日から更に１年間更新するものとし、以後も同様とする。
本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙がそれぞれに記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２８年３月１８日

甲　諏訪市高島一丁目２２番３０号
諏訪市
諏訪市長　金子　ゆかり

乙　長野市栗田源田窪９９２－６
東日本旅客鉄道株式会社
執行役員長野支社長　川合　正敏

○災害時における諏訪市及び諏訪市内郵便局の協力に関する協定

諏訪市長（以下「甲」という。）と諏訪郵便局長（以下「乙」という。）は、諏訪市内に発生した地震その他災害時において、諏訪市地域防災計画等に基づき、甲、乙及び諏訪市内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）
第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害又はこれに準ずるものをいう。

（協力要請）
第２条　甲及び乙は、諏訪市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。
（１）災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵便事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
（２）乙が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての使用に関すること。
（３）甲が所有し、又は管理する施設及び用地の救助用小包集積場所等としての使用に関すること。
（４）避難所への郵便差出箱の設置に関すること。
（５）甲又は乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供に関すること
（６）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項。

（経費の負担）
第３条　前２条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。
２　前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議をし、負担すべき額を決定する。

（職員の派遣）
第４条　災害が発生し必要が応じた場合、甲は乙に対し職員の派遣を要請することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）
第５条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）
第６条　乙は、甲が行う防災訓練に参加することができる。

（情報の交換）
第７条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）
第８条　この協定に関する連絡責任者は、甲において諏訪市企画部企画調整課長、乙においては諏訪郵便局総務課長とする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

本協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成９年４月２日

甲　諏訪市高島１丁目２２番３０号
諏訪市長　　笠原　俊一

乙　諏訪市諏訪２丁目１１番４３号
諏訪郵便局長　　筒井　重雄

○ 長野県消防相互応援協定

第１章　総則

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、長野県内の消防本部を置く市町村の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して消防相互応援をすることにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

（対象とする災害）

第２条　この協定の対象とする災害は、法第１条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第３条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第４条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に掲げる地域ごとに地域代表消防機関を置き、更に地域代表消防機関を統括するための総括代表消防機関を置くものとする。

２　地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、各消防長の協議により行うものとする。

３　地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）総括代表消防機関及び当該地域内市町村等との連絡調整及び情報交換に関すること。

（２）当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

（３）応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

４　総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）長野県及び地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

（２）長野県内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

（３）応援の要請時における長野県内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

第２章　相互応援

（応援の種別）

第５条　この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）消防応援　消防隊による応援

（２）救助応援　救助隊による応援

（３）救急応援　救急隊による応援

（４）その他の応援　上記以外の応援

（応援要請）

第６条　応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長から電話その他の方法により、災害の規模等に応じて、次の各号の区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して行い、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（１）第１要請　当該市町村等が隣接する市町村等に対して行う応援要請

（２）第２要請　当該市町村等が属する別表の地域内の他の市町村等に対して行う応援要請（第１要請を除く。）

（３）第３要請　当該市町村等が属する別表の地域外の市町村等に対して行う応援要請（第１要請を除く。）

２　応援要請は、第１要請、第２要請、第３要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

３　第２要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第３要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援側の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

４　自衛隊に対して応援要請したときは、要請側の消防長は、地域代表消防機関及び総括代表消防機関へ通報するものとする。

（応援隊の派遣）

第７条　前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

２　応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対してその旨を通知するものとする。この場合において、前条第３項の規定により経由することとされている各代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

３　市町村等の長は、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができる。ただし、この場合は災害発生の市町村等の長に連絡するとともに、地域代表消防機関に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第８条　応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で消防活動を行うその他の応援隊と緊密に連携するものとする。

第３章　経費負担

（応援経費等の負担）

第９条　この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

（１）応援側の負担する経費等

ア　応援出動した隊員の旅費及び諸手当

イ　応援出動した隊員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金

ウ　応援出動した際に破損した機械器具等の修理に要した経費

エ　消防活動に要した消化剤

オ　燃料及び給食等に要する経費
カ　前アからオに掲げるもののほか応援出動に要した経費
（２）要請側の負担する経費等
応援隊による消防法（昭和23年法律第186号）第29条第３項の規定による損失補償費及び同法第36条の３第１項の規定による損害補償費
（損害賠償）
第10条　応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる費用は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援側の負担とする。
（１）土地、建物、工作物等に対する損害賠償金
（２）一般人の死傷に伴う損害賠償金
２　前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。
第４章　協議
（協議）
第11条　この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。
（補則）
第12条　この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。
２　栄村にあっては、当分の間、必要に応じて応援するものとする。

附則
（施行期日）
１　この協定は、平成８年２月14日から施行する。
（長野県広域消防相互応援協定の廃止）
２　法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。
この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自１通を保有する。

附則
この協定は、公布の日から施行し、平成12年７月１日から適用する。
附則
この協定は、公布の日から施行し、平成13年７月１日から適用する。
附則
この協定は、公布の日から施行し、平成15年11月１日から適用する。

別表

区分	市町村等
北信地域	長野市　須坂市　千曲坂城消防組合　岳北広域行政組合　岳南広域消防組合
東信地域	上田地域広域連合　佐久広域連合
中信地域	松本広域連合　北アルプス広域連合　木曽広域連合
南信地域	諏訪広域連合　伊那消防組合　伊南行政組合　南信州広域連合

○防災・減災に関する応援協定

岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村（以下「市町村」という。）と公益財団法人日本財団（以下「財団」という。）は、防災・減災対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、市町村の区域内において、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害のうち、災害救助法が適用される災害及びその他住民生活に重大な支障が生じる災害が発生した場合における住民生活の早期安定並びにその発生に備えた地域防災力の向上等を図ることを目的とする。

（連携協力の内容）

第２条　市町村及び財団は、前条の目的を達成するため、市町村が防災・減災対策の知識・技術を持った人材の派遣及び必要な支援活動の企画実施に関する事項を財団に要請したときは、誠意をもって積極的に連携協力するものとする。

２　前項に規定する事項の具体的な取組内容及び実施方法等については、別に定める。

（確認事項）

第３条　市町村及び財団は、この協定の締結が、市町村が財団以外の者と連携し協力すること及び財団が市町村以外の地方公共団体と連携し、協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第４条　市町村又は財団がこの協定の内容の変更を申し出たときは、双方協議の上、変更を行うものとする。

（協定の効力）

第５条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了日の１月前までに市町村及び財団のいずれからも延長しない意思表示がないときは、自動的に１年延長されるものとし、以後も同様とする。

（担当者会）

第６条　市町村及び財団は、協力体制の維持及び推進のため、年１回以上担当者会を開催して情報交換等を行うものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、市町村及び財団相互に協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書７通を作成し、市町村及び財団が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２９年　３月１７日

岡谷市長　　今　井　竜　五

諏訪市長　　金　子　ゆかり

茅野市長　　柳　平　千代一

下諏訪町長　　青　木　　悟

富士見町長　　小　林　一　彦

原　村　長　　五　味　武　雄

公益財団法人　日本財団
会　　長　　笹　川　洋　平

○災害用備蓄医薬品の保管に関する覚書

諏訪市（以下「甲」という。）と諏訪赤十字病院（以下「乙」という。）とは、災害用備蓄医薬品（以下「医薬品」という。）を保管することに関し、次のとおり覚書を取り交わす。

（趣旨）
第１条　この覚書は、甲が諏訪市医師会と締結した災害時の医療救護活動に関する協定第８条の規定により、甲が備蓄する医薬品の保管を乙に依頼することについて、その必要な事項を定めるものとする。

（医薬品の種類・数量）
第２条　甲が乙に保管を依頼する医薬品の種類・数量は、別紙のとおりとする。

（医薬品の管理）
第３条　乙は、甲から依頼された医薬品を保管するにあたり、乙の医療行為の中で使用期限に配慮し、常に適正な管理に努めるものとする。

（医薬品の受け渡し）
第４条　乙は、甲の指示により、いかなる時においても医薬品を引き渡すものとする。

（その他）
第５条　この覚書に定めのない事項、又は覚書について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成９年７月１５日

甲　諏訪市長　　笠原　俊一

乙　諏訪赤十字病院　　島田　　寔

災害時におけるサンリッツロード商店街の利用者、観光客及び就労者等の帰宅困難者に対する建築物の一時使用に関する覚書

諏訪市（以下「甲」という。）とルートインジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、地震等の災害が発生し、サンリッツロード商店街の利用者、観光客及び就労者等の帰宅困難者が発生した際に、サンリッツロード商工連合会による自主防災活動を円滑に行うため、乙の運営する施設の一時使用について、下記の事項について合意したので、ここに覚書を締結する。

記

（目的）

第１条　この覚書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条1号に定める災害（以下、「災害」という。）により、サンリッツロード商店街の利用者、観光客及び就労者等で帰宅困難となった者（以下、「帰宅困難者」という。）の一時避難施設として、乙が、乙の運営する施設を提供することについて、必要な事項を定めるものである。

（一時避難施設の使用）

第２条　乙は、災害が発生した場合、営業に支障をきたさない範囲において、次に掲げる施設（以下、「本件施設」という。）を帰宅困難者の一時避難施設として提供することを承諾する。

施設名称	ホテルルートイン第２諏訪インター
所 在 地	長野県諏訪市中洲２９４０－１

（施設変更等の通知）

第３条　乙は、本件施設の増改築等により本件施設が使用できなくなる等変更が生じたときは、甲にその旨通知する。

（施設使用の要請）

第４条　甲は、災害時において、乙に対し、電話等の通信手段又は直接口頭により、本件ホテルの使用の要請をすることができるものとする。

２．本件施設のうち使用可能な場所、立入可能範囲及び使用方法等については、災害の規模、内容を踏まえ、甲乙協議して決定するものとする。

３．本件施設が一時避難施設としての提供が開始されたときは、甲は、可能な限り甲の職員を本件施設に派遣し、帰宅困難者による本件施設の使用について混乱が生じないよう努めるものとする。

（一時使用の終了）

第５条　本件施設の使用は、次の各号に定める事由が生じたときに終了する。

（１）甲から使用終了の申出があったとき
（２）乙から退去の要請があったとき
２．　帰宅困難者への退去の指示は、甲の責任において実施し、甲は、すみやかに退去を完了させるものとする。
（費用負担）
第６条　この覚書に基づく本件施設の使用は無料とする。
但し、本件施設の客室の利用及びその他の各種ホテルサービスの利用については、この限りではない。
２．前項の定めにかかわらず、帰宅困難者の避難が長時間に及んだ場合、乙は、備蓄している食糧を、避難中の帰宅困難者に可能な範囲で供給するものとする。
　　なお、乙が供給した食糧にかかる費用は、その実費を甲が負担するものとする。

（設備等の滅失、毀損等の取扱い）
第７条　乙は、帰宅困難者が本件施設を一時避難施設として使用する際、災害時の混乱から、避難施設として提供している建物、什器備品及び工作物（以下、「乙の設備等」という。）を損壊する場合があり得ることを予め承諾する。
２．　前項の場合を含め、帰宅困難者が本件施設を一時避難施設として使用した際、本件施設又は乙の設備等を滅失、毀損したときは、甲は、その復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）
第８条　本件施設に帰宅困難者が避難した際に発生した事故については、乙の責に帰すべき事由がある場合を除き、甲が、甲の責任と費用負担において解決するものとし、乙に金銭的負担その他一切の迷惑をかけないものとする。

（有効期間）
第９条　この覚書の有効期間は、覚書締結の日から1年間とする。
但し、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による特段の意思表示のないときは、本覚書を1年間同一条件をもって自動的に更新するものとし、以後同様とする。

（協議事項）
第１０条　この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

以　上

　以上の合意の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各１通を保有する。

平成２８年１０月２０日

甲　長野県諏訪市高島一丁目２２番３０号
諏訪市長

乙　東京都品川区大井一丁目３５番３号
ルートインジャパン株式会社
代表取締役

○災害時における協力に関する協定（信州諏訪農業協同組合）

諏訪市（以下「甲」という。）と信州諏訪農業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、諏訪市内に地震その他の災害が発生した場合において、乙が第３条に定める協力を甲にたいして行い、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。
（用語の定義）
第２条　この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める被害をいう。
（協力の内容）
第３条　乙は、諏訪市内に災害が発生したときは、甲の要請に基づき、次の各号の協力を行うものとする。ただし、協力の範囲は乙の業務に支障を来さない範囲とする。
（１）諏訪市大字四賀字広瀬橋７８４１番地「信州諏訪農業協同組合本所」における屋内外避難場所の提供
（２）その他乙が可能とする協力
２　乙は、第２条に定める災害以外の災害について、甲の要請があった場合は、可能な限り前項に準じて協力を行うものとする。
（協議）
第４条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各１通を保有する。

平成１９年１２月１３日

甲　諏訪市長　　山田　勝文
乙　信州諏訪農業協同組合
　　代表代理組合長　　小林　信哉

○災害時における協力に関する協定（諏訪湖温泉旅館組合）

諏訪市（以下「甲」という。）と諏訪湖温泉旅館組合（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、諏訪市内に地震その他の災害が発生した場合において、甲が乙に対して災害救助要請を行い、乙が甲の災害救助に協力するこよにより、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力の内容）

第３条　乙は、諏訪市内に災害が発生したときは、甲の要請に基づき、次の各号の協力を行うものとする。ただし、協力の範囲は乙の業務に支障を来さない範囲とする。

（１）屋内外における避難場所の提供

（２）浴場を開放しての入浴の提供

（３）炊き出しを中心とした非常食の提供

（４）その他乙が可能とする協力

２　乙は、第２条に定める災害以外の災害について、甲の要請があった場合は、可能な限り前項に準じて協力を行うものとする。

３　甲は、諏訪市内に災害が発生し、乙の協力が必要となる場合、乙の事務局を介して協力の要請を行うものとする。

（補足）

第４条　乙は、この協定に協力できる組合員の把握に努めることとする。

（協議）

第５条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各１通を保有する。

平成１９年１２月１３日

甲　諏訪市長　　山田　勝文

乙　諏訪湖温泉旅館組合
理 事 長　　上條　　潔

○災害時における協力に関する協定（株式会社おぎのやドライブイン）

諏訪市（以下「甲」という。）と株式会社おぎのやドライブイン諏訪インター店（以下「乙」という。）とは、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、諏訪市内に地震その他の災害が発生した場合において、乙が第３条に定める協力を甲にたいして行い、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力の内容）

第３条　乙は、諏訪市内に災害が発生したときは、甲の要請に基づき、次の各号の協力を行うものとする。ただし、協力の範囲は乙の業務に支障を来さない範囲とする。

（１）諏訪市沖田町４－３９「株式会社おぎのやドライブイン諏訪インター店」における屋内外避難場所の提供

（２）その他乙が可能とする協力

２　乙は、第２条に定める災害以外の災害について、甲の要請があった場合は、可能な限り前項に準じて協力を行うものとする。

（協議）

第４条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各１通を保有する。

平成１９年１２月１３日

甲　諏訪市長　　山田　勝文

乙　株式会社おぎのやドライブイン
諏訪インター店
ゼネラルマネージャー　笹井　賢二

○災害時における協力に関する協定（湖泉荘）

諏訪市（以下「甲」という。）と湖泉荘（以下「乙」という。）とは、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、諏訪市内に地震その他の災害が発生した場合において、乙が第３条に定める協力を甲にたいして行い、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力の内容）

第３条　乙は、諏訪市内に災害が発生したときは、甲の要請に基づき、次の各号の協力を行うものとする。ただし、協力の範囲は乙の業務に支障を来さない範囲とする。

（１）諏訪市湖岸通り１丁目１３－８「湖泉荘」における屋内外避難場所の提供

（２）その他乙が可能とする協力

２　乙は、第２条に定める災害以外の災害について、甲の要請があった場合は、可能な限り前項に準じて協力を行うものとする。

（協議）

第４条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各１通を保有する。

平成１９年１２月１３日

甲　諏訪市長　　山田　勝文

乙　湖泉荘
　　支配人　　林　　清

○災害時における協力に関する協定

諏訪市（以下「甲」という。）とルートインジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、諏訪市内に地震その他の災害が発生した場合において、乙が第３条に定める協力を甲に対して行い、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力の内容）

第３条　乙は、諏訪市内に災害が発生したときは、甲の要請に基づき、次の各号の協力を行うものとする。ただし、協力の範囲は乙の業務に支障を来さない範囲とする。

(1)　諏訪市中洲２９４０－１「ホテルルートイン第２諏訪インター」における屋内外避難場所の提供

(2)　諏訪市とサンリッツロード商工連合会との「災害時における応急措置に関する協定」に基づく、サンリッツロード商工連合会による自主防災活動への協力。ただし、協力内容については「災害時におけるサンリッツロード商店街の利用者、観光客及び就労者等の帰宅困難者に対する建築物の一時使用に関する覚書」による。

(3)　その他乙が可能とする協力

（協議）

第４条　この協定に定めない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各１通を保有する。

平成２８年１０月２０日

甲　長野県諏訪市高島一丁目２２番３０号
諏訪市長

乙　東京都品川区大井一丁目３５番３号
ルートインジャパン株式会社
代表取締役

○災害時における協力に関する協定書

諏訪市（以下「甲」という。）と第一精密工業協同組合（以下「乙」という。）は災害時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、諏訪市内に地震その他の災害が発生した場合において、乙が第3条に定める協力を甲に対して行い、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力の内容）

第３条　乙は、諏訪市内で災害が発生したときは、甲の要請に基づき、次の各号の協力を行うものとする。ただし、協力の範囲は乙及び乙に加入する組合員事業者の業務に支障をきたさない範囲とする。

（１）乙に加入する組合員事業者における屋内外避難場所の提供

（２）その他乙が可能とする協力

２　乙は、前条に定める災害以外の災害について、甲の要請があった場合は、可能な限り協力を行うものとする。この場合においてその協力の内容は、前項各号に定める協力に準じるものとする。

（協議）

第４条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各１通を保有する。

令和２年１０月７日

甲　　諏訪市長

乙　　第一精密工業協同組合
理事長

○災害時における避難所等としての施設利用に関する協定

諏訪市（以下「甲」という。）と長野県諏訪清陵高等学校（以下「乙」という。）とは、市内において大規模な地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙が管理する施設を指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難所等」という。）として利用することに関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害時において甲が乙に対して、乙の管理する施設（以下「施設」という。）の一部を避難所等として指定し利用することについて、必要な事項を定めるものとする。
２　前項に規定する利用する施設の一部は、大体育館、小体育館、トレーニングルーム、格技室、トイレ等をいい、具体的な場所や設備等については予め双方協議の上決定する。
（避難所等の開設）
第２条　甲は、市の保有する指定避難所での収容が困難となることが見込まれる場合、災害時の被害状況に応じて施設を避難所等として開設することができる。
（応急危険度判定の実施）
第３条　甲は、施設を避難所等として利用する場合、当該施設が災害等により被害を受けているときは、施設の安全性を確認するため早急に応急危険度判定を行うものとする。
（開設の要請）
第４条　甲は、前条に基づき避難所等を開設する場合は、事前にその旨を避難所等開設要請書で、乙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は事前の要請書の交付を要しないものとし、その後、速やかに要請書を交付する。
２　乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲で応じるものとする。
３　乙は、甲が施設に避難所等を開設する以前に市民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨通報するものとする。
（避難所等の開設・運営管理）
第５条　災害時の避難所等の開設・運営管理は、甲の責任において行うものとし、甲は、避難所等の状況を勘案し、これに要するスタッフ（市職員、ボランティア、その他関係者）を適切に配置するものとする。
２　甲は、避難所等を開設している期間に応じて、支援物資（飲料水、食料品、生活必需品等をいう。）の手配を行うとともに、平等かつ能率的な配給を実施するものとする。
３　避難所の開設・運営管理について、可能な範囲で乙は甲に協力するものとする。
（費用の負担）
第６条　避難所等の開設・運営管理に係る費用及び避難者により避難所等に生じた損害は、甲が負担するものとし、乙は施設を無償で提供するものとする。
（開設の期間）
第７条　避難所等の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して避難所等利用期限延長申請書により、期間の延長を申請するものとする。
（避難所等解消への努力）
第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。
（避難所等の終了）

第９条　甲は、施設の避難所等としての利用を終了するときは、乙に避難所等利用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の１月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き１年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有するものとする。

令和　４　年　１　月　１３　日

（甲）　諏訪市高島１丁目２２番３０号

諏　訪　市　長

（乙）　諏訪市清水一丁目１０番１号

長野県諏訪清陵高等学校

学　校　長

○災害時における避難所等としての施設利用に関する協定

諏訪市（以下「甲」という。）と長野県諏訪二葉高等学校（以下「乙」という。）とは、市内において大規模な地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙が管理する施設を指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難所等」という。）として利用することに関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害時において甲が乙に対して、乙の管理する施設（以下「施設」という。）の一部を避難所等として指定し利用することについて、必要な事項を定めるものとする。
２　前項に規定する利用する施設の一部は、大体育館、小体育館、格技室、便所等、ピロティ、駐車場等をいい、具体的な場所や設備等については予め双方協議の上決定する。
（避難所等の開設）
第２条　甲は、市の保有する指定避難所での収容が困難となることが見込まれる場合、災害時の被害状況に応じて施設を避難所等として開設することができる。
（応急危険度判定の実施）
第３条　甲は、施設を避難所等として利用する場合、当該施設が災害等により被害を受けているときは、施設の安全性を確認するため早急に応急危険度判定を行うものとする。
（開設の要請）
第４条　甲は、前条に基づき避難所等を開設する場合は、事前にその旨を避難所等開設要請書で、乙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は事前の要請書の交付を要しないものとし、その後、速やかに要請書を交付する。
２　乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲で応じるものとする。
３　乙は、甲が施設に避難所等を開設する以前に市民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨通報するものとする。
（避難所等の開設・運営管理）
第５条　災害時の避難所等の開設・運営管理は、甲の責任において行うものとし、甲は、避難所等の状況を勘案し、これに要するスタッフ（市職員、ボランティア、その他関係者）を適切に配置するものとする。
２　甲は、避難所等を開設している期間に応じて、支援物資（飲料水、食料品、生活必需品等をいう。）の手配を行うとともに、平等かつ能率的な配給を実施するものとする。
３　避難所の開設・運営管理について、可能な範囲で乙は甲に協力するものとする。
（費用の負担）
第６条　避難所等の開設・運営管理に係る費用及び避難者により避難所等に生じた損害は、甲が負担するものとし、乙は施設を無償で提供するものとする。
（開設の期間）
第７条　避難所等の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して避難所等利用期限延長申請書により、期間の延長を申請するものとする。
（避難所等解消への努力）
第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。
（避難所等の終了）

第９条　甲は、施設の避難所等としての利用を終了するときは、乙に避難所等利用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の１月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き１年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有するものとする。

令和　４　年　１　月　１３　日

（甲）　諏訪市高島１丁目２２番３０号

諏　訪　市　長

（乙）　諏訪市岡村２－１３－２８

長野県諏訪二葉高等学校

学　校　長

○災害時における避難所等としての施設利用に関する協定

諏訪市（以下「甲」という。）と長野県諏訪実業高等学校（以下「乙」という。）とは、市内において大規模な地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙が管理する施設を指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難所等」という。）として利用することに関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害時において甲が乙に対して、乙の管理する施設（以下「施設」という。）の一部を避難所等として指定し利用することについて、必要な事項を定めるものとする。
２　前項に規定する利用する施設の一部は、大体育館、小体育館、格技室、便所等、駐車場等をいい、具体的な場所や設備等については予め双方協議の上決定する。
（避難所等の開設）
第２条　甲は、市の保有する指定避難所での収容が困難となることが見込まれる場合、災害時の被害状況に応じて施設を避難所等として開設することができる。
（応急危険度判定の実施）
第３条　甲は、施設を避難所等として利用する場合、当該施設が災害等により被害を受けているときは、施設の安全性を確認するため早急に応急危険度判定を行うものとする。
（開設の要請）
第４条　甲は、前条に基づき避難所等を開設する場合は、事前にその旨を避難所等開設要請書で、乙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は事前の要請書の交付を要しないものとし、その後、速やかに要請書を交付する。
２　乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲で応じるものとする。
３　乙は、甲が施設に避難所等を開設する以前に市民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨通報するものとする。
（避難所等の開設・運営管理）
第５条　災害時の避難所等の開設・運営管理は、甲の責任において行うものとし、甲は、避難所等の状況を勘案し、これに要するスタッフ（市職員、ボランティア、その他関係者）を適切に配置するものとする。
２　甲は、避難所等を開設している期間に応じて、支援物資（飲料水、食料品、生活必需品等をいう。）の手配を行うとともに、平等かつ能率的な配給を実施するものとする。
３　避難所の開設・運営管理について、可能な範囲で乙は甲に協力するものとする。
（費用の負担）
第６条　避難所等の開設・運営管理に係る費用及び避難者により避難所等に生じた損害は、甲が負担するものとし、乙は施設を無償で提供するものとする。
（開設の期間）
第７条　避難所等の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して避難所等利用期限延長申請書により、期間の延長を申請するものとする。
（避難所等解消への努力）
第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。
（避難所等の終了）

第９条　甲は、施設の避難所等としての利用を終了するときは、乙に避難所等利用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の１月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き１年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有するものとする。

令和　４　年　１　月　１３　日

（甲）　諏訪市高島１丁目２２番３０号

諏　訪　市　長

（乙）　諏訪市清水三丁目３６６３番地の３

長野県諏訪実業高等学校

学　校　長

○災害時における避難所等としての施設利用に関する協定

諏訪市（以下「甲」という。）と長野県福祉大学校（以下「乙」という。）とは、市内において大規模な地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙が管理する施設を指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難所等」という。）として利用することに関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において甲が乙に対して、乙の管理する施設（以下「施設」という。）を避難所等として指定し利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（避難所等の開設及び利用範囲）

第２条　甲は、市の保有する避難所等での収容が困難となることが見込まれる場合、災害時の被害状況に応じて施設を避難所等として開設することができる。

２　避難所等の用途に利用する場所は、別紙「長野県福祉大学校避難所範囲図」に示すとおりとし、その他の場所については、その都度双方協議の上決定する。

３　施設について、避難所等としての利用と諏訪合同庁舎の防災拠点の代替施設としての利用が競合するときは、甲の責任において調整を図るものとする。

（応急危険度判定の実施）

第３条　甲は、施設を避難所等として利用する場合、当該施設が災害等により被害を受けているときは、施設の安全性を確認するため早急に応急危険度判定を行うものとする。

（開設の要請）

第４条　甲は、第２条の規定により避難所等を開設する場合は、事前にその旨を避難所等開設要請書で、乙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭によるものとし、その後、速やかに要請書を交付する。

２　乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲で応じるものとする。

３　乙は、甲が施設に避難所等を開設する以前に市民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨通報するものとする。

（避難所等の開設・運営管理）

第５条　災害時の避難所等の開設・運営管理は、甲の責任において行うものとし、甲は、避難所等の状況を勘案し、これに要するスタッフ（市職員、ボランティア、その他関係者）を適切に配置するものとする。

２　甲は、避難所等を開設している期間に応じて、支援物資（飲料水、食料品、生活必需品等をいう。）の手配を行うとともに、平等かつ能率的な配給を実施するものとする。

３　避難所の開設・運営管理について、可能な範囲で乙は甲に協力するものとする。

（費用の負担）

第６条　避難所等の開設・運営管理に係る費用及び避難者により施設に生じた損害は、甲が負担するものとし、乙は施設を無償で提供するものとする。

（開設の期間）

第７条　避難所等の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して避難所等利用期限延長申請書により、期間の延長を申請するものとする。

（避難所等解消への努力）

第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

（避難所等の終了）

第９条　甲は、施設の避難所等としての利用を終了するときは、乙に避難所等利用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の１月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き１年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各１通を保有するものとする。

令和　４　年　１　月　１３　日

（甲）　諏訪市高島１丁目２２番３０号

諏　訪　市　長

（乙）　諏訪市清水２－２－１５

長野県福祉大学校

学　校　長

〔様　式　等〕

○ 被害認定基準

被害種類	認　定　基　準
死　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは１月未満で治療できる見込みのものとする。
住　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 （全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	り災世帯の構成員とする。

○被害状況報告等の様式

様式第１号　　災害関係指令（指示）書

<table>
<tr><td colspan="5">災害関係指令（指示）書</td><td colspan="3">NO.</td></tr>
<tr><td>本　部　長</td><td>副本部長</td><td>部　　長</td><td>副　部　長</td><td>班　　長</td><td>副　班　長</td><td>班</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">発令日時</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td colspan="3">前
午　　時　　分
後</td></tr>
<tr><td colspan="2">発令者</td><td colspan="2"></td><td>宛先</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>指示内容</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="12">処理</td><td colspan="2">伝達者</td><td colspan="3"></td><td>印</td></tr>
<tr><td rowspan="11">連絡先</td><td>連絡先</td><td>時間</td><td>連絡先</td><td colspan="2">時間</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

様式第2号　　災害関係活動報告書

<table>
<tr><td colspan="8">災害関係活動報告書</td></tr>
<tr><td>本　部　長</td><td>副本部長</td><td>部　　長</td><td>副　部　長</td><td>班　　長</td><td>副　班　長</td><td colspan="2">班</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>発信日時</td><td colspan="3">年　　月　　日</td><td colspan="4">前
午　　時　　分
後</td></tr>
<tr><td>発信者</td><td colspan="3"></td><td>受信者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>1. 報告者</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>2. 報告先</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>3. 報告内容</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>4. 処理計画</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>

様式第3号の1　　気象予警報等受領伝達書

気象予警報等受領伝達用紙					NO.	
市　長	副市長	部　長	課　長	係　長	係	受付者
接受日時	年　月　日			前 午 後	時　分	
発信者				受信者		
予警報の内容						
処理伺	次の機関へ連絡したい。			連絡者	処理済印	

機関名	処理経過		機関名	処理経過	
	連絡時刻	受信者		連絡時刻	受信者

様式第３号の２

<table>
<tr><td colspan="5">気象予警報等受領伝達用紙</td><td colspan="3">NO.</td></tr>
<tr><td>市　　長</td><td>副　市　長</td><td>部　　長</td><td>課　　長</td><td>係　　長</td><td>係</td><td>受　付　者</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">接受日時</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td colspan="3">前
午　　時　　分
後</td></tr>
<tr><td colspan="2">発信者</td><td colspan="2"></td><td>受信者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">①発表日時</td><td colspan="5">年　　月　　日　　前
午　　時　　分
後</td></tr>
<tr><td colspan="3">②気象予警報等の名称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="3">③発令・解除の別</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">気象の現況及び予想の内容</td><td colspan="2">④気象の現状</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">今後の予想</td><td>⑤いつ</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>⑥
どこで
・
どの程度</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>⑦風</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">⑧災害のおそれ</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="3">⑨特記事項</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">処理伺</td><td colspan="7">次の機関に連絡したい。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">機関名</td><td colspan="3">処理経過</td><td rowspan="2">機関名</td><td colspan="3">処理経過</td></tr>
<tr><td>連絡時刻</td><td>受信者</td><td>発信者</td><td>連絡時刻</td><td>受信者</td><td>発信者</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

様式第３号の３

<table>
<tr><td colspan="5">気象予警報等受領伝達用紙</td><td colspan="2">NO.</td></tr>
<tr><td>市　　長</td><td>副　市　長</td><td>部　　長</td><td>課　　長</td><td>係　　長</td><td>係</td><td>受　付　者</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>接受日時</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td colspan="4">前
午　　時　　分
後</td></tr>
<tr><td>発信者</td><td colspan="2"></td><td>受信者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>予警報の名称</td><td colspan="2">火災気象通報
（長野地方気象台発表）</td><td>発表日時</td><td colspan="3">年　　月　　日
午 前
後　　時　　分</td></tr>
<tr><td rowspan="13">予警報の内容</td><td colspan="6">（　　）では、空気が乾燥してきましたので通報します。</td></tr>
<tr><td colspan="6">今日の実効湿度は（　　）%、最小湿度（　　）%</td></tr>
<tr><td colspan="6">最大風速は（　　）mの見込みです。</td></tr>
<tr><td colspan="6">なお（　　）現在</td></tr>
<tr><td colspan="6">長野（　　）の風（　　）m、湿度（　　）%</td></tr>
<tr><td colspan="6">松本（　　）の風（　　）m、湿度（　　）%</td></tr>
<tr><td colspan="6">飯田（　　）の風（　　）m、湿度（　　）%</td></tr>
<tr><td colspan="6">諏訪（　　）の風（　　）m、湿度（　　）%</td></tr>
<tr><td colspan="6">軽井沢（　　）の風（　　）m、湿度（　　）%です。</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">処理伺</td><td colspan="3">次の機関に連絡済</td><td>連絡者</td><td colspan="2">処理済印</td></tr>
<tr><td rowspan="2">機関名</td><td colspan="2">処理経過</td><td rowspan="2">機関名</td><td colspan="2">処理経過</td></tr>
<tr><td>連絡時刻</td><td>受信者</td><td>連絡時刻</td><td>受信者</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

様式第４号　　災害情報等受領書

<table>
<tr><td colspan="8">災害情報等受領用紙</td></tr>
<tr><td>市　　長</td><td>副　市　長</td><td>部　　長</td><td>課　　長</td><td>係　　長</td><td colspan="2">係</td><td>受　付　者</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">接受日時</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td colspan="4">前
午　　時　　分
後</td></tr>
<tr><td colspan="2">発令者</td><td colspan="2"></td><td>受信者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">災害情報の名称</td><td colspan="2"></td><td>発表日時</td><td colspan="3">月　日午前
後　時　分</td></tr>
<tr><td>情報の内容</td><td colspan="7">注　被害報告においては、内容、被害量（棟数又は面積）、世帯数、人員、被害額等を出来る限りにおいて記載されたい。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">処理伺</td><td colspan="7">次により処理してよろしいか伺います。</td></tr>
<tr><td colspan="7">処理の概要</td></tr>
<tr><td rowspan="2">機関名</td><td colspan="2">処理経過</td><td rowspan="2">機関名</td><td colspan="2">処理経過</td></tr>
<tr><td>連絡時刻</td><td>受信者</td><td>連絡時刻</td><td>受信者</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

様式第５号

地区別被害状況調査表

災害名	
市町村名	諏訪市

調査時刻	
報告時刻	

区分／地区名	人的被害(人)					住家被害																地区全体		備考
	死者	行方不明	重傷	軽傷	計	全壊(焼)			半壊(焼)			一部破損			床上浸水			床下浸水			世帯	人	
						棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人			
合計																								

様式第6号　　世帯別被害状況調査票

世帯別災害状況調査表

日時	平成　年　月　日　時			立会人	TEL(　　)			部長			班長		地区名							
管区	第　　管区																			
整理番号	建物区分	住所	番地	アパート名	事業所名	事業区分	世帯主氏名	年齢	世帯人数	世帯主職業	被害状況								備考	調査員名
											建物被害		商品製品等	人的被害						
											判定	被害状況		死亡	行方不明	重傷	軽傷			
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				
計					一部損壊		住宅			非住宅			空家							

○建物区分ア：居住している専用住宅　イ：店舗等併用している居住住宅　ウ：店舗、工場、倉庫等　エ：空家
○世帯主職業区分　A：会社員等　B：自営業　C：農業　D：無職

様式第７号　　国民健康保険診療施設被害状況報告

国民健康保険診療施設被害状況報告(中間・確定)								
災害の名称				災害発生年月日	年　月　日　時			
施設の名称				保険者名				
報告の時限	月　日　時現在			発受信時刻	日　時　分			
発信者	(　)			受信者	(　)			
		被害状況			復旧費(見込)			備考
		坪数又は品目	金額(千円)	損害の程度	員数(A)	単価(B)	金額A×B(千円)	災害救助法適用の有無
建物	診察棟							
	病棟							
	給食棟							
	医師住宅							
	看護宿舎							
	その他							
設備	医療器械							
	X線							
	医療用備品							
	医療外備品							
	患者輸送車							
	応新車							
	薬品類							
	その他							

注:被害程度は全壊・流出・一部損壊・床上浸水・床下浸水。埋没等に区分して記載すること。

様式第8号　　急傾斜地の崩壊等による被害状況報告

急傾斜地の崩壊等による被害状況報告 第　　報(　　月　　日　　時現在)							
場所				ふりがな 区域名			
発生日時	月　　日		時	異常気象名			
原因	連続雨量	mm	月　日　時 ～　月　日　時（観測所）				
	日雨量	mm	月　日　時 ～　月　日　時				
	最大時間雨量	mm	日　時 ～　月　日　時				
	その他概況						
斜面の種類	自然斜面 ・ 人口斜面		概況平面図		縦断図		
拡大の見込み	有 ・ 無						
保全対象 人家戸数	戸						
崩壊の状況	高さ　m 幅　m						
	面積　㎡ 勾配　度						
	崩壊又は流出土砂量　㎥						
	その他						
被害の状況	死者・負傷者等	死者　名	行方不明者　名	負傷者　名			
	住宅被害	全壊　戸	半壊　戸	一部損壊　戸			
	公共的建物被害						
	その他の建物被害						
	その他の概況						
応急対策							
適用法律の 施工状況	法令等	有無	法令等	有無			
	急傾斜地法適用区域		急傾斜地崩壊危険実態調査箇所				
	建築基準法による災害危険区域		宅地造成工事規制区域				
	地すべり防災区域(建・林・農)		都市計画法にもとづく開発許可制度の適用区域				
	砂防指定地		旧住宅地造成事業に関する法律の適用区域				
	保安林		宅造基準条例の適用区域				
	災害対策基本法防災計画区域		その他				
備考							
受送信	月　　日　　時	送信者名		受信者名			

様式第9号　　り災者台帳

り災者台帳

り災区分			番号				
り災者住所							
世帯主職業氏名							
り災事項	災害の原因						
	り災年月日		年　月　日				
	り災場所						
	り災状況	住宅					
		その他の家屋					
		家財					
		生命					
		その他					
世帯人員	氏名		続柄	性別	年令	学年	摘要
備考							

(注)　1　り災者住所、職業、氏名欄は世帯主氏名を記載する。

2　負傷者等については、それぞれ氏名欄の摘要に記載する。

月　　日	援護状況等

(注)　援護状況等欄には、救助用支給物資の内訳、仮設住宅、生業資金、医療救助等救助内容及び義援金品の内容を記載する。

様式第１０号−１

（整理番号）

り 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢

罹災原因	

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	□全壊　□大規模半壊　□中規模半壊　□半壊　□準半壊　□準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	

様式第１０号-２

被 災 届 出 証 明 申 請 書

令和　　年　　月　　日

諏 訪 市 長　　様

（申請者：窓口に来た方）
住　　所
氏　　名
電話番号
被災者との関係
□本人　□同居家族　□その他（　　）※要委任状

下記のとおり、被災届出したことを証明願います。なお、証明に必要な情報（住民基本台帳、固定資産税課税台帳等）を閲覧することに同意します。

使 用 目 的	□保険請求 □その他（　　）	必要枚数	通
提　出　先			
申請者と被災物件との関係	所有物件　　親族所有物件　　借物件 その他（　　）		
被 災 年 月 日	令和　　年　　月　　日		
被 災 原 因	による		
被災物件所在地等	諏訪市　　店舗・会社名		
被災物件種類	□非住家　□工作物　□家財　□車両　□事業資産　□その他（　　）		
被災の内容			
添 付 書 類	□被災物件の写真		

被 災 届 出 証 明 書

第　　号

上記のとおり被災の届出を受理したことを証明します。
令和　　年　　月　　日

諏 訪 市 長　　金 子　ゆ か り

【注】1.この証明書は被災の状況を市に届け出たという行為を証明するものであり、被災状況の程度を判定するものではありません。
2.この証明書は災害の有無及び他の被害との因果関係を明らかにするものではありません。
3.この証明書は民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

（本人確認：免・個カード・その他＿＿＿＿）

様式第１１号　　避難所収容台帳

避難所収容台帳　諏訪市避難所

責任者印	月日	収容人員	物品使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計						

（注）　1　「収容人員」欄は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は、「記事」欄に記入しておくこと。

2　物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別使用数量を記入すること。

3　他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容機関を「備考」欄に記入すること。

様式第12号　　避難所用物品受払簿
様式第13号　　被災者救出用機械器具燃料受払簿
様式第14号　　たき出しその他による食品給与物品受払簿
様式第15号　　生活必需品用物資受払簿
様式第16号　　給水用機械器具燃料及び上水用薬品資材受払簿
様式第17号　　医薬品衛生材料受払簿
様式第18号　　防疫用資材、薬剤等受払簿
様式第19号　　捜索用機械器具燃料受払簿
様式第20号　　燃料及び消耗品受払簿

救助種目別物資等受払簿

救助の種目別	1. 避難所用物品　2. 被災者救出用機械器具燃料 3. たき出しその他による食品給与物品　4. 生活必需品用物資 5. 給水用機械器具燃料及び上水用薬品資材　6・医薬品衛生材料 7. 防疫用資材、薬剤等　8. 捜索用機械器具燃料 9. 燃料及び消耗品						
年月日	品名	単位 呼称	摘要	受	払	残	備考

（注）　1　「摘要」欄には、購入または受入先及び払出先を記入すること。
　　2　「備考」欄には、購入単価及び購入金額を記入すること。
　　3　最終行欄には、受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

様式第２１号　　避難所設置及び収容状況

避難所設置及び収容状況

避難所の名称	所在地	種別	開設期間	実人員	開設日数	延人員	備考
			月　日から 月　日まで	人	日間	人	
			月　日から 月　日まで	人	日間	人	
			月　日から 月　日まで	人	日間	人	
			月　日から 月　日まで	人	日間	人	
			月　日から 月　日まで	人	日間	人	
			月　日から 月　日まで	人	日間	人	
			月　日から 月　日まで	人	日間	人	
			月　日から 月　日まで	人	日間	人	
			月　日から 月　日まで	人	日間	人	
			月　日から 月　日まで	人	日間	人	
			月　日から 月　日まで	人	日間	人	
			月　日から 月　日まで	人	日間	人	
計		既存建物					
		野外仮設					

（注）　1　「種別」欄には、既存建物利用の場合と野外仮設の場合と区分すること。

2　「計」欄には、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

様式第２２号　　被災者救出状況記録簿

被災者救出状況記録簿

年月日	救出地区	救出人員	救出用機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有者(管理者) 氏　　名		
						円	

(注)　1　救出用具機械器具は借上費の有無償の別を問わず記入するものとし有償による場合のみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。

様式第23号　　被災者救出用機械器具修繕簿
様式第24号　　給水用機械器具修繕簿
様式第25号　　捜索用機械器具修繕簿

機械器具修繕簿

救助の種目別	1. 被災者救出用　2. 給水用　3. 捜索用					
機械器具の名称	所有者(管理者) 氏　　名	故障年月日	故障の概要	修繕年月日	修繕費	備考

(注)　「故障の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

様式第26号　　応急用米穀配給割当申請書

応急用米穀配給割当申請書

年　月　日

申請者住所

氏名

長野県知事　　殿

応急用米穀の配給について下記のとおり配給願いたく申請します。

記

1　受給者(代表者)　住所

氏名

2　所要数量　kg

3　対象人員及び日数

4　対象延人員

5　1人1日(1食)当り配給基準量

6　事由(月日、場所、災害等の内容)

7　買受小売販売業者、住所、氏名

様式第27号　　たき出し受給者名簿

世帯主 氏名	家族数	給与内訳						備考
		月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	合計	
		朝 昼 夕	朝 昼 夕	朝 昼 夕	朝 昼 夕	朝 昼 夕		
計								
品名	単位呼称	日別使用料					合計	
精米	kg							

(注)　1　朝、昼、夕欄には、支給食数を記入すること。

2　他市町村の住民であるときは、その住所を「備考」欄に記入しておくこと。

様式第29号　　炊き出し用物品借用簿

たき出し用物品借用簿

品名	数量	期間	金額	所有者(管理者) 氏　　名	使用避難所の 名称	備考
			円			
			円			
			円			
			円			
			円			
			円			
			円			
			円			
			円			
			円			
			円			
			円			
			円			
			円			

(注)　「期間」欄は「○月○日から○月○日まで○日間」と記入すること。

様式第30号　　物資購入（配分）計画表

物資購入（配分）計画表

被害別 / 品名		全壊（焼）				流出				半壊（焼）				床上浸水				計				備考	
		数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額		
	単価				円				円				円				円				円		
計																							

（注）　1　「品名」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。

2　各品目ごとの「備考」欄に県調達分と市調達分を明らかにしておくこと。

様式第３１号　　物資給与及び受領簿

物資給与及び受領簿

住家被害程度区分		給与の基礎となった世帯構成員数	人	災害発生時 世帯構成員数　　人 うち死亡者数

被害救助用物資として、下記のとおり受領しました。

年　　月　　日

住所

世帯主　　氏名　　㊞

給与年月日	品名	数量	備考	給与年月日	品名	数量	備考

(注)　　り災者の受領年月日は、その世帯に対し最後に給与された物資の受領年月日とすること。

様式第32号　　救助用物資引継書

救助用物資引継書

引継者機関名　　職氏名　　㊞

引受者機関名　　職氏名　　㊞

救助物資を次のとおり引継ました。

記

1　引継日時

2　引継場所

3　引継物資　　次表のとおり(車両番号)

物資名	単位	輸送数量	引継数量	差引 過不足数	過不足を生じた理由 その他

様式第33号　　飲料水供給記録簿

飲料水供給記録簿

供給年月日	供給地区	対象人員	給水用機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有者(管理者) 氏名		

(注)　1　「対象人員」欄の人員数は、概数でもよい

2　給水用機械器具は借上費の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に借上額を記入すること。

様式第34号　　応急仮設住宅入居者台帳

応急仮設住宅入居者台帳

住宅番号	住所	世帯主氏名	家族数	入居年月日	敷地区分	摘要
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						

（注）　1　「住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、参考として、簡単な図面を作成し、添付する。

2　「住所」欄は、被災前の住所を記入すること。

3　「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。

4　「敷地区分」欄は、公私有別とし有無償の別をも明らかにしておくこと。

5　「摘要」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

様式第35号　　住宅応急修理記録簿

住宅応急修理記録簿

住所	世帯主 氏名	職業	家族数	修理概要	着工 年月日	完成 年月日	修理費	備考

様式第36号　　救護班活動状況

救護班活動状況

期間	診療患者数	死体検案数	班の編成	班長職氏名	備考
月　日から 月　日まで 日間					

(注)　1　「診療患者数」欄は、延人員を記入すること。
　　2　「班の編成」欄は、職種で人員数を記入すること。

様式第37号　　診療記録

救護班診療記録

救護班

班長　医師　氏名　　㊞

年月日	住所	患者氏名	年令	病名	措置概要	備考

様式第38号　　医薬品衛生資機材料使用簿

医薬品衛生資機材料使用簿

救護班

班長　医師　氏名　　㊞

医薬品衛生資機材料名	単位呼称	単価	摘要	受	払	残	備考

(注)　1　本簿は救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を明らかにするものである。

2　「摘要」欄には、受入先を記入する。

3　「備考」欄には払高数量(使用数量)に対する金額を記入しておくこと。

様式第39号　　病院診療所医療実施状況

病院診療所医療実施状況

町名	診察機関名	診療期間	診察人員		診察報酬点数	金額	備考
			入院	通院			

（注）　「診察人員」欄は、延人員数記入すること。

様式第40号　　助産台帳

助産台帳

分べん者			分べんの日時場所	助産機関名	期間	金額	備考
住所	氏名	年令					

様式第４１号　　防疫活動状況報告

防疫活動状況報告

期間	実施地区	措置概要	班の編成	班長職氏名	備考

（注）　「班の編成」欄は、職種でその人員数を記録すること。

様式第42号　　患者台帳

患者台帳

番号			
住所			
氏名		性別	
職業			
生年月日		年令	
病名			
り患年月日			
り患場所			
措置概要			
備考			

様式第４４号　　死体捜索状況記録簿

死体捜索状況記録簿

年月日	捜索地区	捜索死体				金額	備考
			名称	数量	所有者(管理者) 氏名		

(注)　捜索用機械器具は、借上賃の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合にのみその借上賃を金額欄に記入すること。

様式第45号　　死体処理台帳

死体処理台帳

死亡年月日	死亡原因	死体発見の日時及び場所	死亡者		遺族		洗浄等の処理費			死体一時保存の場所及び保存の期間	備考
			住所氏名	年令	住所氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額		

(注)　捜索用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合にのみその借上費を金額欄に記入すること。

様式第46号　　埋葬台帳

埋葬台帳

死亡年月日	死亡原因	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
			住所氏名	年令	住所氏名	死亡者との関係	棺（付属品を含む）	埋葬又は火葬	骨箱	計	

（注）　1　埋葬を行ったものが市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入しておくこと。

2　市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に記入しておくこと。

3　埋葬を行った者に、埋葬費支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入しておくこと。

様式第47号　　障害物除去該当世帯調

障害物除去該当世帯調

番号	り災台帳番号	氏名	職業	住所	家族人員		生活程度	被害程度	障害物の状況	備考
					人員数	同左中可働者				
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										

(注)　1　番号は優先順位とする。

2　生活程度は、上、中、下、保護世帯に区分して記載する。

3　被害程度は、半失、床上浸水に区分して記載する。

4　障害物の状況は、具体的に記載する。

様式第48号　　障害物除去状況記録簿

障害物除去状況記録簿

住宅被害程度区分	住所	氏名	職業	家族数	除去を要すべき状態の概要	除去に要した期間	金額	備考

様式第48号　　輸送記録簿

輸送記録簿

年月日	目的	輸送区間		使用車両船舶等		輸送担当者	金額	備考
		区間	距離	種類	台数			

(注)　1　市による場合とその他の場合に区分し別項とすること。
2　「目的」欄は、主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
3　県又は市の車両等による場合は、「輸送担当者」欄に車両番号を記入すること。
4　借上車両等による場合は、有無償の別を問わず記入すること。
5　「金額」欄は、運送費又は車両等の借上費を記入すること。

様式第49号　　修繕費支払簿

修繕費支払簿

輸送年月日	目的	故障年月日	故障場所	故障車両等		故障の概要	修繕年月日	修繕費	備考
				名称番号	所在者氏名				

(注)　1　市による場合とその他の場合に区分して別項とすること。

2　「故障の概要」欄は故障の原因及び故障箇所を記入すること。

様式第50号　　臨時雇用作業員勤務状況表

臨時雇用作業員勤務状況表

住所	氏名	年令	単価	月分										基本賃金		割増賃金		計	受領印
				日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日数	金額	時間	金額		
計	名				名														
					名														

上記のとおり勤務したことを証明する。

年　月　日

職氏名　　㊞

(注)　1　救助種目ごとに別冊又は別項とする。

2　時間外勤務に従事させた場合は、その時間数を「日別」欄に記入しておく。

様式第５１号　　被害児童・生徒名簿

被害児童・生徒名簿

住家の被災区分	学校名	額年	自動・生徒名	親戚者住所	親権者氏名	備考

様式第52号　　被害教科書一覧表

小
　　学校被害教科書一覧表
中

教科書名	被害数	残余数	購入数	単価	金額	備考

(注)　本表は小・中学校ごとに作成すること。

様式第53号　　学校用購入(配分)計画表

学校用購入(配分)計画表

品名	小中学 / 区分 / 単価	小学生						中学生						合計		備考
		全壊流出分			半壊床上浸水分			全壊流出分			半壊床上浸水分					
		児童数	数量	金額	児童数	数量	金額	児童数	数量	金額	児童数	数量	金額	数量	金額	
計																

(注)　1　本表は、学用品のうち、文房具及び通学用品のみとすること。

2　県調達分があるときは、その旨を各品目ごとの「備考」欄に明らかにしておくこと。

様式第５４号　　学校用交付簿

学校用交付簿

住家の被災区分	学年	学童生徒氏名	親権者住所	親権者氏名	受領印	給与品内訳								給与年月日	備考
						教科書	教材	ノート	鉛筆	筆入					

（注）　1　本簿は小中学生別とすること。なお、学校ごと別に作成してもよい

2　親権者からは、別途受領書を徴しておくこと。

様式第55号　　自衛隊派遣要請書

自衛隊派遣要請書

年　月　日

長野県知事　　殿

諏訪市長　　㊞

自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊災害派遣について、下記のとおり要請します。

記

1　災害の状況及び派遣を要請する理由

2　派遣を必要とする期間

3　派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概数及び携行資機材等

4　派遣を希望する区域、作業箇所及び作業内容

5　連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況及びその他参考となるべき事項

6　ヘリポート等の所在

様式第５７号　県様式

１　様式第１号（概況速報）

（表１）

	現　　況　　速　　報		
災害の名称		災害発生日時	
報告の時限		発受信時刻	
発　信　者		受　信　者	

被害の種別	被　害　状　況	
	被害地域又は場所	災　害　の　状　況
人的・住家関係		
農業関係		
林業関係		
公共土木施設関係		
鉄道 通信 電力 水道　施設関係		
その他		
応急対策等の活動状況消防職員・消防団員の出動状況等		

2　様式第２号（人的及び住家の被害）

（表２）

市　町　村

<table>
<tr><td colspan="11">人的及び住家の被害状況報告（発生・中間・確定）</td></tr>
<tr><td colspan="2">災害の名称</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">災害発生の日時</td><td colspan="3">月　日　時</td></tr>
<tr><td colspan="2">災害発生の場所</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="2">災害報告の時限</td><td colspan="3">月　日　時現在</td><td colspan="2">発信機関及び発信担当者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">人的被害</td><td colspan="2">死者</td><td colspan="2">人</td><td rowspan="3">災害の概況</td><td colspan="4" rowspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">行方不明者</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">負傷者</td><td>重傷</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td>軽傷</td><td colspan="2">人</td><td rowspan="2">災害発生の原因</td><td colspan="4" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>小計</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td rowspan="12">住家の被害</td><td rowspan="3">全壊・全焼又は流失</td><td>棟</td><td colspan="2">棟</td><td rowspan="2">救援措置の状況</td><td colspan="4" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td colspan="2">世帯</td></tr>
<tr><td>人員</td><td colspan="2">人</td><td rowspan="3">災害救助法適用の見込み</td><td colspan="4" rowspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">半壊又は半焼</td><td>棟</td><td colspan="2">棟</td></tr>
<tr><td>世帯</td><td colspan="2">世帯</td></tr>
<tr><td>人員</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">一部破損</td><td>棟</td><td colspan="2">棟</td><td rowspan="3">災害対策本部</td><td>名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td colspan="2">世帯</td><td>設置</td><td colspan="3">月　日　時　分</td></tr>
<tr><td>人員</td><td colspan="2">人</td><td>廃止</td><td colspan="3">月　日　時　分</td></tr>
<tr><td rowspan="3">床上浸水</td><td>棟</td><td colspan="2">棟</td><td rowspan="3">その他</td><td colspan="2">消防職員出動延人員</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td>世帯</td><td colspan="2">世帯</td><td colspan="2">消防団員出動延人員</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td>人員</td><td colspan="2">人</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">床下浸水</td><td>棟</td><td colspan="2">棟</td><td colspan="6" rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td colspan="2">世帯</td></tr>
<tr><td>人員</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td colspan="3">非住家の被害(全・半壊)</td><td colspan="2">棟</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

注）　1　「人的被害」欄の「負傷者・重傷」とは、一月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、一月未満で治療できる見込みのものとする。なお、その区分が不明な場合は『調査中』と記載し、負傷者の合計数を「小計」に記載すること。

2　「住家の被害」欄の「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとすること。

3　「住家の被害」欄の「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとすること。

4　「住家の被害」欄の「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとすること。

5　「住家の被害」欄の「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて１棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には２棟とすること。

6　「住家の被害」欄の各被害欄中、棟、世帯、人員欄のいずれかに記載がある場合で、記載された欄以外が不明な場合は『調査中』と記載すること。

7　「災害対策本部」欄には、災害対策基本法（昭和36年法律第228号）第23条の規定により設置した災害対策本部について記載すること。

様式第２－１号（避難指示等避難状況報告）

（表２の１）

	災害発生日時	月　日　時
月　日　時現在	発信時刻	月　日　時

避難場所等の状況

地区名	世帯数	人員	避難場所名	設置地区名	入所世帯数	入所人員
			合計			

3　様式第３号（社会福祉施設被害）（職業訓練施設被害）

（表３の１）

社会福祉施設被害状況報告（職業訓練施設被害状況報告）（中間／確定）			
災害の名称		災害発生日時	年　月　日　時
災害発生場所			
報告の時限	月　日　時現在	発受信時刻	日　時　分
発信者	（　）	受信者	（　）

施設の種類	施設名	被害											
		全壊		流失		半壊		一部破損		床上浸水		床下浸水	
		棟数	被害額（千円）	棟数	被害額（千円）	棟数	被害額（千円）	棟数	被害額（千円）	棟数	被害額（千円）	棟数	被害額（千円）
計													
被害額計	（千円）												

4　様式第４号（農業関係被害）

（表４の１）

災害名		発生日時	月 日 時 分 ～ 日 時 分	発信日時	月　日　時　分
		発信機関（発信者）		受信機関（発信者）	

区分項目	作物名		被害率30％未満		被害率30％以上		合　計			主な被害地区及び被害農作物の種類等
			面積	減収量	面積	減収量	面積	減収量	被害金額	
生産物被害	水稲									
	麦・雑穀・豆類									
	果樹									
	野菜									
	花き									
	特用作物									
	桑									
	その他									
	小計									
	樹体被害	果樹								
		その他（　）								
		小計								
	計									

区分項目	施設名	園芸関係			その他			合　計		
		件数	面積（㎡）	被害金額	件数	面積（㎡）	被害金額	件数	面積（㎡）	被害金額
施設関係	建物									
	温室（ガラス張）									
	プラスチックハウス									
	構築物									
	計									

区分項目	種類名	被害量	被害金額	主な被害地区名	主な被害品目名
その他	家畜				
	畜産物				
	水産物（寒天含む）				
	加工品貯蔵品等				
	蚕繭				
	計				
被害農業者（家）数		戸	特別被害農業者（家）数	戸	

市町村別被害の状況	市町村名	被害面積	減収量	被害金額	市町村名	被害面積	減収量	被害金額	適用			
									合計			
									市町村名			

（注）　記入単位は次のとおりとする。

面積－ha、減収量・被害量－ｔ・千本・千鉢・個・頭・羽・箱、金額－千円

5　様式第５号（林業関係被害）

（表５の１）

課

林業関係被害状況報告（速報　中間　確定）												
災害の名称					災害発生日時　　月　　日							
					報告日時　　月　　日　　時現在							
内容 / 地域		治山（林地崩壊）			治山施設		林道				その他	被害額計千円
		箇所	面積 ha	被害額 千円	箇所	被害額 千円	路線	箇所	延長 m	被害額 千円	被害額 千円	

（表５の４）

４　林産物及び林産施設被害状況（速報、概況、確定）

災害の名称　　調査年月日
災害発生年月日

災害の種類	
災害の発生年月日	
被害調査年月日 被害発生地域 （市町村名）	

(1) 林産物被害

区分			農林業者										その他								合計	
			森林組合合同連合会		農業協同組合同連合会		その他任意団体		個人		計		中小企業等協同組合		会社・個人		その他		計			
			数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
木材	立木 (m³)	天																				
		人																				
	素材 (m³)																					
	製材 (m³)																					
	その他																					
	小計																					
薪炭	薪炭原木 (m³)																					
	木炭 (kg)																					
	薪層積 (m³)																					
	その他																					
	小計																					
特殊林産物	しいたけ (kg)																					
	わさび (kg)																					
	竹材 (束)																					
	小計																					
合計																						
被災者数																						

注 1 木炭出荷調整対策事業による保管木炭が被害を受けた場合には木炭欄の内数として（ ）書きで示すこと。
2 立木は利用伐期令級以上のものを記入する。
3 被害者数等の欄は森林組合等の団体にあってはその組合数、会社及び個人にあっては会社数及び戸数の実数を記入する。
4 県有林（県有造林含む）の被害を、その他欄に内数として（ ）書きで示すこと。

(2) 林産施設被害

区分			その他																										合計		
			中小企業等協同組合								会社・個人								その他								計					
			全壊		半壊		計		埋積土砂量(m³)		全壊		半壊		計		埋積土砂量(m³)		全壊		半壊		計		埋積土砂量(m³)							
			数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	非十賞	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	排十賞	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	排十賞	数量	金額	非十賞	数量	金額	排十賞
木材	木材倉庫(棟)																														
	貯木場(坪)																														
	網場																														
	流送路(km)																														
	木材加工施設	建物(棟)																													
		機械(点)																													
		計																													
木炭	集運材施設																														
	木炭倉庫(棟)																														
	炭窯(基)																														
	木炭加工施設	建物(棟)																													
		炭窯(基)																													
		計																													
	簡易搬送施設																														
特殊林産物	特殊林産倉庫(棟)																														
	わさび育成施設(坪)																														
	しいたけ育成施設(坪)																														
	しいたけほだ木(本)																														
	特殊林産物加工施設	建物(棟)																													
		機械(点)																													
		計																													
合計																															
被災者数等																															

注 1 埋積土砂量の欄は貯木場および流送路についてのみ記入する。
2 被災者数等の欄は、中小企業等協同組合にあってはその組合数、会社、個人にあっては会社数及び戸数の実数を記入する。
3 県有林（県行造林含む）の被害は、その他欄に内数として（ ）書で示すこと。

(3) 林産物間接被害

区分		農林業者										その他								合計	
		森林組合同連合会		農業協同組合同連合会		その他任意団体		会社・個人		計		中小企業等協同組合		会社・個人		その他		計			
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
木材	立木 (m³)																				
	素材 (m³)																				
	製材 (m³)																				
	その他																				
	小計																				
薪炭	薪炭原木 (m³)																				
	木炭 (kg)																				
	薪層積 (m³)																				
	その他																				
	小計																				
特殊林産物	しいたけ (kg)																				
	わさび (kg)																				
	竹材 (束)																				
	小計																				
合計																					
被災者数																					

注 1 道路の決壊橋梁の破損、その他により運搬不能等となった滞貨及び金額を記入する。
2 被災者数等の欄は森林組合等の団体にあってはその組合数、会社及び個人にあっては会社数及び戸数の実数を記入する。

（表６の５）

災害の名称
災害発生年月日
区　　分

５　造竹地等の被害状況（速報、概況、確定）

調査年月日
地方事務所名

森林所有者区分	森林計画区	市町村	被害								要復旧							備考
			人工林				天然林		計		改植			その他			経費計	
			樹種別	齢級別	面　積	被害額	面積	被害額	面積	被害額	面積	単価	経費	面積	単価	経費		
					ha	千円	ha	千円	ha	千円	ha	円	千円	ha	円	千円	千円	
	合　計																	

注　１　区分は火災（被災全域）、病虫獣害（中害以上）、病虫獣害（虫害以上）、その他被害（被害率30％以上）、その他被害（被害率30％未満）に区分し、別葉に作成する。
２　森林所有者区分は、県、市町村、公社、公団、その他及び合計に区分し、記入する。
３　「面積」は、区域面積とし、上段に（　）内数で被害実面積を記入する。
４　市町村ごとに計欄に保安林分を（　）書き内数で記入する。
５　「備考」欄には、復旧事業の種類（要復旧経費のその他の明細）、応急対策等を記入する。
６　「森林計画区」ごとの合計欄に、森林国営保険契約地の齢級別被害面積を（　）書き内数で記入する。

7　様式第７号（土木関係被害）

災　害　総　括　表

（単位：千円）

区分		前回までの報告分								今回報告分		年間の合計	
		自月日至月日	異常気象名	自月日至月日	異常気象名	自月日至月日	異常気象名	自月日至月日	異常気象名	自月日至月日	異常気象名		
		箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
県工事	河川												
	砂防												
	地すべり												
	急傾斜												
	道路												
	橋梁												
	計												
市町村工事	河川												
	道路												
	橋梁												
	計												
合計	河川												
	砂防												
	地すべり												
	急傾斜												
	道路												
	橋梁												
	計												

7　様式第７号（都市施設被害）

都市施設被害状況報告（中間・確定）

災害の名称		災害発生日時	月　日　時
災害発生場所			
報告の時限	日　時現在	発受信時刻	日　時　分
発信者	（　）	受信者	（　）

種別	区分		か所数	被害面積又は延長等	被害金額（千円）	復旧金額（千円）	摘要
都市施設災害	街路						
	都市公園						
	都市排水路						
	公共下水道	排水施設					
		ポンプ場施設					
		処理施設					
	区画整理	街路					
		公園緑地					
		水路					
	防空壕・その他						
	堆積土砂						
	合計						

建物災害及び損害面積	区分	住家(戸)	非住家(戸)	計(戸)	区分	面積（ha）	摘要
	全壊				市街地被害面積		
	半壊				その他被害面積		
	流失				計		
	床上浸水				全市街地面積		
	床下浸水						

状況									
	発火	月　日　時　分	鎮火	月　日　時　分	被災か所				
	風向		風速	最大	m/sec	平均	m/sec	湿度	%

建物災害及び焼失面積	区分	住家(戸)	非住家(戸)	計(戸)	区分	面積（ha）	摘要
	全壊				全市街地		
	半壊				被災面積		
	計						

備考
1　土地区画整理事業を施行する必要が（ある・ない・不明）
2　都市計画との関連（　　）

8　様式第８号（水道施設被害）

（表８の１）

水道施設被害状況報告　（中間／確定）			
災害の名称		災害発生日時	月　日　時
災害発生場所			
報告の時限	月　日　時　現在	発受信時刻	日　時　分
発信者	（　）	受信者	（　）
水道の名称		給水区域及び現在給水人口	（　戸　人）
被害給水区域及び被害給水人口	（　戸　人）		
災害の状況		被害金額	千円
応急措置及び給水現状			

緊急応援の要否	給水応援	消毒機及び薬品応援	復旧資材労務応援	技術応援
	給水車　両／日　m^3分	乾式注入能力 g／h　機		
	ろ水器　両／日　m^3分	湿式　g／h　機		
	自衛隊給水班要請／ 日　m^3日間	簡易滅菌機 g／h　機		
	水道から応急給水 日　m^3分	液体塩素 kg入　本		
	日間	さらし粉　高度　普通 500 g　本		
	必要なし	必要なし		

9　様式第９号（廃棄物処理施設被害）

廃棄物処理施設（ごみ・し尿・下水道終末処理）被害状況報告（中間・確定）			
災害の名称		災害発生日時	年　月　日　時
災害発生場所			
報告の時限	月　日　時現在	発受信時刻	日　時　分
発信者	（　）	受信者	（　）

被害施設名			
被害の区域および処理人口			
被害の状況			
被害額	千円	千円	千円
応急措置の現況			
災害救助の有無			
その他必要な事項			

10　様式第10号（感染症関係）

（表10の１）

感染症関係報告 （中間 / 確定）			
災害の名称		災害発生日時	
災害発生場所			
報告の時限		発受信時刻	
発信者		受信者	

	項目 / 病名	発生患者等数					備考
		患者	擬似	無症状病原体保有者	計	うち死者	
感染症							
備考							

11　様式第11号（医療施設被害）

（表11の１）

医療施設被害状況報告 （中間 / 確定）			
災害の名称		災害発生日時	年　月　日　時
報告の時限	月　日　時現在	発受信時刻	日　時　分
発信者		受信者	

区　分	施設名	経営主体	所在地	被害の程度					被害額	復旧に要する経費
				全壊 全焼	流出	半壊 半焼	浸水	その他		
（病院） （診療所）				棟	棟	棟	棟	棟	千円	千円
合　計										

注：１　本表は、保健所が管内の各施設の状況を県医務課に報告する場合に用いる。

２　各施設ごとの詳細な被害状況は別葉にして添付すること。

３　被害施設がへき地出張診療所の場合は、経営主体欄にその旨を記載すること。

12　様式第12号（商工関係被害）

（表12の１）

商工関係被害状況報告 （中間 / 確定）			
災害の名称		災害発生日時	年　月　日　時
災害発生場所			
報告の時限	月　日　時現在	発受信時刻	日　時　分
発信者		受信者	

被害区分＼業種区分				鉱工業	商業	サービス業	その他	計
組合、団体以外の事務所	建物の被害（ア）	全壊	棟　数（棟）					
			損害額(千円)					
		半壊	棟　数（棟）					
			損害額(千円)					
		その他の被害	棟　数（棟）					
			損害額(千円)					
	土地の被害（イ）		損害額(千円)					
	(ア)(イ)以外の有形固定資産の被害		損害額(千円)					
	製品・仕掛品・原材料の損害		損害額(千円)					
事業協同組合・商工組合・協業組合の被害			件　数（件）					
			損害額(千円)					
商工会議所・商工会の被害			件　数（件）					
			損害額(千円)					
小計			損害額(千円)					
除雪、排水等の災害対策に要した経費（千円）								
その他災害の発生により生じた損害額（千円）								
損害額総計（千円）								
被害件数（事業（務）所数）								

注：１　事業協同組合、商工組合、協業組合の被害とは、中小企業団体の組織に関する法律第３条第１項の規定による中小企業団体についての物的被害とする。

２　その他災害の発生により生じた損害額とは季節的商品の出荷遅延による価格の減少額等をいう。

３　住宅と営業に供している建物とが同一建物である場合は、営業用建物部分についての被害を記入するものとする。ただし、被害態様が住宅部分と営業用建物部分とに区分することが困難な場合は、かっこ外書きにする。

４　業種区分中の「その他」には指定公共機関及び指定地方公共機関に係る被害を除くものとする。

５　大企業に関する被害については、内訳（大企業分としてまとめ）を別紙に記載する。

13　様式第13号（観光施設被害）

（表13の１）

観光施設被害状況報告 （中間 / 確定）			
災害の名称		災害発生日時	年　月　日　時
災害発生場所			
報告の時限	月　日　時現在	発受信時刻	日　時　分
発信者		受信者	

1　土木施設（遊歩道・つり橋等）

区分	県工事		市町村工事		その他		計	
	か所	被害額	か所	被害額	か所	被害額	か所	被害額
道路		千円		千円		千円		千円
橋梁								
計								

2　一般観光地建物等

区分		県有施設		市町村施設		国民宿舎・旅館等		その他施設		計	
		件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
建物その他	全壊		千円		千円		千円		千円		千円
	半壊										
	その他										
	計										

15　様式第15号

（表15の１）

教育関係施設被害状況報告	（中間／確定）	報告者

災害の名称		災害発生年月日	年　月　日	災害発生場所			
施設の種類		報告の時限	年　月　日　時現在	発信者		受信者	

発受信日時	災害発生日時	市町村名	施設の名称	建物						工作物被害金額	土地被害金額	設備被害金額	被害額合計	被害状況
				要新築				要補修	計					
				全壊		半壊		大破以下金額	被害金額					
				面積	金額	面積	金額							
日　：	日　：			㎡	千円	㎡	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

注：　1　本表は、すべての教育施設の被害について使用するものであること。

2　公立中学校施設の被害の場合で、本年を含む前６年以内に合併があった市町村は、施設の名称欄を二段書とし、学校名の下へ学校所在地の旧市町村名を（　）書で記入すること。

3　文化財は、国、県の指定分についてのみ記入すること。

4　本表は、市町村、施設の管理者及び設置者が関係機関に報告する場合に用いる。

（表14の２）

教育関係施設被害状況報告	（中間／確定）	課
災害の発生	災害発生日時	月　日　時
	報告の時限	月　日　時現在

（単位　㎡・千円）

施設の種類	被害施設数	被害状況									
		建物						工作物被害金額	土地被害金額	設備被害金額	被害額合計
		要新築				要補修	計				
		全壊		半壊		大破以下金額	被害金額				
		面積	金額	面積	金額						
幼稚園											
小学校											
中学校											
高等学校											
盲学校											
ろう学校											
養護学校											
大学・高専											
共同利用施設											
教員住宅											
社会教育施設											
文化財											
合計											

注：本表は、県関係課から県危機管理・消防防災課ほか関係課に報告する場合に用いる。

15　様式第15号（市町村有財産被害）

（表15）

市町村有財産被害状況報告　（中間／確定）			市町村名
災害の名称		災害発生日時	年　月　日　時
報告の時限	月　日　時　現在	発受信時刻	日　時　分
発信者	（　）	受信者	（　）

この報告内容には、他の報告系統によるものはすべて含まれない。

	施設の別	発生数(計)	全壊（流失）	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	被害額	備考
建物被害		棟	棟	棟	棟	棟	棟	千円	
	小計								

	種別	発生数	被害状況	被害額	備考
公共土木施設被害（市町村単災のみ）	河川	か所		千円	
	道路				
	橋梁				
	小計				

	種別	発生数	被害状況	被害額	備考
その他		か所		千円	
	計	—	—		

注：本表は、市町村から地域振興局に、及び地域振興局から県危機管理・消防防災課に報告する場合に用いる。

16　様式第16号（公益事業関係被害）

（表16）

公益事業関係被害状況報告（中間／確定）　機関名			
災害の名称		災害発生日時	年　月　日　時
災害発生場所			
報告の時限	月　日　時　現在	発受信時刻	日　時　分
発信者	（　）	受信者	（　）

区分		被害発生数・被害程度数	被害額
被害状況	建物等		千円
	被害箇所		
	不通箇所		
応急措置・その他			

注：この表は、鉄道・通信・電力・ガス関係の被害について、各関係機関から県危機管理・消防防災課に報告する場合に用いる。

17　様式第17号

第１号様式

（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村	
報告者名	

火災種別	1　建物　2　林野　3　車両　4　船舶　5　航空機　6　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名（代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年令）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽傷　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	
焼損程度	焼損棟数：全焼　棟／半焼　棟／部分　棟／ぼや　棟／計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　a
り災世帯数		気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

18　様式第17の２

第２号様式（特定の事故）

第　報

事故名
1　石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2　危険物に係る事故
3　原子力施設等に係る事故
4　その他特定の事故

報告日時	
都道府県	
市町村	
報告者名	

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　　）		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種、第二種、その他）
発生日時	月　日　時　分	発見日時	月　日　時　分
（覚知日時）	（　月　日　時　分）	鎮火（処理完了）日時	月　日　時　分
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1　危険物　2　指定可燃物　3　高圧ガス　4　可燃性ガス　5　毒劇物 6　ＲＩ等　7　その他（　　）		
施設の区分	1　危険物施設　2　高危混在施設　3　高圧ガス施設　4　その他（　　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			

死傷者	死者（性別・年令） 計　人	負傷者　人 重症　人 中等症　人 軽症　人			
消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	警戒区域の設定　月　日　時　分 使用停止命令　月　日　時　分	出場機関		出場人員	出場資機材
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部（署）		台 人	
		消防団		台 人	
		海上保安庁		人	
		自衛隊		人	
		その他		人	
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

20　様式第20号（警察調査被害）

（表20）

災害発生状況表　（　月　日　時　分現在）

被害種別＼署別			長野中央	飯山	中野	須坂	長野南	千曲	上田	丸子	望月	小諸	佐久	軽井沢	南佐久	茅野	諏訪	岡谷	伊那	駒ケ根	飯田	阿南	木曽	塩尻	松本	安曇野	大町	小計	累計
人的被害	死者（人）																												
	行方不明者																												
	負傷者																												
建物被害	住家被害	全壊（焼）																											
		半壊																											
		流出																											
		全焼																											
		半焼																											
		床上浸水																											
		床下浸水																											
		一部破損																											
	非住家被害																												
非地被害	水工	流出、埋没（ha）																											
		冠水																											
	畑	流出、埋没																											
		冠水																											
道路損壊（箇所）																													
橋梁流出																													
堤防決壊																													
山（がけ）くずれ																													
鉄（軌）道被害																													
通信施設被害回線（回線）																													
木材流出（立米）																													
山林焼失（ha）																													
罹災世帯数																													
罹災者概数																													
出動警察官数																													
発生件数																													
備考																													